

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年1月30日

【発行者名】 マルチ・マネージャー・アクセス
(Multi Manager Access)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
弁護士 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
マルチ・マネージャー・アクセス
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
(Multi Manager Access
- Green, Social and Sustainable Bonds)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
マルチ・マネージャー・アクセス
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
マルチ・マネージャー・アクセス
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
クラスF - a c c 投資証券：10億7,970万米ドル（約1,691億円）を上
限とする。
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：964億3,000万円を上限とする。

（注1）上限見込額は、便宜上、2025年10月末日現在の1口当たり純資産価格（クラスF - a c c 投資証券については107.97米ドル、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については9,643円）に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

（注2）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.63円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

（1）【外国投資法人の名称】

マルチ・マネージャー・アクセス

- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

(Multi Manager Access

- Green, Social and Sustainable Bonds)

(以下、マルチ・マネージャー・アクセスを「本投資法人」、マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンドを「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)

（2）【外国投資証券の形態等】

サブ・ファンドの投資証券は記名式無額面投資証券であり、追加型である。

グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

クラスF - a c c 投資証券

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

(注1) サブ・ファンドには上記以外の投資証券も存在するが、日本で販売されていないため、以下、「投資証券」というときは、上記の投資証券を指すものとする。

(注2) クラス「F」投資証券は、(i) UBS (ユービーエス・スイス・エイ・ジー(その支店またはその関連会社、承継者もしくは譲受人を含む。)以下同じ。)と書面で投資一任契約を締結した投資家および() UBS が運用するファンドに提供される。クラス「F」投資証券について、販売会社は任命されない。クラス「F」投資証券は、(i) UBS との投資一任契約書の条件に従う投資家、または() UBS が運用するファンドに保有されなくなった場合に、その時点で適用される純資産価格で強制的に買い戻されるか、またはサブ・ファンドの別のクラスに転換されることがある。

名称に「- a c c」を含むクラスの投資証券は、本投資法人が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンドのクラスF - a c c 投資証券を「クラスF - a c c 投資証券」ということがある。

(注3) 名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建てのクラス投資証券については、ヘッジ取引を行う。「ヘッジ」クラス投資証券に関して、サブ・ファンドの純資産価額を、他の通貨建てのクラス投資証券の純資産価額に対してヘッジするために、外国為替取引および通貨先渡取引を行われ、サブ・ファンドの会計通貨で評価される。ヘッジの金額は、外貨建てのクラス投資証券の純資産価額の95%から105%の間となるように定められている。しかし、ポートフォリオのヘッジ対象部分の時価ならびに会計通貨建てではない投資証券の購入および買戻しの変動により、為替ヘッジ取引が一時的に上記の制限を超える場合がある。為替マネージャーは、ヘッジを上記の制限内に戻すために必要なあらゆる必要な措置を講じる。

グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンドのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券を「クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券」ということがある。

本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（3）【発行（売出）数（日本国内募集分）】

グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

クラスF - a c c 投資証券：1,000万口を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：1,000万口を上限とする。

(4) 【発行（売出）価額の総額】

上限見込額は以下のとおりである。

グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

クラスF - a c c 投資証券：10億7,970万米ドル（約1,691億円）を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：964億3,000万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、2025年10月末日現在の1口当たり純資産価格（クラスF - a c c 投資証券については107.97米ドル、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については9,643円）に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.63円）による。

(注3) 本投資法人は、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、各サブ・ファンドの投資証券は米ドルまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(5) 【発行（売出）価格】

各申込日の翌ファンド営業日（以下に定義する。）に計算される投資証券1口当たりの純資産価格

(注) 発行価格は、下記(10)記載の申込取扱場所に照会することができる。

(6) 【申込手数料】

なし

(7) 【申込単位】

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社（以下に定義する。）は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については後記「(10) 申込取扱場所」に照会のこと。

(8) 【申込期間】

2026年1月31日（土曜日）から2027年1月29日（金曜日）まで

原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が1日を通して通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(9) 【申込証拠金】

なし

(10) 【申込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

電話番号 03 - 5293 - 3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com>

（以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

（11）【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

（12）【払込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日以内（以下「ファンド払込日」という。）に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパルクセンブルグ支店のファンド口座に各投資証券の基準通貨で払い込まれる。

（13）【引受け等の概要】

日本における販売会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間のファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2022年3月17日付契約に基づき投資証券の募集を行う。

日本における販売会社は直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けた投資証券の買戻し請求をファンドへ取り次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受入れまたは投資主に対する買戻し代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）はUBS SuMi TRUSTを日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売会社および他の販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

（14）【手取金の使途】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」記載の有価証券の取得。

（15）【その他】

申込みの方法

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資主は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、各投資証券の基準通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資

主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の基準通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外(アメリカ合衆国を除く。)でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して投資証券の販売が行われる。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当事項なし。

第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】

該当事項なし。

第4【短期外債】

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

(以下、マルチ・マネージャー・アクセスを「本投資法人」、マルチ・マネージャー・アクセス・グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンドを「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)

(グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド)

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2022年7月末日に 終了する 会計年度末	2023年7月末日に 終了する 会計年度末	2024年7月末日に 終了する 会計年度末	2025年7月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	- 212,590,490.47	32,921,342.78	85,422,083.95	149,445,370.21
(b) 経常利益金額 または経常損失金額	- 212,590,490.47	32,921,342.78	85,422,083.95	149,445,370.21
(c) 当期純利益金額 または当期純損失金額	- 212,590,490.47	32,921,342.78	85,422,083.95	149,445,370.21
(d) 出資総額 ⁽²⁾	2,508,527,924.69	2,365,959,041.40	2,292,311,511.36	1,866,240,301.92
(e) 発行済投資口総数				
(クラスF - a c c 投資証券)	9,189,310.1930口	8,285,203.2070口	7,526,386.3410口	5,820,002.7150口
(クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券)	243,805口	239,915口	206,185口	43,580口
(f) 純資産額	2,508,527,924.69	2,365,959,041.40	2,292,311,511.36	1,866,240,301.92
(g) 資産総額	2,537,477,140.99	2,403,032,918.52	2,311,732,874.20	1,873,120,359.95
(h) 1口当たり純資産価格				
(クラスF - a c c 投資証券)	94.81	93.31	100.18	105.65
(クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券)	9,989円	9,377円	9,472円	9,534円
(i) 1口当たり当期純利益金額 または当期純損失金額				
(クラスF - a c c 投資証券)	- 4.85	- 1.97	6.90	6.25
(クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券)	- 2.55	- 8.59	- 3.71	- 4.89
(j) 分配総額	なし	33,171.77	695,941.82	835,764.03
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	98.86%	98.46%	99.16%	99.63%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾				
(クラスF - a c c 投資証券)	- 5.19%	- 1.58%	7.36%	5.46%
(クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券)	- 0.11%	- 6.13%	1.01%	0.65%

(1) 営業収益には投資収益および実現および未実現利益（損失）が含まれる。以下同じ。

(2) サブ・ファンドは変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。以下同じ。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下同じ。

(4) 「主要な経営指標等の推移(e)発行済投資口総数、(h)1口当たり純資産価格、(i)1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額、(k)1口当たり分配金額および(m)自己資本利益率」は、日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

(注1) サブ・ファンドは2022年3月10日に設立され、サブ・ファンドのクラスF - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は2022年5月13日に運用を開始した。

(注2) 名称の一部に「F」を含むクラスの投資証券は、年次財務報告書が作成された後に、取締役会の提案を経て、定時投資主総会により、分配がなされるか否か、またその額が決定される。以下同じ。

(注3) 各取引に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある(財務書類に対する注記1参照)。以下同じ。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人(「本投資法人」)の名称	マルチ・マネージャー・アクセス (Multi Manager Access)		
法的形態	投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)パートの規定に従い設立された可変資本投資会社(SICAV)形態によるオープン・エンド型投資信託		
設立日	2006年3月30日		
ルクセンブルグ商業登記所登録番号	B 115445		
会計年度	8月1日から7月31日		
定時株主総会	本投資法人の登録された事業所において、毎年1月31日の12時00分に開催する。1月31日がルクセンブルグの営業日(ルクセンブルグの銀行が営業を行っている日の営業時間)でない場合は翌営業日に開催する。		
定款			
	当初公告	2006年4月14日	ルクセンブルグの官報(官報、企業・団体の部(Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations)(以下「メモリアル」という。)および会社公告集(Recueil Electronique des Sociétés et Associations)の総称をいう。)で公告された。
管理会社	UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ (UBS Asset Management (Europe) S.A.) ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、J.F.ケネディ通り 33A		

本投資法人は、UBSマルチ・マネージャー・アクセスとして2006年3月30日に法人化された、投資信託に関する2002年12月20日法パートに従う可変資本投資会社(SICAV)の法的形態によるオープン・エンド型投資ファンドである。ルクセンブルグ商業・法人登記所に登録番号B115445として登録されている。定款はメモリアルにおいて、2006年4月14日に公告され、閲覧に供するため商業・法人登記所に預けられている。修正版はすべて、「会社公告集(Recueil Electronique des Sociétés et Associations)(以下「RESA」という。)」という。)に預託通知を掲載することで公告し、定時投資主総会で承認を受けた後、すべての投資主を法的に拘束する。

個々のサブ・ファンドの純資産は全体として本投資法人の純資産総額を構成し、常に本投資法人の株式資本に相当する。本投資法人の株式資本は全額払込済の無額面株式(以下「投資証券」という。)で構成される。本投資法人の設立および認可時の当初資本金は、300,000ユーロであった。

本投資法人の最低資本額は1,250,000ユーロであり、かかる最低資本額は監督機関が本投資法人を認可した日から6か月以内に達成しなければならない。

総会では投資主は、サブ・ファンドの投資証券価格の違いに関係なく、保有する投資口1口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに関係する総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券1口には一票の議決権が付与されている。

本投資法人は単独の法主体である。投資主に関して、各サブ・ファンドは他のサブ・ファンドと区別され、あるサブ・ファンドの資産は当該サブ・ファンドが負担する負債だけを相殺するために使用することができる。

取締役会は、新たなサブ・ファンドを設立する権限および/または既存サブ・ファンドを清算する権限に加え、これらのサブ・ファンドにおいて独自の特性を有する別の投資証券クラスを設定する権限を常時有する。販売目論見書は、新たなサブ・ファンドが設立される都度更新される。

本投資法人の存続期間および総資産額に制限はない。

本投資法人の事業年度は、7月31日に終了する。定時投資主総会は毎年1月31日の午前11時から、本投資法人の登記上の事務所において開催される。1月31日がルクセンブルグにおける営業日ではない場合、定時投資主総会は、翌営業日に開催される。

本投資法人の連結通貨はユーロである。

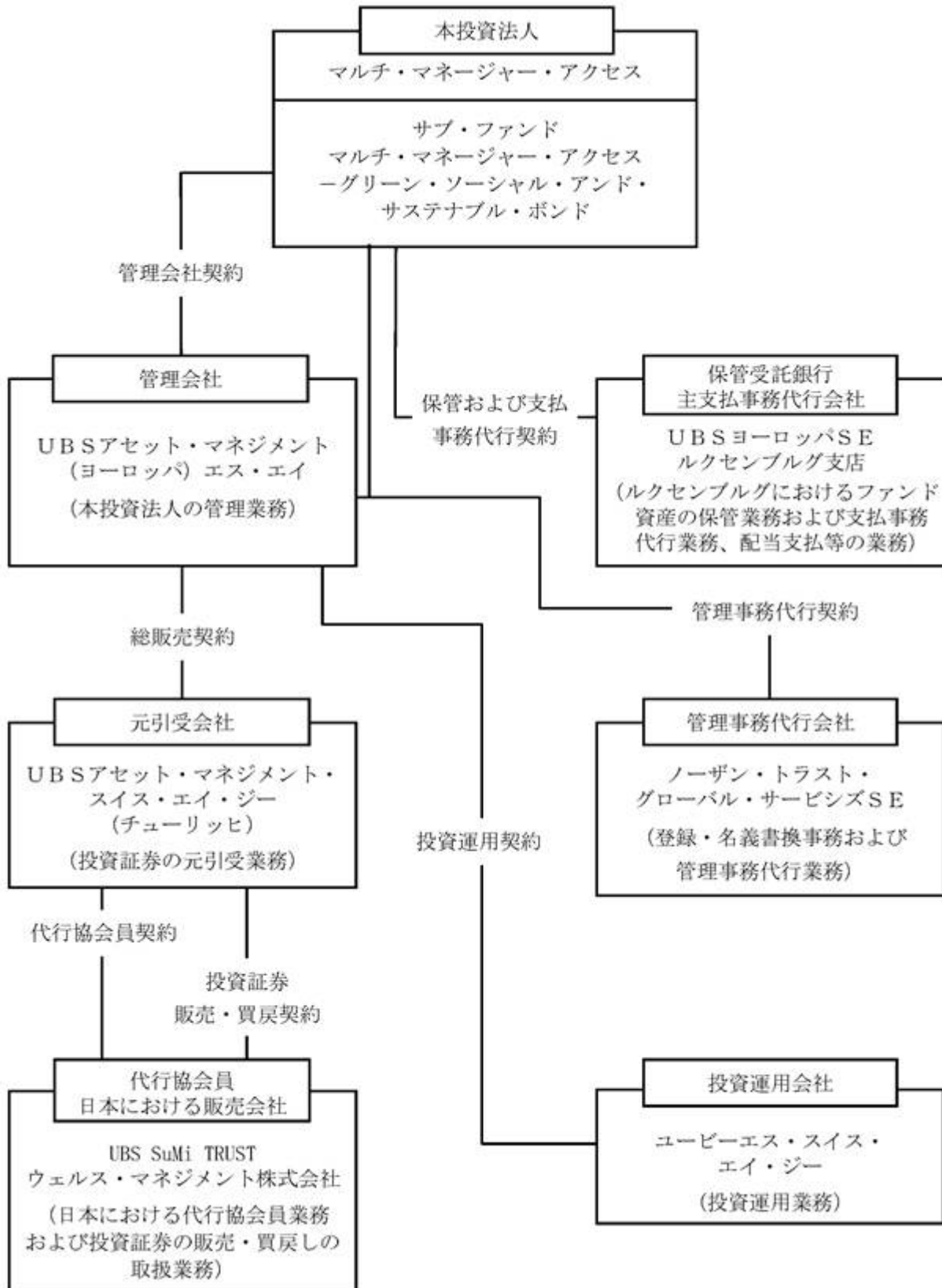
すべての投資者は、本投資法人の投資主名簿に投資者自身が自身の氏名で登録された場合に、投資者の権利(特に投資主総会に参加する権利)を直接本投資法人に対してのみ完全に行使できるという事実、留意されたい。投資者が取次機関を通じて本投資法人に投資し、かかる取次機関が、投資者を代理してではあるが自身の名義で本投資法人に投資する場合、かかる投資者は、投資主の権利の一部を本投資法人に対して直接行使できないことがある。投資者は、自らの権利について助言を求めることが望まれる。

b. 外国投資法人の特色

本投資法人の主な目的は、元本の保全および資産の流動性に十分に配慮しつつ、高い成長および/または安定的な収益を実現することである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
マルチ・マネージャー・アクセス (Multi Manager Access)	外国投資法人	2006年3月30日付で定款を締結。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSアセット・マネジメント (ヨーロッパ) エス・エイ (UBS Asset Management (Europe) S.A.)	管理会社	本投資法人との間で管理会社契約(2017年7月31日効力発生)(注1)を締結。投資信託に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管および支払事務代行契約(注2)を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社および本投資法人との間で管理事務代行契約(2017年10月1日効力発生)(注3)を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
ユービーエス・スイス・エイ・ジー (UBS Switzerland AG)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約(改訂済)(注4)を締結。グローバル・エクイティに関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zürich)	元引受会社	管理会社との間で総販売契約(2017年7月31日効力発生)(注5)を締結。投資証券の元引受業務について規定している。
UBS SuMi TRUSTウェルズ・マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2022年3月17日付で管理会社との間で代行協会員契約(注6)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2022年3月17日付で管理会社との間で投資証券販売・買戻契約(注7)を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

(注1) 管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。

(注2) 保管および支払事務代行契約とは、定款の規定に基づき、本投資法人によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。

(注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。

(注4) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。サブ・ファンドの投資アプローチは、ポートフォリオ・マネージャーの選択に基づくものである。ポートフォリオ・マネージャーの選定は、デュー・ディリジェンスを通じて行われる。各ポートフォリオ・マネージャーは、販売目論見書に記載される各サブ・ファンドの適格ポートフォリオ・マネージャーとして選定されている。常に適格ポートフォリオ・マネージャーが選定されるとは限らない。

(注5) 総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。

(注6) 代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。

(注7) 投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

(4) 【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

本投資法人は、3名以上のメンバー（本投資法人の投資主である必要はない。）で構成される取締役会によって運営される。取締役は、6年間を上限とする任期で選任される。取締役は、投資主総会において投資主によって選任されるものとし、投資主は、さらに、取締役の人数、その報酬および任期を決定するものとする。

取締役は、本人または代理人が出席した投資主の投資証券の議決権の過半数により選任される。

取締役は、投資主総会において採択された決議によって、理由の有無を問わず、いつでも、解任されるか、または交代させられる可能性がある。

取締役の役職が空席となった場合、残りの取締役は、一時的にかかる空席を埋めるものとし、投資主は、次の総会においてかかる任命に関する最終決定を下すものとする。

取締役会は、そのメンバーの中から議長を1名選定するものとし、また、そのメンバーの中から1名以上の副議長を選定することができるものとする。また、取締役会は、取締役会会議および投資主総会の議事録を作成し、保管する秘書役（取締役である必要はない。）を1名選定することができる。取締役会は、議長またはいずれか2名の取締役の請求があった場合、会議の通知に記載されている場所において会議を開催するものとする。

議長は、取締役会会議および投資主総会において議長を務めるものとする。かかる議長が欠席する場合は、投資主または取締役会のメンバーは、過半数の投票により、他の取締役、または投資主総会の場合は他の者がかかる会議において議長を務めることを決定するものとする。膠着状態に陥った場合は、議長が決定票を投じるものとする。

取締役会は、本投資法人が本投資法人の運営および管理のために必要とみなす従業員（ゼネラル・マネージャーおよびアシスタント・ゼネラル・マネージャーならびにその他の役員を含む。）を任命することができる。取締役会は、いつでも、かかる任命を取り消すことができる。従業員は、本投資法人の取締役または投資主である必要はない。本基本定款によって別途規定されている場合を除き、役員は取締役会によって付与された権利および義務を有するものとする。

取締役会開催の書面による招集通知は、かかる開催の指定された日の少なくとも24時間前までにすべての取締役に送付されなければならないものとする。ただし、緊急事態の場合は除くものとし、かかる場合は、かかる事態の性質が会議の通知に記載されなければならない。かかる通知は、テレグラム、テレックス、テレファックスまたはその他の類似の通信手段による書面の同意をもって放棄することができる。取締役会によって採択された決議に指定されている日時及び場所において開催される会議については、別途通知を送付する必要はないものとする。

取締役は、テレグラム、テレックス、テレファックスまたはその他の類似の通信手段により書面で他の取締役を自身の代理人として任命することによって会議に参加することができる。取締役は、自身の複数の同僚の代理を務めることができる。

取締役は、会議に参加しているすべての者が互いの声を聴くことができる会議電話または類似の通信手段によって取締役会会議に参加することができるものとし、かかる手段による会議への参加は、かかる会議への本人による出席とみなされるものとする。

取締役は、適式に招集された取締役会会議においてのみ行為することができる。取締役は、取締役会の決議によって特別に授權された場合を除き、取締役個人の署名によって本投資法人を拘束してはならない。

取締役会は、取締役の少なくとも過半数または取締役会が決定した取締役のその他の人数（本人または代理人）が出席した場合においてのみ、有効に審議または行為することができる。

取締役会の決議は、会議の議長によって署名された議事録に記録されるものとする。司法手続きまたはその他において作成されるかかる議事録の抜粋の写しは、会議の議長または2名の取締役によって有効に署名されるものとする。

決議は、本人または代理人が出席した取締役の過半数の投票によって採択される。

すべての取締役によって承認および署名された書面による決議は、取締役会会議において投票された決議と同等の効力を有するものとする。各取締役は、テレグラム、テレックス、テレファックスまたはその他の類似の通信手段により書面で行われる決議を承認するものとする。かかる承認は、書面で確認されるものとし、また、すべての文書は、かかる決定がなされたことを証明する記録の形態でなければならない。

取締役会は、定款において決定されている投資方針に従って、本投資法人の目的の範囲内で、すべての処分および管理を行う最も広範囲な権限を付与されている。

法律または定款によって投資主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限とする。

運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

管理会社は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2025年10月末日現在のサブ・ファンドの出資総額および各クラス投資証券の発行済投資証券総数は以下のとおりである。

なお、発行可能投資口総口数には制限がない。

(グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド)

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	米ドル	百万円		
2022年7月末日に終了する 会計年度末	2,508,527,925	392,911	クラスF - a c c 投資証券	9,189,310.1930
			クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券	243,805
2023年7月末日に終了する 会計年度末	2,365,959,041	370,580	クラスF - a c c 投資証券	8,285,203.2070
			クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券	239,915
2024年7月末日に終了する 会計年度末	2,292,311,511	359,045	クラスF - a c c 投資証券	7,526,386.3410
			クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券	206,185
2025年7月末日に終了する 会計年度末	1,866,240,302	292,309	クラスF - a c c 投資証券	5,820,002.7150
			クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券	43,580
2025年10月末日現在	1,830,814,537	286,760	クラスF - a c c 投資証券	5,569,845.3090
			クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券	38,815

(注) サブ・ファンドは2022年3月10日に設立され、サブ・ファンドのクラスF - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は2022年5月13日に運用を開始した。

(6) 【主要な投資主の状況】

1993年4月5日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定(改訂済)
により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

本投資法人の主な目的は、元本の保全および資産の流動性に十分に配慮しつつ、高い成長および／または安定的な収益を実現することである。

サブ・ファンドの投資方針

一般

各サブ・ファンドの投資方針は、本項および下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の項に記載されている。各サブ・ファンドは、下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に記載されるその他の制限に従い、さらに、下記「(4)投資制限」に記載される投資制限に従う。

投資者は、個々のサブ・ファンドおよび／またはクラスの基準通貨が（それらが異なる場合）、それぞれのサブ・ファンドまたはクラスの純資産価額を算出する通貨のみを指し、かかるサブ・ファンドの投資が行われる通貨ではないことに留意すべきである。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も資する通貨で行われる。

各サブ・ファンドは先進国および新興市場国の双方に投資することができる。このような投資に伴うリスクは「3 投資リスク」の項に記載されている。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、流動性資産を付随的に保有することができる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合および投資主の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過することができるものとする。当該制限は金融派生商品のエクスポージャーをカバーするために保有される流動性資産には適用されない。2010年法第41条第1項の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット型投資信託は、2010年法第41条第2項に基づく付随的な流動性資産に含まれるとはみなされない。付随的な流動性資産は、当該時もしくは突発的な支払をカバーするためにいつでもアクセスできる銀行の当座預金で保有される現金等の要求払預金、または2010年法第41条第1項に基づく適格資産への再投資のために必要な期間もしくは市況の悪化時に厳密に必要となる期間に限定しなければならない。サブ・ファンドは同一の金融機関の要求払預金にその純資産価額の20%を超えて投資してはならない。

ESGインテグレーション

投資運用会社は、重大なサステナビリティおよび／または環境上の、社会的な、かつ企業のガバナンスとしての要因をリサーチおよび投資のプロセスに統合することをESGインテグレーションと定義している。ESGインテグレーションは、特定の倫理的な原則または規範に左右されるのではなく、投資リターンに影響を及ぼしかねない重大なESGリスクを考慮することにより行われる。重大なサステナビリティ／ESG問題の分析には、様々な側面（カーボン・フットプリント、従業員の健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等）の多数の異なる側面が含まれることがある。ESG統合型ファンドは、ESG特性を推進しているか、または特定のサステナビリティもしくはインパクトを目的とするような、投資ユニバースが限定される場合がある投資信託とは異なり、主に財務パフォーマンスの最大化を目指す投資信託であり、そのためにESGの側面が投資プロセスにおけるインプット要因になる。

金融派生商品の利用

サブ・ファンドは、ヘッジもしくはポートフォリオの効率的運用を目的として、または下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に記載される投資戦略の一環として、金融派生商品

を利用する権限を有する。下記「各サブ・ファンドに固有の投資方針」の関連する項目に別段の記載がない限り、金融派生商品を利用するサブ・ファンドは、その利用目的をヘッジおよび/または効率的なポートフォリオ運用に限定し、かつ下記「証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー」および「(4)投資制限」で定められる制限内で利用する。投資者は、金融派生商品に関して考慮すべき特別リスクについて下記のリスク要因を参照すべきである。サブ・ファンドは、店頭取引の相手を当該取引を専門とする金融機関に限定する。

本投資法人の年次報告書には、該当する報告期間内に金融派生商品を締結しているサブ・ファンドに関して、以下の詳細が含まれる。

- ・金融派生商品を通じた原資産に対するエクスポージャー
- ・これらの金融派生商品の取引相手方の身元
- ・取引相手方に対するリスクのエクスポージャーを低減するために受領する担保の種類および金額

レポ契約/リバース・レポ契約および証券貸付契約ならびに店頭取引(OTC)の金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用の技法のための担保の運用

サブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CSSFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、CSSFの要件に従い、かつ「(4)投資制限」の「2.金融派生商品およびポートフォリオの効率的運用技法の利用」に詳述される通り、レポ契約、リバース・レポ契約および/もしくは証券貸付契約を採用することができる。このような取引がデリバティブの利用に関連する場合、期間および制限が2010年法の規定を遵守しなければならない。技法は下記の「証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー」の項に記載される通り継続ベースで利用されるが、市況に応じて証券貸付取引のエクスポージャーの停止または低減を随時決定することがある。このような技法の利用は投資者の最大の利益に従い行われなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバース・レポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である。

一般的に、以下の要件がレポ契約/リバース・レポ契約および証券貸付契約に適用される。

- ()レポ契約/リバース・レポ契約または証券貸付契約の取引相手方が、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付を(ムーディーズによる)A2またはそれを下回る格付(もしくはこれに相当する格付)に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- ()本投資法人が、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- ()本投資法人がリバース・レポ契約を締結する場合、本投資法人が、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額(リコールの実施時までに発生する利息を含む。)のリコールまたはリバース・レポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバース・レポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバース・レポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。

- () 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人が、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底させなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- () レポ契約/リバース・レポ契約または証券貸付契約が、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益(直接および間接の運営コスト/費用控除後)が、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト/費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものが、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト/費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

一般的に、トータル・リターン・スワップには以下の点が適用される。

- () トータル・リターン・スワップにより取得される純リターンの100%(直接および間接的な運営コスト/手数料を控除後)がサブ・ファンドに返却される。
- () トータル・リターン・スワップに関連して発生するすべての直接および間接的な運営コスト/手数料がファンドの年次および半期報告書に記載される事業者を支払われる。
- () トータル・リターン・スワップに関連して手数料を分担する取決めは締結されていない。

本投資法人およびそのサブ・ファンドはいかなる状況下であってもこれらの取引のためにその投資方針を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により該当するサブ・ファンドのリスク水準を当初のリスク水準(これらの技法を利用しない場合の水準)から大幅に上昇させてはならない。本投資法人は、自身または任命を受けた自身のサービス提供者がこれらの技法の利用を通じて発生するリスク、特に相手方当事者リスクを、リスク管理手続きの一環として監視および管理することを徹底する。本投資法人、管理会社、投資運用会社および保管受託銀行の関連会社との取引から生じる潜在的な利益相反の監視は、主として契約およびこれに伴う手続きの継続的な検証を通じて実行される。

本投資法人に証券貸付業務を提供するサービス提供者は、その業務の対価として市場標準に沿った報酬を受領する権利を有する。これらの報酬の金額は該当する場合、年次ベースで検証および適用される。現在、アームス・レングスに交渉される証券貸付取引から受領する総収益の60%を該当するサブ・ファンドに貸方計上し、総収益の30%を継続的な証券貸付業務および担保の運用に責任を有する証券貸付のサービス提供者であるユービーエス・スイス・エイジーが手数料として受領し、総収益の10%を取引の管理、継続的な運営業務および担保の預かり保管に責任を有する証券貸付のエージェントであるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店が手数料として受領する。証券貸付取引を行うためのすべての手数料は、総収益に占める証券貸付代理人の取り分から支払われる。ここには証券貸付業務により発生するすべての直接および間接的な経費が含まれる。UBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイジーはUBSグループの一員である。

本投資法人がEPM技法において担保として受領することができる商品は、「(4)投資制限」の第2項、2.26に記載される。効率的なポートフォリオ運用の技法に関するさらに詳細な情報については、「3 投資リスク a. リスク要因」の「EPM技法の利用に関連するリスク」を参照のこと。

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約およびオプション取引を行うかまたはその他の派生技法を利用

する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、担保を預託することにより軽減することができる。

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。本投資法人は、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。本投資法人または本投資法人が選任するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。本投資法人は、当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免 - ヘアカット）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。減額幅は株式が最大である。担保として預託される有価証券は、本投資法人に代わり保管受託銀行が保有し、本投資法人はかかる証券の売却、投資または担保権設定を行うことはできない。

本投資法人は、譲渡された担保を主に地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散により適切に分散することを徹底する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

本投資法人は、上記の項の免除条項を受け、かつCSSF指令14 / 592により施行されたETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン2014 / 937（随時修正済）の改正後の第43条（e）（以下「ESMAガイドライン」という。）に従い、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、OECD加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、本投資法人は必ず、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領しなければならないが、一銘柄の証券が各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

本投資法人は、上記の免除条項を利用し、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスの各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、OECD加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品による担保を受領する旨を決定した。

EPM技法の利用

サブ・ファンドは「（4）投資制限」に記載される制限内でEPM技法（（リバース・）レポ契約または証券貸付取引等）を利用することを認められている。投資者はEPM技法に適用される特定のリスク要因について「3 投資リスク a. リスク要因」を参照すべきである。

本投資法人が効率的なポートフォリオ運用において担保として受領することができる商品は、利用可能な範囲において「（4）投資制限」の2.26項に定められている。

投資対象UCIの費用

サブ・ファンドは、「（4）投資制限」に記載される制限内で他のUCIに投資することができる。このような他のUCIの投資家として、サブ・ファンドの投資主が支払う手数料、費用、経費に加え、各投資主は、運用、投資管理、管理、その他の費用など、投資対象UCIの手数料、費用、経費の一部も間接的に負担することになる。本投資法人の年次報告書には、サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドならびにサブ・ファンドが投資するUCITSおよび/または他のUCIの両方に対して課される管理手数料の最大割合が記載される。

リスク管理

コミットメント・アプローチおよびバリュー・アット・リスク・アプローチに従うリスク管理は適用法令の規定に従い適用される。

レバレッジ

レバレッジは、適用あるESMAガイドラインおよびCSSF指令11 / 512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として確定される。この定義により、ヘッジ目的で利用される可能性がある派生商品を加えて算定する場合があります、レバレッジ額が人為的に高くなることもある。そのため、この算定結果は、投資者が負担する実際のレバレッジ・リスクを必ずしも正確には反映していない。

レバレッジがかけられる場合の予測レバレッジは、過去のデータに基づき、想定元本の総額と各サブ・ファンドの純資産価額との比率として以下の表に示されている。募集開始前のサブ・ファンドについては、予測レバレッジは、標準的ポートフォリオか、または類似するサブ・ファンドの投資に基づいて算定される。一定の状況下では、すべてのサブ・ファンドについてレバレッジ額がより大きくなることもある。

サブ・ファンド	グローバル・リスク計算法
グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	コミットメント・アプローチ

証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバース・レポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約		リバース・レポ契約		証券貸付取引	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
グリーン・ ソーシャル・ アンド・サス テナブル・ボ ンド	0% ~ 25%	25%	0%	0%	0%	0%	10% ~ 20%	40%

各サブ・ファンドに固有の投資方針

各サブ・ファンドの投資方針および戦略は、以下の通りであり、下記「(4) 投資制限」に記載される投資制限に常に従っている。疑義を避けるために付言すると、各サブ・ファンドは以下の制限に従うことを条件に、下記の資産クラスのエクスポージャーを取ることができる。

- () 資産担保証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%
- () モーゲージ・バック証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%
- () 偶発転換債券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%
- () 破綻証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

サブ・ファンドは、環境面および/または社会面の特性を推進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則に関する欧州連合(EU)規則2019/2088(「SFDR」)の第8条を遵守している。環境面および/または社会面の特性に関する詳細は本書の「別紙B」に記載される(SFDRの細則(RTS)第14条第2項)。

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、その投資目的は、気候変動の影響の緩和、不平等の是正、基本的な生活必需品へのアクセスとその質の向上など、環境、社会および/または持続可能性に直接役立つプロジェクトに充当する資金用途が明確に指定されている債券に主として投資することにより、長期的な元本成長を追求することである。この投資方針が達成される保証はない。また、サブ・ファンドは、その資産の30%を上限としてハイ・イールド債券に、50%を上限としてエマージング債に投資することができる。

サブ・ファンドは、参照ベンチマーク指数であるICEグリーン、ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド・カスタマイズドUSDhインデックスに対するパフォーマンスを参照する。専用ポートフォリオでサブ・ファンドが保有する投資対象の70%以上は、参照ベンチマーク・インデックスの構成銘柄とする。ICMAのガイドラインおよび原則に基づき、環境、社会および/または持続可能性に直接的に貢献するプロジェクトにのみ資金を充当することが明確に指定されている、適格なグリーン、社会、持続可能な目的のために発行された債券(グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンド)の米ドルおよびユーロ建ての市場の指標を投資家に提供するものである。参照ベンチマーク指数の算出に使用された方法は、ベンチマーク指数プロバイダーのウェブサイト(www.theice.com)で閲覧可能である。

投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポージャーが参照ベンチマーク指数から乖離する程度に対して限定的な制限を設けている。投資戦略は、基準ベンチマーク指数に対する債券投資のウェイトを制限していないため、サブ・ファンドのポートフォリオ構成は参照ベンチマーク指数から大きく乖離する可能性がある。ポートフォリオ・マネージャーは、特定の投資機会を活用するため、その裁量で参照ベンチマーク指数に含まれない債券投資対象に投資することがある。そのため、市場の変動が大きい時期には、サブ・ファンドのパフォーマンスが参照ベンチマーク指数から大きく乖離する可能性がある。

専用ポートフォリオについて、連結ベースで投資制限を適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、ヘッジおよび/または効率的なポートフォリオ運用を目的として、デリバティブを使用することもある。

原則として、サブ・ファンドは一時的に、その純資産の20%を上限として流動性資産を付随的に保有することもできる。例外的な市況の悪化を受けてそのように求められる場合で、かつ投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に厳密に必要とされる期間に限り、上限の20%を一時的に超過するものとする。サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

サブ・ファンドは、ポートフォリオが保有する債券の再編に起因する例外的な場合において、サブ・ファンドの投資主の最善の利益のために、その純資産の5%を上限として、通常は実務上可能な限り速やかに売却される株式およびワラントを一時的に保有することができる。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3) 【分配方針】

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主総会は、本投資法人の取締役会の提案に従い、かつ各サブ・ファンドの年次決算後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の特別分配金を支払うかを決定する。分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が法律に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。

取締役会は、中間配当を支払う権限および分配金の支払いを中止する権限を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドまたはその投資証券クラスに返還されるものとする。当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。投資主総会は本投資法人の取締役会の提案に従い、正味投資収入およびキャピタル・ゲインの割当ての一部として無償投資証券の発行を決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように算出される。

投資証券の券面が発行されている場合、分配金はクーポンの提出により支払われる。本投資法人が支払い方法を決定する。

(4) 【投資制限】

本投資法人およびサブ・ファンドは、以下の投資制限に従う。サブ・ファンドの資産の運用は、以下の投資制限の範囲で行われる。

サブ・ファンドには、本書の関連部分に記載された投資制限が追加される可能性がある。

1. 投資対象および投資制限

1.1 本投資法人の投資対象は以下のみとする。

- (a) EU加盟国の証券取引所に正式に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- (b) 他の規制を受ける市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- (c) 証券取引所に正式に上場されているか、または西欧、東欧、アジア、オセアニア、アメリカ大陸もしくはアフリカのいずれかの別の国の規制を受ける市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- (d) 新規発行の譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、(i) 発行条件に、上記(a)、(b)および(c)に記載される証券取引所または規制を受ける市場への正式な上場許可申請を行う旨が盛り込まれていること、ならびに()かかる許可が発行から一年以内に下りることを条件とする。
- (e) EU加盟国に所在しているか否かを問わず、UCITS指令第1条(2)a)およびb)が定義するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券。ただし、(i) かかるその他のUCIが、EU法に規定されるものと同等であるとルクセンブルグの監督当局がみなす監督に服する旨および当局との間の協力が十分に保証される旨を定める法律に基づき認可されていること、() かかるその他のUCIの受益者の保護水準がUCITSの受益者に提供されるものと同等であること。特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券と短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること、() かかるその他のUCIの業務が、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行えるように半期報告書および年次報告書で報告されること、() 取得が完了しているUCITSまたはその他のUCIの純資産の10%を超えて、そのファンドの規則または設立文書に従い、他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資しないことを条件とする。
- (f) 要求払いができまたは引出権があり、かつ期間が12か月までの金融機関への預金。ただし、金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、またはEU非加盟国に金融機関の登記上の

事務所がある場合はCSSFがEU法に基づくものと同等とみなす健全性の規則に服していることを条件とする。

- (g) 上記(a)、(b)および(c)に記載される規制を受ける市場で取引されている金融派生商品(同様の現金決済商品を含む。)および/または店頭派生商品。ただし、(i)裏付け商品が、本書に記載される自らの投資目的に基づいてサブ・ファンドが投資することができる本1.1に挙げる商品、金融指数、金利、外国為替相場または通貨であること、()店頭派生商品の取引相手が、一流の金融機関であること、および()店頭派生商品が、日々行われる信頼できる検証可能な評価の対象であり、本投資法人の戦略に基づき公正価値でいつでも相殺取引により売却、清算または手仕舞いできることを条件とする。
- (h) 規制を受ける市場で取引される短期金融商品以外の短期金融商品。ただし、その発行または発行体自身が投資家および貯蓄の保護のための規制が適用されている場合に限り、また、かかる商品が、(i)EU加盟国の中央、地域、地方の機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合もしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、もしくは連邦国家の場合に連邦の加盟国、もしくは一国もしくは複数国のEU加盟国が属する公的国際機関が発行もしくは保証していること、または()上記(a)、(b)もしくは(c)に記載した取引所に上場されているもしくは規制を受ける市場で有価証券が取引されている事業者が発行していること、または()EU法に定められる基準に基づく健全性の監督に服する機関、もしくはEU法に定められるものと少なくとも同程度に厳格であるとCSSFがみなす健全性の規則に服しこれを遵守している機関が発行もしくは保証していること、または()CSSFが承認したカテゴリーに属するその他の発行体が発行していること。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文に定めるものと同等の投資家保護規則が適用され、発行体が、(A)1,000万ユーロ以上の資本金および準備金を有し、かつ、指令2013/34/EUに従い年次決算書を作成および公表する法人であるか、(B)一社以上の上場企業を擁する、グループ内の資金調達を担当する法人であるか、または(C)銀行の流動性枠から利益を得る証券化ピークルの資金調達を担当する法人であることを条件とする。

- 1.2 ただし、各サブ・ファンドは、(a)純資産の10%を上限として上記1.1に記載されるもの以外の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資すること、ならびに(b)付随的に流動性のある資産を保有することができる。

リスク分散

- 1.3 本投資法人は、リスク分散原則に従い、サブ・ファンドの純資産の10%を超えて単一かつ同一の発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。純資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融商品の総価値が、関連サブ・ファンドの純資産価額の40%を超えてはならない。当該制限は、健全性の監督に服する金融機関への預金および同機関との店頭派生商品の取引には適用されない。
- 1.4 本投資法人は、サブ・ファンドの純資産の20%を超えて同一機関への預金に投資してはならない。
- 1.5 店頭派生商品およびEPM技法取引におけるサブ・ファンドの取引相手に関するリスク・エクスポージャーが、(a)取引相手が上記1.1(f)に記載される金融機関である場合にサブ・ファンドの純資産の10%を、(b)その他の場合にサブ・ファンドの純資産の5%を超えてはならない。
- 1.6 サブ・ファンドは、上記1.3、1.4および1.5に定める個々の制限にかかわらず、サブ・ファンドの純資産の20%を超える(a)単一機関により発行される譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、(b)単一機関への預金、および/または(c)単一機関との間で行われる店頭派生商品の取引から生じるエクスポージャーを累計してはならない。

- 1.7 上記1.3に定める10%の上限は、欧州議会および理事会の指令（EU）2019 / 2162の第3条（1）に定義されるカバードボンドおよびEU加盟国に登録上の事務所を有し、法律により当該国において債券保有者を保護するために策定される公的監督に服する金融機関が2022年7月8日より前に発行した債券の場合、25%に引き上げられる。特に、2022年7月8日より前に発行した債券の発行に起因する資金は、法律に従い、債券の存続期間を通じてその発行から発生する金銭債務を十分にカバーし、かつ発行体が債務不履行に陥った場合に元利金の支払いを優先的に割り当てられる資産に投資するものとする。さらに、サブ・ファンドが単一かつ同一の発行体の債券に純資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の総額が、当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えてはならない。
- 1.8 上記1.3に定める10%の上限は、EU加盟国もしくはその地方機関、他のOECD加盟国、または一か国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品の場合、35%に引き上げられる。
- 1.9 上記1.7および1.8に定める特別規則に該当する譲渡性のある証券および短期金融商品は、上記1.3に記載されるリスク分散の40%の上限を計算する際には計算に入れない。
- 1.10 上記1.3ないし1.8に定める制限を累計できないため、同一発行体が発行する譲渡性のある証券もしくは短期金融商品または当該機関への預金もしくは派生商品への投資は、いかなる場合も合計でサブ・ファンドの純資産の35%を超えることはない。
- 1.11 指令2013 / 34 / EUまたは国際的に認められる会計基準に基づいて定められる連結財務諸表の目的と同じ企業グループに含まれる企業は、上記1.3ないし下記1.12に記載する上限を計算する目的において、同一の発行体とみなされる。
- 1.12 サブ・ファンドは、累計してその純資産の20%を上限として、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。

認められる例外

- 1.13 下記1.24に定める制限に反することなく、上記1.3ないし1.12に定める制限は、本書に従い、該当するサブ・ファンドの投資目的および投資方針がCSSFにより認められる一定の株式または債券の指数への連動を目的としている場合に、同一機関が発行する株式および / または債券への投資の場合に最大20%まで引き上げることができる。ただし、（a）指数の構成が十分に分散され、（b）指数がその参照する市場の適正ベンチマークを示し、（c）指数が適切に公開されていることを条件とする。
上記の20%の上限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制を受ける市場での例外的な市況により正当化される場合、同一機関に限り35%まで引き上げることができる。

UCITSおよび / またはその他のUCIへの投資

- 1.14 サブ・ファンドは、上記1.1（e）に記載するUCITSおよび / またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券への投資がサブ・ファンドの純資産の20%を超えてはならない。UCITSまたはその他のUCIが複数の（2010年法第181条の意味における）コンパートメントを有し、かつ一コンパートメントの資産を当該コンパートメントに関連する投資家の権利ならびに当該コンパートメントの設定、運用および償還に関連して生じた請求権を有する債権者の権利を満たすためにのみ使用することができる場合、各コンパートメントは上記の上限を適用する目的において個別の発行体とみなされる。
- 1.15 UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計してサブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。

- 1.16 サブ・ファンドがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得する場合、かかるUCITSまたはその他のUCIの資産を上記1.3ないし1.12に定める制限のために累計する必要はない。
- 1.17 サブ・ファンドが、直接にまたは代理人により、同一の管理会社により、もしくは共通の管理もしくは支配によりもしくは直接もしくは間接の実質的保有(議決権もしくは株式資本の10%以上とみなされる。)により管理会社と連結しているその他の会社により運用される他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、サブ・ファンドによるかかるUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料、転換手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 1.18 サブ・ファンドが、直接にまたは代理人により、同一の管理会社により、もしくは共通の管理もしくは支配によりもしくは直接もしくは間接の実質的保有(議決権もしくは株式資本の10%以上とみなされる。)により管理会社と連結しているその他の会社により運用されていない他のUCITSおよび/またはその他のUCIに、自らの資産の大部分を投資する場合、サブ・ファンドとサブ・ファンドの投資先である他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される運用報酬の上限を、販売目論見書の関連部分に開示する。
- 1.19 本投資法人の年次報告書に、各サブ・ファンドならびにサブ・ファンドとサブ・ファンドの投資対象であるUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される運用報酬の上限比率を記載する。

制限、複数のコンパートメントを有するUCITSおよびその他のUCI

- 1.20 本投資法人は、本投資法人の支配の及ばない理由または引受権の行使により本(4)に記載する制限を超える場合、投資主の最善の利益を考慮した上で売却取引において所定の期間内にこれらのポジションを低減することを優先しなければならない。
- 1.21 新たに設定されるサブ・ファンドは、リスク分散投資の原則を引き続き遵守することを条件として、当初設定日から6か月間は上記1.3ないし1.17に記載した制限に従わなくてもよい。
- 1.22 UCITSおよびその他のUCIが複数のコンパートメントを有し、かつ、一コンパートメントの資産を当該コンパートメントに関連する投資家の権利ならびに当該コンパートメントの設定、運用および償還に関連して生じる請求権を有する債権者の権利を満たすためにのみ使用することができる場合、各コンパートメントは、上記1.3ないし1.12、1.13および1.14ないし1.19に記載する制限を適用する目的において個別の発行体とみなされる。

投資上の禁止事項

- 1.23 本投資法人は、以下の行為を行ってはならない。
 - (a) 本投資法人が、発行体の経営に重大な影響を及ぼすことが可能になる議決権付株式を取得すること。
 - (b) (i) 単一かつ同一発行体の議決権のない投資証券の10%以上、() 単一かつ同一発行体が発行する債務証券の10%、() 単一かつ同一発行体が発行する短期金融商品の10%、または() 単一かつ同一のUCITSおよび/もしくはその他のUCIの受益証券の25%を超えて取得すること。後3者について、債務証券もしくは短期金融商品の総額または発行済有価証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる制限を取得時に遵守する必要はない。2010年法第48条第3項に従い、EU加盟国もしくはその地方機関もしくは他のOECD加盟国が発行もしくは保証するか、または一か国以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品は、上記の制限を免除される。
 - (c) 上記1.1(e)(g)および(h)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品およびその他の適格投資対象の空売り。
 - (d) 貴金属またはそれに関連する証書の取得。
 - (e) 不動産への投資およびコモディティまたはコモディティ契約の購入または販売。

- (f) 特定のサブ・ファンドのための借入れ。ただし、(i) 為替ヘッジ取引の不足額をカバーするためまたは投資主からの買戻請求の資金を得るためのバック・ツー・バック・ローンによる借入れ、() 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れを除く。
- (g) 第三者のための貸付または保証人となること。全額払込済でない上記1.1(e) (g) および(h) に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品およびその他の適格投資対象の購入は、本制限の対象には入らない。

サブ・ファンド間の投資

- 1.24 サブ・ファンド(以下「投資元のサブ・ファンド」という。)は、一または複数の他のサブ・ファンドに投資することができる。投資元のサブ・ファンドによる他のサブ・ファンド(以下「投資先のサブ・ファンド」という。)の投資証券の取得には、以下の条件が適用される。
- (a) 投資先のサブ・ファンドは、投資元のサブ・ファンドに投資してはならない。
 - (b) 投資先のサブ・ファンドは、自らの純資産の10%以上を上記1.1(e) に記載されるUCITS(他のサブ・ファンドを含む。)またはその他のUCIに投資してはならない。
 - (c) 投資先のサブ・ファンドの投資証券に付帯する議決権を投資元のサブ・ファンドが投資している間は停止する。
 - (d) 投資元のサブ・ファンドが保有する投資先のサブ・ファンドの投資証券の価額が、125万ユーロの最低資本要件の遵守を査定する目的において考慮されない。

2. 金融派生商品およびポートフォリオの効率的運用技法の利用

金融派生商品およびEPM技法

- 2.1 本投資法人は、(i) 常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク特性全体への寄与度の監視および測定を可能とするリスク管理プロセス、ならびに() 店頭派生商品の価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。
- 2.2 サブ・ファンドは、金融派生商品に関する自らのグローバル・エクスポージャーが自らのポートフォリオの純資産総額を超えないようにする。
- 2.3 エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方のリスク、将来の市場変動およびポジションを清算するために利用可能な時間を考慮した上で算出される。これは、以下の各項にも適用される。
- 2.4 サブ・ファンドは、その投資方針の一部として金融派生商品に投資することができる。ただし、原資産に対するそのエクスポージャーが、総額で上記1.3ないし1.12に定める投資上限額を超えてはならない。サブ・ファンドは、いかなる状況でも、その運用により本書に定めるその投資目的を逸脱するものではない。サブ・ファンドが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、当該商品を上記1.3ないし1.12に定める上限の目的において累計しなくてもよい。
- 2.5 譲渡性のある証券または短期金融商品が派生商品を組み入れている場合、本書に定める要件を遵守する際に派生商品を考慮しなければならない。
- 2.6 本投資法人の年次報告書に、関連報告期間に金融派生商品取引を行う各サブ・ファンドに関して、(a) 金融派生商品を通じて得られる投資対象の資産に対するエクスポージャー、(b) 当該金融派生商品の取引相手の身元、(c) 取引相手方リスクに対するエクスポージャーを軽減するために受領した担保の種類および金額に関する詳細を記載する。
- 2.7 サブ・ファンドは、以下の条件に従いEPM技法を利用することを認められる。
- (a) 費用効率の高い方法で換金されるといふ点において経済的に適切である。
 - (b) 以下のうちの一または複数の明確な目的のために行われる。
 - (i) リスクの低減
 - () コストの削減

- () 本投資法人のリスク特性および本「(4) 投資制限」に記載するリスク分散ルールに一致するリスク水準で行われる本投資法人のための追加的な元本の調達または収益の獲得
- (c) サブ・ファンドのリスクを本投資法人のリスク管理プロセスにより適切に把握する。
- 2.8 上記2.7に従いサブ・ファンドが利用するEPM技法には、証券貸付、レポ契約およびリバース・レポ契約が含まれる。レポ契約取引とは先渡取引であり、サブ・ファンドが満期時に売却した資産を買い戻す義務を負い、買主(取引相手)が当該取引で受領した資産を返却する義務を負う。リバース・レポ契約取引とは先渡取引であり、売主(取引相手)が満期時に売却した資産を買い戻す義務を負い、関連サブ・ファンドが当該取引で受領した資産を返却する義務を負う。
- 2.9 EPM技法により、
- (a) 該当するサブ・ファンドの投資目的を変更しない。
- (b) サブ・ファンドの元々のリスク方針と比較して多大な追加リスクを上乗せしない。
- 2.10 サブ・ファンドによるEPM技法の利用は以下の条件に従う。
- (a) サブ・ファンドは、証券貸付契約を締結する場合、貸し付けた有価証券をいつでも回収または証券貸付契約をいつでも終了できなければならない。
- (b) サブ・ファンドは、リバース・レポ契約を締結する場合、現金全額をいつでも回収または発生ベースもしくは時価ベースでリバース・レポ契約をいつでも終了できなければならない。時価ベースで現金をいつでも回収できる場合、リバース・レポ契約の時価を関連サブ・ファンドの純資産価額の計算に使用しなければならない。
- (c) サブ・ファンドは、レポ契約を締結する場合、レポ契約の対象である有価証券をいつでも回収または締結したレポ契約をいつでも終了できなければならない。
- 2.11 7日以内の短期のレポ契約およびリバース・レポ契約は、サブ・ファンドが資産をいつでも回収できることを条件とする仕組みとみなされるべきである。
- 2.12 管理会社は、関連するサブ・ファンドに発生した収益から控除される、EPM技法から生じる直接および間接的な運用経費/手数料に関する方針を定める。
- 2.13 以下の情報を本投資法人の年次報告書に開示する。
- (a) EPM技法を通じて取得する各サブ・ファンドのエクスポージャー
- (b) 当該EPM技法の取引相手の身元
- (c) 取引相手方リスクを低減するためにサブ・ファンドが取得する担保の種類および金額
- (d) 報告期間全体に関するEPM技法から生じる収益ならびに負担した直接および間接的な運用費用および手数料
- (e) 発行体から受領する担保がサブ・ファンドの純資産総額の20%を上回る場合には、その発行体の身元
- (f) サブ・ファンドがEU加盟国が発行または保証する証券により完全な担保を付されているか否か
- 2.14 店頭派生商品およびEPM技法から生じる取引相手方リスクは、取引相手が欧州連合またはCSSFが欧州連合におけるものと同等の監督規制があるとみなす国に居住地を有する金融機関である場合、サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。これ以外の場合、当該上限を5%とする。

店頭派生商品およびEPM技法のための担保に関する方針

- 2.15 取引相手に対するサブ・ファンドの取引相手方リスクは、当該取引相手とのすべての店頭派生商品およびEPM技法による取引の時価の正の値に相当する。ただし、以下を条件とする。
- (a) 法的に執行可能なネットティング契約が存在する場合には、当該取引相手との間の店頭派生商品およびEPM技法による取引から生じるリスク・エクスポージャーを相殺することができる。
- (b) サブ・ファンドのために担保が設定され、かかる担保が下記2.16に定める基準を常に遵守する場合には、かかるサブ・ファンドの取引相手方リスクをかかる担保の価額分減額する。サブ・

ファンドは、上記2.14に定める取引相手方リスクの遵守を監視するために担保を利用する。したがって、必要な担保の水準は、サブ・ファンドが単一かつ同一の取引相手と実行する店頭派生商品およびEPM技法による取引の範囲および程度による。

2.16 取引相手方リスクに対するエクスポージャーを低減するために利用されるすべての担保は、以下の基準を常に遵守する。

- (a) 流動性 - 事前評価に近い価格で迅速に売却可能であることを徹底するために、現金以外で受領する担保の流動性が極めて高く、規制を受ける市場または透明性の高い値付を行う多国間取引ファシリティで取引されなければならない。受領する担保は上記1.24(b)の規定も遵守する。
- (b) 評価 - 受領する担保は、少なくとも毎日評価され、適当に保守的なヘアカットが整備されない限り、価格変動性が高い資産を担保として受領しない。
- (c) 発行体の信用力 - 受領する担保の信用力が高くなければならない。
- (d) 関連関係 - サブ・ファンドが受領する担保は、取引相手から独立した立場にある事業体により発行されなければならない。かかる取引相手の業績と高い相関性を示すことは予想されない。
- (e) 担保の分散(資産集中) - 担保を国、市場および発行体で十分に分散しなければならない。サブ・ファンドが店頭派生商品およびEPM技法による取引の相手方から、ある発行体のエクスポージャー上限をその純資産価額の20%として担保のバスケットとして受領する場合、発行体の集中に関する十分な分散基準を遵守しているものとみなされる。サブ・ファンドが様々な取引相手のエクスポージャーを有する場合、一発行体への20%のエクスポージャーの上限を計算するために、様々な担保のバスケットを合算しなければならない。この例外として、サブ・ファンドが、少なくとも6つの別々の発行体から証券を受領し、かつ単一の発行体がサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えないことを条件に、サブ・ファンドは、EU加盟国、一もしくは複数のEU加盟国の地方機関、OECD加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品により担保を付すことができる。
- (f) オペレーショナル・リスクおよび法務リスク等の担保の運用に関連するリスクをリスク管理プロセスにより把握、管理および軽減しなければならない。
- (g) 本投資法人は、取引相手に関係なくまたは取引相手の承認を得ることなく、受領する担保をいつでもサブ・ファンドの勘定で完全に執行できなければならない。

2.17 サブ・ファンドは、以下の資産のみを担保として受領する。

- (a) 流動資産。流動資産には、現金および短期銀行証書だけでなく、UCITS指令が定める短期金融商品も含まれる。取引相手に関係していない一流の金融機関により発行される信用状または請求払保証は、流動資産と同等であるとみなされる。
- (b) OECD加盟国、その地方公共団体またはEU、地域もしくは世界規模の国際機関および事業により発行または保証される債券。
- (c) 日次の純資産価額の計算を行い、かつAAAまたはこれに相当する格付を付与されている、短期金融市場のUCIが発行する投資証券または受益証券。
- (d) 主として下記(e)および(f)が定める債券/株式に投資するUCITSが発行する投資証券または受益証券。
- (e) 十分な流動性を有する、一流の発行体が発行または保証する債券。
- (f) EU加盟国の規制を受ける市場またはOECD加盟国の証券取引所において上場または取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれることを条件とする。

2.18 上記2.16の目的のため、サブ・ファンドがEPM技法の利用において受領するすべての資産を担保とみなすべきである。

- 2.19 サブ・ファンドが受領する現金以外の担保の売却、再投資または質権の設定を行ってはならない。
- 2.20 受領した現金担保の利用は、以下のみであることを要する。
- (a) 預託。
- (b) 信用力の高い国債への投資。
- (c) リバース・レポ取引の目的での利用。ただし、当該取引が健全性の監督に服する金融機関との間で行われ、サブ・ファンドがいつでも発生ベースで現金全額を回収できる場合に限られる。
- (d) 欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関するガイドラインに定められる短期マネー・マーケット・ファンドへの投資。
- 2.21 上記2.16に基づく現金以外の担保に適用される分散要件に従い、再投資される現金担保を分散しなければならない。
- 2.22 すべてのサブ・ファンドが自らの資産の30%以上の担保を受領する場合、管理会社は指令14/592に従い、正常および例外的な流動性状況において担保に付随する流動性リスクを評価するための通常のストレステストを必ず行うための適切なストレステストの方針を定める。
- 2.23 権原譲渡契約に基づいてサブ・ファンドのために設定する担保は、保管受託銀行またはその取引先もしくは副保管受託人が保有しなければならない。担保権契約(質権設定等)に基づきサブ・ファンドのために設定される担保は、健全性の監督に服し、かつ担保提供者と無関係の第三者である保管受託人が保有することができる。
- 2.24 管理会社は、担保として受領する資産クラスに関するヘアカットの方針を有する。
- 2.25 本投資法人の取締役会は、店頭派生商品取引からの担保として以下の資産クラスおよび管轄地の商品を承認し、これらの投資に以下のヘアカットを適用することを決定している。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	0%
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国および米国のいずれか一つの国が発行し、かつ、かかる発行国の格付がA格以上の短期金融商品(残存期間1年以内)	1%
上記と同等の基準を満たし、かつ平均的な残存期間(1年から5年)の商品	3%
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が長期(5年から10年)の商品	4%
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が超長期(10年超)の商品	5%
残存期間が10年以内の米国のインフレ連動債	7%
米国財務証券のストリップ債およびゼロ・クーポン債(残存期間を問わない。)	8%
残存期間が10年超の米国のインフレ連動債	10%

2.26 本投資法人の取締役会は、効率的なポートフォリオ運用の技法の使用において本投資法人が担保として受領する可能性のある以下の商品一覧を承認し、また、これらの商品に対して以下のヘアカットを適用することを決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
<p>固定利付証券</p> <p>OECD加盟国によりまたはその地方機関によりまたはEU、地域および世界的規模の国際的機関および組織/事業により発行または保証された有価証券</p> <p>格付けされていないスイス国立銀行の銀行手形</p> <p>A-1/P-1以上の格付けを有するコマーシャルペーパー[*]</p> <p>BBB- (ムーディーズ) 又はBaa3 (S&P) 以上の格付けを実際に長期的に保っている固定利付証券[*]</p> <p>政府/州が保証していない債務証券は、一銘柄につき最大20%に制限される。</p>	<p>0 %</p>
<p>株式 (担保は、U B Sの株式または債務証券で構成されてはならない)</p> <p>集中上限は、売買高 (90営業日の期間の平均日次売買高) の3倍</p>	<p>8 %</p> <p>(発行された国を問わない。)</p>

以下の国/指数の資本は、容認できる担保として認められる。	関連指数
オーストラリア	AS30, ASX
オーストリア	ATX
ベルギー	BEL20
カナダ	SPTSX60
デンマーク	C20
フィンランド	OMX Helsinki 25
フランス	CAC40
ドイツ	DAX, HDAX
アイルランド	ISEQ20
イタリア	FTSE / MIB
日本	NIKKEI225
ルクセンブルグ	LUXX
オランダ	AEX
ニュージーランド	NZX50
ノルウェー	OBX
ポルトガル	PSI20

スペイン	IBEX35
スウェーデン	OMXS30
スイス	SPI
英国	FTSE100
米国	DJI, S&P500

* 上記の表における「格付」は、S&Pが使用する格付の基準を意味する。S&P、ムーディーズおよびフィッチによる格付は、それぞれに対応する基準で使用される。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、一番低い格付を適用する。

2.27 本投資法人が効率的なポートフォリオ運用の技法および/または店頭派生商品取引において受領する可能性がある、上記2.17(c)、(d)、(e)および(f)に記載される資産に適用されるヘアカットは、各々のケースに応じて50%から97%の範囲の料率で、本投資法人により決定される。

3【投資リスク】

a. リスク要因

投資予定者は、いずれのサブ・ファンドも、その資産価値が大きく変動する可能性がある点に留意する必要がある。本投資法人および管理会社のいずれも、投資主が自身の投資によって損失を被らないことを保証していない。本投資法人および各サブ・ファンドは、特に、以下のリスクを負う（サブ・ファンドがその他のUCIまたはUCITS（もしくはそのサブ・ファンド）に投資する場合、本項目において言及されるサブ・ファンドは、かかる投資先のUCI、UCITSまたはそのサブ・ファンドも意味する場合があります、これらを通じてサブ・ファンドが負担するリスクを含むことがある。）。

全般的経済情勢

全般的な経済情勢は、金利の水準および変動性、ならびに株式市場および金利に敏感な証券の市場双方の流動性に影響を与え、あらゆる投資活動の成否にも影響する。本投資法人が直接または間接的に投資ポジションを有する市場の予想外の変動または流動性の欠如等の、一定の市況下において、本投資法人がその投資目的を達成する能力が損なわれる、および/または損失を被ることがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的な市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、希望するタイミングまたは価格で投資対象を売却できないことがあり、そのようなサブ・ファンドは投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないか、または投資対象を一切売却できないことがある。特定の証券またはその他の商品の取引が関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止または制限されることがあり、結果として当該サブ・ファンドが損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことが当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすか、または当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるために当該サブ・ファンドが不利な時期に、および/または不利な条件で投資対象の売却を強いられることがある。

名義人に関する取決め

本投資法人は、すべての投資者に対し、投資主名簿に投資者が自身の氏名で登録された場合のみ直接本投資法人に対して投資者の権利（特に投資主総会に参加する権利）を完全に行使できるという点に注意を喚起する。投資者が取次機関を通じて本投資法人に投資し、かかる取次機関が投資者を代理して自身の名義で本投資法人に投資する場合、かかる投資者は投資主の権利の一部を本投資法人に対して直接行使できないことがある。投資者は、自らの権利について助言を受けることが望まれる。

本投資法人はさらに、UCIレベルでの純資産価格の計算エラー、投資ルールの違反およびその他のエラーが発生した場合における投資家の保護に関する通達24/856に従い、金融仲介機関を通じて申し込んだ場合に本投資法人レベルでの純資産価格の計算エラーおよび/または投資ルールの違反および/またはその他のエラーが発生した場合に、投資家が常に補償を受けられるとは限らないという事実に対して投資家の注意を喚起する。投資家は、悪影響を受ける可能性がある権利に関して助言を求めるべきである。

金融派生商品の利用

金融派生商品は、その評価が主に裏付となる資産の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる金融契約である。金融派生商品への投資には一般的な市場リスク、運用リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

ただし、上記リスクの性質は、金融派生商品の特性により別の種類となることがあり、時に、原商品への投資に伴うリスクに比べてよりリスクが高くなることもある。

そのため、金融派生商品の利用には原商品についての理解のみならず、金融派生商品自体についてのより深い知識を求められる。

証券取引所で売買される金融派生商品の不履行リスクは、市場で売買される各金融派生商品の取引相手として行為する清算代理人が決済保証を行うため、一般的に、公開市場で取引される金融派生商品に伴うリスクに比べて低い。上記の保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために清算代理人が維持する日払制度に支えられ、かかる制度でカバーを義務付ける資産を算出する。公開市場の店頭で取引される金融派生商品の場合は、清算代理人による類似の保証がないため、本投資法人は、潜在的な債務不履行リスクを評価する際、各取引相手の信用力を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクも存在する。派生商品取引の規模が特に大きい場合、または関係する市場の流動性が低い場合（公開市場の店頭で取引される金融派生商品の場合等）、一部の場合に、取引を常に完全に執行できるわけではなく、追加コストの発生によってしかポジションを清算できないことがある。

金融派生商品の利用に伴うその他のリスクとしては、金融派生商品の価格の評価または決定の不正確さがある。金融派生商品が原資産、金利、または指数と完全に連動しない可能性もある。金融派生商品は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価により取引相手の現金要求額が大きくなり、本投資法人が損失を被ることもある。金融派生商品とその派生元である資産、金利または指数の価値の間に、直接的または並行的な相関性が存在するとは限らない。したがって、本投資法人による金融派生商品の利用が本投資法人の投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果になる場合もある。

派生商品取引（信用デリバティブ等）は、第三者の破綻リスクに対するヘッジのために利用することができる。各当事者は、このようなヘッジを行うために、売り手が第三者のデフォルトに伴う買い手のリスクを保証する見返りとして買い手から継続的な保証料（プレミアム）を受領する、いわゆるクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を締結することができる。このような保証は、指定される有価証券の受渡しまたは現金による支払いを通じて行うことができる。このような種類の派生商品取引は保険に似たもので、いずれのサブ・ファンドもCDSの売り手または買い手のどちらの立場においても締結することができる。サブ・ファンドは、（売り手の側からの）ヘッジまたは（買い手の側からの）投資という目的で信用デリバティブを利用できる。

スワップ契約

サブ・ファンドは、投資方針により認められる場合に、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により保有している投資対象の通

貨建てのエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して金利スワップ契約を利用することができる。この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる(その逆の交換を行うこともできる)。サブ・ファンドは、これらの契約により金利のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス(キャップの場合)またはマイナス(フロアの場合)の金利変動のみに基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関してトータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において金利のキャッシュフローを株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュフロー等と交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ(ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。)、またはバリエーション(ボラティリティの2乗)に対応しているスワップ(バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払いを行うため、支払いがボラティリティよりも高い割合で上昇する。)を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する(または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する)場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体であり、かつ信用査定に従う取引相手方との間でしか締結することができない。取引相手方がESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が取引相手方の信用格付を(Moody'sによる)A2またはそれ未満の格付(もしくはこれに相当する格付)に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料(プレミアム)を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブの参照先である投資先の事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払いを行うことになる。信用事由には破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

シンセティック・ショートセル

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの全体のパフォーマンスを向上させるため、スワップ、先物および先渡し等の現金決済派生商品の利用を通じてシンセティック・ショート・ポジションを利用する

ことができる。シンセティック・ショート・ポジションは、ある証券の市場価格の下落を予測し、当該証券を自身が保有せずに借り入れて売却する取引の経済効果を複製する。サブ・ファンド自身が保有していない証券でこのようなシンセティック・ショート・ポジションを建てる場合、サブ・ファンドは、取引相手またはブローカー・ディーラーと派生商品に基づく取引を実施し、取引の結果として生じる損益の受領または支払いにより満期日までに取引を清算する。サブ・ファンドは、一定の証券のシンセティック・ショート・ポジションをとるために手数料の支払いを求められることがあり、かかる証券について受領する金額の支払いを義務付けられることが多い。各サブ・ファンドは、自己のショート・ポジションにより生じる債務の支払いに備え、十分な流動性のあるロング・ポジションを維持する。シンセティック・ショート・ポジションの対象となる証券の価格が、当該ポジションの取得日から清算日までの間に上昇する場合、サブ・ファンドは損失を被る。逆に、価格が下落すれば、サブ・ファンドは短期間で売却益を獲得する。上記の取引コストにより、利益が低下することも損失が拡大することもある。サブ・ファンドの利益はシンセティック・ショート・ポジション取得時の価格に限定されるが、潜在的損失は理論上無制限である。実際の損失を限定するために、通常ストップロス・ポリシーを採用するが、そうでない場合はロング・ポジションの清算により損失を補わなければならない。

シンセティック・レバレッジ

サブ・ファンドのポートフォリオには、金融派生商品（店頭派生商品を含む。）の利用により（すなわち先物、オプションおよびスワップ市場での取引の結果等により）レバレッジがかかることがある。先物取引で要求される預託証拠金が少額で、現金ポジションの保有のコストが少額であるためにある程度のレバレッジがかかるため、投資者の利益または損失が過大評価されることがある。先物ポジションまたは原資産における比較的小さな価格変動が、サブ・ファンドにとって大きな損失になり、投資証券1口当たり純資産価格が同様に低下することがある。オプションの売り手は、当該オプションについて受領するプレミアムと、オプションの売り手がオプション行使時に購入または交付しなければならないオプションの裏付けとなる先物契約または証券の価格との間の差から生じる、損失リスクを負う。株式のシンセティック・ショート・ポジションをとるために差金決済取引およびスワップを利用することもできる。スワップの利用に伴うリスクは以下に詳述されている。

スワップ取引相手の支払不能リスク

スワップ契約に関連する預託証拠金は、ブローカーが保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成であるが、かかる条項が効果を発揮するとは限らない。このようなリスクは、スワップ契約の取引相手の選定を信頼できる相手方に限定することで、さらに軽減される。

上場取引商品およびスワップ契約の流動性の低下

本投資法人は、取引所において希望する価格で売買の注文を執行すること、または市況（日々の値幅制限の業務を含む。）を理由とするオープン・ポジションの清算を常に行えるわけではない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、ポートフォリオ・マネージャーが望ましいと判断する条件での取引の執行またはポジションの清算を行えないことがある。

スワップ契約は単一の取引相手方との間の店頭契約であることから、流動性が低下することがある。スワップ契約を十分な流動性による換金によって清算することができるが、このような清算を行えるとは限らず、極端な市況の場合に本投資法人が多額の費用を負担することがある。

スワップ取引を通じてポジションを取る能力

各サブ・ファンドの特定の投資方針で規定される範囲で、かかるサブ・ファンドがショート・ポジションを取るか、またはレバレッジを掛ける能力は、適切な取引相手と適切な条件でスワップ契約を締結できるか否かに左右される。例えば、法律もしくは規則の変更またはスワップの取引相手方の状況の変化等により、本投資法人がこのようなスワップ契約を締結できないことがある。

市場リスク

本投資法人の投資は、通常の市場変動ならびに持分証券および類似商品に固有のリスクの影響を受け、投資価値が上昇するという保証はない。投資証券の価格は上昇することも低下することもあり、投資者が投資時の投資額を回収できないことがある。投資運用会社は、市場動向が本投資法人に与える影響を抑えるよう努めるが、このような戦略が成功するとの保証はない。

新興市場

各サブ・ファンドは、現地の証券取引所が、規制を受け、公認かつ公開の定期的な取引が行われる市場としての資格をまだ満たしていない国々に投資することがある。

投資予定者は、このようなサブ・ファンドへの投資のリスク水準が高くなる点に留意すべきである。新興市場の証券市場および経済は、一般的に変動性が高い。一部の新興市場への投資が、政治動向ならびに/または現地の法律、税金および為替管理の変更により、マイナスの影響を受けることもある。

一部の新興市場では、継続的な民営化プロセスの結果として、どの所有権の条件が一定の企業に適用されるかをはっきりと認識することが難しい。新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

- 非流動性

証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

- ボラティリティ

新興市場への投資は、パフォーマンスの変動性が高くなる。

- 通貨の変動

サブ・ファンドの投資対象国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大きく変動する可能性がある。このような変動がサブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するために多数の市場に投資する。

- 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

新興市場が外国人投資家による売買に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過することを理由に、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家による収益、資本および配当の受領に対して制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努める。サブ・ファンドは制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課されることを防ぐことはできない。

- 会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で先進国市場と異なる。したがって、投資の選択に対する正確な評価が難しいことがある。

サステナビリティ・リスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の低下につながるおそれがある。

先渡外国為替契約

本投資法人は、先渡外国為替契約を締結することができる。先渡外国為替契約は、将来の指定された日における特定の通貨の売買を契約上拘束する義務である。先渡外国為替契約は、通貨を引き渡す量または時期が同一ではなく、取引所では取引されない。先渡外国為替契約はむしろ、個別に取り決める取引である。先渡外国為替契約は、銀行間市場として知られる取引システムを通じて実行される。銀行間市場は、特定の場所に所在する市場ではなく、むしろ、電子的にリンクする参加者のネットワークである。取引文書は、一般的に、テレックスまたはファクシミリによるメッセージの交換により構成される。銀行間市場には日々の値幅制限がなく、例外的な状況において、特定の銀行が先渡外国為替契約の値付けを拒絶していたり、銀行の売り値と買い値に非常に広いスプレッドが生じる価格を設定していた時期があった。先渡外国為替契約の取引は、規制機関による規制を受けず、取引所または決済機構により保証されていない。本投資法人は、取引相手がかかる契約を履行できないリスクまたはかかる契約の履行を拒否するリスクを負う。このような不履行により、潜在的利益が失われ、本投資法人が転売または買戻しの約定額（もしあれば）をその時点の時価で補うことを迫られる。このような事象の結果、多額の損失を招くことがある。

通貨オプション

本投資法人は、通貨オプションを取得することができる。通貨オプションの価値は、原通貨の価格が、オプションの存続期間中に行使（またはストライク）価格に対して有利に変動するか否かに大きく左右される。原通貨の取引に伴うリスクの多くが、店頭オプション取引にも当てはまる。この他、オプション購入者が最悪の場合にその投資額（購入者が支払ったプレミアム）すべてを失うリスクも含め、オプション取引に付随するリスクが多数存在する。

通貨エクスポージャー

投資証券は異なる通貨建てとなることがあり、投資証券の発行および買戻しは当該通貨で行われる。一方で、本投資法人の資産の一部を他の通貨建ての証券およびその他の投資対象に投資することがある。したがって、そのような投資資産の評価額が為替レートの変動により有利または不利な影響を受ける場合がある。本投資法人は外国為替リスクを負う。本投資法人は通貨ヘッジを行うことができるが、そのような戦略が損失を抑えたとの保証はない。また、投資予定者は、保有資産および負債が主に別の通貨建てである場合に、サブ・ファンドの基準通貨とこのような別の通貨間の評価額の変動により生じうる損失リスクを考慮すべきである。

レバレッジ、金利および証拠金

本投資法人は、派生商品またはEPM技法の利用を通じてレバレッジをかけることができるが、その結果、流動性が高くなる。レバレッジは、主に証拠金取引、先渡契約、先物契約およびスワップ等、その構造上レバレッジをかける派生商品への投資の形をとる。証拠金による証券取引は、同様に証拠金を要する先物取引とは異なり、金利負担が生じ、取引コストおよび負担金が取引金額に応じて高額になる場合がある。本投資法人がかけるレバレッジの金額が、本投資法人の資本との関連で大きくなる可能性がある。

店頭オプションならびに、通貨先渡、スワップおよび一定のその他の派生商品等の他の店頭商品に証拠金の預託を求められるか否かは、取引の当事者の信用力の判定および当該当事者間の個別合意次第であり、個々に交渉される。

買戻代金の支払制限

サブ・ファンドが借入れを通じてレバレッジをかける場合、貸主のために銀行口座に担保を付しななければならない場合がある。そのような場合においては、たとえサブ・ファンドが該当する借入契約で債務不履行になっていない場合でもサブ・ファンドの銀行口座からの支払能力が制限を受ける場合があるという点に投資者は留意すべきである。その結果、本投資法人が買戻代金の支払いを行うことができないか、かかる支払いが遅れる可能性がある。

EPM技法の利用に関連するリスク

サブ・ファンドは、上記「2 投資方針（4）投資制限」に記載の条件および制限に従うことを条件に、買い手としてまたは売り手としてレポ契約およびリバース・レポ契約を締結することができる。サブ・ファンドは、レポ契約またはリバース・レポ契約の他方当事者が債務不履行に陥る場合、レポ契約またはリバース・レポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する原証券および/またはその他の担保の売却手取額が買戻価格または場合より原証券の評価額を下回る範囲で、損失を被ることがある。さらに、レポ契約もしくはリバース・レポ契約の他方当事者の破産もしくは破産に類似の手続きの場合、または別の理由で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失を被るおそれがある（証券に関連する元利金の損失ならびにレポ契約またはリバース・レポ契約の遅延および実行に伴うコストを含む。）。

サブ・ファンドは、上記「2 投資方針 (1) 投資方針」の「証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー」および「(4) 投資制限」に記載の条件および制限に従うことを条件に、証券貸付取引を行うことができる。証券貸付取引には相手方当事者リスク(貸し付けた証券が返却されないか、または適時に返却されないリスクが含まれる。)を伴う。証券の借主がサブ・ファンドが貸し付けた証券を返却しない場合、証券の不正確な評価、不利な市場変動、証券の発行体の信用格付の悪化、証券が取引される市場の流動性の低下、証券を保有する保管者の怠慢もしくは不履行、または法的契約の解除(例えば不履行を根拠とするもの)によるか否かに関係なく、受領した担保が貸し付けた証券よりも低い評価額で換金されるリスクがあり、これによりサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがある。サブ・ファンドは、証券貸付取引の他方当事者が債務不履行に陥る場合、本投資法人が証券貸付取引に関連して保有する担保の売却手取額が貸し出した証券の評価額を下回る範囲で、損失を被ることがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類似の手続きの場合、または合意に従い証券を返却しない場合、サブ・ファンドが損失を被るおそれがある(証券に関連する元利金の損失ならびに証券貸付取引の遅延および実行に伴うコストを含む。)

サブ・ファンドは、関連するサブ・ファンドのリスクの低減(ヘッジ)のため、または追加資本もしくは収益の獲得のためのいずれかの目的においてのみ、レポ契約、リバース・レポ契約または証券貸付取引を利用する。これらの技法を利用する場合、サブ・ファンドは常に、上記「2 投資方針 (1) 投資方針」の「証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー」および「(4) 投資制限」に記載される規定に従う。レポ契約、リバース・レポ契約および証券貸付取引の利用により生じるリスクは、厳密に監視され、かかるリスクの軽減を図るための技法(担保の運用を含む。)が用いられる。レポ契約、リバース・レポ契約および証券貸付取引の利用は、一般的に、サブ・ファンドのパフォーマンスに重大な影響を与えないと予想されるが、これらの技法の利用によりサブ・ファンドの純資産価額に深刻なマイナスまたはプラスの影響を及ぼすことがある。

債券

債券は実際および予想される信用力の測定の両方からの影響を受ける。債券、特にハイ・イールド債券は、ファンダメンタルズ要因を根拠としていない可能性がある悪評および投資家の認識に影響を受けることがあり、債券の価値および流動性にマイナスの影響を及ぼしかねない。

ハイ・イールド債券

サブ・ファンドは、ハイ・イールド証券に投資することができる。ハイ・イールド証券は、一般的に取引所で取引されず、その結果、取引所で取引される債券よりも小規模な流通市場で取引され、ハイ・イールド証券の売買が困難である可能性があるためサブ・ファンドは流動性リスクにさらされる。各サブ・ファンドは、さらに、公開取引される持分証券を有さない発行体の債券に投資することがあり、このような投資に伴うリスクのヘッジが一段と困難になる(サブ・ファンドはヘッジを行うことを要求されず、ヘッジを選択しないこともできる。)。ハイ・イールド債券への投資は、より高い信用リスクが伴うため、発行体の信用力の変化に起因する不履行リスクや価格変動リスクを伴う。投資適格未満または無格付のハイ・イールド証券は、常に先行きが不透明で、発行体が適時に元利金を支払えなくなるような事業環境、財務状態または経済状態の悪化リスクを負っている。低格付または無格付の債務証券の一部では、主に一般的な金利水準の変動に反応する高格付の証券に比べて、市場価格が個々の企業動向を大きく反映する傾向があり、高格付の証券に比べて経済情勢に敏感になる傾向がある。このような証券を発行する企業は、負債比率が高く、より従来的な方法で資金を調達できないことがある。景気が大きく後退した場合、このような証券市場が大混乱に陥る可能性があり、このような証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、このような経済情勢の悪化が、

このような証券の発行体の元利金の支払能力にマイナスの影響を与え、このような証券の債務不履行が増加する可能性がある。

持分証券

持分(持分型)証券への投資に伴うリスクには、市場価格の大幅な変動、発行体もしくは市場に関する不利な情報、および持分証券の弁済順位が同一企業が発行する債務証券に対して劣後するリスクが含まれる。また、投資予定者は、為替レートの変動、為替管理が行われる可能性およびその他の制限に付随するリスクも考慮すべきである。

UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、各々の特定の投資方針に従い、既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資する、ファンド・オブ・ファンズの構造を有している。ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドに直接投資する場合よりも幅広い投資またはリスクの分散化である。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象(以下「投資先の投資信託」という。)自体も厳格なリスク分散の原則に従うため、ポートフォリオの分散がポートフォリオのみに留まらない。ファンド・オブ・ファンズの投資者は、リスクを二重に分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクが最小限に抑えられ、投資対象の大半を占めるUCITSおよびUCIの投資方針が、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。既存の投資信託に投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが何重かで発生することがある(例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSに支払う運用報酬/顧問報酬および発行手数料/買戻手数料)。このような手数料および費用は投資先の投資信託だけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルで徴収される。

サブ・ファンドはまた、UBSまたは共同経営もしくは支配を通じてか、実質的な直接もしくは間接保有を通じて同社と関連がある会社が運用するUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。このような場合、当該受益証券の申込みまたは買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

投資運用会社またはその委託先は、効率的なポートフォリオ運用の目的上、追加の購入申込みが制限される投資対象UCITSまたはその他のUCIの買戻しを検討することがある。このような買戻しが、投資対象UCITSまたはその他のUCIのパフォーマンス予測または予想に関係なく、行われることがある。

偶発転換債券への投資に伴う潜在的リスク

一部のサブ・ファンドは、偶発転換債券に投資することができる。偶発転換債券とは、弁済順位が低い偶発資本証券で、銀行/保険の機関が新たな銀行/保険の規制の枠組みの中での資本バッファを引き上げるために発行する商品である。偶発転換債券は、トリガー(一般的に「トリガー事由」として知られている。)が発生すると投資の元本額を恒久的または一時的に失うという、事前に定められる一定の条件に従うものであるか、または、偶発転換債券は場合によっては割引された価格により株式に転換されることがある。偶発転換債券の利払いは、裁量に基づくもので、発行体により停止されることもある。トリガー事由が変わることはあるが、発行企業の自己資本比率が一定の水準を割り込むことや、発行体の株価が一定の期間内に特定の水準を下回ることが含まれることがある。偶発転換債券の保有者は、類似する株式保有者が元本を喪失していなくても、元本を喪失することがある。さらに、元本喪失リスクが市況の悪化時に増大することがある。発行企業の業績とは無関係にこのような事態になることがある。偶発転換債券の使用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む仕組み特有のリスクを生じさせる。また、偶発転換債券は、資本構成逆転のリスクにさらされている。発行体の資本構成において、偶発転換債券は、原則として、伝統的な転換社債に劣後するものとして分類されている。場合によっては、偶発転換債券への投資者は元本を失うことになる一方で、株主はその後

になって影響を受けるか、まったく影響を受けないことがある。偶発転換債券の使用が、収益および評価においてリスクにさらされることに留意すべきである。偶発転換債券の評価は、発行体の信用力、自己資本比率の変動、偶発転換債券の需給状況、一般的な市況および利用可能な流動性、または発行体、発行体が営業活動を行う市場もしくは金融市場一般に影響を与える経済的、政治的事象などの、多数の予測不可能な要因に影響される。さらに、偶発転換債券は、利息の支払停止のリスクにさらされる。偶発転換債券は、支払延長リスクにもさらされる。その終了および償還が管轄官庁の事前の承認を要するため、偶発転換債券への投資額が一定の日に払い戻されるとの保証はない。さらに、偶発転換債券の仕組みは革新的なもので、まだ試行されていない。緊張下にある市場環境において、これらの商品の基礎にある特性の真価が試されるとき、どのような実績を上げるかは不明確である。資産クラス全体に対して価格の影響やボラティリティが及ぶことがある。このようなリスクが、連動する証券の裁定取引の水準次第で増大することがある。さらに、流動性が低い市場において価格設定が大きな圧力を受けることがある。

ABS / MBSの使用に関連するリスク

投資者は、「アセットバック証券(以下「ABS」という。)、モーゲージ担保証券(以下「MBS」という。)および商業用不動産担保証券(以下「CMBS」という。)」への投資は非常に複雑であり、かつ、透明性が低くなる可能性がある旨を理解すべきである。これらの商品は、債権のプール(ABSの場合、これらの債権は、自動車ローンもしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に基づくその他の債権である可能性がある。MBSまたはCMBSの場合、これらの債権は、モーゲージである。)のエクスポージャーを伴い、これらの債権は、かかる目的のためにのみ設立され、かつ、法的、簿記上および経済的な観点からプール内の債権の貸主から独立している機関により発行される。原債権(利息、債権の返済および一切の予定外の弁済を含む。)からの支払フローは、これらの商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層構造に従う種々のトランシェを含む。かかる構造により、トランシェ内における返済および何らかの予定外の特別返済の順位が決定される。金利が上昇または下落した場合に、債務者の借換えの選択肢が良くなるもしくは悪くなることで、裏付資産の債権に係わる予定されていない特別返済額が増加または減少したとき、投資者は、返済または再投資が増減するリスクにさらされる。

ABS / MBSへの投資の平均期間は、債券に設定された満期日毎に異なることが多い。一般的に、平均期間は最終満期日よりも短く、通常は有価証券の構造ならびにキャッシュ・インフローおよび/または借換え、返済および債務不履行に対する借主の行為の優先順位に基づく支払フローの日程に依拠する。サブ・ファンドは、平均して0から30年の期間にわたり有価証券に投資することができる。

ABS / MBSは、異なる法体系を有する異なる国々で発行されている。サブ・ファンドは、欧州経済領域のすべての加盟国およびスイスのABS / MBSに投資することができる。他の国々における投資は、サブ・ファンドのガイドラインにより原証券が許可され、有価証券がアドバイザーにより定められた調査に基づく基準を満たす場合に検討される可能性がある。

サブ・ファンドは、ABS / MBSの公認発行体により発行される有価証券または類似の有価証券に投資する。ABS / MBSは、投資適格債であるか、非投資適格債であるかまたは格付を有しない可能性がある。

破綻証券

サブ・ファンドは、財務再構築もしくは貸借対照表の資本再構成最中にある会社、またはかかる事象が予期されている中で流動性が低い状態での価格もしくは破綻状態での価格で取引されている会社の債務証券もしくは持分証券に投資することができる。一般に、この戦略における機会は、不履行および信用スプレッドの程度、ひいては景気循環と密接に関連している。破綻ファンドは、投資の段階もしくは再構築の過程に積極的に関与する度合いによって異なる。破綻証券は、流動性の欠如、売る

ことを余儀なくされている売り手の存在および再構築の過程で生じる不確実性などの理由から、非効率的に値付けされている。

破綻証券は、深刻な経済状態にある企業もしくは公的機関によって発行されるため、元本損失のリスクが大きい。

小型株企業への投資

小型株の株式および小企業の証券への投資には一定のリスクを伴う。これらの証券の市場価格は大企業の証券よりも大きく変動することがある。小企業は通常、大企業に比べて発行済株式数が少ないので、市場価格に影響を与えずに多額の証券の売買を行うことが一段と難しくなることがある。これらの企業に関して入手できる情報は通常、大企業に比べて少ない。これらの企業の資本金が少額であること、中小企業の製品ライン、市場もしくは財源が限定される可能性があるという事実、ならびに大企業に比べて市場シェアが小さいことにより、突然または想定外の価格変動に対する脆弱性が大企業の証券に比べて大きくなることがある。時価総額が低い企業の債券はときに流動性が低下することがあり、価格が短期間で大幅に変動したり、売買価格のスプレッドが拡大することがある。

利益相反

管理会社は、投資信託の管理の過程で生じる利益相反を認識するためにすべての合理的な措置を講じ、投資信託およびその投資主の利益に悪影響が及ぶことを防ぐために、利益相反を認識、防止、管理および検証するために策定されるすべての合理的な措置を講じることを目指して、効率的な組織的かつ管理上の取り決めを維持し、かつこれらを運営している。

管理会社が、一または複数の自身の職務をUBSのグループ企業に委託する場合、管理会社は、かかる任命が投資主に悪影響を及ぼさないことを徹底するよう努め、特に、かかる任命が本投資法人およびその投資主の最善の利益となることを徹底するよう努める。

投資主は、取締役会の構成員が、本投資法人の取締役会の一員として、およびUBS(その子会社、関連会社、支店もしくは代理店を含む。)(以下「利害関係当事者」という。)の取締役もしくは従業員として果たす職務により利益相反が発生する可能性があるという点に留意すべきである。取締役会は、利益相反を防止するために最善の措置を講ずるが、時に、利益相反を未然に防ぎ切れないことがある。このように、利益相反を防ぎ切れない場合、取締役会は、投資主の最善の利益のために、かかる利益相反の解決に努める。

さらに、該当するポートフォリオ・マネージャーが、直接的または間接的に重大な利害関係のある取引を開始する際等に、ポートフォリオ・マネージャーが利益相反に直面する可能性があるという点に、投資主は留意すべきである。かかる利益相反が生じるのは、以下のような場合である。

- () 該当するポートフォリオ・マネージャーが、本投資法人のために行為する際に、利害関係当事者との間での取扱いを行うか、または、利害関係当事者が発行もしくは募集を行うか、これに関して利害関係当事者が役割を担っているか、もしくはその発行に関して利害関係当事者が業務上の利害関係を有する可能性がある証券を取り扱う可能性がある場合。
- () 該当するポートフォリオ・マネージャーが、本投資法人のために行為する際に、利害関係当事者が提供しているか、またはその利用により利害関係当事者に業務上の利害関係が発生する、価格、評価、証拠金の預託、取引の決済および清算、証券貸付もしくは調査等のリソースを取り扱っているか、またはこれらを利用している場合。
- () 該当するポートフォリオ・マネージャーが、その他の顧客(ポートフォリオ・マネージャー、その関連会社および/または社員が実質的な利益を有する顧客を含む。)のために行為し、別の顧客のために利益相反のあるトレーディング戦略を行うか、注文を集計するか、または、利害関係当事者かもしれない別の者からの注文と一緒に本投資法人のために行われる注文のマッチングもしくは受け渡しを行う場合。

- () 該当するポートフォリオ・マネージャーもしくは利害関係当事者の取締役もしくは従業員、または該当するポートフォリオ・マネージャーもしくは利害関係当事者自身が、本投資法人のために有価証券を保有するもしくは取り扱ういずれかの企業の取締役であるか、またはかかる企業の有価証券を保有もしくは取り扱うか、あるいは、それ以外の場合においてかかる企業と利害関係を有する場合。
- () 該当するポートフォリオ・マネージャーが、ポートフォリオ・マネージャーの禁止リストに記載されている一定の証券の取引を行えない可能性がある。証券がこのようなリストに載るのは、該当するポートフォリオ・マネージャーが、かかる証券に関してまたは規制上の理由により、価格感応度が高い非公開情報に通じているおそれがある場合である。

b. 投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにUBSアセット・マネジメントが管理するすべての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守(コンプライアンス)に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターはUBSの内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBSが営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(改訂済)の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

c. 重要事象等

本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大3%とする。

b. 日本国内における申込手数料

該当事項なし。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

該当事項なし。

b. 日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

(3)【管理報酬等】

本投資法人、より具体的には投資証券クラス単位で、該当する投資証券クラスに帰属する平均純資産に基づき算出され、月ごとに支払われる、月次定率報酬(「定率報酬」)が発生する。

マルチ・マネージャー・アクセスの サブ・ファンド名	上限定率報酬
グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	年率0.90%

上記の表に従い、定率報酬は本投資法人、各サブ・ファンドおよびクラスの以下の報酬、コストおよび費用をカバーする。

- 保管受託銀行の報酬、コストおよび費用。
- 管理事務代行会社の報酬、コストおよび費用。
- 管理会社の報酬、コストおよび費用。
- 投資運用会社および為替マネージャーの報酬、コストおよび費用。
- ポートフォリオ・マネージャーおよびその委託先(複数の場合あり)の報酬、コストおよび費用。
- 本投資法人の投資証券に関する販売活動における報酬、コストおよび費用(外国の管轄当局に対して本投資法人の登録を維持するために発生するコストおよび報酬を含む。)

(4)【その他の手数料等】

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む(これらに限らない。)あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

- 本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税(適用ある年次税を含む。)
- 本投資法人のポートフォリオに組み込まれた有価証券その他の資産(派生商品を含む。)に関する取引に課される通常の銀行手数料(かかる手数料は、取得価格に加算され、売却価格からは減額される。)
- 本投資法人が適正に負担する手数料、費用およびあらゆる合理的な立替費用
- 投資主の利益のために行為するに際し本投資法人、管理会社、投資運用会社またはポートフォリオ・マネージャーが負担する法務手数料および費用(疑義を避けるために付言すると、本投資法人またはそのいずれかのサブ・ファンドの組織再編に関する一切の法務手数料および費用を含む。)

- 年次報告書および半期報告書ならびに適用ある法令に基づき必要なその他の報告書および文書を投資主(投資証券の実質的保有者を含む。)の利益に適う言語において作成し配布(印刷は含まない。)するためのコスト
- 投資主に対する通知作成コストおよび本投資法人の資産管理に関するあらゆる取引コスト(ブローカーの通常の手数料、報酬、租税等)
- ルクセンブルグ内外における本投資法人の承認および監督に関する手数料およびコスト
- 定款、英文販売目論見書、KIDならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書(本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関(各国の証券業協会を含む。))に対する登録届出書、目論見書および説明覚書等)を必要な言語により作成および/または提出し、印刷するコストおよび費用
- 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用
- 証券取引所または規制を受ける市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト
- 監査における手数料、コストおよび費用(監査人の報酬および費用を含む。)
- KIDの作成、翻訳および監督機関への提出に関する手数料および費用
- 取締役会に支払う手数料、コストおよび費用(合理的な立替費用、保険料ならびに取締役の会合に関する合理的な出張費用および取締役会の報酬を含む。)
- 登録、報告、救済請求、還付または外国源泉徴収の免除に関連してサブ・ファンドに手数料、コストおよび費用が請求されることがある。

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に比例して、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

各々の投資方針に従い、他のUCIまたはUCITSに投資するサブ・ファンドにおいて、手数料が、サブ・ファンドのレベルおよび関連する投資先の投資信託で発生する可能性がある。運用資産を投資する投資先の投資信託の運用報酬の上限は、あらゆる助言報酬を考慮し、3%を上限とする。投資運用会社自身または投資運用会社に関連するその他の会社が直接的または間接的に、または実質的に直接もしくは間接的保有により運用するファンドの受益証券に投資する場合、投資を行うサブ・ファンドは、投資先投資信託の発行または買戻し手数料の一切を課せられないことがある。

サブ・ファンドの経費(または継続費用)の詳細は、KIDで確認することができる。

新しいサブ・ファンドの設定に伴う費用は、該当するサブ・ファンドのみにおいて最大5年間の期間にわたり償却される。

本投資法人の投資証券の販売業務に関連して、投資運用会社が受領し販売会社に支払われる料金、費用および経費、ならびに販売会社が受領し副販売会社および本投資法人の投資証券の販売に関連する仲介業者に支払われる料金、費用および経費は、かかる費用の受領および保有に適用ある法的および規制上の制限および条件に適合するものとする。適用ある法的および規制上の制限および条件に従い、販売会社は本投資法人の販売業務を対象として還付金を支払うことができる。

特定のポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオ・マネージャーおよび/またはその関連会社の名義で設立され、その管理下にあり、ブローカーまたはその他の第三者のリサーチ機関から投資リサーチ・サービスを購入する目的で使用される、リサーチ支払口座(以下「リサーチ支払口座」)

という。)を開設し維持する権限を有している。リサーチ支払口座は、リサーチ・チャージによって資金を調達し、その資産から支払われる。

リサーチ・チャージは、ポートフォリオ・マネージャーと管理会社の間で毎年書面により合意される、リサーチ予算を参照して算出された年間最大限度額に従うものとする。投資主は、その請求により、管理会社から、リサーチ予算の額およびリサーチ費用の概算額に関する情報を入手することができる。

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、適用ある規則(具体的には、()UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、()オルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)指令2011/61/EU(2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律(随時改正済)に移行した。)、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに()2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437により定義される規定)に報酬が従うことを徹底し、かつ、UBSグループの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも毎年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理を促し、リスクプロファイル、約款または譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)/オルタナティブ投資ファンド(AIF)の定款に反するリスクを防いでいる。

報酬方針は、さらに、管理会社およびUCITS/AIFsの戦略、方針、価値および利益を遵守し、利益相反の防止措置を有している。この手法は、さらに、以下の項目に重点を置いている。

- ・ パフォーマンスの評価を、サブ・ファンドの投資主に対して推奨される保有期間に適した複数年にわたる枠組みで行っている。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、報酬の成功ベースの部分の支払を同じ期間に行うことを徹底するためである。
- ・ 固定報酬部分および変動報酬部分の間で適切なバランスの取れた報酬を従業員に与えている。固定報酬部分が、報酬総額の大部分を占め、十分な機動性を有する賞与の戦略を行っている。ここには、変動報酬部分を支払わないというオプションが含まれる。固定報酬は、個々の従業員の役割(責任および業務の複雑性、パフォーマンスならびに各地の市況)を考慮した上で決定される。管理会社が、自身の裁量により、一部の従業員に対して付加給付を提供する可能性があることにも、留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分である。

関連する開示は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行うものとする。

投資家は、報酬方針に関する詳細(報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格(報酬委員会(該当する場合。))の構成を含む。)を含むが、それらに限らない。)をubs.com/ame-regulatorydisclosuresで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求することにより管理会社から無料で入手できる。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- (1) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドのクラスF - a c c投資証券およびクラスF - a c c円ヘッジ投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
- (2) 投資証券は、(1)である場合には、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (3) 日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人投資主については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。
- (5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記(3)における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益(譲渡価額(みなし配当額を除く。))から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

概要

本投資法人はルクセンブルグの法律に従う。投資証券の購入者の居住地での投資証券の購入、保有、売却および投資証券の購入者の国籍の人々に対しての投資証券の購入、保有、売却を統制する法律または規制に関する情報を求めることは、投資証券の購入者の責任である。

ルクセンブルグ大公国の現行の法律に準拠して、本投資法人はルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税、富裕税のいずれも課されることはない。

現在施行されている租税法により、投資主はルクセンブルグに居住するか、ルクセンブルグに住居を持つかもしくはルクセンブルグに恒久的施設を維持するか、以前ルクセンブルグに居住しており本投資法人の総純資産をその10%を上回って保有しない限り、ルクセンブルグでの所得税、贈与税、相続税その他の租税を支払うことは要求されない。

投資予定者は、自己の市民権、住居または本籍のある国の法律において、本投資法人の投資証券の取得、保有、転換、および売却に適用されるまたは売却等に関する分配に適用される租税の可能性についての情報を常に把握しておくべきである。

本投資法人はルクセンブルグの「年次税」の課税対象であり、これを四半期末ごとに支払う。この年次税は、各クラスの四半期末における総純資産に基づいて計算される。年次税は純資産総額の0.05%（年率）の割合で徴収される。クラスF投資証券等の機関投資家向けのクラスについて、かかる割合は0.01%（年率）に減じられる。0.01%への低減税率の適用を受けるための条件を充足しない場合、すべてのクラスF投資証券の税率が0.05%（税率）になる場合がある。

サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条において定義される環境的に持続可能な投資対象に投資される部分の純資産に対する「年次税」の税率を0.01%から0.04%（年率）の範囲とする低減税率の適用を受けることがある。「年次税」を既に支払っている他のルクセンブルグのUCI内に保有される投資証券に相当する資産の評価額は、いかなる「年次税」からも除外される。

欧州法に従う課税

投資者は、利息に対する課税に関する2003年6月3日付理事会指令2003/48/ECが2005年6月21日付ルクセンブルグ法に置き換えられた点に留意すべきである。この法律は、2005年7月1日より、EUに居住する個人に対して国境を越えて支払われる利息に源泉徴収税を課税するか、または自動的に情報を交換する旨を規定している。当該法律の対象には、欧州連合利息課税により定義される債務証券および債務請求権に15%を超えて投資する投資ファンドが支払う分配金および配当金、ならびにかかるとる債務証券および債務請求権に25%を超えて投資する投資ファンドの受益証券の譲渡または買戻しによる収益が含まれる。

2015年1月1日現在、ルクセンブルグにおいては、欧州連合内の個人居住者に対する支払利息からの源泉徴収税控除はすでに選択肢ではなくなっている。かかる指令の適用対象である場合、欧州加盟国内の支払代理人は、支払利息の詳細、または他の欧州加盟国（当該加盟国の税務当局と情報が共有される。）の個人居住者に対してもしくは当該居住者の利益として支払代理人が（本投資法人に関連して）支払ったみなし利息の詳細を、自国の税務当局に提供するように要求される。

投資主は、欧州委員会が、当該指令の対象範囲をUCITSとして設立されているか否かにかかわらずあらゆるファンドまたはスキームを含むよう拡大すること、およびその他一定の改正を提案している点に留意すべきである。改正案はまだ公表されておらず、協議プロセスが継続している間は、改正案が実施されるか否か、または実施の時期については不明なままである。

情報自動交換 - FATCAおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍の投資法人として、本投資法人は、以下に記載する制度（および随時導入されるその他の制度）等の自動情報交換制度に基づき、個人投資家およびその課税上の地位に関する一定の情報を収集し、かつ当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供することを義務付けられ、さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の居住者となっている法域の税務当局と交換することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「FATCA」と総称する。）に基づき、本投資法人は、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「IGA」という。）に

定義される特定米国人が所有する金融口座を米国財務省に報告するために作成された、徹底的なデューデリジェンスの実施および報告義務を遵守することを義務付けられている。本投資法人が、上記の義務を遵守しない場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対して米国の源泉徴収税を徴収されることとなる。本投資法人は、IGAに基づき、「遵守(Compliant)」と見なされ、特定米国人が所有する金融口座の身元確認を行い、かつルクセンブルグの税務当局に直接通知する場合、源泉徴収税を課されず、ルクセンブルグの税務当局は、これを受け、当該情報を米国内国歳入庁に提供する。

経済協力開発機構(OECD)は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、世界的なオフショアの租税回避問題に対処するため、共通報告基準(以下「CRS」という。)を策定した。CRSの下では、参加CRS法域の居住者である金融機関(本投資法人等)は、その投資者の個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関の法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューデリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がFATCAおよびCRSに基づく義務を履行し、かつ当該情報を継続的に更新できるように、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供する義務を負う。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負うことに留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が本投資法人に提供しない場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者に負担させることを徹底するため、投資者の本投資法人における保有資産に関して必要であると考える措置を講じることができる点に、留意する必要がある。また、上記により、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者の本投資法人における持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負う場合もある。

FATCAおよびCRSの仕組みおよび適用範囲に関する詳細なガイドラインは、未だ策定途上にある。これらのガイドラインの策定期間または本投資法人の将来的な事業に及ぼす影響に関する保証は一切ない。投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、自らの税務アドバイザーに相談する必要がある。

「特定米国人」という用語は、()米国の裁判所が適用法に基づき信託会社の経営の何らかの面に関して命令または判決を発行することを認められている場合、または()一または複数の特定米国人が信託会社または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するかもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法に一致していなければならない。

DAC 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(以下「RCBA」という。)に関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU)2018/822(以下「DAC6」という。)が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性のあるアレンジメントに関する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC 6 により課される要請は2020年7月1日から適用されるが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの報告を義務付けられる可能性がある。同通達はEUの仲介業者に対して、RCBA（関係する仲介業者および関係する納税者、すなわちRCBAを利用することができる者の身元確認を行えるようにする情報およびアレンジメントに関する具体的な詳細事項を含む。）に関する情報を現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、ファンドはRCBAに関して認識しているか、所有しているかまたは管理下にあるあらゆる情報を税務当局に開示することを法的に義務付けられる可能性がある。この規制は、必ずしも濫用的租税回避を構成するとは限らないアレンジメントにも適用可能である。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド)

(2025年10月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率 (%)
債券	米国	298,880,230.02	16.17
	フランス	232,242,592.96	12.56
	オランダ	137,869,148.04	7.46
	国際機関	128,183,456.56	6.93
	イタリア	106,574,523.48	5.77
	スペイン	100,201,251.73	5.42
	ドイツ	99,667,300.15	5.39
	イギリス	86,963,092.37	4.70
	チリ	41,491,427.12	2.24
	ルクセンブルグ	37,580,626.52	2.03
	スウェーデン	36,773,455.30	1.99
	アイルランド	35,841,755.54	1.94
	日本	35,550,289.99	1.92
	デンマーク	31,828,115.49	1.72
	メキシコ	25,166,641.85	1.36
	オーストラリア	22,532,406.54	1.22
	ノルウェー	18,641,280.86	1.01
	カナダ	18,618,824.91	1.01
	オーストリア	18,507,728.18	1.00
	インドネシア	18,141,345.39	0.98
	ベルギー	16,882,858.58	0.91
	ペルー	13,621,464.63	0.74
	フィンランド	12,115,467.21	0.66
	セルビア	11,466,761.43	0.62
	ポルトガル	11,394,840.24	0.62
	アラブ首長国連邦	10,236,389.00	0.55
	韓国	8,831,400.17	0.48
	香港	8,137,873.78	0.44
	コロンビア	6,947,651.25	0.38
	フィリピン	6,691,275.74	0.36
	グアテマラ	5,868,367.50	0.32
	ハンガリー	5,234,943.98	0.28
ルーマニア	4,710,027.63	0.25	
アイスランド	4,469,992.62	0.24	
スロベニア	4,206,852.95	0.23	

	多国籍	3,785,418.00	0.20
	ヨルダン	3,221,562.50	0.17
	ブラジル	3,044,150.00	0.16
	インド	3,011,122.20	0.16
	チェコ共和国	2,961,748.77	0.16
	ポーランド	2,572,994.01	0.14
	モーリシャス	2,486,904.08	0.13
	コスタリカ	2,324,160.00	0.13
	ウズベキスタン	1,898,926.77	0.10
	ケイマン諸島	1,893,463.05	0.10
	ジャージー	1,758,283.62	0.10
	スロバキア	1,570,257.21	0.08
	バミューダ	1,562,031.25	0.08
	クロアチア	1,560,268.33	0.08
	スイス	1,522,551.79	0.08
	アンドラ	1,357,547.60	0.07
	クウェート	1,344,850.00	0.07
	シンガポール	1,172,740.72	0.06
	リトアニア	1,113,722.20	0.06
	イスラエル	1,062,320.62	0.06
	ドミニカ共和国	1,055,630.00	0.06
	コートジボワール	841,400.00	0.05
	ベニン	799,687.47	0.04
	トルコ	780,371.88	0.04
	アルゼンチン	731,088.00	0.04
	ニュージーランド	682,822.65	0.04
	英領ヴァージン諸島	658,617.19	0.04
	ガーンジー	525,622.43	0.03
	小計	1,709,371,922.05	92.47
従来型 オプション	米国	- 14,489.00	0.00
モーゲージ担保 証券/資産担保 証券/その他割 引債	米国	25,909,368.00	1.40
短期金融商品	フランス	27,915,281.63	1.51
株式	米国	2,116,448.70	0.11
ポートフォリオ合計		1,765,298,531.38	95.50
現金・その他資産(負債控除後)		83,186,205.11	4.50
資産総額		1,848,484,736.49	100.00
負債総額		17,670,199.61	0.96
合計 (純資産総額)		1,830,814,536.88 (約286,760百万円)	99.04

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド)

(2025年10月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	満期日	数量(1,000)	取得価額(米ドル)	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 1.12500% 21-13.09.28	国際機関	債券	1.1250	2028年9月13日	20,000.00	18,243,416.77	18,639,045.40	1.01
2	FRANCE, REPUBLIC OF BTF-REG-S TB 0.00000% 22.10.25-06.05.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年5月6日	13,020.00	14,987,484.97	14,872,698.08	0.80
3	FRANCE, REPUBLIC OF-BTF TB-REG-S 0.00000% 24.09.25-09.04.26	フランス	短期金融商品	0.0000	2026年4月9日	11,400.00	13,179,660.73	13,042,583.55	0.71
4	EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S 2.50000% 25-14.05.32	国際機関	債券	2.5000	2032年5月14日	9,500.00	10,384,064.75	10,933,018.23	0.59
5	SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.00000% 21-30.07.42	スペイン	債券	1.0000	2042年7月30日	13,530.00	10,601,603.34	10,497,872.12	0.57
6	BNP PARIBAS SA-REG-S 4.2500%/VAR 23-13.04.31	フランス	債券	4.2500	2031年4月13日	8,500.00	9,630,109.12	10,279,959.51	0.56
7	NATWEST GROUP PLC-REG-S 0.7800%/VAR 21-26.02.30	イギリス	債券	0.7800	2030年2月26日	8,745.00	8,826,116.65	9,459,063.78	0.51
8	ITALIAN REPUBLIC-REG-S-144A 1.50000% 21-30.04.45	イタリア	債券	1.5000	2045年4月30日	11,650.00	10,461,591.16	9,042,616.61	0.49
9	AGENCE FRANCAISE DE DEVELOPPEMENT-REG-S 0.12500% 21-29.09.31	フランス	債券	0.1250	2031年9月29日	8,900.00	8,760,463.29	8,641,972.80	0.47
10	JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC 1.75000% 20-15.09.30	米国	債券	1.7500	2030年9月15日	8,900.00	7,866,289.68	7,915,429.32	0.43
11	AUSTRALIA-REG-S 4.25000% 24-21.06.34	オーストラリア	債券	4.2500	2034年6月21日	12,000.00	7,552,400.19	7,891,858.12	0.43
12	BANK OF AMERICA CORP 6.204%/VAR 22-10.11.28	米国	債券	6.2040	2028年11月10日	7,505.00	7,763,828.58	7,805,483.31	0.42
13	MEXICO, UNITED STATES OF 2.25000% 21-12.08.36	メキシコ	債券	2.2500	2036年8月12日	8,050.00	7,683,413.70	7,606,981.33	0.41
14	CAIXABANK SA-REG-S 5.375%/VAR 22-14.11.30	スペイン	債券	5.3750	2030年11月14日	5,800.00	6,538,966.31	7,329,087.08	0.40
15	CAISSE D'AMORTIS DE LA DETTE SOC-REG-S 2.75000% 22-25.11.32	フランス	債券	2.7500	2032年11月25日	6,400.00	6,260,371.74	7,256,580.24	0.39
16	NIAGARA MOHAWK POWER CORP-144A 1.96000% 20-27.06.30	米国	債券	1.9600	2030年6月27日	8,000.00	7,040,413.04	7,228,172.32	0.39
17	JPMORGAN CHASE & CO 6.070%/VAR 23-22.10.27	米国	債券	6.0700	2027年10月22日	7,060.00	7,134,322.63	7,185,990.15	0.39
18	BPCE SA-144A 2.045%/VAR 21-19.10.27	フランス	債券	2.0450	2027年10月19日	7,335.00	6,782,848.93	7,178,646.32	0.39
19	PERUSAHAAN SBSN INDONESIA III-REG-S 4.70000% 22-06.06.32	インドネシア	債券	4.7000	2032年6月6日	7,000.00	6,914,045.85	7,073,500.00	0.38
20	BNG BANK NV-REG-S 2.75000% 24-11.01.34	オランダ	債券	2.7500	2034年1月11日	6,155.00	6,916,872.99	7,048,925.09	0.38
21	SERBIA INTERNATIONAL BOND-REG-S 1.00000% 21-23.09.28	セルビア	債券	1.0000	2028年9月23日	6,400.00	5,759,022.34	6,909,761.43	0.37
22	BANKINTER SA-REG-S 0.62500% 20-06.10.27	スペイン	債券	0.6250	2027年10月6日	6,100.00	6,249,497.26	6,807,502.32	0.37
23	GENERAL MOTORS CO 5.60000% 22-15.10.32	米国	債券	5.6000	2032年10月15日	6,400.00	6,444,321.22	6,674,618.56	0.36
24	ING GROEP NV-REG-S-SUB 0.875%/VAR 21-09.06.32	オランダ	債券	0.8750	2032年6月9日	5,900.00	5,942,345.71	6,632,282.46	0.36
25	ILE-DE-FRANCE MOBILITES-REG-S 3.05000% 23-03.02.33	フランス	債券	3.0500	2033年2月3日	5,800.00	6,318,093.85	6,629,286.61	0.36
26	COOPERATIEVE RABOBANK UA-REG-S 3.54800% 25-08.10.35	オランダ	債券	3.5480	2035年10月8日	5,500.00	6,462,542.93	6,383,185.94	0.35
27	VONOVIA SE-REG-S 0.62500% 21-24.03.31	ドイツ	債券	0.6250	2031年3月24日	6,300.00	6,065,061.54	6,362,715.18	0.34
28	CHILE, REPUBLIC OF 4.95000% 23-05.01.36	チリ	債券	4.9500	2036年1月5日	6,200.00	6,099,619.57	6,274,400.00	0.34
29	VERIZON COMMUNICATIONS INC 1.50000% 20-18.09.30	米国	債券	1.5000	2030年9月18日	7,100.00	6,121,095.11	6,211,005.95	0.34
30	TELIA CO AB-REG-S-SUB 1.375%/VAR 20-11.05.81	スウェーデン	債券	1.3750	2081年5月11日	5,400.00	5,718,104.45	6,195,165.69	0.34

【投資不動産物件】

該当事項なし(2025年10月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2025年10月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

(グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド)

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格		
					(クラスF - a c c 投資証券)		(クラス F - a c c 円ヘッジ 投資証券)
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円	円
2022年7月末日に 終了する会計年度末	2,537,477	397,445	2,508,528	392,911	94.81	14,850	9,989
2023年7月末日に 終了する会計年度末	2,403,033	376,387	2,365,959	370,580	93.31	14,615	9,377
2024年7月末日に 終了する会計年度末	2,311,733	362,087	2,292,312	359,045	100.18	15,691	9,472
2025年7月末日に 終了する会計年度末	1,873,120	293,387	1,866,240	292,309	105.65	16,548	9,534
2024年11月末日	2,286,881	358,194	2,232,035	349,604	102.63	16,075	9,530
12月末日	2,190,693	343,128	2,158,244	338,046	101.80	15,945	9,409
2025年1月末日	2,129,253	333,505	2,102,693	329,345	102.35	16,031	9,427
2月末日	2,080,904	325,932	2,058,967	322,496	103.68	16,239	9,519
3月末日	1,989,479	311,612	1,970,004	308,562	103.15	16,156	9,430
4月末日	1,968,591	308,340	1,955,349	306,266	104.01	16,291	9,480
5月末日	1,950,962	305,579	1,927,367	301,883	104.19	16,319	9,466
6月末日	1,956,751	306,486	1,932,427	302,676	105.21	16,479	9,529
7月末日	1,873,120	293,387	1,866,240	292,309	105.65	16,548	9,534
8月末日	1,876,079	293,850	1,864,971	292,110	106.35	16,658	9,563
9月末日	1,865,734	292,230	1,855,572	290,638	107.16	16,784	9,602
10月末日	1,848,485	289,528	1,830,815	286,761	107.97	16,911	9,643

(注) サブ・ファンドは2022年3月10日に設立され、サブ・ファンドのクラスF - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は2022年5月13日に運用を開始した。

サブ・ファンドのクラスF - a c c 投資証券およびクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。同取引所での実質的な取引実績はない。

【分配の推移】

(グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド)

クラスF - a c c 投資証券

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

該当事項なし。

【自己資本利益率(収益率)の推移】

(グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド)

会計年度	収益率(%) (注)	
	(クラスF - a c c 投資証券)	(クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券)
2022年7月末日に終了する会計年度末	- 5.19	- 0.11
2023年7月末日に終了する会計年度末	- 1.58	- 6.13
2024年7月末日に終了する会計年度末	7.36	1.01
2025年7月末日に終了する会計年度末	5.46	0.65

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた金額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配額の額)。ただし、最初の会計年度については当初発行価格(クラスF - a c c 投資証券は100米ドル、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は10,000円)。

(注2) サブ・ファンドは2022年3月10日に設立され、サブ・ファンドのクラスF - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は2022年5月13日に運用を開始した。

6【手続等の概要】

販売手続等

申込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

払込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

(注)各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日以内(「ファンド払込日」)に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店のファンド口座に各投資証券の基準通貨で払い込まれる。

申込期間

2026年1月31日(土曜日)から2027年1月29日(金曜日)まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が1日を通して通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、前記「第一部 証券情報 第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)(12)払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注)申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

払込期日

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「約定日」という。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする(日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。)

発行価格

各申込日の翌ファンド営業日に計算される投資証券1口当たりの純資産価格。

(注)発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、各投資証券の基準通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の基準通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

申込手数料

該当事項なし。

申込単位

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。

買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が1日を通して通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される1口当たりの純資産価格とする。

買戻し単位

原則として1口以上0.001口単位。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。

買戻し代金の支払い

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、各投資証券の基準通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の基準通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

7【管理及び運営の概要】

<p>1 資産管理等の概要</p> <p>(1) 資産の評価</p>	<p>() 純資産価格の計算</p> <p>あらゆるサブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産価額ならびに投資証券1口当たり発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの基準通貨で表示され、サブ・ファンドに関連して別段の記載がない限り、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産全体をサブ・ファンドの当該投資証券クラスの流通している投資証券口数で除することにより毎営業日に計算される。</p> <p>異常な状況の場合、評価日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。</p> <p>() 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止</p> <p>本投資法人は、指定された条件を満たす場合、純資産価額の計算、一または複数のサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンドまたは投資証券クラス間の乗換えを一時的に停止することができる。</p> <p>また、本投資法人は以下を行う権限を有する。</p> <p>a) 自己の裁量により購入申込みを拒絶すること。</p> <p>b) 排除命令に違反して申し込まれたまたは購入された投資証券の強制買戻しを随時実施すること。</p>
<p>(2) 保管</p>	<p>日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。</p>
<p>(3) 存続期間</p>	<p>本投資法人は、存続期間を無期限として設立された。</p>
<p>(4) 計算期間</p>	<p>本投資法人の決算期は毎年7月31日である。</p>
<p>(5) その他</p>	<p>() 投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散および合併</p> <p><u>本投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散</u></p> <p>定足数および必要な過半数に関する法律要件を満たす投資主総会により、いつでも本投資法人を解散することができる。</p>

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になる場合、取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が解散する場合、清算は投資主総会で指名される一名以上の清算人が実行するものとする。当該総会では清算人の職務および報酬の範囲も決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却し、サブ・ファンドの投資証券クラスの清算による正味収入を投資主の保有数に比例して当該サブ・ファンドの投資証券クラスの投資主に配分するものとする。投資主に分配できない清算収入は取得時効期間の満了までルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に遅滞なく預託される。

サブ・ファンドもしくは投資証券クラスの純資産総額がサブ・ファンドの投資証券クラスを経済的に合理的に管理できない水準以下に落ち込んだ場合、または政治もしくは経済の状況の変化および合理化の過程にある場合、取締役会は、一もしくは複数のサブ・ファンドの投資証券クラスの清算を要求することができる。

取締役会の権利にかかわらず、取締役会の提案に基づいて、サブ・ファンドの投資主総会において、サブ・ファンドが発行した投資証券を回収し、投資主に対して投資主が保有する投資証券の純資産価額を返還することにより、本投資法人の資本を減額することができる。純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって生じた代金および清算に起因する費用を織り込むものとする。

投資主総会または取締役会による投資証券の回収の決定は、書留郵便で送付されるか、またはルクセンブルグの官報、ならびにルクセンブルグの日刊紙および必要があれば本投資法人の投資証券を販売する各国の特定の公的刊行物を通じて関係するサブ・ファンドの投資主に公表される。買戻しのために投資主により呈示された未精算の投資証券の対価は、時効期間の満了まで、ルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に預託されるものとする。

サブ・ファンド同士またはサブ・ファンドとその他のUCIの合併

取締役会は、2010年法の規定に従い、サブ・ファンドの投資証券の消却および対応する投資主への他のサブ・ファンドまたは他のUCITSの投資証券の割当てを決定することができる。本項において取締役会が付与された権限にかかわらず、本項に記載されたファンド同士を合併する決定もまた、関連サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

() 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

	<p>()本投資法人の定款の変更</p> <p>本投資法人の定款は、商事会社に関する1915年8月10日法(改正済み)によって定められている定足数および過半数の要件に従って、定時投資主総会において追加または変更することができる。</p> <p>修正版は、ルクセンブルグの官報、ルクセンブルグの日刊紙および必要な場合は本投資法人の投資証券を販売するそれぞれの国の公的刊行物において公告し、投資主総会で承認を受けた後、法的に拘束力のあるものとなる。</p> <p>日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。</p>
2 利害関係人との取引制限	<p>取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および本投資法人のその他のサービス提供会社ならびに/またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。</p> <p>管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。</p>
3 投資主・外国投資法人債権者の権利等 (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利	<p>投資主の有する主な権利は次のとおりである。</p> <p>(a) 配当請求権</p> <p>(b) 買戻請求権</p> <p>(c) 残余財産分配請求権</p> <p>(d) 損害賠償請求権</p> <p>(e) 投資主総会における権利</p> <p>(f) 報告書を受領する権利</p>
(2) 為替管理上の取扱い	<p>投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。</p>

<p>(3) 本邦における代理人</p>	<p>東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業</p> <p>上記代理人は、本投資法人から日本国内において、</p> <p>(a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および</p> <p>(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。</p> <p>弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業</p>
----------------------	---

第2【財務ハイライト情報】

- a . 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d . 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.63円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- e . ファンドの監査人は、2025年7月31日に終了した会計年度より、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブからプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブに変更されている。

1【貸借対照表】

(1) 2025年7月31日終了年度

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
純資産計算書

	2025年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	1,750,656,139.25	274,205,271
投資有価証券、未実現評価（損）益	39,293,923.42	6,154,607
投資有価証券合計	1,789,950,062.67	280,359,878
現金預金、要求払預金および預託金勘定	48,721,193.11 *	7,631,200
その他の流動資産（証拠金）	2,454,022.05	384,373
投資有価証券売却未収金	2,160,250.98	338,360
発行未収金	417,025.79	65,319
有価証券に係る未収利息	20,200,459.62	3,163,998
金融先物に係る未実現利益	3,057,394.09	478,880
先渡為替契約に係る未実現利益	6,159,951.64	964,833
資産合計	1,873,120,359.95	293,386,842
負 債		
スワップに係る未実現損失	(673,579.65)	(105,503)
当座借越	(2,040,503.01)	(319,604)
投資有価証券購入未払金	(2,591,234.05)	(405,865)
買戻未払金	(678,931.61)	(106,341)
定率報酬引当金	(832,766.69)	(130,436)
年次税引当金	(15,850.28)	(2,483)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(47,192.74)	(7,392)
引当金合計	(895,809.71)	(140,311)
負債合計	(6,880,058.03)	(1,077,623)
期末現在純資産	1,866,240,301.92	292,309,218

* 2025年7月31日現在、銀行預金には、取引相手方であるバンク・オブ・アメリカに対する担保として供されている91,564.00米ドル、取引相手方であるBNPパリバに対する担保として供されている1,610,000.00米ドルおよび取引相手方であるシティバンクに対する担保として供されている2,348,000.00米ドルが含まれている。

2【損益計算書】

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
運用計算書

自2024年8月1日 至2025年7月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	2,628,065.22	411,634
有価証券に係る利息	62,246,262.24	9,749,632
配当金	39,958.19	6,259
スワップに係る受取利息	1,245,292.16	195,050
貸付証券に係る純収益	791,864.97	124,030
収益合計	66,951,442.78	10,486,604
費 用		
スワップに係る支払利息	(989,518.33)	(154,988)
定率報酬	(11,074,609.69)	(1,734,616)
年次税	(206,937.45)	(32,413)
その他の手数料および報酬	(170,302.52)	(26,674)
当座借越に係る利息	(488,443.49)	(76,505)
費用合計	(12,929,811.48)	(2,025,196)
投資純（損）益	54,021,631.30	8,461,408
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	4,224,714.37	661,717
オプションに係る実現（損）益	372,980.90	58,420
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る 実現（損）益	953,805.49	149,395
金融先物に係る実現（損）益	(3,337,413.73)	(522,739)
先物型オプションに係る実現（損）益	345,048.43	54,045
先渡為替契約に係る実現（損）益	(303,960.61)	(47,609)
スワップに係る実現（損）益	4,317,014.51	676,174
外国為替に係る実現（損）益	(9,496,207.19)	(1,487,391)
実現（損）益合計	(2,924,017.83)	(457,989)
当期実現純（損）益	51,097,613.47	8,003,419
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	85,904,544.60	13,455,229
オプションに係る未実現評価（損）益	57,605.41	9,023
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る 未実現評価（損）益	1,859,749.86	291,293
金融先物に係る未実現評価（損）益	3,199,946.12	501,208
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	10,481,446.14	1,641,709
スワップに係る未実現評価（損）益	(3,155,535.39)	(494,252)
未実現評価（損）益の変動合計	98,347,756.74	15,404,209
運用の結果による純資産の純増（減）	149,445,370.21	23,407,628

マルチ・マネージャー・アクセス

財務書類に対する注記

2025年7月31日現在

重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産価格の計算

あらゆるサブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産価額ならびに投資証券1口当たり発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの基準通貨で表示され、サブ・ファンドに関連して別段の記載がない限り、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産全体をサブ・ファンドの当該投資証券クラスの流通している投資証券口数で除することにより毎営業日に計算される。

この場合の「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、ルクセンブルグにおける個々の法定外休業日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価できない日を除く。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、当該投資証券クラスに課される手数料を織り込んだ上で、各投資証券クラスの流通投資証券口数と当該サブ・ファンドの流通投資証券の総口数との比率に従って算定され、投資証券が発行または買い戻される毎に変動する。

b) 評価原則

- 現金（手元現金または預金のいずれか）、手形、要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに宣言済または前述のとおり発生済で未受領の利息は、その総額として評価されるが、このような価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、このような場合、その評価額は、その公正価値を反映するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- 証券取引所に上場している有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場している場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。
- 証券取引所では通常取引されないが、証券トレーダー間で流通市場が存在し、市場に従い価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場していないが、公認かつ公開の、定期的に運営される、規制を受ける別の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- 証券取引所に上場されず、別の規制ある市場でも取引されず、適切な価格を入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選定するその他の原則に従い、本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場していない派生商品（「店頭派生商品」）の評価は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の派生元である裏付商品の市場価格に基づいて本投資法人が認める計算方法により評価の妥当性を検証する。

- 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）および/または投資信託（以下「UCI」という。）の受益証券または株式は、最新の入手可能な純資産価額で評価される。UCITSおよび/またはUCIの受益証券または株式の一部は、投資先の投資信託の投資マネージャーまたは投資アドバイザーから独立した立場にある信頼に値する価格提供会社によって提供される見積評価額に基づき評価されることがある（見積評価額）。
- 短期金融商品は、取得価格（純額）および確定した利回りに基づき評価されるが、このような評価額が買戻価格に応じて次第に調整されることを条件とする。市況が大幅に変化する場合、異なる投資対象の評価額の基準を、新しい市場利回りに沿うように調整する。
- 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における為替相場の仲値で評価する。
- 定期預金および信託預金はその額面に経過利息を加えて評価する。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が二次的な独立の評価を提供する。計算はすべてのキャッシュフロー（流入と流出の双方）の時価（純額）を基準とする。特定の場合に、（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく）内部計算および/またはブローカーが算出する評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSの評価方針に基づき決定される。

異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、評価日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。

報酬および手数料ならびに投資先の投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用が入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化による影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（「シングル・スイング・プライシング」）。

投資証券は通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化による影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況に関しては取締役会が裁量権を有している。一般的なルールとして、希薄化調整を実行するための要件は関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に基づいている。取締役会は、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性があるかと判断する場合に希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は以下の場合に行われることがあるが、これらに限定されない。

(a) サブ・ファンドが継続的に下落している場合（すなわち買戻しによる純流出）。

- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを受けている場合。
- (c) サブ・ファンドの特定の評価日におけるポジションが正味申込みまたは正味買戻しになっている場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が判断するその他のあらゆる場合。

評価額の調整においては、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドに十分に見合う適切な数値であると取締役会が判断する金額が、サブ・ファンドが正味申込ポジションにある場合は1口当たり純資産価格に加算され、正味買戻ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格から控除される。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、()見積み財務費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分だけ(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および法域ではバイサイドおよびセルサイドが異なる手数料体系を有することがあるため、最終的な調整額が純流入と純流出とで異なることがある。ただし、調整は基本的に、当該時に適用される投資証券1口当たり純資産価格の最大2%を上限とする。例外的な状況(例えば、市場のボラティリティの上昇および/または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等)においては、これが実勢市場の状況を示すものであり、投資主の最大の利益であることを取締役会が正当化できるのであれば、取締役会は各サブ・ファンドおよび/または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。このような希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。投資主は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの純資産価額は個別に計算されるが、希薄化調整はパーセンテージで見ると各クラスの純資産価額に対して同一の影響を及ぼすことになる。希薄化調整はサブ・ファンドの水準において元本に対して適用されるもので、各個人投資家の取引における特定の状況に関連するものではない。

すべてのサブ・ファンドについて、スウィング・プライシング方法が適用されている。

会計年度末時点で純資産額へのスウィング・プライシング調整があった場合は、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産額の情報から見る事ができる。受益証券1口当たり発行および買戻価格が、調整後の純資産額を表している。

適用する場合、スウィング・プライシングの収益は、損益計算書の「その他の収益」として開示される。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記載される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

f) オプションの評価

規制ある市場で取引される未決済オプションは、決済価格または当該商品の入手可能な直近の市場価格で評価される。OTCオプションは、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーから入手した日足価格に基づき値洗いされ、第三者値付機関と照合される。オプションに係る実現損益およびオプションに係る未実現評価(損)益は、オプションに係る実現(損)益およびオプションに係る未実現評価(損)益のカテゴリーに基づき、それぞれ運用計算書および純資産変動計算書に開示される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 結合財務書類

結合財務書類は、ユーロで表示される。本投資法人の2025年7月31日現在の結合純資産計算書、結合運用計算書および結合純資産変動計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2025年7月31日現在の結合財務書類の換算に用いられた。

為替レート
<hr/>
1ユーロ = 1.144550 米ドル
<hr/>

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」のポジションには、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」のポジションには、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引からの未収金および未払金は相殺される。

k) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

1) スワップ

本投資法人は、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされることを条件に、金利スワップ契約、金利スワップションおよびクレジット・デフォルト・スワップに係る金利先渡契約を締結することができる。

未実現(損)益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価(損)益」として反映されている。未実現(損)益は、未払または未収の経過利息を含む。

手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現(損)益」として記録される。

(2) 2024年7月31日終了年度

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
純資産計算書

	2024年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	2,277,380,819.25	356,706,158
投資有価証券、未実現評価（損）益	(48,527,976.45)	(7,600,937)
投資有価証券合計	2,228,852,842.80	349,105,221
現金預金、要求払預金および預託金勘定	48,517,283.73 *	7,599,262
その他の流動資産（証拠金）	9,607,931.57	1,504,890
投資有価証券売却未収金	12,790.75	2,003
発行未収金	184,411.61	28,884
有価証券に係る未収利息	22,075,658.00	3,457,710
スワップに係る未実現利益	2,481,955.74	388,749
資産合計	2,311,732,874.20	362,086,720
負 債		
金融先物に係る未実現損失	(142,552.03)	(22,328)
先渡為替契約に係る未実現損失	(4,321,494.50)	(676,876)
当座借越	(2,608,202.70)	(408,523)
投資有価証券購入未払金	(10,132,253.89)	(1,587,015)
買戻未払金	(1,113,031.67)	(174,334)
定率報酬引当金	(1,056,857.54)	(165,536)
年次税引当金	(19,310.24)	(3,025)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(27,660.27)	(4,332)
引当金合計	(1,103,828.05)	(172,893)
負債合計	(19,421,362.84)	(3,041,968)
期末現在純資産	2,292,311,511.36	359,044,752

* 2024年7月31日現在、97,389.00米ドルの現金が取引相手方であるバンク・オブ・アメリカに対する担保、6,840,663.00米ドルの現金が取引相手方であるパークレイズ・ロンドンに対する担保、1,558,224.00米ドルの現金が取引相手方であるJPモルガンに対する担保、10,821.00米ドルの現金がモルガン・スタンレーに対する担保および5,280,000.00米ドルの現金がステート・ストリートに対する担保となっている。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

運用計算書

自2023年8月1日 至2024年7月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	3,101,769.50	485,830
有価証券に係る利息	57,832,228.33	9,058,262
スワップに係る受取利息	1,100,942.85	172,441
貸付証券に係る純収益	903,821.66	141,566
収益合計	62,938,762.34	9,858,098
費 用		
スワップに係る支払利息	(615,365.04)	(96,385)
定率報酬	(12,469,977.52)	(1,953,173)
年次税	(224,980.87)	(35,239)
その他の手数料および報酬	(144,944.92)	(22,703)
当座借越に係る利息	(474,339.68)	(74,296)
費用合計	(13,929,608.03)	(2,181,795)
投資純（損）益	49,009,154.31	7,676,304
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(47,429,025.56)	(7,428,808)
オプションに係る実現（損）益	773,340.37	121,128
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る 実現（損）益	828,419.99	129,755
金融先物に係る実現（損）益	(11,549,928.47)	(1,809,065)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(49,372,976.58)	(7,733,289)
スワップに係る実現（損）益	2,065,220.52	323,475
外国為替に係る実現（損）益	2,201,990.53	344,898
実現（損）益合計	(102,482,959.20)	(16,051,906)
当期実現純（損）益	(53,473,804.89)	(8,375,602)
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	99,908,992.82	15,648,746
オプションに係る未実現評価（損）益	(46,116.45)	(7,223)
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る 未実現評価（損）益	10,634,971.80	1,665,756
金融先物に係る未実現評価（損）益	3,538,879.00	554,295
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	26,607,484.50	4,167,530
スワップに係る未実現評価（損）益	(1,748,322.83)	(273,840)
未実現評価（損）益の変動合計	138,895,888.84	21,755,263
運用の結果による純資産の純増（減）	85,422,083.95	13,379,661

3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

第3【外国投資証券事務の概要】

(1) 投資証券の名義書換

本投資法人が発行する記名投資証券は、本投資法人または本投資法人に指定された1名以上の者が記帳する投資証券登録簿に登録されなくてはならない。当該投資証券登録簿には、記名投資証券の保有者1人ひとりの氏名、自宅住所または本投資法人に知らせたその他の住所、当該者が保有する投資証券口数ならびに関係する投資証券のサブ・ファンドおよび場合により投資証券クラスおよび各投資証券の払込済み金額を記載する。記名投資証券の譲渡またはその他の形態の法的譲渡が行われる都度、その旨を投資証券登録簿に登録しなくてはならない。

投資証券登録簿への記載は記名投資証券に対する所有権の証拠となる。本投資法人は、保有する投資証券の確認書を発行することができる。

記名投資証券の譲渡は、譲渡の十分な証拠となる書類を当投資法人に引き渡すか、または投資証券登録簿に記載され、譲渡人および譲受人もしくは授権された者が署名と日付を付す譲渡申告書を通じて実施される。

投資証券が複数の者の名前で登録されている場合、登録簿に最初に記載された投資主がその他すべての共同保有者を代理して行為する権限を有するとみなされ、本投資法人側の通知を受領する権利を有する唯一の者とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続きを行う。

(2) 投資主総会

定時投資主総会は毎年1月31日の午前11時から、本投資法人の登記上の事務所において開催される。1月31日がルクセンブルグにおける営業日ではない場合、定時投資主総会は、翌営業日に開催される。

(3) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において、または米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付することはできない。米国人とは、以下の者である。

- () 1986年米国内国歳入法(改正済)第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布される財務省規則に規定する米国人
- () 1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人(連邦規則集第17編第230.902(k)条)
- () 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者(連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条)
- () 1940年米国投資顧問法(改正済)ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- () 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立される信託、事業体またはその他の組織

第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

外国投資法人の詳細情報の項目は、以下のとおりである。

- 第1 外国投資法人の追加情報
 - 1 外国投資法人の沿革
 - 2 役員の状況
 - 3 外国投資法人に係る法制度の概要
 - 4 監督官庁の概要
 - 5 その他
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 買戻し手続等
 - 3 乗換え手続等
 - 4 その他
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 存続期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 利害関係人との取引制限
 - 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等
- 第4 関係法人の状況
 - 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 運用体制
 - (3) 大株主の状況
 - (4) 役員の状況
 - (5) 事業の内容及び営業の概況
 - 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係
- 第5 外国投資法人の経理状況
 - 1 財務諸表
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 金銭の分配に係る計算書

キャッシュ・フロー計算書

投資有価証券明細表等

2 外国投資法人の現況

純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

2006年3月30日 本投資法人の設立
 2006年4月14日 本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告

2【役員の状況】

(2025年11月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレアス・エバーソルド (Andreas Aebersold)	チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	ノン・エグゼクティブ・ディレクター、スイス	該当なし
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 マネージング・ディレクター	該当なし
ジェーン・ウィルキンソン (Jane Wilkinson)	インディペンデント・ディレクター	インディペンデント・ノン・エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
クリスティアン・マウラー (Christian Maurer)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、 マネージング・ディレクター	該当なし

(注)本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative)である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

本投資法人は、投資信託に関する2002年12月20日法(2010年12月17日の改正により2010年12月17日法に置き換えられる。以下「2010年法」という。)パート に従う可変資本投資会社(SICAV)の法的形態によるオープン・エンド型投資信託(以下「UCI」という。)として、2007年7月10日に設立された。その後、2016年2月3日を発効日として、2010年法パート に基づくUCIから2010年法パート に基づくUCIに変更された。

b. 準拠法の内容

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC(以下「指令」という。)(ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済)の規定を組み入れている。

イ. 2010年法は、以下の5つのパートにより構成されている。

- パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)(以下「パート 」という。)
- パート - その他のUCI(以下「パート 」という。)
- パート - 外国投資信託(以下「パート 」という。)

パート - 管理会社（以下「パート 」という。）

パート - UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パート 」という。）

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパート が適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ．欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法のパート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート 投資信託」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

ハ．2010年法第2条は、同法第3条に従い、パート 投資信託とみなされる投資信託を、以下のよう

- A．公衆から調達する投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。
- B．投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

ロ）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、CSSFに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつCSSFが、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ハ）外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、CSSFへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、指令を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはCSSFに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託

の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書等の提出および電子識別

投資証券の販売に際し使用される目論見書および(必要とされる場合)その他の書類は、使用前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは、当該目論見書に固有の識別番号と電子識別日を付与することで識別する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、CSSFが要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をCSSFに提出しなければならない。

5【その他】

a. 定款の変更

本投資法人の定款は、商事会社に関する1915年8月10日法(改正済み)によって定められている定足数および過半数の要件に従って、投資主総会において変更することができる。

修正版はすべて、RESAに預託通知を掲載することで公告し、定時投資主総会で承認を受けた後、すべての投資主を法的に拘束する。

b. 事業譲渡または事業譲受

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 (i) 投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散および合併」を参照のこと。

c. 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d. 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算」の項の要領に従い計算される。投資主は、純資産価格が「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される場合があること、および投資証券の発行価格に関する内容は、シングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される可能性がある純資産価格に対するものであることに留意すべきである。

本書に別途記載されない限り、最大3%の発行手数料が投資者の元本の約定価格から控除される(またはこれに上乘せされる)ことがあり、販売会社またはサブ・ファンドの投資証券の販売に携わる金融取次機関宛に支払われることがある。投資証券の各販売国で発生するあらゆる租税、手数料またはその他の料金も請求される。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理会社、管理事務代行会社ならびに任命された販売代行会社および支払事務代行会社が、投資証券の該当するクラスの発行価格で受け付け、販売代行会社および支払事務代行会社は受け付けた申込みを管理事務代行会社に取り次ぐ。

支払いは、ファンド取引日の後からルクセンブルグにおける3営業日以内に保管受託銀行によって受領されなければならない。投資証券は、発行価格全額が支払われた後遅滞なく関連する投資者に引き渡される。本投資法人は認証されていない記名式の投資証券として投資証券のクラスを発行することを決定することができる。端数投資口は、小数点以下第3位まで発行される。投資主による請求および発生した費用全額の支払いをもって、本投資法人は投資証券の現物の券面を発行することを決定することもできる。本投資法人は1以上の単位で投資証券の券面を発行する権利を留保するが、端数投資口の券面は発行されない。各クラスの投資証券はすべて、同じ権利を有する。ただし、定款にはサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを発行できることが定められている。

本投資法人は、記名式投資証券のみを発行する。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券が、クリアストリーム等の公認された外部決済機関を通じて決済される可能性もあることに、投資主は留意すべきである。

本投資法人はその裁量により一部またはすべての現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物による購入申込みが各サブ・ファンドの投資方針および投資制限に一致しなければならない。さらに、本投資法人が任命した監査人がかかる投資対象を検査する。関連する費用は、投資者が負担する。

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、「第一部 証券情報 第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに管理事務代行会社への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資

主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上0.001口単位とする。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。

投資証券1口当たり販売価格は、原則として、ファンドが当該申込みを受領した翌ファンド営業日に計算される1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、各投資証券の基準通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の基準通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

投資主は、本投資法人、管理事務代行会社または申込みを受け付けることを認められている販売代行会社宛てに取消不能の買戻しの申込みを行うことにより、各取引日に投資証券の買戻しを請求することができる。買戻しの注文には、発行されたであろう券面を添付しなければならない。サブ・ファンドの投資証券の販売各国で生じる租税、手数料その他の料金が投資主に請求される。

買戻価格は、純資産価額の変動により、投資者が支払った価格を上回ることもあれば、下回ることもある。投資証券は、該当する取引日の投資証券1口当たり純資産価格で買い戻される。投資主は、純資産価格が下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される場合があること、および下記の投資証券の買戻価格に関する記載がシングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される可能性がある純資産価格に対するものであることに留意すべきである。

買戻代金の支払いは、通常、該当するファンド取引日の後から3営業日以内に行われる。

過度に大量の買戻申込みが行われる場合、本投資法人は、サブ・ファンドの関係資産を不要に遅滞することなく売却するまで、買戻申込みの執行を延期するよう決定することができる。このような措置が必要な場合、同日に受領するすべての買戻注文を同価格で決済する。

あるファンド取引日に関連して受領する買戻申込みが、単独でまたは同様に受領する他の買戻申込み(乗換申込みを含む。)と合算して関連するサブ・ファンドの純資産総額の10%を上回る場合、本投資法人は、かかるファンド取引日にサブ・ファンドの純資産総額の10%を上回る買戻しまたは乗換えが行われないう、その単独かつ絶対的裁量により(かつその他の投資主の最善の利益を考慮して)、当該ファンド取引日に関して行われる各申込みを比例案分して低減する権利を留保する(以下「買戻制限」という。)。適用ある場合、複数のファンド取引日に関連して受領した買戻申込みが、1暦月内に同様に受領した他の買戻申込み(乗換要請を含む。)と合算して関連するサブ・ファンドの純資産総額の20%を上回る場合、本投資法人は、かかるファンド取引日にサブ・ファンドの純資産総額の20%を上回る買戻しまたは乗換えが行われないう、その単独かつ絶対的裁量により(かつその他の投資主の最善の利益を考慮して)、当該ファンド取引日に関して行われる各申込みを比例案分して低減する権利を留保する(以下「月次買戻制限」という。)。買戻制限または月次買戻制限が適用されるファンド取引日

において受領した申込みに関して、翌取引日に申込みを受領する範囲においては、前ファンド取引日に
おける申込みが、後日の申込みに優先して先に処理され、前の文章に定める方法に従い取り扱う。

上記の純資産価格の調整の代わりに、サブ・ファンドが負担しうる費用および税金の推定額ならびに
ファンドが投資する資産の買い呼び値と売り呼び値の推定スプレッドが、投資家に直接請求されること
がある。

本投資法人は、投資者の承認により、その裁量により、現物による一部またはすべての買戻しを決定
することができる。投資者は現物による買戻しを自由に拒絶することができ、関連するサブ・ファンド
または投資証券クラスの基準通貨建ての現金による買戻代金の支払いを要求することができる。投資者
が現物による買戻しに応じることに同意する場合、投資者は、可能な限り、買い戻す投資証券口数に比
例する分を、サブ・ファンドが保有する有価証券、現金およびその他の資産から選別して組み合わせ
て受領する。さらに、このような買戻しは、本投資法人が選任する監査人により監査される。関連する費
用は、投資者が負担する。

あるサブ・ファンドの純資産総額においてある投資証券クラスが占める価値が、取締役会が当該投資
証券クラスの経済的に効率的な運用に必要な最低水準として定める一定水準を下回るか、またはこれに
届かない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に買戻価格を支払ってかかるクラスの投資証券
すべてを買い戻すことを決定することができる。いかなる場合においても、このような買戻しの結果、
当該クラスの投資者および関連するサブ・ファンドの他の投資者の双方が、追加の費用を負担するか、
またはその他の何らかの財務上の不利益を被ることはないものとする。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日であつ日本における販売会社および販売取扱会
社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで
日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業
日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行って
いる各日)をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日または
サブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本
における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取
扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日
が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社にお
いて買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買
戻手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定さ
れる1口当たりの純資産価格とする。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従
い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則
として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、各投資証券の基準通貨と円貨との換算は裁量により販
売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通
貨で支払うこともできる。各投資証券の基準通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会
社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上0.001口単位とする。た
だし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されること
がある。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

英文目論見書に別途記載がない限り、投資主は自らの投資証券を別のサブ・ファンドの投資証券または同一サブ・ファンドの別のクラスの投資証券に乗り換えることを請求できる。ただし、以下を条件とする。

- ・ ある投資証券クラスの乗換えを行うことができるのは、サブ・ファンドが追加の申込みを受け付けているクラスの投資証券に限定され、該当する投資証券の乗換え先であるサブ・ファンドの投資証券の発行が停止されている場合には乗換えを行えない。
- ・ 乗り換えは、乗換え先の投資証券クラスまたはサブ・ファンドに適用される条件に従うものとする。
- ・ 乗換えは指定される投資証券口数に限って行うことができる。

乗換えの申込みの提出には、投資証券の発行および買戻しと同じ手続きが適用される。

乗換え先の投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$A = \frac{B * C * D}{E}$$

A = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

B = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

C = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

D = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラス間の為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ基準通貨で評価されている場合、係数は1である。

E = 乗換えを行うサブ・ファンドおよび/または投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

乗換えにおいては、3%を上限とする乗換手数料が、販売会社および/またはサブ・ファンドの投資証券の販売に携わる金融取次機関への支払いのために控除（または追加請求）される。投資証券の各販売国で発生するあらゆる租税、手数料およびその他の料金も請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の発行と買戻しに関する条件

発行または買戻し可能な投資証券は、各ファンド営業日に発行され買い戻される。発行および買戻しが行われる日を「ファンド取引日」という。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が1日を通して通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休業日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価できない日を除く。「法定外休業日」は、銀行および金融機関が休業している日である。「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」の項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定する日に発行または買戻しは行われぬ。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

ある営業日（注文日）の中央ヨーロッパ時間12時（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された購入および買戻しの申込みは、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評

価」の規定に従い当該取引日に計算した純資産価額に基づいて翌営業日に処理される。締切時間を過ぎてから受領する購入および買戻しの申込みは、翌取引日に処理される。つまり、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からない(将来価格)。評価時点で入手可能な最新価格に基づき取引日に算出されることになる。管理事務代行会社への時間通りの注文の提出を保証するために、前述の特定した時刻より早い締切時間をルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の販売代理店に提出される申込書の提出に対して適用することがある。これらに関する情報は該当する販売代理店から入手することができる。適用される個別の評価原則は下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載される。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて行われる本投資法人の異なるサブ・ファンドの投資証券への乗換えについても同様に当てはまる。

本投資法人は、本投資法人を守るために、投資主全体の利益のために、投資方針のために、または本投資法人の個別の投資方針が危機にさらされる場合に必要であると見做す範囲内で、その裁量によりいつでも、申込みの注文を拒否するか、または、投資証券の発行を一時的に制限、延期もしくは完全に停止することができる。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法(改正済)ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則(EU)2016/679(以下「データ保護法」という。)の規定に従って、本投資法人は、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、本投資法人の法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細(住所または電子メールアドレスを含む。)、銀行口座の詳細、本投資法人への投資の金額および性質(ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および/または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ)(以下「個人データ」という。)が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、本投資法人への個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、本投資法人は、投資証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、本投資法人と契約を締結した際に、投資証券の申込みの実行(すなわち、契約の履行)、本投資法人の正当な利益の保護、および本投資法人の法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、()投資証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、()顧客との関係を管理するため、()過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認、ならびにルクセンブルグまたは外国の法令(FATCAおよびCRSに関する法令を含む。)により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、()適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。投資主から提供されたデータは、()本投資法人の投資主名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、()マーケティング目的で使用することができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記()および()に記載されたデータ処理の目的
- 本投資法人の会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従い本投資法人の事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、本投資法人は、個人データをそのデータ受領者(以下「受領者」という)に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連する本投資法人の活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、本投資法人の管理会

社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および/または代理人(以下「再受領者」という。)に提供することができ、当該代表者および/または代理人は、受領者が本投資法人のためにサービスを遂行することおよび/または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域(EEA)内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および/または再受領者に個人データを移転する場合、本投資法人は、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

投資証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者(EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。)に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、本投資法人の指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。本投資法人はまた、EEA内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること(すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利)
- ・ 個人データの利用を制限すること(すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利)
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること(すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。)
- ・ 個人データを削除させること(すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利)
- ・ データポータビリティ(すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利)。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L - 4361エシュ=シュル=アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

マネー・ロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止

管理事務代行会社および任命された販売代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの2004年11月12日法およびルクセンブルグの政府または監督当局が発行したその後の規則を遵守しなければならない。

特に投資証券の購入申込者は、購入申込みを受け付ける管理事務代行会社および/または販売代行会社もしくは販売会社に対して、身分証明を提出しなければならない。管理事務代行会社および任命された販売代行会社または販売会社は、本投資法人の投資証券の購入者に対して以下の本人確認書類を要求する。個人に関しては、(管理事務代行会社、販売代行会社もしくは販売会社または地方行政機関により認証された)旅券/身分証明書の認証謄本、会社またはその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業・法人登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者(すなわち最終的な投資主)のフルネーム。管理事務代行会社および/または任命された販売代行会社もしくは販売会社は、対象に応じて、投資証券の購入申込者に対し追加の身元確認書類および/または情報を求めなければならない。

管理事務代行会社および任命された販売代行会社は、上記の身元確認手続きが厳密に遵守されていることを確認しなければならない。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、任命された販売代行会社に対して上記の手続きが遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの法律またはEU法と同等の投資者の身元確認義務を取次機関に課していない国々の任命された販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みすべてに関して、上記の規則の遵守状況を監督する。

さらに、任命された販売代行会社およびその販売会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関するすべての規則を遵守しなければならない。

マーケット・タイミングおよび時間外取引

投資主は、本投資法人の取締役が本投資法人の投資に関連して「マーケット・タイミング」として知られる慣行を防ぐために適切な措置を講ずる権利を有していることに留意すべきである。本投資法人の取締役会は、申込み、買戻しおよび乗換の注文のために該当する締切時間を「時間外取引」として知られる慣行から防ぐために守ることを徹底している。本投資法人の取締役会は、販売会社への償還の場合に、販売会社が該当する締切時間を適正に遵守していることを徹底する。

本投資法人の取締役会は、このような慣行の存在を知るかまたはその疑いを持つ場合に申込みおよび転換の要求を拒否する権利を有している。さらに、本投資法人の取締役会はルクセンブルグ法に基づく規定に反することなく、上記の慣行を防ぐために適切であるとみなされる追加措置を講じることを認められている。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 純資産価格の計算

あらゆるサブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産価額ならびに投資証券1口当たり発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの基準通貨で表示され、サブ・ファンドに関連して別段の記載がない限り、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産全体をサブ・ファンドの当該投資証券クラスの流通している投資証券口数で除することにより毎営業日に計算される。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、当該投資証券クラスに課される手数料を織り込んだ上で、各投資証券クラスの流通投資証券口数と当該サブ・ファンドの流通投資証券の総口数との比率に従って算定され、投資証券が発行または買い戻される毎に変動する。

各サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する（ただし、最終的なものではない。）。

- a) 現金（手元現金または預金のいずれか）、手形、要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに宣言済または前述のとおり発生済で未受領の利息は、その総額として評価されるが、このような価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、このような場合、その評価額は、その公正価値を反映するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- b) 証券取引所に上場している有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場している場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。証券取引所では通常取引されないが、証券トレーダー間で流通市場が存在し、市場に従い価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場していないが、公認かつ公開の、定期的に運営される、規制を受ける別の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- c) 証券取引所に上場されず、別の規制ある市場でも取引されず、信頼できる適切な価格を入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選定するその他の原則に従い、本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場していない派生商品（「店頭派生商品」）の評価は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の派生元である裏付商品の市場価格に基づいて本投資法人および本投資法人の監査人が認める計算方法により評価の妥当性を検証する。
- e) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）および/またはUCIの受益証券または株式は、最新の入手可能な純資産価額で評価される。UCITSおよび/またはUCIの受益証券または株式の一部は、投資先の投資信託の投資マネージャーまたは投資アドバイザーから独立した立場にある信頼に値する価格提供会社によって提供される見積評価額に基づき評価されることがある（見積評価額）。
- f) 短期金融商品は、取得価格（純額）および確定した利回りに基づき評価されるが、このような評価額が買戻価格に応じて次第に調整されることを条件とする。市況が大幅に変化する場合、異なる投資対象の評価額の基準を、新しい市場利回りに沿うように調整する。
- g) 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場

の仲値(売買価格の仲値)またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における為替相場の仲値で評価する。

h) 定期預金および信託預金はその額面に経過利息を加えて評価する。

i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が二次的な独立の評価を提供する。計算はすべてのキャッシュフロー(流入と流出の双方)の時価(純額)を基準とする。特定の場合に、(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく)内部計算および/またはブローカーが算出する評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSのグローバル評価方針に基づき決定される。

異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、評価日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。

報酬および手数料ならびに投資先の投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用が入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化による影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる(「シングル・スイング・プライシング」)。

投資証券は通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化による影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況に関しては取締役会が裁量権を有している。一般的なルールとして、希薄化調整を実行するための要件は関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に基づいている。取締役会は、既存の投資主(申込みの場合)または残存する投資主(買戻しの場合)が損害を被る可能性があると判断する場合に希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は以下の場合に行われることがあるが、これらに限定されない。

(a) サブ・ファンドが継続的に下落している場合(すなわち買戻しによる純流出)。

(b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを受けている場合。

(c) サブ・ファンドの特定の評価日におけるポジションが正味申込みまたは正味買戻しになっている場合。または、

(d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が判断するその他のあらゆる場合。

評価額の調整においては、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドに十分に見合う適切な数値であると取締役会が判断する金額が、サブ・ファンドが正味申込ポジションにある場合は1口当たり純資産価格に加算され、正味買戻ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格から控除される。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、()見積み財務費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分だけ(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および法域ではバイサイドおよびセルサイドが異なる手数料体系を有することがあるため、最終的な調整額が純流入と純流出とで異なることがある。ただし、調整は基本的に、当該時に適用される投資証券1口当たり純資産価格の最大2%を上限とする。例外的な状況(例えば、市場のボラティリティの上昇および/または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等)においては、これが実勢市場の状況を示すものであり、投資主の最大の利益であることを取締役会が正当化できるのであれば、取締役会は各サブ・ファンド

および/または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。このような希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。投資主は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの純資産価額は個別に計算されるが、希薄化調整はパーセンテージで見ると各クラスの純資産価額に対して同一の影響を及ぼすことになる。希薄化調整はサブ・ファンドの水準において元本に対して適用されるもので、各個人投資家の取引における特定の状況に関連するものではない。

() 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は純資産価額の計算、ひいては一または複数のサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に停止することができる。

- 純資産の大部分の評価の基礎とされる一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、または純資産価額が表示される通貨もしくは純資産の大部分が表示される通貨の為替市場が通常の休日以外で閉鎖されている日、または取引が中止されているか、もしくはこれらの証券取引所および市場が制限の対象もしくは短期的に急激な変動に見舞われている場合。
- 本投資法人の支配、責任または影響の及ばない出来事によって、投資主の利益に重大な悪影響を及ぼすことなく、通常どおりに本投資法人の資産を利用できない場合。
- 通信網の混乱またはその他の理由により、純資産価額の大部分を計算できない場合。
- 為替および資本管理により、本投資法人が事業を継続できない場合。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間または投資証券クラス間の乗換えの中止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局すべてに遅滞なく連絡されるとともに、下記「3 投資主・外国投資法人債権者の権利等 (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利 (f) 報告書を受領する権利」の項で規定される要領で投資主に通知される。また、本投資法人は以下を行う権限を有する。

- a) 自己の裁量により購入申込みを拒絶すること。
- b) 排除命令に違反して申し込まれたまたは購入された投資証券の強制買戻しを随時実施すること。

(2) 【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は管理事務代行会社または保管受託銀行の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

(3)【存続期間】

本投資法人は、存続期間を無期限として設立された。

(4)【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年7月末日である。

(5)【その他】

() 投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散および合併

本投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散

定足数および必要な過半数に関する法律要件を満たす投資主総会により、いつでも本投資法人を解散することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になる場合、取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が解散する場合、清算は投資主総会で指名される一名以上の清算人が実行するものとする。当該総会では清算人の職務および報酬の範囲も決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却し、サブ・ファンドの投資証券クラスの清算による正味収入を投資主の保有数に比例して当該サブ・ファンドの投資証券クラスの投資主に配分するものとする。投資主に分配できない清算収入は取得時効期間の満了までルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に遅滞なく預託される。

サブ・ファンドもしくは投資証券クラスの純資産総額がサブ・ファンドの投資証券クラスを経済的に合理的に管理できない水準以下に落ち込んだ場合、または政治もしくは経済の状況の変化および合理化の過程にある場合、取締役会は、一もしくは複数のサブ・ファンドの投資証券クラスの清算を要求することができる。

取締役会の権利にかかわらず、取締役会の提案に基づいて、サブ・ファンドの投資主総会において、サブ・ファンドが発行した投資証券を回収し、投資主に対して投資主が保有する投資証券の純資産価額を返還することにより、本投資法人の資本を減額することができる。純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって生じた代金および清算に起因する費用を織り込むものとする。

投資主総会または取締役会による投資証券の回収の決定は、書留郵便で送付されるか、またはルクセンブルグの官報、ならびにルクセンブルグの日刊紙および必要があれば本投資法人の投資証券を販売する各国の特定の公的刊行物を通じて関係するサブ・ファンドの投資主に公表される。買戻しのために投資主により呈示された未精算の投資証券の対価は、時効期間の満了まで、ルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に預託されるものとする。

サブ・ファンド同士またはサブ・ファンドとその他のUCIの合併

前記「本投資法人、サブ・ファンドおよび投資証券クラスの解散」に記載される状況と同じ状況の場合、取締役会は、2010年法の規定に従い、サブ・ファンドの投資証券の消却および対応する投資主への他のサブ・ファンドまたは他のUCITSの投資証券の割当てを決定することができる。本項において取締役会が付与された権限にかかわらず、本項に記載されたファンド同士を合併する決定もまた、関連サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併の決定は、ルクセンブルグの日刊紙に公告するか書留郵便により、投資主に通知される。かかる決定の公告から30日以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、前記「第2 手続等 2 買戻し手続等 海外における買戻し手続等」に記載するガイドラインに従って、無料で純資産価

額で買い戻す権限を有する。買戻しのために提出されなかった投資証券は、かかる決定が効力を生じた日において計算された関連するサブ・ファンドの投資証券の純資産額に基づいて交換される。

投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、投資主総会の定足数は要求されず、決定は、総会に出席する投資主または委任状により投票を行う投資主の単純多数によって承認することができる。

() 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款は、商事会社に関する1915年8月10日法(改正済み)によって定められている定足数および過半数の要件に従って、投資主総会において追加または変更することができる。

修正版は、ルクセンブルグの官報、ルクセンブルグの日刊紙、および必要な場合は本投資法人の投資証券を販売するそれぞれの国の公的刊行物において公告し、投資主総会で承認を受けた後、すべての投資主を法的に拘束する。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続き

管理会社契約

管理会社契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。本契約に基づくいずれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、本契約は即時終了される。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。やむを得ない事由がある場合、いずれかの当事者も相手方当事者に対して通知を交付することにより、契約を解除することができる。やむを得ない事由とは、本契約に基づく義務に関する故意および重過失をいう。投資運用会社は、投資者の利益となる場合には、投資運用の役務を即時辞任することができる。各サブ・ファンドの投資アプローチは、ポートフォリオ・マネージャーの選択に基づくものである。ポートフォリオ・マネージャーの選定は、デュー・ディリジェンスを通じて行われる。各ポートフォリオ・マネージャーは、販売目論見書に記載される各サブ・ファンドの適格ポートフォリオ・マネージャーとして選定されている。常に適格ポートフォリオ・マネージャーが選定されるとは限らない。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。本契約に基づくいずれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、新たな保管受託銀行が選任されることで、本契約は即時終了される。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達ま

たは郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

() ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、以下により提供される。

- () ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者。ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu>で入手可能である。
- () イギリスの2019年ベンチマーク規則(修正および経過措置規定)(EU離脱)(「イギリスのベンチマーク規則」)に基づき認可を受けているベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則の意味において第三国に所在するベンチマーク管理者としての適格性を有し、FCAにより維持される管理者およびベンチマークの登録簿(<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>において入手可能である。)に含まれている。
- () ベンチマーク規則により与えられる経過措置の取り決めに該当するベンチマーク管理者。したがって、ベンチマーク規則の登録簿にまだ記載されていない。ベンチマーク管理者の経過措置期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての承認または登録のための申請を行う期限は、いずれも該当するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の本籍地に依拠している。

ベンチマークに重大な変更が生じる場合、または一切提供されなくなる場合のために、管理会社はベンチマーク規則第28条第2項に基づき求められる、このような不測の事態の際に取るべき措置を記載した行動計画書(「緊急時対応策」)を保持している。投資主は要求することにより、管理会社の登記上の事務所において緊急時対応策を無料で入手することができる。

参考指標のディスクレーマー

ICE

ICEデータ・インディシズ（以下「ICEデータ」という。）は、許可を得て使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、明示であるか黙示であるかを問わず一切の保証および表明（指数、指数データおよびこれらに関し、関連し、または由来するあらゆるデータを含め、商品性の保証または特定目的もしくは利用の適合性の保証を含めた、明示・黙示を問わない一切の保証および表明）を否認する。ICEデータ、その関連会社およびこれらの第三者提供者のいずれも、いかなる損害賠償についても責任を負わず、また指数もしくは指数データまたはこれらのいずれの部分の適切性、正確性、適時性または完全性についても責任を負わない。指数、指数データおよびこれらの構成要素は、「現状のままで」提供され、自己のリスク負担で使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、UBSもしくは追加されたその関連会社またはその商品もしくはサービスの一切を後援、保証および推奨するものではない。

2【利害関係人との取引制限】

取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および本投資法人のその他のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、投資運用会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、総販売会社、証券貸付代理人および証券貸付業務提供者ならびに一部のポートフォリオ・マネージャーは、UBSグループの一員（以下「関係者」という。）である。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行い、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、本投資法人が締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行は本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の法人と関係しているため、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者の事業遂行における方針は、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資主との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止することである。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従う方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資主の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適度な独立性をもって行われ、かつ、あらゆる利益相反を公正に解決することを徹底する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、管理会社および／または本投資法人の利益相反に関する方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社が相当な注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織的・事務的な措置が、本投資法人またはその投資主の利益を損なうリスクを回避するとの合理的な信頼を確保するには不十分であるというリスクがある。このような場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定が、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

ubs.com/ame-regulatorydisclosures

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は()当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、()かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを徹底する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託される保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legal/info2/luxembourg.html>

管理会社は、投資信託の管理の過程で生じる利益相反を認識するためにすべての合理的な措置を講じ、投資信託およびその投資主の利益に悪影響が及ぶことを防ぐために、利益相反を認識、防止、管理および検証するために策定されるすべての合理的な措置を講じることを目指して、効率的な組織的かつ管理上の取り決めを維持し、かつこれらを運営している。

管理会社が、一または複数の自身の職務をUBSのグループ企業に委託する場合、管理会社は、かかる任命が投資主に悪影響を及ぼさないことを徹底するよう努め、特に、かかる任命が本投資法人およびその投資主の最善の利益となることを徹底するよう努める。

投資主は、取締役会の構成員が、本投資法人の取締役会の一員として、およびUBS(その子会社、関連会社、支店もしくは代理店を含む。)(以下「利害関係当事者」という。)の取締役もしくは従業員として果たす職務により利益相反が発生する可能性があるという点に留意すべきである。取締役会は、利益相反を防止するために最善の措置を講ずるが、時に、利益相反を未然に防ぎ切れないことがある。このように、利益相反を防ぎ切れない場合、取締役会は、投資主の最善の利益のために、かかる利益相反の解決に努める。

さらに、該当するポートフォリオ・マネージャーが、直接的または間接的に重大な利害関係のある取引を開始する際等に、ポートフォリオ・マネージャーが利益相反に直面する可能性があるという点に、投資主は留意すべきである。かかる利益相反が生じるのは、以下のような場合である。

- () 該当するポートフォリオ・マネージャーが、本投資法人のために行為する際に、利害関係当事者との間での取扱いを行うか、または、利害関係当事者が発行もしくは募集を行うか、これに関して利害関係当事者が役割を担っているか、もしくはその発行に関して利害関係当事者が業務上の利害関係を有する可能性がある証券を取り扱う可能性がある場合。
- () 該当するポートフォリオ・マネージャーが、本投資法人のために行為する際に、利害関係当事者が提供しているか、またはその利用により利害関係当事者に業務上の利害関係が発生する、価格、評価、証拠金の預託、取引の決済および清算、証券貸付もしくは調査等のリソースを取り扱っているか、またはこれらを利用している場合。
- () 該当するポートフォリオ・マネージャーが、その他の顧客のために行為し、別の顧客のために利益相反のあるトレーディング戦略を行うか、注文を集計するか、または、利害関係当事者かもしれない別の者からの注文と一緒に本投資法人のために行われる注文のマッチングもしくは受け渡しを行う場合。
- () 該当するポートフォリオ・マネージャーもしくは利害関係当事者の取締役もしくは従業員、または該当するポートフォリオ・マネージャーもしくは利害関係当事者自身が、本投資法人のために有価証券を保有するもしくは取り扱ういずれかの企業の取締役であるか、またはかかる企業の有価証券を保有もしくは取り扱うか、あるいは、それ以外の場合においてかかる企業と利害関係を有する場合。

- () 該当するポートフォリオ・マネージャーが、ポートフォリオ・マネージャーの禁止リストに記載されている一定の証券の取引を行えない可能性がある。証券がこのようなリストに載るのは、該当するポートフォリオ・マネージャーが、かかる証券に関してまたは規制上の理由により、価格感応度が高い非公開情報に通じているおそれがある場合である。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が本投資法人に対し権利を直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社に権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または(中間配当の場合には)取締役会が決定する当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

(b) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散される場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

(e) 投資主総会における権利

定時投資主総会は、毎年1月31日の11時から、本投資法人の登記上の事務所において開催される。当該日がルクセンブルグにおける営業日ではない場合、定時投資主総会は、翌営業日に開催されなければならない。

(f) 報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人全体について、7月31日現在の年次報告書および1月31日現在の半期報告書が発行される。これらの報告書には、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの明細が関連する基準通貨で記載される。本投資法人全体の資産の連結による明細は、ユーロ建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書には、本投資法人の監査人が監査した年次会計が記載される。

投資主は、本投資法人および保管受託銀行の登記上の事務所で年次報告書および半期報告書を入手できる。

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の発行および買戻価格は、本投資法人および保管受託銀行のルクセンブルグにおける登記上の事務所において入手できる。

投資主に対する通知は、投資主名簿に記載された投資主の住所宛てに書留郵便で送付され、またはルクセンブルグの日刊紙および必要があれば海外の日刊紙においても公告される。

不法行為上の救済請求権の可能性または株主代表訴訟の可能性を侵害することなく、本投資法人の投資主は、本投資法人または管理会社により任命される業務提供者に対する直接的な訴求権を有しない場合がある。これは、かかる訴求権が、投資主ではなく、該当する契約上の相手方当事者との間に存在するためである。

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資主が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ(「管理会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2025年11月末日現在の株主資本総額は、13,746,000ユーロ(約25億円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=181.60円)による。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円貨換算はすべてこれによる。

b. 事業の内容

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグの1915年8月10日付法律(以下「1915年法」という。)に基づき、2010年7月1日にルクセンブルグに設立された。1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。投資信託に関する2010年法第15条に基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託の管理会社としての資格を有している。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(「投資運用会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2025年11月末日現在の株主資本総額は、10,000,000スイスフラン(約19億円)

(注)スイスフランの円貨換算は、便宜上、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=194.55円)による。以下、別段の記載がない限り、スイスフランの円貨換算はすべてこれによる。

b. 事業の内容

主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

(2)【運用体制】

A. 管理会社

定款に基づいて、管理会社は、投資主か否かに関わらず、管理会社の投資主総会において選任され、その数および報酬が決定され、適宜解任される、少なくとも3名のディレクターにより構成される取締役会により管理されるものとする。

取締役会は、そのメンバーから会長を選出し、適切とみなされる場合、1名または複数の副会長を選出するものとする。ただし、当初の会長は、投資主総会にて直接選任するものとする。

管理会社の取締役会は、会長により、または行為できない場合は副会長により、または不在の場合は年長のディレクターにより招集されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益から招集することが要求される場合、少なくとも2名のディレクターが要求する場合に、招集されるものとする。取締役会では会長が議長を務め、または行為できない場合には副会長が、または不在の場合には年長のディレクターが議長を務めるものとする。

管理会社の取締役会は、そのメンバーの過半数が出席しまたは代理される場合にのみ、有効に審議し、決議を行うものとする。

決議は、メンバーの単純過半数の出席または代理によりなされるものとする。同数の場合には、取締役会の議長を務める者が決定権を有するものとする。

いずれかの行為することのできない、または不在のディレクターは、書面、電信、テレックスまたはファックスにより、他の取締役会のメンバーに対し、取締役会において自己を代表し、自己の代わりに投票する権限を与えることができ、他のディレクターは1名または複数のメンバーを代表することができる。

一つまたは複数の別個の書類によるものを含む、管理会社の取締役会のメンバー全員の合意による決定は、取締役会により決定されたものと同様に有効であるものとする。当該決定の日付は、最終の署名の日付とする。

管理会社の取締役会は、会社の目的を達成するために必要または有効なすべての行為を実行する権限を有する。ただし、法律、定款または運用される投資信託に係る規則による制限にのみ服する。

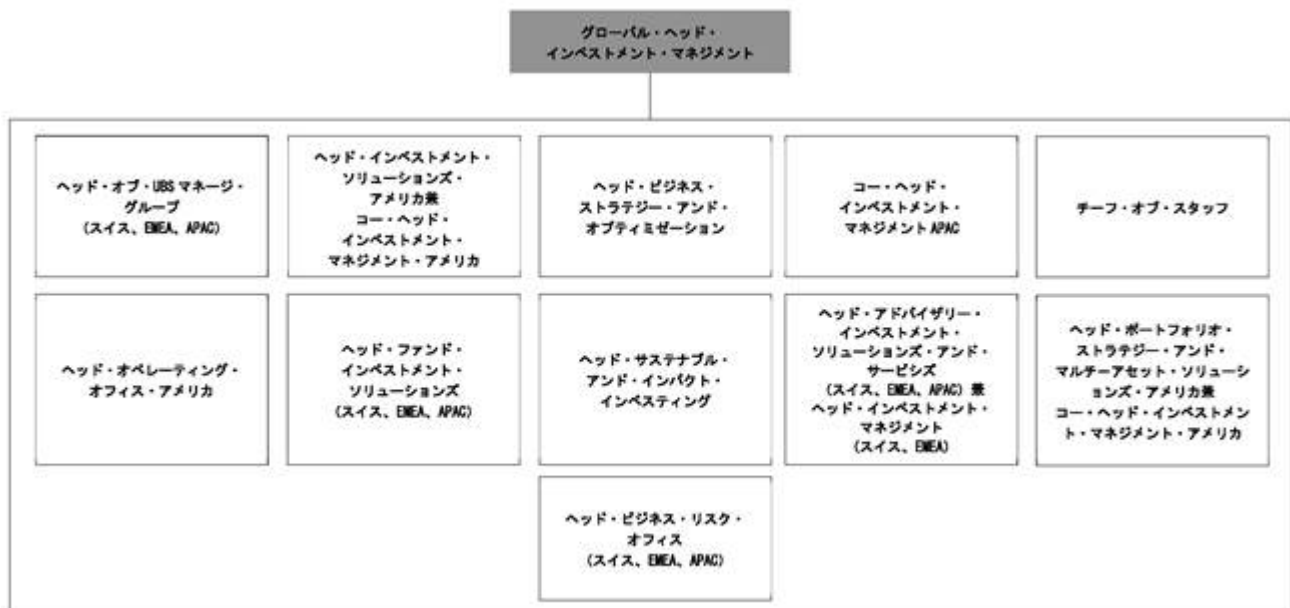
B．投資運用会社

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により各投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。各投資運用会社は、投資運用業務をいずれの子会社または関係会社に委託する権利を有しており、また本投資法人の承認を得た場合その他の者に委託することができる。

各資産運用会社の運用体制は以下のとおりである。

(イ) 投資運用体制



(2025年12月現在)

2025年11月末日現在、グローバル投資運用は、世界中で100名を超える投資スペシャリストを擁している。この人数はグローバル投資運用の様々な部門を考慮した上で概算したものである。

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

本投資法人は、複数のサブ・ファンドから構成されるアンブレラ型の構造になっている。各サブ・ファンドのために異なる資産のポートフォリオを維持し、当該サブ・ファンドに適用される投資目的および投資方針に従い投資される。本投資法人のサブ・ファンドの目的は、グローバルなエクイティで卓越した運用手腕を有する、各種の代表的な機関マネージャーの運用手腕を利用して、グローバル市場を中心とするエクイティ証券への投資をベースに、魅力的なリスク調整ベースのリターンを収めることである。

投資アプローチのベースは、外部の機関投資マネージャーの選定である。これを行うのは、ファンドの投資運用会社である。マネージャーの選定は、定量および定性分析による評価を取り入れた、徹底したデュー・ディリジェンスのプロセスに基づいている。パフォーマンスを牽引するために幅広く分散化されるポートフォリオを構築するために、異なる投資スタイルおよびアプローチを有するマネージャーの選別を行うことに、特に注意を払っている。

投資チームは、強固なリスク管理とポートフォリオの構築システムを通じて、実現する可能性のあるシナリオを評価する。投資運用会社のプロセスは、投資決定段階で終了するわけではなく、投資一任業務の実行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが向上すると考えている。

リスク管理/リスク統制

管理会社のリスク管理チームの主な目的は、リスク管理の統制および定期的な報告プロセスを含む、適切な管理のメカニズムおよび手続きを行うことである。投資運用会社のすべてのリスク・モデルおよびシステムが、投資プロセスに関して開発されている。

投資運用会社のリスク管理システムは、株式、確定利付債券および複数の資産から成るポートフォリオを対象としている。毎日の営業終了時にファンドの会計システムからポジションをダウンロードし、翌朝までに処理される。

リスク管理は、責任および評判が損なわれないためにも、資産運用業務の重要な側面である。高水準のリスク認識、リスク管理およびリスク統制が、成功、評判および運用グループが継続的に強みを発揮するためには必須であり、投資運用会社の経営陣とスタッフはリスクのあるすべての業務に対して最善の市場慣行を開発し、かつ適用することを目指している。

投資運用会社のリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。

法務/コンプライアンス

法務およびコンプライアンス部門は、投資運用会社と明確に分離されている。管理会社は、任命される投資マネージャーのデュー・ディリジェンス業務を定期的に行っている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

投資運用会社

ユービーエス・スイス・エイ・ジー

(3) 【大株主の状況】

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

(2025年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,873	100

ユービーエス・スイス・エイ・ジー

(2025年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	バーンホフ・シュトラセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	100,000,000	100

(4)【役員の状況】

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

(2025年11月末日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
マニユエル・ローラー (Manuel Roller)	チェアマン、 ディレクター/ ボード・メンバー	2025年3月28日	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、スイス ヘッド・オブ・ファンド マネジメント	該当なし
フランチェスカ・ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年12月5日	UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ、ルクセンブルグ、 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
ウジェーヌ・デル・シオッポ (Eugène del Cioppo)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年9月2日	UBSファンド・マネジメント(スイス)エイ・ジー、 バーゼル、スイス チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
アン・シャルロット・ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年1月1日	ルクセンブルグ大公国、 インディペンデント・ ディレクター	該当なし

ユービーエス・スイス・エイ・ジー

(2025年11月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロジャー・フォン・メントレン (Roger von Mentlen)	チェアマン	2023年11月1日就任	非公開
バーバラ・ランバート (Barbara Lambert)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年4月5日就任	非公開
ダニエル・ジェイ・クリティン (Daniel J. Crittin)	ディレクター/ ボード・メンバー	2016年4月25日就任	非公開
ガブリエラ・フーバー (Gabriela Huber)	ヴァイス・ チェアマン	2015年6月12日就任	非公開
マルクス・バウマン (Markus Baumann)	ディレクター/ ボード・メンバー	2025年4月9日就任	非公開
クラウディア・ディル (Claudia Dill)	ディレクター/ ボード・メンバー	2023年11月1日就任	非公開

ダミアン・フォーゲル (Damian Vogel)	ディレクター/ ボード・メンバー	2023年11月1日就任	非公開
------------------------------	---------------------	--------------	-----

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2025年11月末日現在、管理会社は以下のとおり、463本の投資信託 / 投資法人の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	459	533,623,717.44オーストラリア・ドル
			3,142,038,678.79カナダ・ドル
			18,759,364,042.32スイス・フラン
			3,335,893,042.24中国元
			4,572,507,657.80デンマーク・クローネ
			77,182,388,582.28ユーロ
			3,870,024,480.43英ポンド
			2,218,671,928.84香港ドル
			1,315,564,200,594.50日本円
			48,214,592.59シンガポール・ドル
			140,657,793,710.58米ドル
フランス		2	137,323,394.79ユーロ
イタリア		2	849,922,142.12ユーロ

ユービーエス・スイス・エイ・ジー

ユービーエス・スイス・エイ・ジーは、管理会社との間で、投資運用契約を締結している。

2025年11月末日現在、ユービーエス・スイス・エイ・ジーは41本のサブ・ファンドを運用し、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは以下の通りである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS (Lux) Strategy Fund - Balanced (CHF)	契約型投資信託	1994年7月1日	1,758,520,452
2	UBS (Lux) Equity Sicav - Long Term Themes (USD)	変動資本を有する 投資法人	2016年1月28日	1,671,531,162
3	UBS (Lux) Strategy Fund - Yield (CHF)	契約型投資信託	1991年9月10日	1,482,243,620
4	Global Opportunities Access - High Yield and EM Bonds	変動資本を有する 投資法人	2014年11月3日	1,225,859,066
5	UBS (Lux) Strategy Fund - Yield (EUR)	契約型投資信託	1991年9月10日	935,888,204
6	Global Opportunities Access - Equities	変動資本を有する 投資法人	2019年5月13日	892,057,702
7	Global Opportunities Access - Corporate Bonds	変動資本を有する 投資法人	2015年2月18日	843,585,846
8	UBS (Lux) Strategy Fund - Balanced (EUR)	契約型投資信託	1994年7月1日	836,749,269

9	Global Opportunities Access - Bonds	変動資本を有する 投資法人	2019年5月13日	829,441,909
10	Global Opportunities Access - Global Bonds USD	変動資本を有する 投資法人	2015年2月18日	827,109,715

(注)一部のファンドについては、ユービーエス・スイス・エイ・ジーは、管理会社の選定およびアセット・アロケーションについてのみ責任を負っている。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2025年11月末日現在 446,001,086ユーロ(約810億円)

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS(ルクセンブルグ)エス・エイがUBSドイツランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社(Societas Europaea)の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE(「管理事務代行会社」)

(Northern Trust Global Services SE)

a. 資本金(株主資本)の額

2025年11月末日現在、393,067,791ユーロ(約714億円)である。

b. 事業の内容

欧州会社(Societas Europaea)であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則(EC)2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動(投資会社のものを含む)に従事することである。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「元引受会社」)

a. 資本金の額

2025年11月末日現在の株主資本総額は、500,000スイスフラン(約9,728万円)

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2025年11月末日現在、5,165百万円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2)【関係業務の概要】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は本投資法人の保管受託銀行として任命されている。保管受託銀行は本投資法人に支払代行サービスも提供する。保管受託銀行は、2010年法および保管受託契約の規定に従い、保管可能な金融商品を保管し、本投資法人のその他の資産の記録保持および所有権の確認を行い、かつ本投資法人のキャッシュフローを効果的かつ適切な監視を徹底するために任命されている。保管受託銀行が保管する資産は、2010年法により当該再利用が明示的に認められない限

り、保管受託銀行または保管機能を委託される第三者により、その自己勘定で再利用してはならない。

保管受託銀行は、また、()投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って行われること、()投資証券の価額がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って計算されること、()管理会社または本投資法人の指示が、適用されるルクセンブルグ法、目論見書および/または定款に抵触しない限り、実行されること、()本投資法人の資産に関わる取引において、通常の期限内に対価を本投資法人に送金すること、ならびに()本投資法人の収益がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って利用されることを徹底するものとする。

保管受託銀行は、保管受託契約および2010年法の規定の遵守において、一定の条件に従い、かつ自らの職務を効果的に遂行するために、保管受託銀行に保管目的で適式に委託されている保管可能な金融商品に関連する自らの保管職務の一部もしくは全部ならびに/または本投資法人のその他の資産の記録保持および所有権の確認に関する職務の全部もしくは一部を、保管受託銀行が随時任命する一または複数の副保管人に委託することができる。

保管受託銀行は、副保管人および再委託先の任命前に、ならびに適用法令規則および自らの利益相反に関する方針に基づいて継続的に、自らの保管機能の委託から生じる可能性のある潜在的な利益相反および当該委託により発生しうる潜在的な利益相反を評価するものとする。保管受託銀行は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもあるUBSグループの一員である。したがって、保管受託銀行およびその関連会社は、様々な事業活動を積極的に行っており、異なる直接または間接的な利害を有する可能性があるため、保管受託銀行の保管機能の委託から潜在的な利益相反が生じる可能性がある。投資家は、保管受託銀行宛てに書面により請求することにより、追加情報を無料で取得することができる。

保管受託銀行は、潜在的な利益相反を防ぐため、副保管人または再委託先の任命が投資主の利益となり、かつ、当該委託先の任命時に利益相反を確認していない場合を除き、UBSグループの一員である副保管人を任命せず、UBSグループの一員である再委託先の任命を認めない。保管受託銀行は、ある副保管人または再委託先がUBSグループの一員であるか否かにかかわらず、当該副保管人または再委託先の選定および任命と継続的な監視の双方において、同水準の正当な技量、配慮および注意を用いる。さらに、本投資法人およびその投資主の利益を確保するために、UBSグループの一員である副保管人または再委託先の任命条件を、対等な立場で交渉する。利益相反が発生し、かかる利益相反を軽減できない場合、かかる利益相反および下された決定を、投資主に開示する。保管受託銀行が委託する保管機能の最新の概要ならびにかかる委託先および再委託先の最新の一覧表は、以下のウェブページで閲覧することができる。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

第三国の法律が現地の事業体による金融商品の保管を義務付けられているものの、2010年第34条第3段落のb)のi)の委託要件を満たす現地の事業体が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の事業体が存在しない場合に限り、当該第三国の法律が義務付ける範囲内で、かかる機能を現地の事業体に委託することができる。保管受託銀行は、十分な保護基準を備えている副保管人のみに保管受託銀行の職務を委託することを徹底するために、その職務の一部を委託しようとする副保管人の選定および任命に対して、2010年法が義務付けるあらゆる正当な技量、配慮および注意を用いなければならない。特に、委託が可能になるのは、副保管人が、2010年法に従い、自らに委託される職務の履行中常に、本投資法人の資産を保管受託銀行の資産および副保管人に帰属

する資産から分別している場合に限られる。保管受託銀行の責任は、2010年法および/または保管受託契約に別段の定めがない限り、かかる委託による影響を受けないものとする。

保管受託銀行は、2010年法第35条第1項および預託機関の義務に関してUCITS指令を補足する2015年12月17日付委員会委託規則(EU)第2016/438号第12条の意味の範囲内で、保管受託銀行および/または副保管人が保管する金融商品(以下「ファンド保管資産」という。)の損失(以下「ファンド保管資産の損失」という。)につき、本投資法人またはその投資主に対して責任を負う。

保管受託銀行は、ファンド保管資産の損失が生じる場合、不当に遅滞することなく、同一種類の金融商品またはその相当額を本投資法人に返還しなければならない。保管受託銀行は、2010年法の規定に従い、ファンド保管資産の損失がその合理的な支配の及ばない外部事象により生じ、かつ、未然に防ぐためにあらゆる合理的な努力を払ったとしても、その結果が不可避であったであろう場合、かかるファンド保管資産の損失につき責任を負わない。

保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または意図的に適用法(特に2010年法)および保管受託契約に基づくその職務を適切に履行しない結果として本投資法人および投資主が被るその他一切の直接的な損失の責任を、本投資法人および投資主に対して負うものとする。

本投資法人および保管受託銀行は、3か月前に書留郵便にて通知を行うことにより、いつでも保管受託契約を終了することができる。保管受託銀行は、保管受託銀行が任意に退任するか、または本投資法人により解任される場合、本投資法人の資産が移転され、かつ保管受託銀行の機能および責任を引き継ぐ後任の預託機関と、かかる通知期限までに交替しなければならない。本投資法人が期限内にかかる後任の預託機関を指名しない場合、保管受託銀行は、当該状況についてCSSFに通知することができる。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE

ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。さらに、管理事務代行会社は本投資法人の登録および名義書換事務代行者として、適用されるマネー・ロンダリング防止に関する法令を遵守するために、投資家に関する必要な情報を収集し、かつ確認を行う責任も負う。また、管理事務代行会社は、投資家向けの文書の作成および発送を担う顧客のコミュニケーション業務を提供する。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

(3)【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、マルチ・マネージャー・アクセスおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、サブ・ファンドには下記のクラス投資証券以外のクラス投資証券も存在するが、本書においては下記のクラス投資証券に関する部分を抜粋して日本語に記載している。
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
 - クラスF - a c c 投資証券
 - クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.63円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- e. ファンドの監査人は、2025年7月31日に終了した会計年度より、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブからプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーポラティブに変更されている。

(1) 【2025年7月31日終了年度】

【貸借対照表】

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
純資産計算書

	2025年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	1,750,656,139.25	274,205,271
投資有価証券、未実現評価（損）益	39,293,923.42	6,154,607
投資有価証券合計（注1）	1,789,950,062.67	280,359,878
現金預金、要求払預金および預託金勘定	48,721,193.11 *	7,631,200
その他の流動資産（証拠金）	2,454,022.05	384,373
投資有価証券売却未収金（注1）	2,160,250.98	338,360
発行未収金	417,025.79	65,319
有価証券に係る未収利息	20,200,459.62	3,163,998
金融先物に係る未実現利益（注1）	3,057,394.09	478,880
先渡為替契約に係る未実現利益（注1）	6,159,951.64	964,833
資産合計	1,873,120,359.95	293,386,842
負 債		
スワップに係る未実現損失（注1）	(673,579.65)	(105,503)
当座借越	(2,040,503.01)	(319,604)
投資有価証券購入未払金（注1）	(2,591,234.05)	(405,865)
買戻未払金	(678,931.61)	(106,341)
定率報酬引当金（注2）	(832,766.69)	(130,436)
年次税引当金（注3）	(15,850.28)	(2,483)
その他の手数料および報酬に係る引当金（注2）	(47,192.74)	(7,392)
引当金合計	(895,809.71)	(140,311)
負債合計	(6,880,058.03)	(1,077,623)
期末現在純資産	1,866,240,301.92	292,309,218

* 2025年7月31日現在、銀行預金には、取引相手方であるバンク・オブ・アメリカに対する担保として供されている91,564.00米ドル、取引相手方であるBNPパリバに対する担保として供されている1,610,000.00米ドルおよび取引相手方であるシティバンクに対する担保として供されている2,348,000.00米ドルが含まれている。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
運用計算書

自2024年8月1日 至2025年7月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	2,628,065.22	411,634
有価証券に係る利息	62,246,262.24	9,749,632
配当金	39,958.19	6,259
スワップに係る受取利息（注1）	1,245,292.16	195,050
貸付証券に係る純収益（注14）	791,864.97	124,030
収益合計	66,951,442.78	10,486,604
費 用		
スワップに係る支払利息（注1）	(989,518.33)	(154,988)
定率報酬（注2）	(11,074,609.69)	(1,734,616)
年次税（注3）	(206,937.45)	(32,413)
その他の手数料および報酬（注2）	(170,302.52)	(26,674)
当座借越に係る利息	(488,443.49)	(76,505)
費用合計	(12,929,811.48)	(2,025,196)
投資純（損）益	54,021,631.30	8,461,408
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	4,224,714.37	661,717
オプションに係る実現（損）益	372,980.90	58,420
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る 実現（損）益	953,805.49	149,395
金融先物に係る実現（損）益	(3,337,413.73)	(522,739)
先物型オプションに係る実現（損）益	345,048.43	54,045
先渡為替契約に係る実現（損）益	(303,960.61)	(47,609)
スワップに係る実現（損）益	4,317,014.51	676,174
外国為替に係る実現（損）益	(9,496,207.19)	(1,487,391)
実現（損）益合計	(2,924,017.83)	(457,989)
当期実現純（損）益	51,097,613.47	8,003,419
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	85,904,544.60	13,455,229
オプションに係る未実現評価（損）益	57,605.41	9,023
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る 未実現評価（損）益	1,859,749.86	291,293
金融先物に係る未実現評価（損）益	3,199,946.12	501,208
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	10,481,446.14	1,641,709
スワップに係る未実現評価（損）益	(3,155,535.39)	(494,252)
未実現評価（損）益の変動合計	98,347,756.74	15,404,209
運用の結果による純資産の純増（減）	149,445,370.21	23,407,628

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

純資産変動計算書

	自2024年8月1日 至2025年7月31日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	2,292,311,511.36	359,044,752
発行額	211,589,105.46	33,141,202
買戻額	(786,269,921.08)	(123,153,458)
純発行（買戻）合計	(574,680,815.62)	(90,012,256)
支払分配金	(835,764.03)	(130,906)
投資純（損）益	54,021,631.30	8,461,408
実現（損）益合計	(2,924,017.83)	(457,989)
未実現評価（損）益の変動合計	98,347,756.74	15,404,209
運用の結果による純資産の純増（減）	149,445,370.21	23,407,628
期末現在純資産	1,866,240,301.92	292,309,218

発行済投資証券数の変動表

	自2024年8月1日 至2025年7月31日	
	(口)	
クラスF - a c c		
期首現在発行済投資証券数	7,526,386.3410	
期中発行投資証券数	633,678.8770	
期中買戻投資証券数	(2,340,062.5030)	
期末現在発行済投資証券数	5,820,002.7150	
クラスF - a c c円ヘッジ		
期首現在発行済投資証券数	206,185.0000	
期中発行投資証券数	750.0000	
期中買戻投資証券数	(163,355.0000)	
期末現在発行済投資証券数	43,580.0000	

3年度比較数値

日付	ISIN	2025年7月31日	2024年7月31日	2023年7月31日
純資産額（米ドル）		1,866,240,301.92	2,292,311,511.36	2,365,959,041.40
クラスF - a c c	LU2421069035			
発行済投資証券数（口）		5,820,002.7150	7,526,386.3410	8,285,203.2070
1口当たり純資産価格（米ドル）		105.65	100.18	93.31
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ¹		105.65	100.18	93.31
クラスF - a c c円ヘッジ	LU2442822453			
発行済投資証券数（口）		43,580.0000	206,185.0000	239,915.0000
1口当たり純資産価格（日本円）		9,534	9,472	9,377
1口当たり発行・買戻価格（日本円） ¹		9,534	9,472	9,377

¹ 注記1を参照

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

組入証券の構造

地域別分類	純資産割合%	業種別分類	純資産割合%
アメリカ合衆国	17.54	銀行および金融機関	23.51
フランス	14.33	金融および持株会社	12.86
オランダ	7.74	エネルギー・水道	11.63
国際機関	6.29	国債および中央政府債	10.79
スペイン	5.53	国際機関	6.29
ドイツ	5.37	公的、非営利機関	4.27
イタリア	5.15	不動産	4.08
イギリス	4.98	通信	2.68
チリ	2.64	モーゲージおよび貸付機関	2.18
アイルランド	2.03	保険	2.08
ルクセンブルグ	1.97	州、連邦州	1.98
日本	1.77	交通・運輸	1.98
スウェーデン	1.74	電気装置・部品	1.21
デンマーク	1.62	自動車	1.14
オーストリア	1.55	各種サービス	0.93
メキシコ	1.32	医薬品・化粧品・医療品	0.91
ベルギー	1.28	インターネット、ソフトウェア・ITサービス	0.78
オーストラリア	1.27	林業、紙・パルプ製品	0.77
ノルウェー	0.99	投資信託	0.69
カナダ	0.98	食品・清涼飲料	0.67
インドネシア	0.96	電子工学・半導体	0.59
韓国	0.76	ヘルスケア、社会事業	0.58
香港	0.67	市および地方自治体	0.46
フィンランド	0.64	化学	0.44
セルビア	0.60	繊維・衣服・革製品	0.42
ペルー	0.56	包装業	0.32
アラブ首長国連邦	0.54	建築業・資材	0.32
ポルトガル	0.38	宿泊・仕出し・レジャー	0.28
コロンビア	0.36	石油	0.27
フィリピン	0.35	機械工学・産業機器	0.18
ハンガリー	0.31	グラフィックデザイン・出版・メディア	0.16
グアテマラ	0.30	コンピュータ・ハードウェア、ネットワーク装置	0.13
ルーマニア	0.25	小売り・百貨店	0.09
インド	0.23	その他消費財	0.09
スロベニア	0.22	非鉄金属	0.08
チェコ共和国	0.20	デジタルデータサービスおよび情報技術	0.05
アイスランド	0.20	バイオテクノロジー	0.02
多国籍企業	0.20	合計	95.91
モーリシャス	0.19		
ヨルダン	0.17		
ブラジル	0.16		
ポーランド	0.14		
バミューダ	0.12		
コスタリカ	0.12		
カタール	0.11		
ケイマン諸島	0.10		
ウズベキスタン	0.10		
ジャージー	0.09		
スロバキア	0.08		
クロアチア	0.08		
クウェート	0.07		
アンドラ	0.07		
シンガポール	0.06		
リトアニア	0.06		
イスラエル	0.06		
ドミニカ共和国	0.05		
コートジボワール	0.04		
ベナン	0.04		
アルゼンチン	0.04		
英国領ヴァージン諸島	0.04		
ニュージーランド	0.04		
ガーンジー	0.03		
トルコ	0.03		
合計	95.91		

マルチ・マネージャー・アクセス

財務書類に対する注記

2025年7月31日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産価格の計算

あらゆるサブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産価額ならびに投資証券1口当たり発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの基準通貨で表示され、サブ・ファンドに関連して別段の記載がない限り、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産全体をサブ・ファンドの当該投資証券クラスの流通している投資証券口数で除することにより毎営業日に計算される。

この場合の「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、ルクセンブルグにおける個々の法定外休業日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価できない日を除く。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、当該投資証券クラスに課される手数料を織り込んだ上で、各投資証券クラスの流通投資証券口数と当該サブ・ファンドの流通投資証券の総口数との比率に従って算定され、投資証券が発行または買い戻される毎に変動する。

b) 評価原則

- 現金（手元現金または預金のいずれか）、手形、要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに宣言済または前述のとおり発生済で未受領の利息は、その総額として評価されるが、このような価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、このような場合、その評価額は、その公正価値を反映するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- 証券取引所に上場している有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場している場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。
- 証券取引所では通常取引されないが、証券トレーダー間で流通市場が存在し、市場に従い価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場していないが、公認かつ公開の、定期的に運営される、規制を受ける別の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- 証券取引所に上場されず、別の規制ある市場でも取引されず、適切な価格を入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選定するその他の原則に従い、本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場していない派生商品（「店頭派生商品」）の評価は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の派生元である裏付商品の市場価格に基づいて本投資法人が認める計算方法により評価の妥当性を検証する。

- 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）および/または投資信託（以下「UCI」という。）の受益証券または株式は、最新の入手可能な純資産価額で評価される。UCITSおよび/またはUCIの受益証券または株式の一部は、投資先の投資信託の投資マネージャーまたは投資アドバイザーから独立した立場にある信頼に値する価格提供会社によって提供される見積評価額に基づき評価されることがある（見積評価額）。
- 短期金融商品は、取得価格（純額）および確定した利回りに基づき評価されるが、このような評価額が買戻価格に応じて次第に調整されることを条件とする。市況が大幅に変化する場合、異なる投資対象の評価額の基準を、新しい市場利回りに沿うように調整する。
- 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における為替相場の仲値で評価する。
- 定期預金および信託預金はその額面に経過利息を加えて評価する。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が二次的な独立の評価を提供する。計算はすべてのキャッシュフロー（流入と流出の双方）の時価（純額）を基準とする。特定の場合に、（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく）内部計算および/またはブローカーが算出する評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSの評価方針に基づき決定される。

異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、評価日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。

報酬および手数料ならびに投資先の投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用が入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化による影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（「シングル・スイング・プライシング」）。

投資証券は通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化による影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況に関しては取締役会が裁量権を有している。一般的なルールとして、希薄化調整を実行するための要件は関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に基づいている。取締役会は、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性があるかと判断する場合に希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は以下の場合に行われることがあるが、これらに限定されない。

(a) サブ・ファンドが継続的に下落している場合（すなわち買戻しによる純流出）。

- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを受けている場合。
- (c) サブ・ファンドの特定の評価日におけるポジションが正味申込みまたは正味買戻しになっている場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が判断するその他のあらゆる場合。

評価額の調整においては、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドに十分に見合う適切な数値であると取締役会が判断する金額が、サブ・ファンドが正味申込ポジションにある場合は1口当たり純資産価格に加算され、正味買戻ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格から控除される。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、()見積み財務費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分だけ(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および法域ではバイサイドおよびセルサイドが異なる手数料体系を有することがあるため、最終的な調整額が純流入と純流出とで異なることがある。ただし、調整は基本的に、当該時に適用される投資証券1口当たり純資産価格の最大2%を上限とする。例外的な状況(例えば、市場のボラティリティの上昇および/または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等)においては、これが実勢市場の状況を示すものであり、投資主の最大の利益であることを取締役会が正当化できるのであれば、取締役会は各サブ・ファンドおよび/または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。このような希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。投資主は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの純資産価額は個別に計算されるが、希薄化調整はパーセンテージで見ると各クラスの純資産価額に対して同一の影響を及ぼすことになる。希薄化調整はサブ・ファンドの水準において元本に対して適用されるもので、各個人投資家の取引における特定の状況に関連するものではない。

すべてのサブ・ファンドについて、スウィング・プライシング方法が適用されている。

会計年度末時点で純資産額へのスウィング・プライシング調整があった場合は、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産額の情報から見る事ができる。受益証券1口当たり発行および買戻価格が、調整後の純資産額を表している。

適用する場合、スウィング・プライシングの収益は、損益計算書の「その他の収益」として開示される。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記載される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

f) オプションの評価

規制ある市場で取引される未決済オプションは、決済価格または当該商品の入手可能な直近の市場価格で評価される。OTCオプションは、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーから入手した日足価格に基づき値洗いされ、第三者値付機関と照合される。オプションに係る実現損益およびオプションに係る未実現評価（損）益は、オプションに係る実現（損）益およびオプションに係る未実現評価（損）益のカテゴリーに基づき、それぞれ運用計算書および純資産変動計算書に開示される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 結合財務書類

結合財務書類は、ユーロで表示される。本投資法人の2025年7月31日現在の結合純資産計算書、結合運用計算書および結合純資産変動計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2025年7月31日現在の結合財務書類の換算に用いられた。

為替レート
<hr/>
1 ユーロ = 1.144550 米ドル
<hr/>

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」のポジションには、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」のポジションには、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引からの未収金および未払金は相殺される。

k) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

l) スワップ

本投資法人は、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされることを条件に、金利スワップ契約、金利スワップオプションおよびクレジット・デフォルト・スワップに係る金利先渡契約を締結することができる。

未実現（損）益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価（損）益」として反映されている。未実現（損）益は、未払または未収の経過利息を含む。

手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現（損）益」として記録される。

注2 - 報酬および費用

本投資法人および、さらに具体的には、その異なるクラスの投資証券クラスは、以下の表に記載されるとおり、該当する投資証券クラスに帰属する平均純資産に基づき計算され、毎月支払われる、月額定率報酬（以下「定率報酬」という。）を負担する。

マルチ・マネージャー・アクセス	上限定率報酬（年率）	実効定率報酬（年率）
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ ボンド F - a c c	0.90%	0.50%
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ ボンド F - a c c 円ヘッジ	0.90%	0.53%

上記の表に従い、上限定率報酬は本投資法人、各サブ・ファンドおよびクラスの以下の報酬、コストおよび費用をカバーする。

- 保管受託銀行の報酬、コストおよび費用。
- UCI管理事務代行会社の報酬、コストおよび費用。
- 管理会社の報酬、コストおよび費用。
- 投資運用会社および為替マネージャーの報酬、コストおよび費用。
- ポートフォリオ・マネージャーおよびその委託先（複数の場合あり）の固定報酬、コストおよび費用（一切のパフォーマンス報酬は除く。）。
- 本投資法人の投資証券に関する販売活動における報酬、コストおよび費用。（外国の管轄当局に対して本投資法人の登録を維持するために発生するコストおよび報酬を含む。）

特定のポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオ・マネージャーおよび/またはその関連会社の名義で設立され、その管理下にあり、ブローカーまたはその他の第三者のリサーチ機関から投資リサーチ・サービスを購入する目的で使用される、リサーチ支払口座（以下「リサーチ支払口座」という。）を開設し維持する権限を有している。リサーチ支払口座は、リサーチ・チャージによって資金を調達し、その資産から支払われる。リサーチ・チャージは、ポートフォリオ・マネージャーと管理会社の間で毎年書面により合意される、リサーチ予算を参照して算出された年間最大限度額に従うものとする。投資主は、その請求により、管理会社から、リサーチ予算の額およびリサーチ費用の概算額に関する情報を入手することができる。

本投資法人の運用費用および管理事務費用

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む（これらに限らない。）あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

- 本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税（適用ある年次税を含む。）
- 本投資法人のポートフォリオに組み込まれた有価証券その他の資産（派生商品を含む。）に関する取引に課される通常の銀行手数料（かかる手数料は、取得価格に加算され、売却価格からは減額される。）

- 本投資法人が適正に負担する手数料、費用およびあらゆる合理的な立替費用
- 投資主の利益のために行為するに際し本投資法人、管理会社、投資運用会社またはポートフォリオ・マネージャーが負担する法務手数料および費用（疑義を避けるために付言すると、本投資法人またはそのいずれかのサブ・ファンドの組織再編に関する一切の法務手数料および費用を含む。）
- 年次報告書および半期報告書ならびに適用ある法令に基づき必要なその他の報告書および文書を投資主（投資証券の実質的保有者を含む。）の利益に適う言語において作成し配布（印刷は含まない。）するためのコスト
- 投資主に対する通知作成コストおよび本投資法人の資産管理に関するあらゆる取引コスト（ブローカーの通常の手数料、報酬、租税等）
- ルクセンブルグ内外における本投資法人の承認および監督に関する手数料およびコスト
- 定款、英文販売目論見書、KID ならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書（本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関（各国の証券業協会を含む。）に対する登録届出書、目論見書および説明覚書等）を必要な言語によって作成および/または提出し、印刷するコストおよび費用
- 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用
- 証券取引所または規制ある市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト
- 監査における手数料、コストおよび費用（監査人の報酬および費用を含む。）
- KIDの作成、翻訳および監督機関への提出に関する手数料および費用
- 取締役会に支払われる報酬、コストおよび費用（取締役会に関係する合理的な立替費用、保険補償および合理的な旅行費用ならびに取締役会の報酬を含む。）
- 登録、報告、救済請求、回収または外国源泉徴収税の免除に関連して、サブ・ファンドに課される可能性のある手数料、コストおよび費用

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に比例して、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

各々の投資方針に従い、他のUCIまたはUCITSに投資するサブ・ファンドにおいて、手数料が、サブ・ファンドのレベルおよび関連する投資先の投資信託で発生する可能性がある。運用資産を投資する投資先の投資信託の運用報酬の上限は、あらゆる助言報酬を考慮し、3%を上限とする。投資運用会社自身または投資運用会社に関連するその他の会社が直接的または間接的に、または実質的に直接もしくは間接的保有により運用するファンドの受益証券に投資する場合、投資を行うサブ・ファンドは、投資先投資信託の発行または買戻し手数料の一切を課せられないことがある。

サブ・ファンドの費用（または継続費用）の詳細は、KIDsで確認することができる。

新しいサブ・ファンドの設定に伴う費用は、該当するサブ・ファンドのみにおいて最大5年間の期間にわたり償却される。

本投資法人の投資証券の販売業務に関連して、投資運用会社が受領し販売会社に支払われる料金、費用および経費、ならびに販売会社が受領し副販売会社および本投資法人の投資証券の販売に関連する仲介業者に支払われる料金、費用および経費は、かかる費用の受領および保有に適用ある法的小および規制上の制限および条件に適合するものとする。適用ある法的小および規制上の制限および条件に従い、販売会社は本投資法人の販売業務を対象として還付金を支払うことができる。

注3 - 年次税

本投資法人は、毎四半期末に支払われるルクセンブルグ大公国の「年次税」の対象となっている。当該税金は、毎四半期末に各クラスの純資産総額に基づき計算される。当該税金は、年率0.05%の料率で純資産総額に課せられる。クラスF投資証券のような機関投資家に対して留保されるクラスに関して、料率は年率0.01%に減額される。0.01%の軽減税率の恩恵を受ける条件が満たされなくなった場合、すべてのクラスF投資証券は年率0.05%の税率で課税される可能性がある。

既に年次税を支払っているルクセンブルグの他の投資信託において保有されている投資証券に表章される純資産については、年次税は課されない。

注4 - 分配

各サブ・ファンドの投資主総会は、本投資法人の取締役会の提案に従い、かつ各サブ・ファンドの年次決算後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の特別分配金を支払うかを決定する。分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が法律に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。

取締役会は、中間配当を支払う権限および分配金の支払いを中止する権限を有する。

注5 - 金融先物、オプションおよびスワップ契約

2025年7月31日現在、サブ・ファンドごとの金融先物、オプションおよびスワップ契約ならびに関連する通貨は、以下のように要約される。

a) 金融先物

	債券に係る金融先物 (購入)	債券に係る金融先物 (売却)
マルチ・マネージャー・アクセス		
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	335,382,355.14 米ドル	263,205,739.50 米ドル

	指数に係る金融先物 (購入)	指数に係る金融先物 (売却)
マルチ・マネージャー・アクセス		
- 該当なし		

	金利に係る金融先物 (購入)	金利に係る金融先物 (売却)
マルチ・マネージャー・アクセス		
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	725,737.50 米ドル	- 米ドル

債券または通貨に係る金融先物契約(もしあれば)は、当該金融先物の時価(契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格)に基づき計算される。

b) オプション

	従来型金利スワップに係るオプション (売却)
マルチ・マネージャー・アクセス	
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	1,496,100.00 米ドル

c) スワップ

	クレジット・デフォルト ・スワップ (購入)	クレジット・デフォルト ・スワップ (売却)
マルチ・マネージャー・アクセス		
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	42,264,432.28 米ドル	- 米ドル

	金利に係るスワップおよび フォワード・スワップ (購入)	金利に係るスワップおよび フォワード・スワップ (売却)
マルチ・マネージャー・アクセス		
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	22,155,288.00 米ドル	20,839,506.50 米ドル

	インフレ・スワップ (購入)	インフレ・スワップ (売却)
マルチ・マネージャー・アクセス		

- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	- 米ドル	7,670,000.00 米ドル
-----------------------------	-------	------------------

注6 - ポートフォリオ回転率 (PTR)

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻し合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中の平均純資産

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

マルチ・マネージャー・アクセス	PTR
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	113.90%

注7 - 総費用比率 (TER)

この比率は、スイス資産運用協会 (AMAS) の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産 (運用費用) に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12か月におけるTER

マルチ・マネージャー・アクセス	総経費率 (TER)
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド F - a c c	0.52%
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド F - a c c 円ヘッジ	0.55%

運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のTERについては、年率換算されている。

取引費用、金利コスト、貸付証券コストおよび為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、TERに含まれない。

注8 - 取引費用

取引費用には、期中に発生した売買委託手数料、印紙税、地方税およびその他海外での費用が含まれる。取引手数料は、購入および売却証券の費用に含まれる。

2025年7月31日に終了した会計年度に、ファンドは、投資有価証券の購入売却および類似取引に関する取引費用を、以下のように負担した。

マルチ・マネージャー・アクセス	取引費用
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	213,662.32 米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注9 - その他のUCITSおよび/またはUCIへの投資

2025年7月31日現在、マルチ・マネージャー・アクセスは、その他のUCITSおよび/またはUCI（以下「対象ファンド」という。）への投資を有している。報酬はサブ・ファンドおよび対象ファンドの両段階で生じる可能性がある。対象ファンドに課せられる管理報酬の割合の最大値は、以下のとおりである。

投資ファンド	管理報酬
SPDR S&P 500 ETP TRUST-S1	0.09%

管理報酬は、不動産ファンドの保有高には適用されない。

注10 - デフォルト証券

債券がデフォルト（英文目論見書に規定されているクーポン/元本の支払いが行われていない）に陥っているが、相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待されるため、債券はポートフォリオに保持されている。

さらに、相場価格が存在しない過去にデフォルトとなった証券も存在する。これらの証券はファンドによって全額償却されている。サブ・ファンドに今もなお生じる可能性のあるリターン（すなわち配当）を配分する管理会社によって監視されている。それらはポートフォリオ中に表示されず、この注記において別個に表示されている。

マルチ・マネージャー・アクセス - 該当なし

投資証券	通貨	口数
該当なし		

注11 - 名称変更

以下の名称変更が生じた。

旧名称	新名称	日付
マルチ・マネージャー・アクセス - EMUエクイティ・サステナブル	マルチ・マネージャー・アクセス - EMUエクイティ	2025年5月20日

注12 - 後発事象

年度末後において、財務書類の修正または開示を必要とする事象は発生していない。

注13 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人および保管受託銀行との間のすべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および/または保管受託銀行は、本投資法人の投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服することを選択することができる。

当財務書類については英語版が公認されたものであり、英語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人の投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資主に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳(すなわち、本投資法人によって承認されたもの)に自らが拘束されるものと認めることができる。

注14 - OTC派生商品および貸付有価証券

本投資法人がOTC(店頭)取引を締結する場合、OTC相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下でOTC相手先が義務を果たさない(または履行できない)というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされる。OTC相手方、保管受託銀行またはサブ・カストディアン/コルレス銀行のネットワーク内での破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は第三者に組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付有価証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた有価証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

OTC派生商品*

担保が設定されていないOTC派生商品を保有する以下のサブ・ファンドは、代わりに証拠金勘定を有する。

サブ・ファンド

取引相手方	未実現(損)益	受領担保
マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド		
オーストラリア・ニュージーランド	- 15.25 米ドル	0.00 米ドル
バンク・オブ・アメリカ	- 223,110.09 米ドル	0.00 米ドル
バークレイズ	15,849,128.69 米ドル	12,007,171.50 米ドル
BNPパリバ	442,727.07 米ドル	2,650,000.00 米ドル
シティバンク	472,945.61 米ドル	0.00 米ドル
コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア	- 20,715.45 米ドル	0.00 米ドル
ドイツ銀行	3,113,451.64 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	14,615.20 米ドル	0.00 米ドル
HSBC	- 42,423.24 米ドル	0.00 米ドル
JPモルガン	5,450,694.23 米ドル	5,791,423.00 米ドル
LCHグループ・ホールディングス	483,880.29 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	61,604.23 米ドル	80,000.00 米ドル
ロイヤル・バンク・オブ・カナダ	19,162.68 米ドル	0.00 米ドル
ソシエテ・ジェネラル	- 162,100.44 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	10,452.12 米ドル	0.00 米ドル
UBS AG	- 103,833.53 米ドル	0.00 米ドル
UBSヨーロッパSE	- 19,893,246.39 米ドル	0.00 米ドル
ウェルズ・ファーゴ	4,048.46 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

資産毎の受領担保の構成	比率(%)
マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	
バークレイズ、BNPパリバ、JPモルガンおよびモルガン・スタンレー	
現金	100.00
債券	0.00
株式	0.00

貸付有価証券

マルチ・マネージャー・アクセス	2025年7月31日現在の貸付有価証券 からの取引相手方エクスポージャー*		2025年7月31日現在の 担保の内訳(%)		
	貸付有価証券の 時価	担保 (ユービーエス・ スイス・エイ・ジー)	株式	債券	現金
- グリーン・ソーシャル・アンド・ サステナブル・ボンド	359,387,139.20 米ドル	387,633,755.41 米ドル	49.73	50.27	0.00

* 取引相手方エクスポージャーの価格および為替レートの情報は、2025年7月31日に証券貸付業者から直接入手されるため、2025年7月31日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なる場合がある。

マルチ・マネージャー・アクセス
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
(米ドル)

貸付証券収益	1,319,774.95 米ドル
貸付証券コスト*	
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	395,932.49 米ドル
U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店	131,977.49 米ドル
純貸付証券収益	791,864.97 米ドル

* 総収益の30%は証券貸付サービス提供者を務めるユービーエス・スイス・エイ・ジーが費用/報酬として受領し、10%は証券貸付業者を務めるU B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店が受領する。

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
ノート - 固定金利			
AUD			
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 4.75000% 24-20.09.35	3 445 000.00	2 198 189.39	0.12
豪ドル合計		2 198 189.39	0.12
EUR			
EUR ACEF HOLDING SCA-REG-S 1.25000% 21-26.04.30	1 800 000.00	1 883 084.84	0.10
EUR AMPRION GMBH-REG-S 3.45000% 22-22.09.27	300 000.00	349 224.94	0.02
EUR ASML HOLDING NV-REG-S 0.62500% 20-07.05.29	2 000 000.00	2 130 568.38	0.11
EUR AUSTRIA, REPUBLIC OF-144A-REG-S 2.90000% 23-23.05.29	900 000.00	1 052 691.47	0.06
EUR BANQUE OUEST AFRICAINE DE DEV-REG-S 2.75000% 21-22.01.33	3 500 000.00	3 383 198.76	0.18
EUR BASQUE GOVERNMENT-REG-S 3.50000% 23-30.04.33	650 000.00	768 289.07	0.04
EUR CBRE OPEN-ENDED FUNDS SCA SICAV-REG-S 0.50000% 21-27.01.28	800 000.00	865 783.24	0.05
EUR CBRE OPEN-ENDED FUNDS SCA SICAV-REG-S 0.90000% 21-12.10.29	2 000 000.00	2 095 338.08	0.11
EUR CHILE GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 1.30000% 21-26.07.36	2 950 000.00	2 610 413.53	0.14
EUR CHILE, REPUBLIC OF 0.83000% 19-02.07.31	715 000.00	710 944.38	0.04
EUR CHILE, REPUBLIC OF 3.87500% 24-09.07.31	1 800 000.00	2 114 908.65	0.11
EUR CTP NV-REG-S 3.62500% 25-10.03.31	2 000 000.00	2 284 888.86	0.12
EUR DIGITAL DUTCH FINCO BV-REG-S 1.50000% 20-15.03.30	700 000.00	746 007.32	0.04
EUR DIGITAL DUTCH FINCO BV-REG-S 3.87500% 24-13.09.33	1 850 000.00	2 125 459.23	0.11
EUR DIGITAL EURO FINCO LLC-REG-S 1.12500% 19-09.04.28	2 000 000.00	2 198 168.96	0.12
EUR ELIA GROUP SA/NV-REG-S 3.87500% 24-11.06.31	1 600 000.00	1 869 551.74	0.10
EUR EQT AB-REG-S 2.87500% 22-06.04.32	2 000 000.00	2 189 190.38	0.12
EUR EQUINIX EUROPE 2 FINANCING CORP LLC 3.65000% 24-03.09.33	2 000 000.00	2 261 328.86	0.12
EUR EQUINIX EUROPE 2 FINANCING CORP LLC 3.25000% 24-15.03.31	3 700 000.00	4 199 817.52	0.24
EUR EQUINIX INC 0.25000% 21-15.03.27	1 380 000.00	1 522 506.77	0.08
EUR ERAMET SA-REG-S 6.50000% 24-30.11.29	1 200 000.00	1 391 876.45	0.07
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S 2.75000% 24-16.01.34	2 630 000.00	2 991 827.27	0.16
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S 2.50000% 25-14.05.32	9 500 000.00	10 742 273.86	0.58
EUR FORVIA SE-REG-S 2.37500% 21-15.06.29	365 000.00	392 916.66	0.02
EUR GRIFOLS SA-REG-S 3.87500% 21-15.10.28	290 000.00	325 831.82	0.02
EUR HUNGARY, REPUBLIC OF-REG-S 1.75000% 20-05.06.35	1 705 000.00	1 560 678.34	0.08
EUR HUNGARY, REPUBLIC OF-REG-S 4.00000% 24-25.07.29	1 200 000.00	1 410 804.38	0.08
EUR HUNGARY, REPUBLIC OF-REG-S 4.87500% 25-22.03.40	1 200 000.00	1 355 605.03	0.07
EUR ICADE-REG-S 0.62500% 21-18.01.31	4 100 000.00	4 033 200.61	0.22
EUR ICELAND, REPUBLIC OF-REG-S 3.50000% 24-21.03.34	3 200 000.00	3 761 346.93	0.20
EUR INDONESIA, REPUBLIC OF 1.30000% 21-23.03.34	1 800 000.00	1 694 506.27	0.09
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP-144A-REG-S 4.05000% 24-30.10.37	1 000 000.00	1 188 378.14	0.06
EUR JAB HOLDINGS BV-REG-S 4.37500% 24-25.04.34	700 000.00	820 480.58	0.04
EUR JUNTA DE ANDALUCIA-REG-S 3.95000% 23-30.04.33	3 000 000.00	3 607 103.92	0.19
EUR KELLANOVA 0.50000% 21-20.05.29	1 800 000.00	1 888 832.94	0.10
EUR MADRID, COMUNIDAD DE-REG-S 1.72300% 22-30.04.32	4 000 000.00	4 236 562.31	0.23
EUR MADRID, COMUNIDAD DE-REG-S 2.82200% 22-31.10.29	2 000 000.00	2 311 819.09	0.12
EUR MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA-REG-S 1.87500% 19-04.12.34	3 800 000.00	3 728 560.02	0.20
EUR MEXICO, UNITED STATES OF 2.25000% 21-12.08.36	8 050 000.00	7 175 112.42	0.38
EUR MEXICO, UNITED STATES OF 4.48990% 24-25.05.32	2 980 000.00	3 455 542.26	0.19
EUR MONDELEZ INTERNATIONAL HOLDINGS N-REG-S 1.25000% 21-09.09.41	600 000.00	463 350.59	0.02
EUR NED WATERSCHAPSBANK NV-REG-S 2.62500% 24-10.01.34	900 000.00	1 005 267.68	0.05
EUR NETFLIX INC-REG-S 3.87500% 19-15.11.29	3 200 000.00	3 831 056.07	0.21
EUR NEXI SPA-REG-S 1.62500% 21-30.04.26	160 000.00	181 572.33	0.01
EUR OLYMPUS WATER US HOLDING CORP-REG-S 3.87500% 21-01.10.28	200 000.00	226 552.23	0.01
EUR PERU, REPUBLIC OF 1.95000% 21-17.11.36	3 715 000.00	3 458 281.80	0.19
EUR PRAEMIA HEALTHCARE SACA-REG-S 1.37500% 20-17.09.30	5 800 000.00	6 033 287.01	0.32
EUR REPUBLIC OF UZBEKISTAN BOND-144A 5.37500% 24-29.05.27	1 600 000.00	1 874 406.64	0.10

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR SACHSEN-ANHALT, FEDERAL STATE-REG-S 2.95000% 23-20.06.33	1 900 000.00	2 188 995.70	0.12
EUR SEGRO CAPITAL SARL-REG-S 0.50000% 21-22.09.31	1 580 000.00	1 521 723.77	0.08
EUR TAKEDA PHARMACEUTICAL CO LTD 1.37500% 20-09.07.32	2 000 000.00	2 009 794.36	0.11
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE II BV 4.37500% 21-09.05.30	895 000.00	1 048 598.65	0.06
EUR TRITAX EUROBOX PLC-REG-S 0.95000% 21-02.06.26	900 000.00	1 016 927.46	0.05
EUR VERBUND AG-REG-S 3.25000% 24-17.05.31	1 500 000.00	1 765 705.07	0.09
EUR VF CORP 0.25000% 20-25.02.28	3 900 000.00	4 039 732.52	0.22
EUR VONOVIA SE-REG-S 1.87500% 22-28.06.28	1 300 000.00	1 458 127.71	0.08
EUR VONOVIA SE-REG-S 2.37500% 22-25.03.32	1 200 000.00	1 287 765.99	0.07
EUR WABTEC TRANSPORTATION NETHERLANDS BV 1.25000% 21-03.12.27	1 100 000.00	1 220 786.40	0.07
ユーロ合計		130 066 556.26	6.97
GBP			
GBP BURBERRY GROUP PLC-REG-S 1.12500% 20-21.09.25	1 900 000.00	2 501 629.74	0.13
GBP BURBERRY GROUP PLC-REG-S 5.75000% 24-20.06.30	200 000.00	266 509.24	0.01
GBP WORKSPACE GROUP PLC-REG-S 2.25000% 21-11.03.28	1 200 000.00	1 469 742.46	0.08
英ポンド合計		4 237 881.44	0.22
USD			
USD AEGEA FINANCE SARL-REG-S 9.00000% 23-20.01.31	1 405 000.00	1 499 837.50	0.08
USD AES CORP 5.45000% 23-01.06.28	3 600 000.00	3 658 019.91	0.20
USD AIR PRODUCTS AND CHEMICALS INC 4.85000% 24-08.02.34	5 600 000.00	5 584 160.12	0.30
USD ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC 2.00000% 21-18.05.32	5 800 000.00	4 799 033.50	0.26
USD ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC 2.95000% 22-15.03.34	4 000 000.00	3 374 458.24	0.18
USD AMERICAN HOMES 4 RENT LP 5.50000% 24-01.02.34	2 300 000.00	2 338 185.01	0.13
USD AMGEN INC 3.00000% 22-22.02.29	1 100 000.00	1 048 625.85	0.06
USD ARCOS DORADOS BV-REG-S 6.12500% 22-27.05.29	750 000.00	758 625.00	0.04
USD AUTODESK INC 5.30000% 25-15.06.35	2 400 000.00	2 431 589.43	0.13
USD AXIAN TELECOM HOLDING-REG-S 7.25000% 25-11.07.30	1 325 000.00	1 326 325.00	0.07
USD BNG BANK NV-144A 3.50000% 23-19.05.28	3 400 000.00	3 355 898.32	0.18
USD BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 6.25000% 23-18.03.31	2 700 000.00	2 778 300.00	0.15
USD BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 6.12500% 24-22.01.32	200 000.00	203 600.00	0.01
USD BROOKFIELD FINANCE I UK PLC 2.34000% 21-30.01.32	1 500 000.00	1 286 424.56	0.07
USD CAISSE D' AMORTISSEMENT DE LA DETTE-144A-1.37500% 21-20.01.31	13 000 000.00	11 196 109.86	0.60
USD CBRE SERVICES INC 2.50000% 21-01.04.31	300 000.00	266 539.70	0.01
USD CENTENE CORP 3.00000% 20-15.10.30	2 560 000.00	2 229 659.65	0.12
USD CHILE, REPUBLIC OF 2.55000% 20-27.01.32	6 500 000.00	5 700 500.00	0.31
USD CHILE, REPUBLIC OF 2.55000% 21-27.07.33	5 000 000.00	4 210 000.00	0.23
USD CHILE, REPUBLIC OF 3.50000% 19-25.01.50	4 000 000.00	2 827 280.00	0.15
USD CHILE, REPUBLIC OF 3.10000% 21-07.05.41	3 950 000.00	2 917 075.00	0.16
USD CHILE, REPUBLIC OF 4.95000% 23-05.01.36	6 200 000.00	6 069 800.00	0.33
USD CIGNA GROUP/THE 4.37500% 19-15.10.28	4 100 000.00	4 085 406.26	0.22
USD CLEAN RENEWABLE POWER MAURITIUS-144A 4.25000% 21-25.03.27	250 000.00	195 464.06	0.01
USD COCA-COLA FEMSA 1.85000% 20-01.09.32	5 900 000.00	4 798 942.00	0.26
USD COLBUN SA-REG-S 3.15000% 21-19.01.32	4 000 000.00	3 551 520.00	0.19
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 8.00000% 23-14.11.35	3 777 000.00	3 875 202.00	0.21
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 8.75000% 23-14.11.53	765 000.00	777 240.00	0.04
USD CONSORCIO TRANSMANTARO-REG-S 4.70000% 19-16.04.34	3 050 000.00	2 958 500.00	0.16
USD COOPERATIEVE RABOBANK UA-REG-S 1.00400% 20-24.09.26	6 200 000.00	6 164 722.62	0.33
USD COSTA RICA, REPUBLIC OF-REG-S 6.55000% 23-03.04.34	2 160 000.00	2 255 040.00	0.12
USD CSX CORP 3.35000% 19-15.09.49	1 800 000.00	1 248 771.02	0.07
USD CT TRUST-REG-S 5.12500% 22-03.02.32	1 085 000.00	1 015 831.25	0.05
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP 6.20000% 21-15.07.30	2 000 000.00	2 132 609.34	0.11
USD DOMINICAN REPUBLIC-144A 6.60000% 24-01.06.36	1 000 000.00	1 015 500.00	0.05
USD DOMINION ENERGY INC 2.25000% 21-15.08.31	6 700 000.00	5 824 337.27	0.31
USD ECOLAB INC 2.12500% 21-01.02.32	1 000 000.00	861 973.90	0.05
USD EQUINIX INC 2.50000% 21-15.05.31	3 600 000.00	3 192 275.05	0.17
USD EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA 5.12500% 23-11.01.33	2 450 000.00	2 518 624.50	0.12

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD FINANCE DEP GOVT OF SHARJAH-REG-S 6.50000% 23-23.11.32	2 600 000.00	2 750 306.00	0.15
USD FORD MOTOR CO 3.25000% 21-12.02.32	3 275 000.00	2 774 641.57	0.15
USD FS LUXEMBOURG SARL-REG-S 8.87500% 24-12.02.31	391 000.00	402 964.60	0.02
USD GENERAL MOTORS CO 5.40000% 22-15.10.29	1 975 000.00	2 019 297.32	0.11
USD GENERAL MOTORS CO 5.60000% 22-15.10.32	4 400 000.00	4 487 252.62	0.24
USD GUATEMALA, REPUBLIC OF-REG-S 5.37500% 20-24.04.32	2 500 000.00	2 454 687.50	0.13
USD GUATEMALA, REPUBLIC OF-REG-S 6.55000% 24-06.02.37	2 150 000.00	2 190 850.00	0.12
USD HEALTHPEAK OP LLC 2.12500% 21-01.12.28	3 000 000.00	2 777 208.18	0.15
USD HOME DEPOT INC/THE 4.20000% 13-01.04.43	2 000 000.00	1 693 544.38	0.09
USD HOST HOTELS & RESORTS LP 3.50000% 20-15.09.30	1 000 000.00	927 473.30	0.05
USD HOST HOTELS & RESORTS LP 2.90000% 21-15.12.31	3 900 000.00	3 407 304.03	0.18
USD HTA GROUP LTD/MAURITIUS-REG-S 7.50000% 24-04.06.29	725 000.00	747 881.00	0.04
USD HUMANA INC 4.87500% 20-01.04.30	4 100 000.00	4 120 866.22	0.22
USD IHS HOLDING LTD-REG-S 8.25000% 24-29.11.31	300 000.00	305 601.00	0.02
USD INDIA GREEN POWER HOLDINGS-144A 4.00000% 21-22.02.27	250 000.00	209 608.88	0.01
USD INTEL CORP 4.15000% 22-05.08.32	2 800 000.00	2 634 249.91	0.14
USD INTERN BK FOR RECONSTR & DEVELP 3.50000% 23-12.07.28	1 050 000.00	1 037 214.66	0.06
USD INTERNATIONAL BK FOR RECONSTR& DEVELOP 1.62500% 21-03.11.31	2 000 000.00	1 723 832.16	0.09
USD INTERSTATE POWER & LIGHT CO 4.10000% 18-26.09.28	400 000.00	395 756.75	0.02
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 3.62500% 22-21.09.29	1 800 000.00	1 774 991.05	0.09
USD INVERSIONES CMPC SA-REG-S 4.37500% 17-04.04.27	8 250 000.00	8 205 285.00	0.44
USD INVESTMENT ENERGY RESOURCES LTD-REG-S 6.25000% 21-26.04.29	785 000.00	770 037.90	0.04
USD IVORY COAST, REPUBLIC OF-REG-S 7.62500% 24-30.01.33	800 000.00	800 800.00	0.04
USD JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC 1.75000% 20-15.09.30	8 900 000.00	7 774 582.19	0.42
USD JORDAN, KINGDOM OF-REG-S 7.50000% 23-13.01.29	3 050 000.00	3 146 654.50	0.17
USD JSW HYDRO ENERGY LTD-REG-S 4.12500% 21-18.05.31	1 000 000.00	657 815.00	0.04
USD KILROY REALTY LP 2.65000% 21-15.11.33	900 000.00	713 287.73	0.04
USD KOREA HOUSING FINANCE CORP-144A 4.62500% 23-24.02.33	2 000 000.00	1 972 700.00	0.11
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 1.75000% 19-14.09.29	1 800 000.00	1 651 601.81	0.09
USD LENOVO GROUP LTD-144A 6.53600% 22-27.07.32	2 300 000.00	2 470 936.00	0.13
USD LIMAK YENILENEBILIR ENERJI AS-REG-S 9.62500% 25-12.08.30	505 000.00	502 943.13	0.03
USD MANULIFE FINANCIAL CORP 3.70300% 22-16.03.32	5 000 000.00	4 722 394.75	0.25
USD MARSH & MCLENNAN COS INC 4.65000% 24-15.03.30	800 000.00	806 914.48	0.04
USD METALSA S A P I DE CV-144A 3.75000% 21-04.05.31	600 000.00	497 250.00	0.03
USD MEXICO, UNITED STATES OF 4.87500% 22-19.05.33	1 200 000.00	1 127 124.00	0.06
USD MEXICO, UNITED STATES OF 6.33800% 23-04.05.53	890 000.00	813 580.15	0.04
USD MFB MAGYAR FEJLESZTESI BANK-REG-S 6.50000% 23-29.06.28	715 000.00	740 475.45	0.04
USD MICRON TECHNOLOGY INC 2.70300% 21-15.04.32	5 800 000.00	5 029 144.39	0.27
USD MILLICOM INTERNATIONAL CELLULAR-REG-S 4.50000% 20-27.04.31	840 000.00	769 440.00	0.04
USD MILLICOM INTERNATIONAL CELLULAR-REG-S 7.37500% 24-02.04.32	740 000.00	758 685.00	0.04
USD MOODY 'S CORP 2.55000% 20-18.08.60	150 000.00	75 689.17	0.00
USD NEXTERA ENERGY 1.90000% 21-15.06.28	1 610 000.00	1 504 843.54	0.08
USD NIAGARA MOHAWK POWER CORP-REG-S 1.96000% 20-27.06.30	6 000 000.00	5 288 580.24	0.28
USD NORINCHUKIN BANK/THE-144A 1.28400% 21-22.09.26	2 350 000.00	2 260 806.27	0.12
USD NORINCHUKIN BANK/THE-144A 5.43000% 23-09.03.28	3 500 000.00	3 558 010.72	0.19
USD NORINCHUKIN BANK/THE-144A 5.09400% 24-16.10.29	1 600 000.00	1 617 666.26	0.09
USD ONEMAIN FINANCE CORP 7.12500% 24-15.11.31	1 400 000.00	1 445 255.00	0.08
USD PEPSICO INC 2.87500% 19-15.10.49	1 600 000.00	1 043 452.21	0.06
USD PERTAMINA GEOTHERMAL ENERGY PT-REG-S 5.15000% 23-27.04.28	1 500 000.00	1 515 468.74	0.08
USD PERU, REPUBLIC OF 3.00000% 21-15.01.34	4 000 000.00	3 346 000.00	0.18
USD PERUSAHAAN PENERBIT SBSN IND-144A 5.50000% 24-02.07.54	1 600 000.00	1 570 400.00	0.08
USD PERUSAHAAN SBSN INDONESIA III-REG-S 4.70000% 22-06.06.32	7 000 000.00	7 003 850.00	0.38
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 5.50000% 23-17.01.48	800 000.00	789 000.00	0.04
USD PUBLIC SERVICE CO OF COLORADO 5.75000% 24-15.05.54	1 200 000.00	1 183 640.55	0.06
USD PUBLIC SERVICE ELECTRIC AND GAS CO 5.12500% 23-15.03.53	6 155 000.00	5 745 222.75	0.31
USD RAIZEN FUELS FINANCE SA-144A 6.95000% 24-05.03.54	800 000.00	747 200.00	0.04
USD RAYONIER LP 2.75000% 21-17.05.31	100 000.00	88 678.23	0.00
USD RENEW WIND ENER AP2 / RENEW POWER-REG-S 4.50000% 21-14.07.28	200 000.00	190 500.00	0.01

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD RENEW WIND ENERGY AP2 / RENEW POWE-144A 4.50000% 21-14.07.28	250 000.00	238 125.00	0.01
USD ROYALTY PHARMA PLC 2.15000% 21-02.09.31	6 570 000.00	5 628 792.38	0.30
USD RUMO LUXEMBOURG SARL-144A 4.20000% 21-18.01.32	1 135 000.00	1 031 556.10	0.06
USD SABESP LUX SARL-144A 5.62500% 25-20.08.30	750 000.00	748 650.00	0.04
USD SERBIA INTERNATIONAL BOND-144A 6.00000% 24-12.06.34	800 000.00	814 248.00	0.04
USD SERBIA INTERNATIONAL BOND-REG-S 6.00000% 24-12.06.34	3 540 000.00	3 603 047.40	0.19
USD SITIOS LATINOAMERICA SAB DE CV-144A 6.00000% 24-25.11.29	1 170 000.00	1 199 250.00	0.06
USD SMURFIT KAPPA TREASURY ULC 5.20000% 25-15.01.30	1 400 000.00	1 433 432.00	0.08
USD SOCIEDAD DE TRANSMISION AUSTRAL-144A 4.00000% 22-27.01.32	4 000 000.00	3 712 080.00	0.20
USD SOUTHWESTERN ELECTRIC POWER 3.25000% 21-01.11.51	1 000 000.00	646 158.61	0.03
USD STAR ENERGY GEOTHERMAL WAYANG-REG-S 6.75000% 18-24.04.33	1 000 000.00	701 826.41	0.04
USD SUZANO AUSTRIA GMBH-REG-S 5.75000% 16-14.07.26	3 150 000.00	3 172 995.00	0.17
USD SUZANO AUSTRIA-144A 5.75000% 16-14.07.26	7 000 000.00	7 051 100.00	0.38
USD SUZANO INTERNATIONAL FINANCE B.V. 5.50000% 17-17.01.27	1 883 000.00	1 900 135.30	0.10
USD SYNOPSIS INC 5.00000% 25-01.04.32	700 000.00	707 206.78	0.04
USD TOYOTA MOTOR CORP 5.12300% 23-13.07.33	4 000 000.00	4 106 442.20	0.22
USD TOYOTA MOTOR CORP 5.05300% 25-30.06.35	1 400 000.00	1 402 902.29	0.08
USD VEON MIDCO BV-REG-S 9.00000% 25-15.07.29	850 000.00	871 457.82	0.05
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.87500% 19-08.02.29	3 300 000.00	3 250 671.08	0.17
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 1.50000% 20-18.09.30	7 100 000.00	6 109 261.74	0.33
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 2.85000% 21-03.09.41	7 780 000.00	5 499 921.31	0.29
USD VISA INC 0.75000% 20-15.08.27	3 900 000.00	3 654 602.83	0.20
USD VMWARE LLC 1.80000% 21-15.08.28	400 000.00	369 646.48	0.02
USD WHIRLPOOL CORP 2.40000% 21-15.05.31	2 000 000.00	1 673 753.80	0.09
USD WISCONSIN PUBLIC SERVICE CORP 2.85000% 21-01.12.51	800 000.00	494 629.54	0.03
USD XYLEM INC/NY 1.95000% 20-30.01.28	2 000 000.00	1 891 915.84	0.10
USD XYLEM INC/NY 2.25000% 20-30.01.31	2 800 000.00	2 469 518.91	0.13
米ドル合計		302 456 779.03	16.21
ノート合計 - 固定金利		438 959 406.12	23.52
ノート - 変動金利			
EUR			
EUR A2A SPA-REG-S-SUB 5.000%/VAR 24-PRP	2 608 000.00	3 133 593.05	0.17
EUR AIB GROUP PLC-REG-S 5.750%/VAR 22-16.02.29	4 068 000.00	5 009 097.96	0.27
EUR ASN BANK NV-REG-S-SUB 7.000%/VAR 22-PRP	2 000 000.00	2 401 061.02	0.13
EUR ASR NEDERLAND NV-REG-S-SUB COCO 6.500%/VAR 25-PRP	1 700 000.00	2 010 605.42	0.11
EUR CITIGROUP INC-REG-S 3.713%/VAR 22-22.09.28	1 265 000.00	1 487 307.79	0.08
EUR COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-SUB 4.266%/VAR 24-04.06.34	900 000.00	1 064 766.35	0.06
EUR EDP - ENERGIAS DE PORTUGAL-REG-S-SUB 1.875%/VAR 21-02.08.81	4 000 000.00	4 533 883.02	0.24
EUR FIDELIDADE-CIA DE SEGUROS-REG-S-SUB COCO 7.750%/VAR 24-PRP	2 000 000.00	2 494 049.53	0.13
EUR ING GROEP NV-REG-S-SUB 4.125%/VAR 22-24.08.33	700 000.00	822 433.23	0.04
EUR ORSTED A/S-REG-S-SUB 1.750%/VAR 19-09.12.3019	4 500 000.00	4 899 195.38	0.26
EUR RAIFFEISEN BANK INTL AG-REG-S-SUB 1.375%/VAR 21-17.06.33	2 000 000.00	2 170 066.80	0.12
EUR REDEIA CORP SA-REG-S-SUB 4.625%/VAR 23-PRP	3 400 000.00	4 012 178.74	0.22
EUR STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 0.800%/VAR 21-17.11.29	1 430 000.00	1 531 056.07	0.08
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 2.376%/VAR 21-PRP	1 000 000.00	1 091 193.65	0.06
EUR TELIA CO AB-REG-S-SUB 1.375%/VAR 20-11.05.81	5 400 000.00	6 106 737.04	0.33
EUR TELIA CO AB-REG-S-SUB 2.750%/VAR 22-30.06.83	1 000 000.00	1 126 039.40	0.06
EUR TENNET HOLDING BV-REG-S-SUB 4.625%/VAR 24-PRP	1 500 000.00	1 767 021.53	0.09
EUR TERNA - RETE ELETTRICA NAZIONALE-REG-S-SUB 2.375%/VAR PRP	1 000 000.00	1 121 310.12	0.06
EUR TERNA - RETE ELETTRICA NAZIONALE-REG-S-SUB 4.750%/VAR 24-PRP	4 102 000.00	4 883 264.40	0.26
EUR UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD SE-REG-S-SUB 4.875%/VAR 25-PRP	3 200 000.00	3 702 574.94	0.20
ユーロ合計		55 367 435.44	2.97
USD			
USD ABN AMRO BANK NV-144A 2.470%/VAR 21-13.12.29	1 000 000.00	933 063.29	0.05
USD ABN AMRO BANK NV-REG-S 2.470%/VAR 21-13.12.29	6 000 000.00	5 605 472.60	0.30

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)	
USD	BANK OF AMERICA CORP 6.204%/VAR 22-10.11.28	7 505 000.00	7 788 828.74	0.42
USD	BANK OF IRELAND GROUP PLC-144A 5.601%/VAR 24-20.03.30	4 700 000.00	4 840 280.90	0.26
USD	GOLDMAN SACHS GROUP INC 4.387%/VAR 22-15.06.27	1 480 000.00	1 476 341.78	0.08
USD	JPMORGAN CHASE & CO 6.070%/VAR 23-22.10.27	7 060 000.00	7 187 932.99	0.38
USD	MIZUHO FINANCIAL GROUP INC 3.261%/VAR 22-22.05.30	2 500 000.00	2 385 115.47	0.13
USD	MIZUHO FINANCIAL GROUP 5.778%/VAR 23-06.07.29	4 000 000.00	4 135 597.32	0.22
USD	NATWEST GROUP PLC 5.778%/VAR 24-01.03.35	2 700 000.00	2 802 698.31	0.15
USD	NBK SPC LTD-144A 5.500%/VAR 24-06.06.30	1 300 000.00	1 336 562.50	0.07
USD	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 4.660%/VAR 25-08.07.31	700 000.00	699 759.89	0.04
USD	SWISS RE FINANCE LUXEMBOURG-144A-SUB 5.000%/VAR 19-02.04.49	4 200 000.00	4 192 498.80	0.22
米ドル合計			43 384 152.59	2.32
ノート合計 - 変動金利			98 751 588.03	5.29
中期債券 - 固定金利				
AUD				
AUD	ENBW INTERNATIONAL FINANCE BV-REG-S 5.30200% 24-30.10.29	4 400 000.00	2 931 271.34	0.16
AUD	IBERDROLA FINANZAS SA-REG-S 5.38000% 24-28.11.30	700 000.00	462 868.27	0.02
AUD	IBERDROLA FINANZAS SA-REG-S 5.87000% 24-28.11.34	1 600 000.00	1 067 173.65	0.06
豪ドル合計			4 461 313.26	0.24
EUR				
EUR	A2A SPA-REG-S 1.00000% 19-16.07.29	4 300 000.00	4 616 050.38	0.25
EUR	A2A SPA-REG-S 1.00000% 21-02.11.33	3 100 000.00	2 924 106.04	0.16
EUR	A2A SPA-REG-S 3.62500% 25-30.01.35	2 363 000.00	2 707 258.38	0.14
EUR	AB IGNITIS GRUPE-REG-S 1.87500% 18-10.07.28	1 000 000.00	1 095 517.47	0.06
EUR	ABB FINANCE BV-REG-S 3.37500% 24-15.01.34	1 150 000.00	1 330 678.30	0.07
EUR	ABN AMRO BANK NV-REG-S 2.75000% 25-04.06.29	300 000.00	344 717.45	0.02
EUR	ACEA SPA-REG-S 0.25000% 21-28.07.30	4 200 000.00	4 293 552.70	0.23
EUR	ACEA SPA-REG-S 3.87500% 23-24.01.31	1 000 000.00	1 193 296.96	0.06
EUR	ACTION LOGEMENT SERVICES-REG-S 1.37500% 22-13.04.32	1 500 000.00	1 532 675.44	0.08
EUR	ACTION LOGEMENT SERVICES-REG-S 3.62500% 23-25.05.43	500 000.00	535 774.28	0.03
EUR	ACTION LOGEMENT SERVICES-REG-S 4.12500% 23-03.10.38	1 000 000.00	1 166 901.12	0.06
EUR	ADIF ALTA VELOCIDAD-REG-S 0.55000% 20-30.04.30	2 000 000.00	2 051 500.58	0.11
EUR	ADIF ALTA VELOCIDAD-REG-S 0.55000% 21-31.10.31	4 000 000.00	3 914 136.67	0.21
EUR	ADIF ALTA VELOCIDAD-REG-S 3.12500% 25-31.10.32	1 400 000.00	1 592 025.85	0.09
EUR	AEROPORTI DI ROMA SPA-REG-S 3.62500% 25-15.06.32	1 400 000.00	1 614 868.49	0.09
EUR	AIR LIQUIDE FINANCE SA-REG-S 2.87500% 22-16.09.32	1 300 000.00	1 479 702.78	0.08
EUR	AIR LIQUIDE FINANCE SA-REG-S 3.50000% 25-21.03.35	800 000.00	930 324.30	0.05
EUR	ALLIANDER NV-REG-S 3.00000% 24-07.10.34	1 100 000.00	1 229 385.34	0.07
EUR	ALLIANDER NV-REG-S 3.00000% 25-06.05.33	1 500 000.00	1 692 798.37	0.09
EUR	ALLIANDER NV-REG-S 3.50000% 25-06.05.37	500 000.00	570 781.58	0.03
EUR	AMPRION GMBH-REG-S 3.87500% 23-07.09.28	3 100 000.00	3 665 271.95	0.20
EUR	AMPRION GMBH-REG-S 3.62500% 24-21.05.31	900 000.00	1 056 992.63	0.06
EUR	AMPRION GMBH-REG-S 3.85000% 24-27.08.39	900 000.00	1 015 484.32	0.05
EUR	AMPRION GMBH-REG-S 3.87500% 25-05.06.36	1 100 000.00	1 273 377.04	0.07
EUR	AMPRION GMBH-REG-S 4.12500% 23-07.09.34	1 500 000.00	1 782 997.79	0.10
EUR	AMPRION GMBH-REG-S 4.00000% 24-21.05.44	900 000.00	995 049.32	0.05
EUR	AMVEST RCF CUSTODIAN BV-REG-S 3.75000% 25-11.06.31	500 000.00	575 263.42	0.03
EUR	ANDORRA INTERNATIONAL BOND-REG-S 1.25000% 21-06.05.31	1 300 000.00	1 330 467.55	0.07
EUR	ASIAN DEVELOPMENT BANK 2.55000% 24-10.01.31	1 800 000.00	2 047 856.67	0.11
EUR	ASN BANK NV-REG-S 3.62500% 24-21.10.31	2 600 000.00	3 011 011.75	0.16
EUR	ASSICURAZIONI GENERALI SPA-REG-S-SUB 2.12400% 19-01.10.30	1 000 000.00	1 096 932.51	0.06
EUR	ASSICURAZIONI GENERALI SPA-REG-S-SUB 2.42900% 20-14.07.31	2 900 000.00	3 166 774.35	0.17
EUR	ASSICURAZIONI GENERALI SPA-REG-S-SUB 5.39900% 23-20.04.33	1 713 000.00	2 162 752.49	0.12
EUR	ASSICURAZIONI GENERALI SPA-REG-S 3.21200% 24-15.01.29	1 350 000.00	1 571 905.76	0.08
EUR	AUCKLAND COUNCIL-REG-S 3.00000% 24-18.03.34	600 000.00	673 995.39	0.04
EUR	BANCO SANTANDER SA-REG-S 1.12500% 20-23.06.27	3 800 000.00	4 256 586.54	0.23

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR BANK OF AMERICA CORP-REG-S 4.13400% 23-12.06.28	2 940 000.00	3 509 761.19	0.19
EUR BANQUE FEDERATIVE CREDIT MUTUEL-REG-S 4.12500% 23-18.09.30	200 000.00	241 841.24	0.01
EUR BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT-REG-S 0.10000% 20-08.10.27	700 000.00	763 640.37	0.04
EUR BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUE-REG-S 3.50000% 24-15.05.31	800 000.00	936 291.43	0.05
EUR BELFIUS BANK SA-REG-S 0.37500% 21-08.06.27	900 000.00	993 327.92	0.05
EUR BERLIN HYP AG-REG-S 1.12500% 17-25.10.27	1 300 000.00	1 441 054.71	0.08
EUR BNG BANK NV-REG-S 0.12500% 21-19.04.33	1 500 000.00	1 397 988.11	0.07
EUR BNG BANK NV-REG-S 0.25000% 21-22.11.36	1 200 000.00	995 138.58	0.05
EUR BNG BANK NV-REG-S 0.25000% 22-12.01.32	2 000 000.00	1 956 698.59	0.10
EUR BNG BANK NV-REG-S 2.75000% 24-11.01.34	6 155 000.00	6 968 382.62	0.37
EUR BNG BANK NV-REG-S 2.75000% 24-05.04.29	2 590 000.00	3 001 593.45	0.16
EUR BNG BANK NV-REG-S 2.87500% 24-11.06.31	600 000.00	694 432.37	0.04
EUR BNG BANK NV-REG-S 3.00000% 23-11.01.33	3 000 000.00	3 471 250.19	0.19
EUR BPIFRANCE SACA-REG-S 2.12500% 22-29.11.27	1 700 000.00	1 940 594.37	0.10
EUR BRAMBLES USA INC-REG-S 3.62500% 25-02.04.33	908 000.00	1 052 867.56	0.06
EUR BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC-REG-S 3.87500% 24-20.01.34	600 000.00	703 357.79	0.04
EUR CAISSE D' AMORTIS DE LA DETTE SOC-REG-S 2.75000% 22-25.11.32	6 400 000.00	7 187 581.65	0.38
EUR CAISSE D' AMORTIS DE LA DETTE SOC-REG-S 3.12500% 23-01.03.30	2 600 000.00	3 039 212.20	0.16
EUR CAISSE FRANCAISE DE FIN LOCAL SA-REG-S 3.25000% 25-17.04.35	2 500 000.00	2 866 507.16	0.15
EUR CAIXABANK SA-REG-S 3.37500% 25-26.06.35	2 800 000.00	3 188 611.38	0.17
EUR CASSA DEPOSITI E PRESTITI SPA-REG-S 1.00000% 20-11.02.30	1 400 000.00	1 475 622.53	0.08
EUR CASSA DEPOSITI E PRESTITI SPA-REG-S 2.00000% 20-20.04.27	1 800 000.00	2 049 876.69	0.11
EUR CASSA DEPOSITI E PRESTITI SPA-REG-S 3.25000% 25-17.06.33	700 000.00	793 228.71	0.04
EUR CASTELLUM AB-REG-S 4.12500% 24-10.12.30	600 000.00	702 558.65	0.04
EUR CBRE OPEN-ENDED FUNDS SCA SICAV-REG-S 4.75000% 24-27.03.34	2 400 000.00	2 896 867.77	0.15
EUR CIE DE SAINT-GOBAIN SA-REG-S 3.37500% 24-08.04.30	3 200 000.00	3 735 258.16	0.20
EUR CIE DE SAINT-GOBAIN SA-REG-S 3.62500% 24-08.04.34	1 900 000.00	2 211 701.82	0.12
EUR COMMUNAUTE FRANCAISE DE BELGIQUE-REG-S 1.62500% 22-03.05.32	3 000 000.00	3 121 383.33	0.17
EUR COUNCIL OF EUROPE DEVELOPMENT BK-REG-S 2.87500% 23-13.04.30	1 300 000.00	1 509 061.69	0.08
EUR COUNCIL OF EUROPE DEVELOPMENT BK-REG-S 2.75000% 24-16.04.31	1 000 000.00	1 148 008.49	0.06
EUR COVIVIO HOTELS SACA-REG-S 4.12500% 24-23.05.33	2 000 000.00	2 354 028.26	0.13
EUR COVIVIO SA/FRANCE-REG-S 4.62500% 23-05.06.32	3 200 000.00	3 918 482.84	0.21
EUR COVIVIO SA/FRANCE-REG-S 3.62500% 25-17.06.34	600 000.00	682 742.29	0.04
EUR CPI PROPERTY GROUP SA-REG-S 4.75000% 25-22.07.30	1 200 000.00	1 337 406.68	0.07
EUR CPPIB CAPITAL INC-REG-S 3.12500% 24-11.06.29	1 600 000.00	1 871 867.02	0.10
EUR CREDIT AGRICOLE SA-REG-S 4.37500% 23-27.11.33	3 600 000.00	4 364 535.18	0.23
EUR CREDIT AGRICOLE SA-REG-S 3.75000% 25-27.05.35	2 400 000.00	2 760 441.16	0.15
EUR CREDIT MUTUEL ARKEA SA-REG-S 0.37500% 19-03.10.28	1 400 000.00	1 492 422.26	0.08
EUR CREDIT MUTUEL ARKEA SA-REG-S 0.87500% 21-11.03.33	1 900 000.00	1 800 431.98	0.10
EUR DANONE SA-REG-S 3.43800% 25-07.04.33	1 600 000.00	1 850 242.54	0.10
EUR DEUTSCHE BAHN AG-REG-S 3.62500% 23-18.12.37	700 000.00	818 733.12	0.04
EUR DEUTSCHE WOHNEN SE-REG-S 0.50000% 21-07.04.31	700 000.00	691 378.00	0.04
EUR DEUTSCHE WOHNEN SE-REG-S 1.30000% 21-07.04.41	700 000.00	546 294.86	0.03
EUR DS SMITH PLC-REG-S 4.37500% 23-27.07.27	1 000 000.00	1 182 849.74	0.06
EUR DS SMITH PLC-REG-S 4.50000% 23-27.07.30	4 000 000.00	4 830 815.92	0.26
EUR DSB-REG-S 3.12500% 24-04.09.34	600 000.00	684 015.62	0.04
EUR DSV FINANCE BV-REG-S 3.25000% 24-06.11.30	600 000.00	694 777.65	0.04
EUR E.ON AG ECP-REG-S 0.60000% 21-01.10.32	2 400 000.00	2 322 127.24	0.12
EUR E.ON SE-REG-S 4.00000% 23-29.08.33	1 850 000.00	2 220 664.90	0.12
EUR EAST JAPAN RAILWAY CO-REG-S 3.97600% 23-05.09.32	1 450 000.00	1 746 278.28	0.09
EUR EAST JAPAN RAILWAY CO-REG-S 3.53300% 24-04.09.36	900 000.00	1 023 792.36	0.05
EUR EDP SERVICIOS FINANCIEROS ESPANA-REG-S 4.37500% 23-04.04.32	3 585 000.00	4 375 205.45	0.23
EUR EDP SERVICIOS FINANCIEROS ESPANA-REG-S 3.50000% 24-16.07.30	1 895 000.00	2 216 638.54	0.12
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S 4.75000% 22-12.10.34	2 200 000.00	2 711 268.78	0.15
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S 4.37500% 24-17.06.36	2 000 000.00	2 377 798.96	0.13
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S 4.75000% 24-17.06.44	1 000 000.00	1 155 703.98	0.06
EUR ENEXIS HOLDING NV-REG-S 0.62500% 20-17.06.32	2 000 000.00	1 936 879.91	0.10
EUR ENEXIS HOLDING NV-REG-S 3.62500% 23-12.06.34	900 000.00	1 052 364.00	0.06

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR ENEXIS HOLDING NV-REG-S 3.50000% 24-30.05.36	700 000.00	799 336.74	0.04
EUR ENGIE SA-REG-S 0.37500% 21-26.10.29	1 200 000.00	1 243 326.07	0.07
EUR ENGIE SA-REG-S 3.87500% 23-06.12.33	2 500 000.00	2 944 097.07	0.16
EUR ENGIE SA-REG-S 4.00000% 23-11.01.35	1 900 000.00	2 240 545.88	0.12
EUR ENGIE SA-REG-S 4.25000% 24-06.03.44	1 400 000.00	1 582 619.66	0.08
EUR ENGIE SA-REG-S 4.50000% 23-06.09.42	2 000 000.00	2 351 173.29	0.13
EUR EPH FINANCING INTERNATIONAL AS-REG-S 5.87500% 24-30.11.29	700 000.00	863 324.91	0.05
EUR EPH FINANCING INTERNATIONAL AS-REG-S 4.62500% 25-02.07.32	1 200 000.00	1 395 655.12	0.07
EUR ERSTE GROUP BANK AG-REG-S 0.12500% 21-17.05.28	1 400 000.00	1 507 192.42	0.08
EUR ESB FINANCE DAC-REG-S 1.12500% 19-11.06.30	1 200 000.00	1 261 243.48	0.07
EUR ESB FINANCE DAC-REG-S 4.25000% 23-03.03.36	1 200 000.00	1 448 609.69	0.08
EUR EUROFIMA-REG-S 0.01000% 21-23.06.28	1 300 000.00	1 386 670.14	0.07
EUR EUROGRID GMBH-REG-S 3.27900% 22-05.09.31	700 000.00	805 290.43	0.04
EUR EUROGRID GMBH-REG-S 3.59800% 24-01.02.29	400 000.00	469 420.06	0.02
EUR EUROGRID GMBH-REG-S 3.07500% 24-18.10.27	1 300 000.00	1 506 974.15	0.08
EUR EUROGRID GMBH-REG-S 3.73200% 24-18.10.35	3 100 000.00	3 521 470.15	0.19
EUR EUROGRID GMBH-REG-S 4.05600% 25-28.05.37	1 400 000.00	1 627 341.50	0.09
EUR EUROPEAN BANK FOR RECONSTR & EVT 2.87500% 25-22.03.32	2 595 000.00	2 985 823.87	0.16
EUR EUROPEAN COMMUNITY-REG-S 2.62500% 22-04.02.48	5 300 000.00	5 071 138.08	0.27
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.12500% 18-15.11.32	2 935 000.00	3 006 947.32	0.16
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S 0.01000% 21-15.11.30	3 025 000.00	3 030 895.11	0.16
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 1.12500% 22-04.06.37	1 050 000.00	953 474.98	0.05
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 3.25000% 24-04.02.50	700 000.00	734 586.28	0.04
EUR EVONIK INDUSTRIES AG-REG-S 3.25000% 25-15.01.30	1 352 000.00	1 586 525.13	0.08
EUR FEDERATION DES CAISSES DESJARDINS-REG-S 3.46700% 24-05.09.29	1 250 000.00	1 459 497.83	0.08
EUR FERROVIE DELLO STATO-REG-S 0.37500% 21-25.03.28	1 200 000.00	1 297 153.31	0.07
EUR FERROVIE DELLO STATO ITALI S.P.A-REG-S 4.12500% 23-23.05.29	1 300 000.00	1 557 394.68	0.08
EUR FERROVIE DELLO STATO ITALIANE SPA-REG-S 3.37500% 25-24.06.32	900 000.00	1 035 951.09	0.06
EUR FLEMISH COMMUNITY-REG-S 1.50000% 19-11.04.44	2 000 000.00	1 555 570.79	0.08
EUR FLEMISH COMMUNITY-REG-S 0.87500% 21-21.03.46	600 000.00	387 264.10	0.02
EUR FLEMISH COMMUNITY-REG-S 3.25000% 22-12.01.43	1 400 000.00	1 463 897.89	0.08
EUR GATWICK FUNDING LTD-REG-S 3.87500% 25-24.06.35	700 000.00	804 184.64	0.04
EUR GLOBALWORTH REAL ESTATE INVEST-REG-S 6.25000% 24-31.03.30	477 067.00	520 637.56	0.03
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S 3.75000% 25-02.10.30	1 468 000.00	1 677 409.19	0.09
EUR HOWOGE WOHNUNGSBAUGESELLSCHAFT MBH-REG-S 3.87500% 24-05.06.30	800 000.00	940 490.93	0.05
EUR IBERDROLA FINANZAS SA-REG-S 3.62500% 23-13.07.33	1 200 000.00	1 407 007.45	0.08
EUR IBERDROLA FINANZAS SA-REG-S 3.62500% 24-18.07.34	2 500 000.00	2 918 274.87	0.16
EUR ICADE-REG-S 4.37500% 25-22.05.35	1 300 000.00	1 495 569.28	0.08
EUR IHG FINANCE LLC-REG-S 3.62500% 24-27.09.31	500 000.00	575 482.09	0.03
EUR ILE DE FRANCE-REG-S 3.20000% 24-25.05.34	2 000 000.00	2 259 766.55	0.12
EUR ILE-DE-FRANCE MOBILITES-REG-S 3.05000% 23-03.02.33	5 800 000.00	6 557 694.46	0.35
EUR ILE-DE-FRANCE MOBILITES-REG-S 3.45000% 24-25.06.49	400 000.00	411 113.89	0.02
EUR INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA-REG-S 3.25000% 25-22.01.30	1 000 000.00	1 158 348.01	0.06
EUR INSTITUTO DE CREDITO OFICIAL-REG-S 2.65000% 22-31.01.28	1 600 000.00	1 850 281.18	0.10
EUR INTERNATIONAL BANK FOR RECONS & DEV 2.90000% 23-19.01.33	3 400 000.00	3 913 247.05	0.21
EUR INTERNATIONAL BANK FOR RECONS&DEVELOP 3.10000% 23-14.04.38	2 665 000.00	2 980 362.12	0.16
EUR INTERNATIONAL BK FOR RECONST & DEV 0.10000% 20-17.09.35	3 300 000.00	2 802 666.68	0.15
EUR INTERNATIONAL DEVELOP ASSOCIATION-REG-S 1.75000% 22-05.05.37	5 000 000.00	4 871 667.77	0.26
EUR INTERNATIONAL DEVELOPMENT ASSOC-REG-S 2.50000% 22-15.01.38	2 000 000.00	2 095 537.41	0.11
EUR INTERNATIONAL DEVELOPMENT ASSOCIA-REG-S 3.20000% 24-18.01.44	600 000.00	651 769.96	0.03
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 4.75000% 22-06.09.27	4 793 000.00	5 736 343.97	0.31
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 5.62500% 23-08.03.33	3 352 000.00	4 375 548.96	0.23
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 4.87500% 23-19.05.30	1 755 000.00	2 179 700.09	0.12
EUR INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 3.45000% 23-13.09.38	1 000 000.00	1 155 391.75	0.06
EUR INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 2.90000% 24-14.02.34	1 300 000.00	1 488 320.46	0.08
EUR JAPAN FINANCE ORG FOR MUNI-REG-S 0.01000% 21-02.02.28	800 000.00	862 448.06	0.05
EUR JDE PEET ' S NV-REG-S 0.50000% 21-16.01.29	100 000.00	105 826.98	0.01
EUR JUNTA DE CASTILLA Y LEON-REG-S 3.50000% 23-30.04.33	600 000.00	701 044.00	0.04

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR KOMMUNINVEST I SVERIGE AB-REG-S 0.87500% 22-01.09.29	2 100 000.00	2 253 978.19	0.12
EUR KOMMUNINVEST I SVERIGE AB-REG-S 3.37500% 23-15.03.27	500 000.00	582 810.52	0.03
EUR KOMMUNINVEST I SVERIGE AB-REG-S 3.12500% 23-08.12.27	1 400 000.00	1 633 617.33	0.09
EUR KREDITANSTALT FUER WIEDER-REG-S 2.75000% 23-15.05.30	2 000 000.00	2 323 566.74	0.12
EUR KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU-REG-S 3.25000% 23-24.03.31	2 525 000.00	2 998 684.98	0.16
EUR KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU-REG-S 2.50000% 25-09.10.30	1 600 000.00	1 834 591.50	0.10
EUR LA BANQUE POSTALE SA-REG-S 1.37500% 19-24.04.29	4 400 000.00	4 781 795.77	0.26
EUR LA BANQUE POSTALE SA-REG-S 0.75000% 21-23.06.31	3 000 000.00	2 990 000.72	0.16
EUR LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG REG S-0.37500% 21-21.02.31	1 800 000.00	1 778 733.02	0.10
EUR LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG-REG-S 0.25000% 21-21.07.28	2 000 000.00	2 142 853.98	0.11
EUR LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK-REG-S 3.25000% 23-26.09.33	1 700 000.00	2 004 965.31	0.11
EUR LANDWIRTSCHAFTLICHE RE-REG-S 2.62500% 25-08.07.32	1 000 000.00	1 139 002.97	0.06
EUR LONDON POWER NETWORKS PLC-REG-S 3.83700% 25-11.06.37	300 000.00	344 112.61	0.02
EUR MERCEDES-BENZ GROUP-REG-S 0.75000% 21-11.03.33	3 000 000.00	2 879 975.86	0.15
EUR MIZUHO FINANCIAL GROUP INC-REG-S 4.60800% 23-28.08.30	1 205 000.00	1 479 536.23	0.08
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 0.12500% 21-20.07.28	1 400 000.00	1 491 597.85	0.08
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 3.50000% 23-17.07.31	1 400 000.00	1 629 843.60	0.09
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 3.62500% 24-24.07.29	1 536 000.00	1 803 541.87	0.10
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 3.87500% 24-24.01.34	300 000.00	348 606.81	0.02
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 4.00000% 25-22.01.37	1 965 000.00	2 269 470.36	0.12
EUR MUNICIPALITY FINANCE PLC-REG-S 2.62500% 25-14.06.32	1 600 000.00	1 810 628.84	0.10
EUR NATIONAL GRID ELECTRICITY DISTRIB-REG-S 3.53000% 22-20.09.28	900 000.00	1 054 910.09	0.06
EUR NATIONAL GRID NORTH AMERICA INC-REG-S 4.06100% 24-03.09.36	3 900 000.00	4 516 733.23	0.24
EUR NATIONAL GRID NORTH AMERICA INC-REG-S 3.91700% 25-03.06.35	250 000.00	288 145.07	0.02
EUR NATIONAL GRID PLC-REG-S 3.87500% 23-16.01.29	600 000.00	710 189.59	0.04
EUR NATIONAL GRID TRANSCO PLC-REG-S 0.25000% 21-01.09.28	2 735 000.00	2 919 275.06	0.16
EUR NATIONALE-NEDERLANDEN BANK-REG-S 1.87500% 22-17.05.32	300 000.00	321 749.94	0.02
EUR NBN CO LTD-REG-S 3.37500% 25-29.11.32	1 250 000.00	1 451 053.75	0.08
EUR NE PROPERTY BV-REG-S 2.00000% 22-20.01.30	2 800 000.00	3 028 078.71	0.16
EUR NE PROPERTY BV-REG-S 4.25000% 24-21.01.32	700 000.00	821 022.34	0.04
EUR NEDERLANDSE WATERSCHAPS BANK NV-REG-S 1.25000% 17-07.06.32	1 000 000.00	1 034 305.09	0.06
EUR NEDERLANDSE WATERSCHAPSBK NV-REG-S 0.62500% 19-06.02.29	2 810 000.00	3 026 990.16	0.16
EUR NEDERLANDSE WATERSCHAPS BANK NV-REG-S 0.37500% 21-28.09.46	4 905 000.00	2 922 282.40	0.16
EUR NEXI SPA-REG-S 3.87500% 25-21.05.31	500 000.00	582 118.13	0.03
EUR NORDEA BANK ABP-REG-S 0.50000% 21-19.03.31	900 000.00	903 448.97	0.05
EUR NORDEA BANK ABP-REG-S 1.12500% 22-16.02.27	2 000 000.00	2 247 636.16	0.12
EUR NORDEA BANK ABP-REG-S 3.00000% 24-28.10.31	3 900 000.00	4 440 679.04	0.24
EUR NORSK HYDRO ASA-REG-S 3.62500% 25-23.01.32	1 400 000.00	1 623 649.47	0.09
EUR NOVO NORDISK FINANC NETHERLAND BV-REG-S 3.37500% 24-21.05.26	2 750 000.00	3 173 064.00	0.17
EUR NOVO NORDISK FINANC NETHERLAND BV-REG-S 3.25000% 24-21.01.31	1 250 000.00	1 454 989.45	0.08
EUR NRW BANK-REG-S 2.87500% 24-26.09.39	2 000 000.00	2 144 698.19	0.11
EUR NTT FINANCE CORP-REG-S 3.35900% 24-12.03.31	1 400 000.00	1 622 304.44	0.09
EUR OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK AG-REG-S 3.12500% 23-15.11.28	2 000 000.00	2 343 420.34	0.13
EUR ONTARIO TEACHERS ' FINANCE TRUST-REG-S 0.05000% 20-25.11.30	3 300 000.00	3 268 372.04	0.17
EUR ORANGE SA-REG-S 0.12500% 20-16.09.29	3 800 000.00	3 917 686.72	0.21
EUR ORANGE SA-REG-S 3.25000% 24-17.01.35	1 800 000.00	2 030 501.54	0.11
EUR ORSTED AS-REG-S 2.25000% 22-14.06.28	1 000 000.00	1 128 835.95	0.06
EUR ORSTED AS-REG-S 4.12500% 23-01.03.35	2 000 000.00	2 326 862.60	0.12
EUR P3 GROUP SARL-REG-S 4.62500% 24-13.02.30	1 750 000.00	2 101 119.68	0.11
EUR PACIFIC LIFE GLOBAL FUNDING II-REG-S 3.12500% 25-18.06.31	300 000.00	341 746.66	0.02
EUR PARIS, CITY OF-REG-S 0.75000% 21-30.11.41	5 000 000.00	3 490 274.09	0.19
EUR POLAND, REPUBLIC OF-REG-S 2.00000% 19-08.03.49	1 400 000.00	1 073 307.49	0.06
EUR PROLOGIS INTERNATIONAL FUNDING II-REG-S 0.87500% 19-09.07.29	1 800 000.00	1 909 835.72	0.10
EUR PROLOGIS INTERNATIONAL FUNDING II-REG-S 1.62500% 20-17.06.32	1 300 000.00	1 323 793.13	0.07
EUR PROLOGIS INTERNATIONAL FUND II SA-REG-S 3.62500% 22-07.03.30	1 300 000.00	1 520 829.76	0.08
EUR PROLOGIS INTERNATIONAL FUNDING II-REG-S 4.62500% 23-21.02.35	1 000 000.00	1 227 353.39	0.07
EUR PUBLICIS GROUPE SA-REG-S 3.37500% 25-12.06.32	1 400 000.00	1 600 962.09	0.09
EUR RCI BANQUE SA-REG-S 4.75000% 22-06.07.27	615 000.00	728 808.23	0.04

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR RCI BANQUE SA-REG-S 4.87500% 23-14.06.28	2 496 000.00	3 003 483.04	0.16
EUR RED ELECTRICA FINANCIACIONES SAU-REG-S 0.50000% 21-24.05.33	1 800 000.00	1 693 658.85	0.09
EUR REGIE AUTONOME DES TRANSPORTS PA-REG-S 0.87500% 17-25.05.27	500 000.00	558 650.27	0.03
EUR REGION OF ILE DE FRANCE-REG-S 2.90000% 23-30.04.31	1 200 000.00	1 371 785.62	0.07
EUR REN FINANCE B V-REG-S 0.50000% 21-16.04.29	4 200 000.00	4 433 687.01	0.24
EUR ROMANIA-REG-S 5.62500% 24-22.02.36	740 000.00	828 232.09	0.04
EUR SAGAX AB-REG-S 4.00000% 25-13.03.32	900 000.00	1 045 851.95	0.06
EUR SAGAX AB-REG-S 4.37500% 24-29.05.30	400 000.00	476 671.23	0.03
EUR SCHNEIDER ELECTRIC SE-REG-S 3.25000% 24-10.10.35	3 100 000.00	3 528 540.92	0.19
EUR SEGRO CAPITAL SARL-REG-S 1.25000% 22-23.03.26	3 100 000.00	3 523 697.35	0.19
EUR SEGRO CAPITAL SARL-REG-S 1.87500% 22-23.03.30	1 000 000.00	1 084 981.00	0.06
EUR SERBIA INTERNATIONAL BOND-REG-S 1.00000% 21-23.09.28	6 400 000.00	6 789 070.65	0.36
EUR SEVERN TRENT UTILITIES FINANCE PL-REG-S 4.00000% 24-05.03.34	1 300 000.00	1 537 966.82	0.08
EUR SEVERN TRENT UTILITIE FINANCE PLC-REG-S 3.87500% 25-04.08.35	1 600 000.00	1 852 541.34	0.10
EUR SFIL SA-REG-S 3.12500% 24-17.09.29	1 100 000.00	1 279 648.78	0.07
EUR SIEMENS FINANCIERINGSMATSCHAPPIJ-REG-S 3.37500% 23-24.08.31	900 000.00	1 064 913.45	0.06
EUR SIEMENS FINANCIERINGSMATSCHAPPIJ-REG-S 3.50000% 23-24.02.36	1 200 000.00	1 388 960.46	0.07
EUR SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB-REG-S 4.37500% 23-06.11.28	2 317 000.00	2 791 850.76	0.15
EUR SNCF RESEAU-REG-S 1.00000% 16-09.11.31	100 000.00	101 000.82	0.01
EUR SOCIETE DES GRANDS PROJETS EPIC-REG-S 0.30000% 21-25.11.31	1 500 000.00	1 455 160.27	0.08
EUR SOCIETE DES GRANDS PROJETS EPIC-REG-S 1.62500% 22-08.04.42	2 000 000.00	1 656 417.30	0.09
EUR SOCIETE DES GRANDS PROJETS EPIC-REG-S 3.50000% 23-25.05.43	1 300 000.00	1 403 016.92	0.07
EUR SSE PLC-REG-S 1.37500% 18-04.09.27	900 000.00	1 008 454.37	0.05
EUR SSE PLC-REG-S 3.50000% 25-18.03.32	1 650 000.00	1 924 570.82	0.10
EUR SSE PLC-REG-S 4.00000% 23-05.09.31	1 300 000.00	1 558 591.11	0.08
EUR STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 0.90000% 19-02.07.27	2 400 000.00	2 711 470.21	0.15
EUR STATKRAFT AS-REG-S 3.37500% 24-22.03.32	1 100 000.00	1 274 343.19	0.07
EUR STATKRAFT AS-REG-S 3.75000% 24-22.03.39	400 000.00	460 291.73	0.02
EUR STATNETT SF-REG-S 3.37500% 24-26.02.36	2 000 000.00	2 252 497.61	0.12
EUR STEDIN HOLDING NV-REG-S 0.50000% 19-14.11.29	1 800 000.00	1 872 694.17	0.10
EUR STELLANTIS NV-REG-S 4.37500% 23-14.03.30	2 275 000.00	2 704 001.86	0.14
EUR STONEWEG EREIT LUX FINCO SARL-REG-S 4.25000% 25-30.01.31	700 000.00	810 471.46	0.04
EUR SUEZ SACA-REG-S 2.37500% 22-24.05.30	1 300 000.00	1 440 822.55	0.08
EUR SUEZ SACA-REG-S 4.50000% 23-13.11.33	300 000.00	365 599.05	0.02
EUR SUEZ SACA-REG-S 4.62500% 22-03.11.28	5 200 000.00	6 297 246.71	0.34
EUR SVENSK EXPORTKREDIT AB-REG-S 2.00000% 22-30.06.27	3 200 000.00	3 644 287.48	0.20
EUR SVENSKA HANDELSBANKEN AB-REG-S 0.01000% 20-02.12.27	1 415 000.00	1 532 451.34	0.08
EUR SWEDBANK AB-REG-S 4.25000% 23-11.07.28	1 225 000.00	1 469 095.68	0.08
EUR SWISSCOM FINANCE BV-REG-S 3.12500% 25-21.05.32	900 000.00	1 031 152.61	0.06
EUR TDC NET A/S-REG-S 5.61800% 23-06.02.30	900 000.00	1 106 807.82	0.06
EUR TDC NET A/S-REG-S 6.50000% 23-01.06.31	2 200 000.00	2 810 133.65	0.15
EUR TELEFONICA EMISIONES SA-REG-S 4.18300% 23-21.11.33	700 000.00	829 401.53	0.04
EUR TELEFONICA EMISIONES SA-REG-S 3.69800% 24-24.01.32	4 400 000.00	5 125 536.77	0.27
EUR TENNET HOLDING BV-REG-S 2.00000% 18-05.06.34	2 800 000.00	2 929 117.65	0.16
EUR TENNET HOLDING BV-REG-S 3.87500% 22-28.10.28	1 100 000.00	1 300 024.77	0.07
EUR TENNET HOLDING BV-REG-S 4.25000% 22-28.04.32	2 000 000.00	2 423 228.90	0.13
EUR TERNA - RETE ELETTRICA NAZIONALE-REG-S 3.87500% 23-24.07.33	2 814 000.00	3 337 065.47	0.18
EUR UNEDIC ASSEO-REG-S 0.25000% 20-16.07.35	1 000 000.00	849 063.99	0.05
EUR UNEDIC ASSEO-REG-S 1.75000% 22-25.11.32	2 800 000.00	2 937 896.24	0.16
EUR UNEDIC ASSEO-REG-S 3.12500% 23-25.04.33	1 000 000.00	1 145 035.74	0.06
EUR UNICREDIT BANK AUSTRIA AG-REG-S 3.12500% 23-21.09.29	1 600 000.00	1 867 430.57	0.10
EUR UNICREDIT BANK AUSTRIA AG-REG-S 2.87500% 24-10.11.28	1 000 000.00	1 158 039.90	0.06
EUR UNITED UTILITIES WATER FINANCE PL-REG-S 3.50000% 25-27.02.33	3 816 000.00	4 345 485.00	0.23
EUR UPM-KYMMENE OYJ-REG-S 3.37500% 24-29.08.34	2 150 000.00	2 445 643.09	0.13
EUR VEOLIA ENVIRONNEMENT SA-REG-S 3.32400% 25-17.06.32	2 000 000.00	2 291 484.79	0.12
EUR VESTEDA FINANCE BV-REG-S 0.75000% 21-18.10.31	600 000.00	589 252.11	0.03
EUR VOLKSBANK WIEN AG-REG-S 4.75000% 23-15.03.27	1 300 000.00	1 538 087.49	0.08
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE-REG-S 4.25000% 23-29.03.29	600 000.00	714 762.87	0.04

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR VOLKSWAGEN LEASING GMBH-REG-S 4.00000% 24-11.04.31	1 295 000.00	1 530 187.71	0.08
EUR VONOVIA SE-REG-S 0.62500% 21-24.03.31	6 300 000.00	6 260 796.25	0.34
EUR VONOVIA SE-REG-S 1.37500% 22-28.01.26	1 200 000.00	1 367 746.98	0.07
EUR ZF FINANCE GMBH-REG-S 2.75000% 20-25.05.27	1 000 000.00	1 112 138.33	0.06
ユーロ合計		533 474 351.02	28.59
GBP			
GBP AFFINITY WATER FINANCE PLC-REG-S 6.25000% 25-12.09.40	200 000.00	267 698.28	0.01
GBP ANGLIAN WATER SERVICES FINANCING-REG-S 5.75000% 24-07.06.43	600 000.00	724 572.29	0.04
GBP ANGLIAN WATER SERVICES FIN-REG-S 6.25000% 24-12.09.44	800 000.00	1 018 710.61	0.06
GBP BROMFORD FLAGSHIP LTD-REG-S 6.07200% 25-14.07.50	465 000.00	625 689.97	0.03
GBP INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC-REG-S 3.37500% 20-08.10.28	200 000.00	253 980.22	0.01
GBP INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 6.62500% 23-31.05.33	3 300 000.00	4 701 743.91	0.25
GBP ORSTED AS-REG-S 5.12500% 22-13.09.34	900 000.00	1 134 530.10	0.06
GBP SEVERN TRENT UTILITIES FINANCE PLC-REG-S 5.25000% 23-04.04.36	1 100 000.00	1 413 690.81	0.08
GBP SEVERN TRENT UTILITIES FINANCE PLC-REG-S 5.87500% 24-31.07.38	800 000.00	1 059 755.83	0.06
GBP SOUTH EASTERN POWER NET-REG-S 1.75000% 21-30.09.34	200 000.00	198 282.76	0.01
GBP YORKSHIRE WATER FINANCE PLC-REG-S 6.62500% 25-22.07.40	800 000.00	1 058 616.40	0.06
GBP YORKSHIRE WATER FINANCE PLC-REG-S 6.00000% 25-22.07.33	900 000.00	1 196 986.15	0.06
英債券合計		13 654 257.33	0.73
USD			
USD ABU DHABI COMMERCIAL BANK PJSC-REG-S 4.50000% 22-14.09.27	3 000 000.00	3 000 937.50	0.16
USD BANK MANDIRI PERSERO TBK PT-REG-S 2.00000% 21-19.04.26	900 000.00	882 843.75	0.05
USD FIRST ABU DHABI BANK PJSC-REG-S 5.12500% 22-13.10.27	3 000 000.00	3 040 110.00	0.16
USD GREENKO POWER II LTD-REG-S 4.30000% 21-13.12.28	1 160 000.00	873 756.95	0.05
USD HONG KONG MORTGAGE CORP LTD-REG-S 4.87500% 23-13.09.28	2 500 000.00	2 541 898.25	0.14
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 3.50000% 23-12.04.33	5 000 000.00	4 748 499.10	0.25
USD LINK FINANCE CAYMAN 2009 LTD-REG-S 2.87500% 16-21.07.26	800 000.00	787 356.99	0.04
USD MTR CORP CI LTD-REG-S 2.50000% 16-02.11.26	800 000.00	782 861.09	0.04
USD MTR CORP LTD-REG-S 1.62500% 20-19.08.30	1 200 000.00	1 064 622.62	0.06
USD NEDERLANDSE FINAN-MAATSCHAPPIJ-REG-S 4.75000% 23-15.11.28	1 100 000.00	1 123 873.19	0.06
USD NEDERLANDSE WATERSCHAPS BANK NV-144A 4.00000% 23-01.06.28	3 700 000.00	3 697 660.93	0.20
USD QATAR, STATE OF-144A 4.62500% 24-29.05.29	2 000 000.00	2 028 620.00	0.11
USD SHINHAN BANK CO LTD-144A-SUB 5.75000% 24-15.04.34	1 500 000.00	1 538 610.00	0.08
USD SHINHAN BANK CO LTD-144A-SUB 4.37500% 22-13.04.32	1 300 000.00	1 237 535.00	0.07
USD SIWIRE PROPERTIES MTN FINANCING-REG-S 3.50000% 18-10.01.28	2 000 000.00	1 950 944.44	0.10
USD UDR INC 1.90000% 20-15.03.33	1 000 000.00	800 478.42	0.04
米ドル合計		30 100 608.23	1.61
中期債券合計 - 固定金利		581 690 529.84	31.17
中期債券 - ゼロ・クーポン			
EUR			
EUR CAISSE D'AMORTIS DE LA DETTE SOC-REG-S 0.00000% 21-25.05.29	2 900 000.00	3 018 741.47	0.16
EUR HONG KONG GOVERNMENT INTERNATI BD-REG-S 0.00000% 21-24.11.26	4 100 000.00	4 554 539.04	0.24
EUR INTL BK FOR RECONS & DEV WORLD BK 0.00000% 20-21.02.30	2 970 000.00	3 033 524.25	0.16
EUR KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU-REG-S 0.00000% 21-15.09.31	9 095 000.00	8 903 496.68	0.48
EUR NORTH RHIEN WESTPHALIA, STATE OF-REG-S 0.00000% 20-12.10.35	1 800 000.00	1 513 583.97	0.08
EUR UNEDIC ASSEO-REG-S 0.00000% 20-19.11.30	5 400 000.00	5 347 985.05	0.29
ユーロ合計		26 371 870.46	1.41
中期債券合計 - ゼロ・クーポン		26 371 870.46	1.41
中期債券 - 変動金利			
EUR			
EUR ABANCA CORP BANCARIA SA-REG-S 5.250%/VAR 22-14.09.28	1 800 000.00	2 176 664.90	0.12
EUR AIB GROUP PLC-REG-S 2.250%/VAR 22-04.04.28	4 000 000.00	4 563 991.79	0.25

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 比率 （%）
EUR AIB GROUP PLC-REG-S 4.625%/VAR 23-23.07.29	800 000.00	963 927.29	0.05
EUR AIB GROUP PLC-REG-S 5.250%/VAR 23-23.10.31	2 375 000.00	2 991 279.38	0.16
EUR AIB GROUP PLC-REG-S 3.750%/VAR 25-20.03.33	2 250 000.00	2 619 666.53	0.14
EUR AIB GROUP PLC-REG-S-SUB 4.625%/VAR 24-20.05.35	3 350 000.00	3 989 832.61	0.21
EUR ARGENTA SPAARBANK NV-REG-S 1.375%/VAR 22-08.02.29	1 400 000.00	1 545 451.72	0.08
EUR AUS & NEW ZEALAND BK GRP-REG-S-SUB 5.101%/VAR 23-03.02.33	1 875 000.00	2 245 612.26	0.12
EUR AXA SA-REG-S-SUB 0.000%/VAR 21-07.10.41	3 900 000.00	4 003 543.06	0.21
EUR BANCA TRANSILVANIA SA-REG-S 7.250%/VAR 23-07.12.28	725 000.00	895 942.01	0.05
EUR BANCA TRANSILVANIA SA-REG-S 5.125%/VAR 24-30.09.30	1 300 000.00	1 515 813.41	0.08
EUR BANCO BPM SPA-REG-S 3.875%/VAR 24-09.09.30	4 844 000.00	5 697 220.12	0.31
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S 0.625%/VAR 21-24.06.29	5 400 000.00	5 839 026.38	0.31
EUR BANK OF IRELAND GROUP PLC-REG-S 5.000%/VAR 23-04.07.31	2 370 000.00	2 949 894.68	0.16
EUR BANK OF IRELAND GROUP PLC-REG-S 3.625%/VAR 25-19.05.32	1 486 000.00	1 724 539.04	0.09
EUR BANK POLSKA KASA OPIEKI SA-REG-S 5.500%/VAR 23-23.11.27	625 000.00	738 370.67	0.04
EUR BNP PARIBAS SA-REG-S 0.375%/VAR 20-14.10.27	800 000.00	895 143.15	0.05
EUR BNP PARIBAS SA-REG-S 4.250%/VAR 23-13.04.31	8 500 000.00	10 250 271.11	0.55
EUR BPCE SA-REG-S-SUB 4.875%/VAR 24-26.02.36	1 600 000.00	1 927 382.09	0.10
EUR BPCE SA-REG-S-SUB 5.750%/VAR 23-01.06.33	600 000.00	737 067.92	0.04
EUR CAIXABANK SA-REG-S 0.625%/VAR 22-21.01.28	2 800 000.00	3 126 584.37	0.17
EUR CAIXABANK SA-REG-S 5.375%/VAR 22-14.11.30	5 800 000.00	7 281 584.27	0.39
EUR CAIXABANK SA-REG-S-SUB VAR 21-18.06.31	6 200 000.00	7 023 739.45	0.38
EUR CESKA SPORITELNA AS-REG-S 0.500%/VAR 21-13.09.28	1 400 000.00	1 520 248.54	0.08
EUR COMMERZBANK AG-REG-S 3.625%/VAR 25-14.01.32	2 200 000.00	2 556 787.35	0.14
EUR COMMERZBANK AG-REG-S-SUB 4.125%/VAR 25-30.06.37	1 600 000.00	1 840 117.76	0.10
EUR CREDIT AGRICOLE SA-REG-S 0.500%/VAR 03-21.09.29	700 000.00	746 673.48	0.04
EUR CREDIT MUTUEL ARKEA SA-REG-S 1.250%/VAR 20-11.06.29	4 900 000.00	5 378 437.58	0.29
EUR DANSKE BANK A/S-REG-S 0.750%/VAR 21-09.06.29	1 300 000.00	1 408 277.68	0.08
EUR DANSKE BANK A/S-REG-S 4.750%/VAR 23-21.06.30	2 385 000.00	2 913 967.40	0.16
EUR DANSKE BANK A/S-REG-S-SUB 3.750%/VAR 24-19.11.36	1 600 000.00	1 842 348.62	0.10
EUR DNB BANK ASA-REG-S 3.000%/VAR 24-29.11.30	2 300 000.00	2 639 870.65	0.14
EUR DNB BANK ASA-REG-S 3.125%/VAR 25-20.05.31	3 000 000.00	3 443 987.70	0.18
EUR DNB BANK ASA-REG-S 4.000%/VAR 23-14.03.29	3 000 000.00	3 560 345.50	0.19
EUR DNB BANK ASA-REG-S 4.625%/VAR 23-01.11.29	1 400 000.00	1 694 782.52	0.09
EUR DNB BANK ASA-REG-S-SUB 3.750%/VAR 25-02.07.35	1 250 000.00	1 446 263.11	0.08
EUR ERSTE GROUP BANK AG-REG-S 3.250%/VAR 25-14.01.33	1 000 000.00	1 150 952.61	0.06
EUR ERSTE&STEIERMAERKISCHE BANKA DD-REG-S 4.875%/VAR 24-31.01.29	1 300 000.00	1 539 858.11	0.08
EUR IBERDROLA FINANZAS SA-REG-S-SUB 4.247%/VAR 24-PRP	500 000.00	588 949.55	0.03
EUR ICCREA BANCA SPA-REG-S 4.250%/VAR 24-05.02.30	1 000 000.00	1 190 217.21	0.06
EUR ING GROEP NV-REG-S 4.000%/VAR 24-12.02.35	1 900 000.00	2 253 426.74	0.12
EUR ING GROEP NV-REG-S-SUB 0.875%/VAR 21-09.06.32	5 900 000.00	6 528 949.75	0.35
EUR JYSKE BANK A/S-REG-S 4.875%/VAR 23-10.11.29	1 225 000.00	1 485 940.75	0.08
EUR JYSKE BANK A/S-REG-S 3.625%/VAR 25-29.04.31	1 200 000.00	1 395 179.76	0.08
EUR LLOYDS BANKING GROUP PLC-REG-S 3.875%/VAR 24-14.05.32	1 300 000.00	1 531 565.52	0.08
EUR MBANK SA-REG-S 8.375%/VAR 23-11.09.27	600 000.00	727 123.46	0.04
EUR MITSUBISHI UFJ FINACIAL GRP INC-REG-S 3.556%/VAR 24-05.09.32	1 900 000.00	2 213 713.82	0.12
EUR NATWEST GROUP PLC-REG-S 0.780%/VAR 21-26.02.30	8 745 000.00	9 301 813.23	0.50
EUR NATWEST GROUP PLC-REG-S 4.067%/VAR 22-06.09.28	3 000 000.00	3 543 535.73	0.19
EUR NATWEST GROUP PLC-REG-S 3.575%/VAR 24-12.09.32	3 053 000.00	3 563 884.98	0.19
EUR NN GROUP N.V-REG-S-SUB 5.250%/VAR 22-01.03.43	900 000.00	1 107 253.23	0.06
EUR NN GROUP NV-REG-S-SUB 6.000%/VAR 23-03.11.43	3 063 000.00	3 922 359.74	0.21
EUR NOVA LJUBLJANSKA BANK DD-REG-S 7.125%/VAR 23-27.06.27	700 000.00	831 527.56	0.04
EUR RAIFFEISEN BANK SA-REG-S 7.000%/VAR 23-12.10.27	1 200 000.00	1 432 051.80	0.08
EUR SOCIETE GENERALE SA-REG-S-SUB 5.250%/VAR 22-06.09.32	3 200 000.00	3 840 181.35	0.21
EUR STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 3.864%/VAR 25-17.03.33	5 000 000.00	5 836 562.33	0.31
EUR UNICAJA BANCO SA-REG-S 3.500%/VAR 25-30.06.31	500 000.00	575 516.89	0.03
EUR UNICREDIT SPA-REG-S 0.800%/VAR 21-05.07.29	1 400 000.00	1 520 579.30	0.08
EUR UNICREDIT SPA-REG-S 5.850%/VAR 22-15.11.27	2 641 000.00	3 152 810.05	0.17
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL-REG-S 3M EURIBOR+70BP 25-30.05.27	3 000 000.00	3 437 639.56	0.18
ユーロ合計		169 366 249.13	9.08

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
GBP			
GBP COOPERATIVE RABOBANK UA-REG-S 4.875%/VAR 24-17.04.29	2 900 000.00	3 876 748.40	0.21
英ポンド合計		3 876 748.40	0.21
USD			
USD INDUSTRIAL BANK OF KOREA-144A O/N SOFR+58BP 25-24.06.28	1 000 000.00	1 000 830.00	0.05
USD UNITED OVERSEAS BANK LTD-REG-S-SUB 2.000%/VAR 21-14.10.31	1 200 000.00	1 162 178.40	0.06
USD WELLS FARGO & CO 4.540%/VAR 22-15.08.26	1 485 000.00	1 484 663.02	0.08
米ドル合計		3 647 671.42	0.19
中期債券合計 - 変動金利		176 890 668.95	9.48
債券 - 固定金利			
AUD			
AUD AUSTRALIA-REG-S 4.25000% 24-21.06.34	12 000 000.00	7 777 115.66	0.42
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-144A-REG-S 4.75000% 24-02.02.34	2 300 000.00	1 489 725.32	0.08
豪ドル合計		9 266 840.98	0.50
CAD			
CAD CANADA, GOVERNMENT-144A-REG-S 2.25000% 22-01.12.29	1 300 000.00	912 853.79	0.05
CAD CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.50000% 24-01.03.34	6 000 000.00	4 380 774.65	0.23
カナダドル合計		5 293 628.44	0.28
DKK			
DKK DENMARK, KINGDOM OF 2.25000% 23-15.11.33	20 300 000.00	3 088 457.20	0.17
デンマーク・クローネ合計		3 088 457.20	0.17
EUR			
EUR AGENCE FRANCAISE DE DEVELOPPEMENT-REG-S 0.12500% 21-29.09.31	7 500 000.00	7 183 710.85	0.39
EUR AGENCE FRANCAISE DE DEVELOPPEMENT-REG-S 3.50000% 22-25.02.33	2 100 000.00	2 450 250.31	0.13
EUR AGENCE FRANCAISE DE DEVELOPPEMENT-REG-S 3.62500% 25-20.01.35	4 000 000.00	4 643 327.64	0.25
EUR AUSTRIA, REPUBLIC OF-144A-REG-S 1.85000% 22-23.05.49	510 000.00	425 177.34	0.02
EUR BADEN-WUERTTEMBERG, STATE OF-REG-S 2.62500% 24-30.10.34	1 600 000.00	1 782 423.89	0.10
EUR BANCA MONTE DEI PASCHI DI SENA SPA-REG-S 3.37500% 24-16.07.30	700 000.00	822 690.97	0.04
EUR BANKINTER SA-REG-S 0.62500% 20-06.10.27	6 100 000.00	6 721 180.34	0.36
EUR BAYERISCHE LANDESBODENKREDITAN-REG-S 2.37500% 25-07.05.30	1 300 000.00	1 474 347.85	0.08
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-REG-S 1.25000% 18-22.04.33	10 600 000.00	10 775 273.69	0.58
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.75000% 22-22.04.39	2 125 000.00	2 227 594.81	0.12
EUR BENIN GOVERNMENT INTERNATIONAL-REG-S 4.95000% 21-22.01.35	745 000.00	758 893.87	0.04
EUR BERLIN, STATE OF 2.75000% 23-14.02.33	2 200 000.00	2 500 818.31	0.13
EUR BOOKING HOLDINGS INC 4.50000% 25-09.05.46	2 250 000.00	2 611 288.77	0.14
EUR BPCE SFH SA-REG-S 3.25000% 25-26.06.35	1 900 000.00	2 184 613.58	0.12
EUR CAISSE D'AMORTISSEMENT REG-S 0.45000% 22-19.01.32	3 100 000.00	3 041 230.53	0.16
EUR CHILE GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 1.25000% 20-29.01.40	2 550 000.00	2 051 223.02	0.11
EUR COTY INC-144A 4.50000% 24-15.05.27	1 100 000.00	1 282 994.08	0.07
EUR CREDIT AGRICOLE HOME LOAN SFH SA-REG-S 2.87500% 24-12.01.34	1 100 000.00	1 238 169.41	0.07
EUR CREDIT AGRICOLE SA-REG-S 3.50000% 24-26.09.34	2 100 000.00	2 392 308.18	0.13
EUR DARLING GLOBAL FINANCE BV-REG-S 4.50000% 25-15.07.32	315 000.00	366 026.87	0.02
EUR EQT AB-REG-S 0.87500% 21-14.05.31	1 300 000.00	1 293 499.21	0.07
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.50000% 17-15.11.47	2 000 000.00	1 575 451.54	0.08
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S 1.50000% 22-15.06.32	1 900 000.00	2 012 796.37	0.11
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 0.10000% 20-04.10.40	1 300 000.00	901 519.47	0.05
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 0.30000% 20-04.11.50	11 420 000.00	5 973 383.91	0.32
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 1.25000% 22-04.02.43	1 600 000.00	1 279 255.29	0.07
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 2.75000% 22-04.02.33	2 630 000.00	3 000 744.68	0.16
EUR FEDEX CORP-REG-S 0.45000% 25-04.05.29	3 500 000.00	3 612 089.78	0.19
EUR FLORA FOOD MANAGEMENT BV-REG-S 6.87500% 24-02.07.29	600 000.00	694 731.50	0.04
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-144A-REG-S 0.50000% 21-25.06.44	4 630 000.00	2 941 976.67	0.16

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 2.30000% 23-15.02.33	1 000 000.00	1 130 257.91	0.06
EUR HESSEN, STATE OF 2.87500% 23-04.07.33	4 400 000.00	5 046 222.47	0.27
EUR INTERNATIONAL DEVELOPMENT ASSOC-REG-S 3.25000% 25-24.01.40	1 000 000.00	1 126 067.16	0.06
EUR INVESTITIONSBANK BERLIN-REG-S 3.12500% 23-13.09.28	1 700 000.00	1 988 404.97	0.11
EUR IQVIA INC-REG-S 2.25000% 21-15.03.29	140 000.00	155 362.65	0.01
EUR IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 1.35000% 18-18.03.31	1 300 000.00	1 404 004.03	0.08
EUR ITALIAN REPUBLIC-REG-S-144A 1.50000% 21-30.04.45	11 650 000.00	8 817 200.20	0.47
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP-144A-REG-S 4.00000% 22-30.04.35	1 335 000.00	1 612 614.55	0.09
EUR JUNTA DE CASTILLA Y LEON-REG-S 2.90000% 25-30.04.32	1 200 000.00	1 366 472.78	0.07
EUR KEB HANA BANK-REG-S 2.87500% 25-23.01.28	2 400 000.00	2 766 395.67	0.15
EUR KOMMUNEKREDIT-REG-S 0.62500% 19-21.11.39	1 100 000.00	873 455.58	0.05
EUR KOOKMIN BANK-REG-S 2.75000% 24-21.01.28	700 000.00	805 086.78	0.04
EUR KOREA HOUSING FINANCE CORP-REG-S 2.73310% 24-02.07.28	2 000 000.00	2 301 712.94	0.12
EUR LSEG NETHERLANDS BV-REG-S 2.75000% 24-20.09.27	1 500 000.00	1 730 657.64	0.09
EUR MFB MAGYAR FEJLESZTESI BANK ZRT-REG-S 4.37500% 25-27.06.30	640 000.00	749 447.68	0.04
EUR NEDERLANDSE WATERSCHAPS BANK-REG-S 0.12500% 20-03.09.35	800 000.00	680 597.36	0.04
EUR NEDERLANDSE WATERSCHAPS BANK NV-REG-S 3.00000% 23-20.04.33	1 000 000.00	1 154 151.86	0.06
EUR NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-144A-REG-S 0.50000% 19-15.01.40	1 800 000.00	1 434 843.65	0.08
EUR NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-144A-REG-S 3.25000% 23-15.01.44	900 000.00	1 034 836.32	0.06
EUR NEXI SPA-REG-S 2.12500% 21-30.04.29	1 380 000.00	1 521 069.87	0.08
EUR NIEDEROESTERREICH, LAND 3.12500% 24-30.10.36	2 300 000.00	2 576 972.88	0.14
EUR ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO LLC-REG-S 3.50000% 24-15.05.31	1 600 000.00	1 870 667.17	0.10
EUR PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 3.62500% 25-04.02.32	5 000 000.00	5 790 736.27	0.31
EUR PICARD GROUPE SAS-REG-S 6.37500% 24-01.07.29	380 000.00	455 412.90	0.02
EUR PROLOGIS EURO FINANCE 1.50000% 22-08.02.34	2 365 000.00	2 301 437.49	0.12
EUR ROSSINI SARL-REG-S 6.75000% 24-31.12.29	280 000.00	338 221.85	0.02
EUR SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB-REG-S 4.00000% 22-09.11.26	1 000 000.00	1 169 482.89	0.06
EUR SLOVENIA, REPUBLIC OF-REG-S 3.62500% 23-11.03.33	1 250 000.00	1 507 283.51	0.08
EUR SLOVENIA, REPUBLIC OF-REG-S 3.12500% 25-02.07.35	1 600 000.00	1 831 637.28	0.10
EUR SMURFIT KAPPA TREASURY ULC-REG-S 3.80700% 24-27.11.36	700 000.00	798 769.83	0.04
EUR SOCIETE NATIONALE SNCF SACA-REG-S 3.12500% 22-02.11.27	2 400 000.00	2 798 012.71	0.15
EUR SOCIETE NATIONALE SNCF SACA-REG-S 3.62500% 25-03.04.35	1 200 000.00	1 390 116.91	0.07
EUR SPAIN, KINGDOM OF-144A-REG-S 1.00000% 21-30.07.42	14 080 000.00	10 627 535.89	0.57
EUR SWEDBANK AB-REG-S 2.87500% 24-30.04.29	2 000 000.00	2 290 925.33	0.12
EUR VERISURE HOLDING AB-REG-S 5.50000% 24-15.05.30	380 000.00	453 255.12	0.02
EUR VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.75000% 25-06.08.37	800 000.00	910 089.39	0.05
EUR VIA OUTLETS BV-REG-S 1.75000% 21-15.11.28	200 000.00	219 798.13	0.01
EUR WOLTERS KLUWER NV-REG-S 3.00000% 25-25.09.30	1 250 000.00	1 435 678.44	0.08
ユーロ合計		156 683 888.79	8.40
GBP			
GBP BERKELEY GROUP PLC/THE-REG-S 2.50000% 21-11.08.31	200 000.00	221 879.46	0.01
GBP CANARY WHARF GRP INVEST HOLD-REG-S 3.37500% 21-23.04.28	125 000.00	152 668.98	0.01
GBP DERWENT LONDON PLC-REG-S 1.87500% 21-17.11.31	200 000.00	219 945.73	0.01
GBP PEARSON FUNDING PLC-REG-S 5.37500% 24-12.09.34	1 000 000.00	1 307 931.73	0.07
GBP UNITED KINGDOM TREASURY GILT-REG-S 4.37500% 24-31.07.54	2 300 000.00	2 599 403.11	0.14
GBP VMED O2 UK FINANCING I PLC-REG-S 4.50000% 21-15.07.31	200 000.00	240 268.75	0.01
GBP WEIR GROUP PLC-REG-S 6.87500% 23-14.06.28	1 900 000.00	2 628 095.01	0.14
英ボンド合計		7 370 192.77	0.39
JPY			
JPY JAPAN 2.40000% 25-20.03.45	300 000 000.00	1 954 530.05	0.10
日本円合計		1 954 530.05	0.10
USD			
USD AFRICELL HOLDING LTD-REG-S 10.50000% 24-23.10.29	950 000.00	925 699.67	0.05
USD ASIAN INFRASTRUCTURE INVESTMENT BANK/THE 4.87500% 23-14.09.26	2 100 000.00	2 115 959.49	0.11
USD BECTON DICKINSON & CO 4.87500% 15-15.05.44	2 570 000.00	2 254 520.24	0.12

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD CENTERPOINT ENERGY HOUSTON ELEC LLC 5.30000% 23-01.04.53	1 600 000.00	1 532 531.55	0.08
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 5.62500% 14-26.02.44	2 700 000.00	2 050 380.00	0.11
USD CORP FINANCIERA DE DESARROLLO SA-144A 5.50000% 25-06.05.30	600 000.00	606 300.00	0.03
USD DTE ELECTRIC CO 3.65000% 22-01.03.52	350 000.00	255 518.49	0.01
USD DTE ELECTRIC CO 4.05000% 18-15.05.48	3 285 000.00	2 631 426.68	0.14
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.12500% 16-13.04.26	3 100 000.00	3 053 770.01	0.16
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.62500% 19-09.10.29	1 900 000.00	1 729 622.12	0.09
USD INTL BK FOR RECONS & DEV WORLD BK 3.87500% 23-14.02.30	2 000 000.00	1 991 978.42	0.11
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 1.12500% 21-13.09.28	20 000 000.00	18 358 967.80	0.98
USD KELLANOVA 7.45000% 01-01.04.31	1 300 000.00	1 479 207.75	0.08
USD MIDAMERICAN ENERGY CO 3.95000% 17-01.08.47	2 000 000.00	1 574 688.66	0.09
USD MIDAMERICAN ENERGY CO 3.65000% 18-01.08.48	750 000.00	556 401.85	0.03
USD MIDAMERICAN ENERGY CO 2.70000% 21-01.08.52	4 000 000.00	2 458 303.24	0.13
USD NORTHERN STATES POWER CO 2.90000% 19-01.03.50	4 000 000.00	2 604 334.20	0.14
USD NORTHERN STATES POWER CO 3.20000%21-01.04.52	2 900 000.00	1 965 721.67	0.11
USD PACIFIC GAS AND ELECTRIC CO 6.70000% 23-01.04.53	3 200 000.00	3 278 967.74	0.18
USD PACIFICORP 5.50000% 23-15.05.54	2 200 000.00	2 010 909.25	0.11
USD PERUSAHAAN PENERBIT SBSN IND-144A 3.55000% 21-09.06.51	5 000 000.00	3 575 000.00	0.19
USD PERUSAHAAN PENERBIT SBSN IDN III-REG-S 3.55000% 21-09.06.51	2 200 000.00	1 573 000.00	0.09
USD PUBLIC SERVICE CO OF COLORADO 3.20000% 19-01.03.50	1 200 000.00	793 312.18	0.04
USD RENEW PVT LTD-REG-S 5.87500% 20-05.03.27	840 000.00	837 396.00	0.05
USD SAN DIEGO GAS & ELECTRIC CO 2.95000% 21-15.08.51	1 250 000.00	788 119.50	0.04
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 3.65000% 21-01.06.51	5 000 000.00	3 371 673.45	0.18
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON 2.75000% 22-01.02.32	5 100 000.00	4 420 580.96	0.24
USD STAR ENERGY GEOTHERMAL DARAJAT II-144A 4.85000% 20-14.10.38	1 625 000.00	1 538 875.00	0.08
USD TELECOM ARGENTINA SA-REG-S 9.25000% 25-28.05.33	720 000.00	736 920.00	0.04
USD TRUST FIBRA UNO-REG-S 7.37500% 24-13.02.34	4 075 000.00	4 205 603.75	0.23
USD UNION ELECTRIC CO 5.12500% 24-15.03.55	1 700 000.00	1 552 624.87	0.08
米ドル合計		76 828 314.54	4.12
債券合計 - 固定金利		260 485 852.77	13.96
債券 - ゼロ・クーポン			
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 0.00000% 20-04.10.30	3 010 000.00	3 029 927.04	0.16
EUR GRAND-DUCHY OF LUXEMBOURG-REG-S 0.00000% 20-14.09.32	2 300 000.00	2 159 583.15	0.12
ユーロ合計		5 189 510.19	0.28
債券合計 - ゼロ・クーポン		5 189 510.19	0.28
債券 - 変動金利			
EUR AIB GROUP PLC-REG-S-SUB COCO 7.125%/VAR 24-PRP	1 500 000.00	1 845 820.36	0.10
EUR COMMERZBANK AG-REG-S 5.250%/VAR 23-25.03.29	1 000 000.00	1 217 505.91	0.06
EUR ENBW ENERGIE BADEN-WUERTTEM-REG-S SUB 4.500%/VAR 25-28.07.55	1 700 000.00	1 963 129.87	0.10
EUR ERSTE GROUP BANK AG-REG-S 4.000%/VAR 23-16.01.31	1 000 000.00	1 195 814.40	0.06
EUR MUENCHENER RUECKVERSICHERUN-REG-S-SUB 1.000%/VAR 21-26.05.42	3 600 000.00	3 493 190.26	0.19
EUR SOCIETE GENERALE SA-REG-S 0.625%/VAR 21-02.12.27	2 500 000.00	2 793 187.40	0.15
EUR SOCIETE GENERALE SA-REG-S 4.750%/VAR 23-28.09.29	2 400 000.00	2 901 620.77	0.16
EUR SOCIETE GENERALE SA-REG-S 3.625%/VAR 24-13.11.30	4 200 000.00	4 887 410.37	0.26
EUR TATRA BANKA AS-REG-S 4.971%/VAR 24-29.04.30	1 300 000.00	1 548 900.17	0.08
EUR VEOLIA ENVIRONNEMENT SA-REG-S-SUB 4.371%/VAR 25-PRP	2 000 000.00	2 345 095.97	0.13
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE-REG-S-SUB 5.994%/VAR 25-PRP	600 000.00	707 214.20	0.04
ユーロ合計		24 898 889.68	1.33
GBP YORKSHIRE BUILDING SOCIETY-REG-S 3.511%/VAR 22-11.10.30	1 400 000.00	1 763 032.66	0.10
英ボンド合計		1 763 032.66	0.10

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD			
USD NETWORK 121 LTD-REG-S-SUB 3.975%/VAR 21-PRP	1 495 000.00	1 478 181.25	0.08
米ドル合計		1 478 181.25	0.08
債券合計 - 変動金利		28 140 103.59	1.51
財務省証券(T-note) - 固定金利			
EUR			
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-144A-REG-S 3.00000% 24-25.06.49	3 100 000.00	3 021 123.52	0.16
ユーロ合計		3 021 123.52	0.16
財務省証券(T-note)合計 - 固定金利		3 021 123.52	0.16
財務省証券(T-note) - 変動金利			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.500%/CPI-LINKED 23-15.02.53	1 700 000.00	1 429 440.81	0.08
米ドル合計		1 429 440.81	0.08
財務省証券(T-note)合計 - 変動金利		1 429 440.81	0.08
地方債 - 固定金利			
USD			
USD CALIFORNIA HEALTH FACILITIES FINANCING 4.19000% 22-01.06.37	2 900 000.00	2 689 271.79	0.14
米ドル合計		2 689 271.79	0.14
地方債合計 - 固定金利		2 689 271.79	0.14
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券 および短期金融商品合計			
		1 623 619 366.07	87.00
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
株式			
アメリカ合衆国			
USD COBANK ACB 7.25%-FRN PERP USD1000 'L'	1 030 000.00	1 055 750.00	0.06
アメリカ合衆国合計		1 055 750.00	0.06
株式合計		1 055 750.00	0.06
アセット・バック証券 - 固定金利			
USD			
USD ONEMAIN FINANCIAL ISSUANCE TRUST-144A 4.13000% 22-14.05.35	320 000.00	249 740.87	0.01
USD PRESTIGE AUTO RECEIVABLES TRUST-144A 1.53000% 21-15.02.28	2 558 000.00	542 274.70	0.03
米ドル合計		792 015.57	0.04
アセット・バック証券合計 - 固定金利		792 015.57	0.04
モーゲージ・バック証券 - 固定金利			
USD			
USD FANNIE MAE 5.50000% 23-01.05.53	4 893 285.00	4 255 540.83	0.23
USD FANNIE MAE 6.00000% 24-01.03.54	1 600 000.00	1 415 414.55	0.07
USD FANNIE MAE 6.00000% 24-01.09.54	4 500 000.00	4 307 339.37	0.23
USD FANNIE MAE 6.00000% 25-01.07.55	4 255 000.00	4 335 290.68	0.23
USD FREDDIE MAC 5.50000% 23-01.06.53	4 657 515.00	4 260 941.43	0.23
USD FREDDIE MAC 6.00000% 24-01.08.53	4 700 000.00	4 302 876.17	0.23
米ドル合計		22 877 403.03	1.22
モーゲージ・バック証券合計 - 固定金利		22 877 403.03	1.22

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
ノート - 固定金利			
USD			
USD ACADIA HEALTHCARE CO INC-144A 5.00000% 20-15.04.29	160 000.00	154 606.49	0.01
USD AES CORP-SUB 2.45000% 21-15.01.31	9 402 000.00	8 311 051.07	0.45
USD AUTODESK INC 2.40000% 21-15.12.31	1 200 000.00	1 047 581.94	0.06
USD BLOCK INC 6.50000% 24-15.05.32	855 000.00	877 390.74	0.05
USD BMW US CAPITAL LLC-144A 2.55000% 21-01.04.31	1 100 000.00	978 098.84	0.05
USD BMW US CAPITAL LLC-144A 1.95000% 21-12.08.31	300 000.00	255 506.93	0.01
USD BON SECOURS MERCY HEALTH INC 3.46400% 20-01.06.30	305 000.00	292 164.97	0.02
USD BOSTON MEDICAL CENTER CORP 4.51900% 16-01.07.26	585 000.00	582 578.24	0.03
USD CHS/COMMUNITY HEALTH SYSTEMS INC-144A 5.62500% 20-15.03.27	310 000.00	310 487.94	0.02
USD CLEARWAY ENERGY OPERATING LLC-144A 3.75000% 21-15.02.31	510 000.00	465 506.76	0.02
USD COOPERATIVE RABOBANK UA-144A 1.00400% 20-24.09.26	1 700 000.00	1 690 327.17	0.09
USD EMPRESA NACIONAL DE TELECOMUNIC SA-144A 3.05000% 21-14.09.32	1 200 000.00	1 029 900.00	0.06
USD GOODMAN US FINANCE FIVE LLC-144A 4.62500% 22-04.05.32	2 800 000.00	2 729 724.12	0.15
USD HA SUSTAINABLE INFRASTRUCTURE CAPITAL 6.75000% 25-15.07.35	900 000.00	906 977.02	0.05
USD HA SUSTAINABLE INFRASTRUCTURE CAP INC 6.37500% 25-01.07.34	2 300 000.00	2 278 954.22	0.12
USD HAT HOLDINGS I LLC / II LLC-144A 3.75000% 20-15.09.30	1 700 000.00	1 545 082.74	0.08
USD HAT HOLDINGS I LLC-144A 8.00000% 23-15.06.27	783 000.00	810 963.28	0.04
USD HOST HOTELS & RESORTS LP 5.70000% 24-01.07.34	700 000.00	702 970.20	0.04
USD IIFL FINANCE LTD-REG-S 8.75000% 25-24.07.28	760 000.00	771 777.50	0.04
USD INTESA SANPAOLO SPA-144A 7.20000% 23-28.11.33	2 800 000.00	3 149 637.46	0.17
USD INVERSIONES CMPC SA-144A 6.12500% 23-23.06.33	3 500 000.00	3 615 955.00	0.19
USD IQVIA INC-144A 6.50000% 23-15.05.30	200 000.00	206 207.00	0.01
USD JDE PEET ' S NV-144A 2.25000% 21-24.09.31	1 200 000.00	1 023 768.54	0.05
USD LEVI STRAUSS & CO-144A 3.50000% 21-01.03.31	1 200 000.00	1 098 574.80	0.06
USD MASS GENERAL BRIGHAM INC 3.19200% 20-01.07.49	1 095 000.00	744 614.54	0.04
USD MEDLINE BORROWER LP-144A 5.25000% 21-01.10.29	400 000.00	392 184.76	0.02
USD METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING-144A 4.40000% 22-30.06.27	2 195 000.00	2 197 584.84	0.12
USD NEW YORK STATE ELECTRIC & GAS CORP-144A 2.15000% 21-01.10.31	5 530 000.00	4 715 464.78	0.25
USD NEW YORK STATE ELECTRIC & GAS CORP-144A 5.85000% 23-15.08.33	2 000 000.00	2 097 526.24	0.11
USD NIAGARA MOHAWK POWER CORP-144A 1.96000% 20-27.06.30	8 000 000.00	7 051 440.32	0.38
USD NIAGARA MOHAWK POWER-144A 5.78300% 22-16.09.52	2 325 000.00	2 244 337.94	0.12
USD NXP BV / NXP FUNDING LLC / NXP USA 2.50000% 22-11.05.31	4 200 000.00	3 702 699.00	0.20
USD PEIDMONT OPERATING PARTNERSHIP LP 2.75000% 21-01.04.32	1 880 000.00	1 572 821.65	0.08
USD PENNYMAC FINANCIAL SERVICES INC-144A 7.12500% 24-15.11.30	280 000.00	288 623.44	0.02
USD PUBLIC SERVICE CO OF OKLAHOMA 2.20000% 21-15.08.31	2 700 000.00	2 338 273.14	0.13
USD SCENTRE GROUP TRUST 1 / 2-144A 4.37500% 20-28.05.30	4 400 000.00	4 352 223.26	0.23
USD SOLAR STAR FUNDING LLC-144A 5.37500% 13-30.06.35	2 000 000.00	1 399 475.13	0.06
USD WISCONSIN POWER AND LIGHT CO 5.37500% 24-30.03.34	1 400 000.00	1 431 526.14	0.08
USD XPLR INFRASTRUCTURE OPERATING PART-144A 7.25000% 23-15.01.29	305 000.00	311 040.11	0.02
USD ZF NORTH AMERICA CAPITAL INC-144A 6.75000% 24-23.04.30	300 000.00	285 483.93	0.02
米ドル合計		69 961 112.19	3.75
ノート合計 - 固定金利		69 961 112.19	3.75
ノート - 変動金利			
USD			
USD BNP PARIBAS SA-144A 1.675%/VAR 21-30.06.27	12 600 000.00	12 262 812.03	0.66
USD SANTANDER HOLDINGS USA INC 5.807%/VAR 22-09.09.26	2 500 000.00	2 501 969.45	0.13
米ドル合計		14 764 781.48	0.79
ノート合計 - 変動金利		14 764 781.48	0.79
中期債券 - 固定金利			
AUD			
AUD ETSA UTILITIES FINANCE PTY LTD-REG-S 5.68100% 25-27.03.35	1 500 000.00	989 861.43	0.05

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量/額面	米ドル建評価額 先物/先渡為替契約/ スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
AUD MIRVAC GROUP FINANCE LTD-REG-S 5.15000% 24-18.03.31	1 000 000.00	641 094.32	0.04
AUD VICINITY CENTRES TRUST-REG-S 4.92700% 22-02.06.28	1 500 000.00	980 821.77	0.05
AUD WORLEY FINANCIAL SERVICES PTY LTD-REG-S 5.95000% 23-13.10.28	800 000.00	531 397.74	0.03
豪ドル合計		3 143 175.26	0.17
USD			
USD SHRIRAM FINANCE LTD-144A 6.62500% 24-22.04.27	1 300 000.00	1 321 786.05	0.07
米ドル合計		1 321 786.05	0.07
中期債券合計 - 固定金利		4 464 961.31	0.24
債券 - 固定金利			
CAD			
CAD OTTAWA, CITY OF 2.50000% 20-11.05.51	1 800 000.00	857 849.63	0.04
CAD TORONTO CANADA 3.20000% 18-01.08.48	1 550 000.00	865 916.97	0.05
カナダドル合計		1 723 766.60	0.09
EUR			
EUR VMED 02 UK FINANCING I PLC-REG-S 5.62500% 25-15.04.32	1 300 000.00	1 524 113.29	0.08
ユーロ合計		1 524 113.29	0.08
USD			
USD ANDREW W MELLON FOUNDATION/THE 0.94700% 20-01.08.27	600 000.00	561 621.44	0.03
USD BETH ISRAEL LAHEY HEALTH INC 3.08000% 21-01.07.51	195 000.00	121 241.76	0.01
USD NEW YORK AND PRESBYTERIAN HOSPITAL 4.02400% 15-01.08.45	1 755 000.00	1 418 113.69	0.08
USD NORTHERN STATES POWER CO 4.50000% 22-01.06.52	1 050 000.00	885 676.02	0.05
USD SAEL/SPREPL/SSSPL/JGPEPL/SKREPL/UBE144A 7.80000% 24-31.07.31	300 000.00	284 454.84	0.01
USD SCE RECOVERY FUNDING LLC 4.69700% 23-15.06.40	1 350 000.00	1 188 436.23	0.06
USD SOUTHWESTERN PUBLIC SERVICE 3.75000% 19-15.06.49	6 500 000.00	4 693 064.22	0.25
USD STANFORD HEALTH CARE 3.31000% 20-15.08.30	1 580 000.00	1 499 760.27	0.08
USD SUTTER HEALTH 5.53700% 25-15.08.35	475 000.00	487 110.27	0.03
USD TRUST FIBRA UNO-144A 7.37500% 24-13.02.34	1 300 000.00	1 341 665.00	0.07
USD UNIVERSITY OF SOUTHERN CALIFORNIA 2.94500% 21-01.10.51	1 160 000.00	744 411.29	0.04
米ドル合計		13 225 555.03	0.71
債券合計 - 固定金利		16 473 434.92	0.88
債券 - 変動金利			
USD			
USD BPCE SA-144A 2.045%/VAR 21-19.10.27	7 335 000.00	7 098 363.80	0.38
米ドル合計		7 098 363.80	0.38
債券合計 - 変動金利		7 098 363.80	0.38
地方債 - 固定金利			
USD			
USD METROPOLITAN TRANSPORTATION AUTH 6.81400% 10-15.11.40	685 000.00	737 497.85	0.04
USD NEW YORK, CITY OF 5.09400% 24-01.10.49	2 000 000.00	1 875 869.40	0.10
USD UNIVERSITY OF CALIFORNIA REVS 6.54800% 10-15.05.48	550 000.00	582 928.83	0.03
USD UNIVERSITY OF CALIFORNIA 4.76700% 15-15.05.2115	905 000.00	734 784.43	0.04
USD UNIVERSITY OF MICHIGAN 4.45400% 22-01.04.2122	1 825 000.00	1 435 690.81	0.08
米ドル合計		5 366 771.32	0.29
地方債合計 - 固定金利		5 366 771.32	0.29
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券 および短期金融商品合計		142 854 593.62	7.65

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
その他の譲渡性のある有価証券			
株式			
アメリカ合衆国			
USD FARM CR BK TEX 7.75%-FRN SUB PERP USD '5'	1 005 000.00	1 042 687.50	0.06
アメリカ合衆国合計		1 042 687.50	0.06
株式合計		1 042 687.50	0.06
中期債券 - 固定金利			
EUR			
EUR TERNA - RETE ELETTRICA NAZIONALE-REG-S 3.00000% 25-22.07.31	3 235 000.00	3 685 168.77	0.20
ユーロ合計		3 685 168.77	0.20
中期債券合計 - 固定金利		3 685 168.77	0.20
地方債 - 固定金利			
USD			
USD COLORADO HEALTH FACILITIES AUTHORITY 4.48000% 20-01.12.40	550 000.00	465 913.25	0.02
USD UNITED NATIONS DEVELOPMENT CORP 6.53600% 25-01.08.55	1 450 000.00	1 509 116.65	0.08
米ドル合計		1 975 029.90	0.10
地方債合計 - 固定金利		1 975 029.90	0.10
その他の譲渡性のある有価証券合計		6 702 886.17	0.36
最近発行された譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
ノート - 固定金利			
USD			
USD ACADIA HEALTHCARE CO INC-144A 7.37500% 25-15.03.33	150 000.00	154 439.55	0.01
USD GEN DIGITAL INC-144A 6.25000% 25-01.04.33	375 000.00	382 304.25	0.02
USD INSULET CORP-144A 6.50000% 25-01.04.33	150 000.00	154 188.60	0.01
USD STARWOOD PROPERTY TRUST INC-144A 6.50000% 25-15.10.30	1 500 000.00	1 543 969.50	0.08
米ドル合計		2 234 901.90	0.12
ノート合計 - 固定金利		2 234 901.90	0.12
債券 - 固定金利			
USD			
USD BEACON MOBILITY CORP-144A 7.25000% 25-01.08.30	425 000.00	433 039.01	0.02
米ドル合計		433 039.01	0.02
債券合計 - 固定金利		433 039.01	0.02
最近発行された譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		2 667 940.91	0.14
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)h)に規定されたその他の短期金融商品			
財務省証券(T-bill) - ゼロ・クーポン			
EUR			
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-BTF-REG-S TB 0.00000% 23.07.25-29.10.25	12 390 000.00	14 114 382.06	0.76
ユーロ合計		14 114 382.06	0.76
財務省証券(T-bill)合計 - ゼロ・クーポン		14 114 382.06	0.76
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)h)に規定された その他の短期金融商品合計		14 114 382.06	0.76

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない派生商品			
金利スワップに係るオプション - 従来型			
USD			
USD	GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS CALL 3.55500% 25-30.07.25	-500 000.00	-0.01
USD	GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS PUT 3.90500% 25-30.07.25	-500 000.00	-0.01
USD	GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS PUT 3.89300% 25-01.08.25	-500 000.00	-79.85
USD	GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS CALL 3.54300% 25-01.08.25	-500 000.00	-0.01
USD	GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS CALL 3.57000% 25-04.08.25	-500 000.00	-0.85
USD	GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS PUT 3.92000% 25-04.08.25	-500 000.00	-194.84
USD	MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS PUT 4.01500% 25-07.08.25	-400 000.00	-57.63
USD	MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS CALL 3.66500% 25-07.08.25	-400 000.00	-64.85
USD	MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS CALL 3.68300% 25-08.08.25	-500 000.00	-168.17
USD	MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS PUT 4.03300% 25-08.08.25	-500 000.00	-71.35
USD	MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS PUT 4.00000% 25-11.08.25	-400 000.00	-230.15
USD	MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS CALL 3.65000% 25-11.08.25	-400 000.00	-158.83
USD	MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS CALL 3.69500% 25-14.08.25	-400 000.00	-458.72
USD	BANK OF AMERICA/SWAPTION IRS CALL 3.69900% 25-14.08.25	-400 000.00	-480.94
USD	BANK OF AMERICA/SWAPTION IRS PUT 4.04900% 25-14.08.25	-400 000.00	-182.57
USD	MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS PUT 4.04500% 25-14.08.25	-400 000.00	-193.29
USD	BANK OF AMERICA/SWAPTION IRS PUT 4.03800% 25-15.08.25	-900 000.00	-550.40
USD	BANK OF AMERICA/SWAPTION IRS CALL 3.68800% 25-15.08.25	-900 000.00	-1 057.19
USD	GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS PUT 4.01900% 25-25.08.25	-900 000.00	-1 554.32
USD	GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS CALL 3.66900% 25-25.08.25	-900 000.00	-1 790.61
USD	GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS PUT 3.99500% 25-29.08.25	-400 000.00	-1 011.08
USD	GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS CALL 3.64500% 25-29.08.25	-400 000.00	-800.49
米ドル合計		-9 106.16	0.00
金利スワップに係るオプション - 従来型合計		-9 106.16	0.00
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも 取引されていない派生商品合計			
		-9 106.16	0.00
投資有価証券合計		1 789 950 062.67	95.91

派生商品

公認の証券取引所に上場されている派生商品

債券に係る金融先物

EUR	EURO BTP ITALY GOVERNMENT FUTURE 08.09.25	-24.00	5 345.05	0.00
EUR	EURO-BUND FUTURE 08.09.25	-607.00	930 015.55	0.05
EUR	EURO-BOBL FUTURE 08.09.25	-457.00	422 373.28	0.02
EUR	EURO-SCHATZ FUTURE 08.09.25	105.00	-33 832.90	0.00
EUR	EURO-BUXL FUTURE 08.09.25	-192.00	651 042.94	0.04
EUR	EURO-OAT FUTURE 08.09.25	-100.00	38 754.46	0.00
GBP	LONG GILT FUTURE 26.09.25	-14.00	-24 270.24	0.00
USD	US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 30.09.25	460.00	-138 045.88	-0.01
USD	US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 30.09.25	1 188.00	564 389.02	0.03
USD	US 10YR ULTRA NOTE FUTURE 19.09.25	155.00	45 602.06	0.00
USD	US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.09.25	-149.00	-47 656.05	0.00
USD	US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 19.09.25	175.00	429 383.00	0.02
USD	US LONG BOND FUTURE 19.09.25	61.00	226 843.38	0.01
CAD	CAN 10YR BOND FUTURE 18.09.25	30.00	-15 623.30	0.00
AUD	AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.09.25	12.00	673.72	0.00
債券に係る金融先物合計			3 054 994.09	0.16

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
金利に係る金融先物			
USD 3 MONTH SOFR FUTURE 14.09.27	3.00	2 400.00	0.00
金利に係る金融先物合計		2 400.00	0.00
公認の証券取引所に上場されている派生商品合計		3 057 394.09	0.16
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない派生商品			
金利に係るスワップおよびフォワード・スワップ			
USD CITIGROUP/INTEREST RATE SWAP TP PAY 1.75000% 22-15.06.32	-6 260 000.00	754 801.39	0.04
USD CITIGROUP/INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR 0/N 22-15.06.32			
USD CITIGROUP/INTEREST RATE SWAP TP PAY 1.75000% 22-17.06.52	-5 200 000.00	1 998 470.50	0.11
USD CITIGROUP/INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR 0/N 22-17.06.52			
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 3.70000% 24-28.03.34	-300 000.00	8 893.97	0.00
GBP LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC SONIA 0/N 24-28.03.34			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 4.08000% 24-05.06.34	-700 000.00	-15 146.80	0.00
USD LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOFR 0/N 24-05.06.34			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 3.99400% 24-03.07.34	-1 000 000.00	-15 221.61	0.00
USD LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOFR 0/N 24-03.07.34			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 3.85000% 24-07.08.34	-700 000.00	2 628.92	0.00
USD LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOFR 0/N 24-07.08.34			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 3.79500% 24-07.08.34	-290 000.00	2 453.21	0.00
USD LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOFR 0/N 24-07.08.34			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP TP PAY 3.55500% 24-28.08.34	-1 000 000.00	28 329.64	0.00
USD LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR 0/N 24-28.08.34			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP TP PAY 3.51400% 24-05.09.34	-780 000.00	24 661.41	0.00
USD LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR 0/N 24-05.09.34			
USD LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR 0/N 24-05.09.34	890 000.00	27 296.43	0.00
USD LCH/INTEREST RATE SWAP TP PAY 3.52500% 34-05.09.34			
EUR LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 2.25000% 25-17.09.55	-4 500 000.00	622 033.34	0.04
EUR LCH/INTEREST RATE TP SWAP REC 6MEIB 25-17.09.55			
USD JPMORGAN/INTEREST RATE SWAP PAY 4.06000% 25-18.06.55	-677 808.00	-427.69	0.00
USD JP MORGAN/INTEREST RATE SWAP REC SOFR 25-18.06.55			
EUR LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC 2.25000% 25-17.09.30	17 430 000.00	-211 299.13	-0.01
EUR LCH/INTEREST RATE SWAP TP PAY 6MEIB 25-17.09.30			
金利に係るスワップおよびフォワード・スワップ合計		3 227 473.58	0.18
クレジット・デフォルト・スワップ*			
EUR BNP/MARKIT ITRX S43 V1 CDI PAY 5.00000% 25-20.06.30	-14 000 000.00	-1 662 737.92	-0.09
EUR CITI/MARKIT ITRX S43 V1 CDI PAY 5.00000% 25-20.06.30	-9 700 000.00	-1 152 039.84	-0.06
EUR CITI/MARKIT ITRX S43 V1 CDI PAY 5.00000% 25-20.06.30	-9 500 000.00	-1 128 286.44	-0.06
クレジット・デフォルト・スワップ合計		-3 943 064.20	-0.21
インフレ・スワップ			
USD LCH/US CPI INF PAYER 2.46000% 25-09.05.35	-3 520 000.00	9 250.91	0.00
USD LCH/INF REC US CPI 25-09.05.35			
USD MORGAN STANLEY/US CPI INF PAYER 2.36000% 25-09.05.55	-4 150 000.00	32 760.06	0.00
USD MORGAN STANLEY/INF REC US CPI 25-09.05.55			
インフレ・スワップ合計		42 010.97	0.00
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない派生商品合計		-673 579.65	-0.03
派生商品合計		2 383 814.44	0.13

* 額面が正：サブ・ファンドは「受取側」、額面が負：サブ・ファンドは「支払側」

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面		米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)		
為替予約契約						
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日		
USD	3 009 341.11	AUD	4 627 000.00	5.8.2025	30 247.16	0.00
USD	186 963 721.39	EUR	160 691 000.00	5.8.2025	3 044 837.33	0.16
USD	1 822 352.44	CAD	2 493 000.00	5.8.2025	19 162.68	0.00
USD	152 263.66	GBP	112 000.00	5.8.2025	4 048.46	0.00
EUR	1 238 702.00	JPY	208 807 525.00	5.8.2025	30 284.87	0.00
EUR	537 724.88	JPY	90 787 624.00	4.8.2025	12 192.94	0.00
EUR	2 447 000.00	USD	2 875 007.22	5.8.2025	-74 293.37	0.00
USD	228 051 358.83	EUR	194 095 744.62	4.8.2025	5 899 074.31	0.32
USD	228 807 377.94	EUR	194 842 708.71	4.8.2025	5 800 155.67	0.31
EUR	26 447 241.29	GBP	22 672 341.91	4.8.2025	266 746.35	0.02
EUR	14 056 354.03	AUD	25 271 410.07	5.8.2025	-182 797.37	-0.01
EUR	13 860 413.66	USD	16 361 000.00	4.8.2025	-497 063.54	-0.03
EUR	2 650 000.00	USD	3 128 340.90	5.8.2025	-95 283.40	-0.01
USD	1 329 538.79	EUR	1 130 000.00	6.8.2025	35 899.04	0.00
GBP	340 000.00	EUR	394 947.83	4.8.2025	-2 098.54	0.00
USD	6 100 000.00	EUR	5 170 339.81	4.8.2025	182 287.57	0.01
USD	789 691.52	EUR	672 438.26	4.8.2025	20 052.31	0.00
USD	1 523 947.77	EUR	1 293 000.00	4.8.2025	44 044.62	0.00
USD	363 151 452.53	EUR	308 020 000.00	6.8.2025	10 525 863.03	0.56
EUR	23 161.38	GBP	20 000.00	4.8.2025	42.36	0.00
EUR	5 955 000.00	USD	7 014 930.45	6.8.2025	-197 563.44	-0.01
USD	634 880.91	GBP	465 000.00	5.8.2025	19 523.16	0.00
EUR	5 200 000.00	USD	6 115 132.92	6.8.2025	-162 100.44	-0.01
EUR	707 000.00	USD	829 912.30	5.8.2025	-20 715.45	0.00
EUR	4 312 412.73	USD	5 058 000.00	4.8.2025	-122 228.01	-0.01
EUR	993 000.00	USD	1 166 078.31	5.8.2025	-29 540.16	0.00
EUR	410 000.00	USD	479 678.60	5.8.2025	-10 413.10	0.00
EUR	1 668 000.00	USD	1 951 532.64	5.8.2025	-42 423.24	0.00
USD	2 047 000.00	EUR	1 749 048.53	4.8.2025	45 126.50	0.00
EUR	3 821 470.10	CAD	6 092 000.00	5.8.2025	-32 486.98	0.00
JPY	417 717 409.00	USD	2 829 000.00	22.8.2025	-47 081.08	0.00
AUD	32 970 185.69	USD	21 490 000.00	22.8.2025	-254 695.91	-0.01
EUR	366 057 000.30	USD	427 000 000.00	22.8.2025	-7 473 989.94	-0.40
CHF	545 729 631.30	USD	683 900 000.00	22.8.2025	-10 172 572.16	-0.55
EUR	1 852 982.20	GBP	1 605 000.00	4.8.2025	-3 145.97	0.00
GBP	93 550 253.70	USD	125 780 000.00	22.8.2025	-1 956 874.42	-0.09
USD	800 000.00	GBP	590 914.83	22.8.2025	17 865.07	0.00
GBP	2 019 000.00	EUR	2 326 533.53	4.8.2025	9 009.70	0.00
USD	700 000.00	GBP	516 874.09	22.8.2025	15 865.40	0.00
USD	2 777 557.90	EUR	2 356 000.00	29.8.2025	76 166.11	0.00
AUD	25 271 410.07	EUR	14 124 987.18	5.8.2025	104 243.29	0.01
EUR	14 105 875.84	AUD	25 271 410.07	2.9.2025	-103 646.08	-0.01
EUR	1 899 471.34	USD	2 200 000.00	22.8.2025	-23 077.74	0.00
EUR	194 017 396.14	USD	224 673 890.89	4.8.2025	-2 611 280.13	-0.14
USD	225 110 041.99	EUR	194 017 396.14	2.9.2025	2 619 924.93	0.14
USD	100 000.00	JPY	14 818 080.00	22.8.2025	1 314.39	0.00
USD	1 598 879.76	GBP	1 200 000.00	29.8.2025	10 445.17	0.00
USD	946 095.14	CAD	1 300 000.00	29.8.2025	4 523.29	0.00
USD	245 152 941.60	EUR	212 000 000.00	29.8.2025	2 073 544.97	0.11
USD	3 177 730.36	DKK	20 500 000.00	29.8.2025	27 031.75	0.00
USD	2 700 000.00	EUR	2 336 614.60	4.8.2025	25 627.76	0.00
EUR	4 154 699.90	USD	4 800 000.00	4.8.2025	-44 738.23	0.00
GBP	577 000.00	USD	770 929.70	5.8.2025	-7 356.75	0.00
USD	771 139.73	GBP	577 000.00	2.9.2025	7 351.71	0.00

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 (注1)	純資産 比率 (%)				
為替予約契約（続き）							
購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日			
USD	175 844 480.04	EUR	151 816 000.00	2.9.2025		1 748 959.31	0.09
EUR	151 816 000.00	USD	175 517 513.92	5.8.2025		-1 756 511.11	-0.08
USD	900 065.26	AUD	1 388 000.00	2.9.2025		5 925.39	0.00
AUD	1 388 000.00	USD	899 604.44	5.8.2025		-5 940.64	0.00
USD	2 100 692.32	AUD	3 239 000.00	2.9.2025		14 151.23	0.00
AUD	3 239 000.00	USD	2 099 616.97	5.8.2025		-14 186.82	0.00
USD	660 000.00	EUR	575 540.97	4.8.2025		1 264.58	0.00
CAD	2 493 000.00	USD	1 808 193.26	5.8.2025		-5 003.50	0.00
USD	1 810 693.80	CAD	2 493 000.00	2.9.2025		4 863.64	0.00
USD	254 649.31	EUR	221 650.33	29.8.2025		504.84	0.00
EUR	25 568 702.54	GBP	22 118 275.17	2.9.2025		42 526.62	0.00
EUR	3 821 470.10	CAD	6 051 861.19	2.9.2025		-1 441.52	0.00
USD	204 834 802.61	EUR	179 206 828.34	2.9.2025		-671 244.83	-0.04
USD	1 580 000.00	EUR	1 381 980.44	2.9.2025		-4 790.83	0.00
USD	1 720 453.50	EUR	1 500 000.00	5.9.2025		-243.33	0.00
USD	481 643.40	EUR	420 000.00	2.9.2025		6.95	0.00
USD	5 940 483.52	EUR	5 183 684.73	2.9.2025		-3 924.79	0.00
先渡為替契約合計						6 159 951.64	0.33
現金預金、要求払預金および預託金勘定ならびにその他の流動資産						51 175 215.16*	2.74
当座借越およびその他の短期負債						-2 040 503.01	-0.11
その他の資産および負債						18 611 761.02	1.00
純資産総額						1 866 240 301.92	100.00

* 2025年7月31日現在、銀行預金には、取引相手方であるバンク・オブ・アメリカに対する担保として供されている91,564.00米ドル、取引相手方であるBNPパリバに対する担保として供されている1,610,000.00米ドルおよび取引相手方であるシティバンクに対する担保として供されている2,348,000.00米ドルが含まれている。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.7.2025
Investments in securities, cost	1 750 656 139.25
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	39 293 923.42
Total investments in securities (Note 1)	1 789 950 062.67
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	48 721 193.11*
Other liquid assets (Margins)	2 454 022.05
Receivable on securities sales (Note 1)	2 160 250.98
Receivable on subscriptions	417 025.79
Interest receivable on securities	20 200 459.62
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	3 057 394.09
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	6 159 951.64
TOTAL Assets	1 873 120 359.95
Liabilities	
Unrealized loss on swaps (Note 1)	-673 579.65
Bank overdraft	-2 040 503.01
Payable on securities purchases (Note 1)	-2 591 234.05
Payable on redemptions	-678 931.61
Provisions for flat fee (Note 2)	-832 766.69
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-15 850.28
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-47 192.74
Total provisions	-895 809.71
TOTAL Liabilities	-6 880 058.03
Net assets at the end of the financial year	1 866 240 301.92

* As at 31 July 2025, cash at banks includes amounts which serve as collateral for the counterparty Bank of America for an amount of USD 91 564.00, BNP Paribas for an amount of USD 1 610 000.00 and Citibank for an amount of USD 2 348 000.00.

Statement of Operations

	USD
Income	1.8.2024-31.7.2025
Interest on liquid assets	2 628 065.22
Interest on securities	62 246 262.24
Dividends	39 958.19
Interest received on swaps (Note 1)	1 245 292.16
Net income on securities lending (Note 14)	791 864.97
TOTAL income	66 951 442.78
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-989 518.33
Flat fee (Note 2)	-11 074 609.69
Taxe d'abonnement (Note 3)	-206 937.45
Other commissions and fees (Note 2)	-170 302.52
Interest on bank overdraft	-488 443.49
TOTAL expenses	-12 929 811.48
Net income (loss) on investments	54 021 631.30
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	4 224 714.37
Realized gain (loss) on options	372 980.90
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	953 805.49
Realized gain (loss) on financial futures	-3 337 413.73
Realized gain (loss) on options, futures-styled	345 048.43
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-303 960.61
Realized gain (loss) on swaps	4 317 014.51
Realized gain (loss) on foreign exchange	-9 496 207.19
TOTAL realized gain (loss)	-2 924 017.83
Net realized gain (loss) of the financial year	51 097 613.47
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	85 904 544.60
Unrealized appreciation (depreciation) on options	57 605.41
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	1 859 749.86
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	3 199 946.12
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	10 481 446.14
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-3 155 535.39
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	98 347 756.74
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	149 445 370.21

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.8.2024-31.7.2025
Net assets at the beginning of the financial year	2 292 311 511.36
Subscriptions	211 589 105.46
Redemptions	-786 269 921.08
Total net subscriptions (redemptions)	-574 680 815.62
Dividend paid	-835 764.03
Net income (loss) on investments	54 021 631.30
Total realized gain (loss)	-2 924 017.83
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	98 347 756.74
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	149 445 370.21
Net assets at the end of the financial year	1 866 240 301.92

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.8.2024-31.7.2025
Class	F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	7 526 386.3410
Number of shares issued	633 678.8770
Number of shares redeemed	-2 340 062.5030
Number of shares outstanding at the end of the financial year	5 820 002.7150
Class	AUD-hedged F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	271 475.7750
Number of shares issued	133 949.0000
Number of shares redeemed	-73 513.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	331 911.7750
Class	CHF-hedged F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	7 532 555.3180
Number of shares issued	669 493.7450
Number of shares redeemed	-2 570 616.7030
Number of shares outstanding at the end of the financial year	5 631 432.3600
Class	EUR-hedged F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	5 085 163.6770
Number of shares issued	483 327.4420
Number of shares redeemed	-1 859 566.3730
Number of shares outstanding at the end of the financial year	3 708 924.7460
Class	GBP-hedged F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 159 940.7900
Number of shares issued	99 306.3210
Number of shares redeemed	-368 040.1440
Number of shares outstanding at the end of the financial year	891 206.9670
Class	JPY-hedged F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	206 185.0000
Number of shares issued	750.0000
Number of shares redeemed	-163 355.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	43 580.0000
Class	CHF-hedged F-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	374 052.0000
Number of shares issued	14 920.0000
Number of shares redeemed	-89 965.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	299 007.0000

Multi Manager Access – Green, Social and Sustainable Bonds Annual report and audited financial statements as of 31 July 2025

39

The notes are an integral part of the financial statements.

Interim Distribution¹

Multi Manager Access – Green, Social and Sustainable Bonds	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
CHF-hedged F-dist	16.8.2024	21.8.2024	CHF	1.9402

¹ see note 4

Multi Manager Access

– Green, Social and Sustainable Bonds

Three-year comparison

Date	ISIN	31.7.2025	31.7.2024	31.7.2023
Net assets in USD		1 866 240 301.92	2 292 311 511.36	2 365 959 041.40
Class F-acc	LU2421069035			
Shares outstanding		5 820 002.7150	7 526 386.3410	8 285 203.2070
Net asset value per share in USD		105.65	100.18	93.31
Issue and redemption price per share in USD ¹		105.65	100.18	93.31
Class AUD-hedged F-acc²	LU2766828573			
Shares outstanding		331 911.7750	271 475.7750	-
Net asset value per share in AUD		107.26	102.24	-
Issue and redemption price per share in AUD ¹		107.26	102.24	-
Class CHF-hedged F-acc	LU2421069209			
Shares outstanding		5 631 432.3600	7 532 555.3180	7 518 139.9710
Net asset value per share in CHF		93.40	92.57	89.95
Issue and redemption price per share in CHF ¹		93.40	92.57	89.95
Class EUR-hedged F-acc	LU2421069118			
Shares outstanding		3 708 924.7460	5 085 163.6770	6 026 778.8170
Net asset value per share in EUR		99.21	95.95	91.00
Issue and redemption price per share in EUR ¹		99.21	95.95	91.00
Class GBP-hedged F-acc	LU2421069464			
Shares outstanding		891 206.9670	1 159 940.7900	1 259 506.1510
Net asset value per share in GBP		104.95	99.64	93.15
Issue and redemption price per share in GBP ¹		104.95	99.64	93.15
Class JPY-hedged F-acc	LU2442822453			
Shares outstanding		43 580.0000	206 185.0000	239 915.0000
Net asset value per share in JPY		9 534	9 472	9 377
Issue and redemption price per share in JPY ¹		9 534	9 472	9 377
Class CHF-hedged F-dist	LU2421069381			
Shares outstanding		299 007.0000	374 052.0000	398 215.0000
Net asset value per share in CHF		89.75	90.89	89.87
Issue and redemption price per share in CHF ¹		89.75	90.89	89.87

¹ see note 1

² First NAV: 8.4.2024

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

United States	17.54
France	14.33
The Netherlands	7.74
Supranationals	6.29
Spain	5.53
Germany	5.37
Italy	5.15
United Kingdom	4.98
Chile	2.64
Ireland	2.03
Luxembourg	1.97
Japan	1.77
Sweden	1.74
Denmark	1.62
Austria	1.55
Mexico	1.32
Belgium	1.28
Australia	1.27
Norway	0.99
Canada	0.98
Indonesia	0.96
South Korea	0.76
Hong Kong	0.67
Finland	0.64
Serbia	0.60
Peru	0.56
United Arab Emirates	0.54
Portugal	0.38
Colombia	0.36
Philippines	0.35
Hungary	0.31
Guatemala	0.30
Romania	0.25
India	0.23
Slovenia	0.22
Czech Republic	0.20
Iceland	0.20
Multinationals	0.20
Mauritius	0.19
Jordan	0.17
Brazil	0.16
Poland	0.14
Bermuda	0.12
Costa Rica	0.12
Qatar	0.11
Cayman Islands	0.10
Uzbekistan	0.10
Jersey	0.09
Slovakia	0.08
Croatia	0.08
Kuwait	0.07
Andorra	0.07

Geographical Breakdown as a % of net assets (cont.)

Singapore	0.06
Lithuania	0.06
Israel	0.06
Dominican Republic	0.05
Ivory Coast	0.04
Benin	0.04
Argentina	0.04
British Virgin Islands	0.04
New Zealand	0.04
Guernsey	0.03
Turkey	0.03
TOTAL	95.91

Economic Breakdown as a % of net assets

Banks & credit institutions	23.51
Finance & holding companies	12.86
Energy & water supply	11.63
Countries & central governments	10.79
Supranational organisations	6.29
Public, non-profit institutions	4.27
Real Estate	4.08
Telecommunications	2.68
Mortgage & funding institutions	2.18
Insurance	2.08
Cantons, federal states	1.98
Traffic & transportation	1.98
Electrical devices & components	1.21
Vehicles	1.14
Miscellaneous services	0.93
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	0.91
Internet, software & IT services	0.78
Forestry, paper & pulp products	0.77
Investment funds	0.69
Food & soft drinks	0.67
Electronics & semiconductors	0.59
Healthcare & social services	0.58
Cities & municipal authorities	0.46
Chemicals	0.44
Textiles, garments & leather goods	0.42
Packaging industry	0.32
Building industry & materials	0.32
Lodging, catering & leisure	0.28
Petroleum	0.27
Mechanical engineering & industrial equipment	0.18
Graphic design, publishing & media	0.16
Computer hardware & network equipment providers	0.13
Retail trade, department stores	0.09
Miscellaneous consumer goods	0.09
Non-ferrous metals	0.08
Digital Data Services and Information Technologies	0.05
Biotechnology	0.02
TOTAL	95.91

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The Net Asset Value and the issue and redemption price per share in any subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or share class concerned and are – unless stated otherwise in relation to a subfund – calculated on every day of business by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of outstanding shares in the particular share class of the subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which a subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the Net Asset Value which is attributable to each respective share class of a subfund is determined, taking into account the commission charged to that share class, by the ratio of the outstanding shares in each share class to the total number of outstanding shares in the subfund, and will change each time shares are issued or redeemed.

b) Valuation principles

- The value of any cash – either in hand or on deposit as well as bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received is deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof is arrived at after making such discount as may be considered appropriate in such case to reflect the true value thereof.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last known market prices. If the same security, derivative or other investment is quoted on several stock exchanges, the last available quotation on the stock exchange that represents the major market for this investment will apply.
- In the case of securities, derivatives and other investments little traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments that are not listed on a stock exchange, but which are traded on another regulated market which is recognised, open to the public and operates in a due and orderly fashion, are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed at a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, will be

valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.

- The valuation of derivatives that are not listed on a stock exchange (OTC derivatives) is made by reference to independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation price obtained will be verified by employing methods of calculation recognised by the Company, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative is derived.
- Units or shares of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) will be valued at their last net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCIs may be valued based on an estimate of the value provided by a reliable price provider independent from the target fund’s investment manager or investment adviser (Estimated Pricing).
- For money market instruments, the valuation price will be gradually adjusted to the redemption price, based on the net acquisition price and retaining the ensuing yield. In the event of a significant change in market conditions, the basis for the valuation of different investments will be brought into line with the new market yields.
- Securities, money market instruments, derivatives and other investments that are denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and which are not hedged by means of currency transactions are valued at the middle currency rate (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Time deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swap transactions is calculated by an external service provider, and a second independent valuation is made available by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations based on models and market data available from Bloomberg and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

The Company is authorised to apply other generally recognised and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the above-mentioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be valid for subsequent issues and redemptions of shares.

The actual costs of purchasing or selling assets and investments for a subfund may deviate from the latest available price or net asset value used, as appropriate, in calculating the net asset value per share due to duties and charges and spreads from buying and selling prices of the underlying investments. These costs have an adverse effect on the value of a subfund and are known as “dilution”. To mitigate the

effects of dilution, the Board of Directors may, at its discretion, make a dilution adjustment to the net asset value per share ("Swing Pricing").

Shares will in principle be issued and redeemed on the basis of a single price, i.e., the net asset value per share. However – to mitigate the effect of dilution – the net asset value per share will be adjusted on any valuation date in the manner set out below depending on whether or not a subfund is in a net subscription position or in a net redemption position on such valuation date. Where there is no dealing on a subfund or share class of a subfund on any valuation date, the applicable price will be the unadjusted net asset value per share. The Board of Directors retains the discretion in relation to the circumstances under which to make such a dilution adjustment. As a general rule, the requirement to make a dilution adjustment will depend upon the volume of subscriptions or redemptions of shares in the relevant subfund. The Board of Directors may make a dilution adjustment if, in its opinion, the existing shareholders (in case of subscriptions) or remaining shareholders (in case of redemptions) might otherwise be adversely affected. In particular, the dilution adjustment may be made where, for example but without limitation:

- (a) a subfund is in continual decline (i.e. is experiencing a net outflow of redemptions);
- (b) a subfund is experiencing large levels of net subscriptions relevant to its size;
- (c) a subfund is experiencing a net subscription position or a net redemption position on any valuation date; or
- (d) in any other case where the Board of Directors is of the opinion that the interests of shareholders require the imposition of a dilution adjustment.

The dilution adjustment will involve adding to, when the subfund is in a net subscription position, and deducting from, when the subfund is in a net redemption position, the net asset value per share such figure as the Board of Directors considers represents an appropriate figure to meet duties and charges and spreads. In particular, the net asset value per share of the relevant subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount which reflects (i) the estimated fiscal charges, (ii) dealing costs that may be incurred by the subfund and (iii) the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests. As certain stock markets and jurisdictions may have different charging structures on the buy and sell sides, the resulting adjustment may be different for net inflows than for net outflows. Adjustments will however generally be limited to a maximum of 2% of the then applicable net asset value per share. The Board of Directors may decide, in respect of any subfund and/or valuation date, to apply on a temporary basis a dilution adjustment greater than 2% of the then applicable net asset value per share in exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, exceptional market conditions, market disruptions, etc.) where the Board of Directors can justify that this is representative of prevailing market conditions and that this is in the best interests of shareholders. Such dilution adjustment is calculated in conformity with the procedures established by the Board of Directors. Shareholders shall be notified at the introduction of

the temporary measures as well as at the end of the temporary measures via the usual communication channels.

The net asset value of each share class in the subfund will be calculated separately but any dilution adjustment will in percentage terms affect the net asset value of each share class in an identical manner. The dilution adjustment will be applied on the capital activity at the level of the subfund and will not address the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the swing pricing methodology is applied.

If there were swing pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the Three year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per share/unit represents the adjusted net asset value.

When applicable, the swing pricing income is disclosed under the caption "Other income" in the statement of operations.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Valuation of options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments. OTC options are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents. The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the statement of changes in net assets respectively under the category realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

g) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at

the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

h) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction day.

i) Combined financial statements

The combined financial statements of the Company are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets, combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets as of 31 July 2025 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund.

The following exchange rate was used for the conversion of the combined financial statements as of 31 July 2025:

Exchange rate

EUR 1 = USD	1.144550
-------------	----------

j) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

l) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps". Unrealized profits and losses include accrued interests payable or receivable.

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

Note 2 – Fees and expenses

The Company and, more specifically, its different classes of shares, will bear a monthly flat fee calculated on the average net assets attributable to this share class and payable monthly (the "Flat Fee") as listed below:

Multi Manager Access	Maximum Flat Fee (per annum)	Effective Flat Fee (per annum)
– EMU Equities ¹ F-acc	0.90%	0.68%
– EMU Equities ¹ CHF-hedged F-acc	0.90%	0.71%
– EMU Equities ¹ GBP-hedged F-acc	0.90%	0.71%
– EMU Equities ¹ USD-hedged F-acc	0.90%	0.71%
– EMU Equities ¹ F-UKdist	0.90%	0.68%
– European Equities F-acc	0.90%	0.83%
– Green, Social and Sustainable Bonds F-acc	0.90%	0.50%
– Green, Social and Sustainable Bonds AUD-hedged F-acc	0.90%	0.54%
– Green, Social and Sustainable Bonds CHF-hedged F-acc	0.90%	0.53%
– Green, Social and Sustainable Bonds EUR-hedged F-acc	0.90%	0.53%
– Green, Social and Sustainable Bonds GBP-hedged F-acc	0.90%	0.53%
– Green, Social and Sustainable Bonds JPY-hedged F-acc	0.90%	0.53%
– Green, Social and Sustainable Bonds CHF-hedged F-dist	0.90%	0.53%
– US Equities F-acc	1.30%	0.67%
– US Equities CHF-hedged F-acc	1.30%	0.70%
– US Equities EUR-hedged F-acc	1.30%	0.70%
– US Equities GBP-hedged F-acc	1.30%	0.69%
– US Equities F-UKdist	1.30%	0.67%

¹ formerly Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable

In accordance with the table above, the Maximum Flat Fee covers the following fees, costs and expenses of the Company, each subfund and class:

- fees, costs and expenses of the Depositary;
- fees, costs and expenses of the UCI Administrator;
- fees, costs and expenses of the Management Company;
- fees, costs and expenses of the Investment Manager and the Currency Manager;
- fixed fees, costs and expenses of the Portfolio Manager and any delegate(s) of the Portfolio Manager (excluding any performance fee remuneration);
- fees, costs and expenses in relation to distribution activities relating to the shares of the Company (including the costs and fees incurred in maintaining registration of the Company in foreign countries with competent authorities).

Certain Portfolio Managers are authorised to open and maintain research payment accounts (each, a "Research Payment Account") established in the name of, and controlled by, the Portfolio Manager and/or its affiliates to be used for the purpose of purchasing investment research services from brokers or other third party research providers. The Research Payment Account will be funded by the research charge and payable out of the assets of the subfund. The research charge shall be subject to a maximum annual limit calculated by reference to the research budget agreed in writing between the Portfolio Manager and the Management Company on an annual basis. Shareholders may obtain information on the budgeted amount for research and the amount of the estimated research charge for each subfund from the Management Company upon request.

Operation and administration expenses of the Company

In addition to the fees, costs and expenses covered by the Flat Fee, the Company bears all expenses which are operational and administrative expenses, which will include but not be limited to:

- all taxes which may be due on the assets and the income of the Company (including the applicable subscription tax);
- usual banking fees due on transactions involving securities or other assets (including derivatives) held in the portfolio of the Company (such fees to be included in the acquisition price and to be deducted from the selling price);
- the fees, expenses and all reasonable out-of-pocket expenses properly incurred by the Company;
- legal fees and expenses incurred by the Company, the Management Company, the Investment Manager or the Portfolio Managers while acting in the interests of the shareholders (including, for the avoidance of doubt, any legal fees and expenses relating to any re-structuring of the Company or any of its subfund(s));
- the costs of preparing, in such languages as are necessary for the benefit of the shareholders (including the beneficial holders of the Shares), and distributing (but not printing) annual and semi-annual reports and such other reports or documents as may be required under applicable laws or regulations;
- the cost of preparing notices to the shareholders and all costs of transactions (broker's normal commission, fees, taxes, etc.) connected with administration of the Company's assets;
- charges and costs of approvals and supervision of the Company in Luxembourg and abroad;
- costs and expenses of printing of the Articles of Incorporation, Prospectus, KID(s) and annual and semi-annual reports and of preparing and/or filing and printing the Articles of Incorporation and all other documents concerning the Company (in such languages as are necessary), including registration statements, prospectuses and explanatory memoranda with all authorities (including local securities dealers' associations) having jurisdiction over the Company or the offering of shares of the Company;
- costs and expenses related to the publications of the net asset value and the publication of notices to investors;
- fees and expenses charged in connection with listing the Company's shares on any stock exchange or regulated market;
- fees and other costs for the payment of dividends to shareholders;
- audit fees, costs and expenses (including the fees and expenses of the Auditor);
- fees and expenses in relation to KID production, translation and filing to regulators;
- fees, costs and expenses payable to the Board of Directors (including reasonable out-of-pocket expenses, insurance cover, and reasonable travelling costs in connection with Board meetings as well as the remuneration of the Board of Directors);
- fees, costs and expenses may be charged to a subfund in connection with registering, reporting, claiming relief, recovery, or exemption from foreign withholding tax.

The Company may accrue in its accounts administrative and other expenses of a regular or recurring nature based on an estimated amount for yearly or other periods.

All costs which can be allocated accurately to individual subfunds and/or individual share classes will be charged to these subfunds and share classes. Costs pertaining to several or all subfunds or share classes will be charged to the subfunds or share classes concerned in proportion to their relative net asset values or on such other basis reasonably determined by the Company or the Management Company.

In the subfunds that may invest in Other UCI or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund and at that of the relevant target fund. The upper limit for management fees of the target fund in which the assets of such are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trail fees. In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company itself or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfund's making the investment may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

Details on the costs (or ongoing charges) of the subfunds can be found in the KIDs.

The costs involved in launching new subfunds will be written off over a period of up to five years in the respective subfunds only.

The fees, costs and expenses in relation to distribution activities received by the Management Company and paid to the distributor and by the distributor to the sub-distributors and any intermediary in relation to the distribution of shares of the Company will satisfy any legal and regulatory restrictions and conditions applicable to the reception and the retention of such fees. Subject to applicable legal and regulatory restrictions and conditions, the distributor may pay retrocessions to cover the distribution activities of the Company.

Note 3 – Taxe d'abonnement

The Company is subject to the Grand Duchy of Luxembourg's "taxe d'abonnement", which is payable at the end of every quarter. This tax is calculated on the total net assets of each class at the end of every quarter. The tax is levied at a rate of 0.05% p.a. of the total net assets. The rate is reduced to 0.01% p.a. in respect of classes reserved to institutional investors such as Class F shares. In the event that the conditions to benefit from the reduced 0.01% rate are no longer satisfied, all Class F shares may be taxed at the rate of 0.05% p.a.

The value of the assets represented by shares held in other Luxembourg undertakings for collective investment that already pay a taxe d'abonnement will be exempted from any taxe d'abonnement.

Note 4 – Distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfund shall decide, upon the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund and/or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum volume of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four months after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorised to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 5 – Commitments on Financial Futures, Options and Swaps

Commitments on Financial Futures, Options and Swaps per subfund and respective currency as of 31 July 2025 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

Multi Manager Access	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
– Green, Social and Sustainable Bonds	335 382 355.14 USD	263 205 739.50 USD

Multi Manager Access	Financial Futures on indices (bought)	Financial Futures on indices (sold)
– EMU Equities ¹	6 995 400.00 EUR	- EUR
– US Equities	127 485.00 USD	- USD

¹ formerly Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable

Multi Manager Access	Financial Futures on interest rates (bought)	Financial Futures on interest rates (sold)
– Green, Social and Sustainable Bonds	725 737.50 USD	- USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

Multi Manager Access	Options on interest rate swaps, classic-styled (sold)
– Green, Social and Sustainable Bonds	1 496 100.00 USD

c) Swaps

Multi Manager Access	Credit default swaps (bought)	Credit default swaps (sold)
– Green, Social and Sustainable Bonds	42 264 432.28 USD	- USD

Multi Manager Access	Swaps and forward swaps on interest rates (bought)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
– Green, Social and Sustainable Bonds	22 155 288.00 USD	20 839 506.50 USD

Multi Manager Access	Inflation Swap (bought)	Inflation Swap (sold)
– Green, Social and Sustainable Bonds	- USD	7 670 000.00 USD

Note 6 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

Multi Manager Access	PTR
– EMU Equities ¹	31.18%
– European Equities	66.12%
– Green, Social and Sustainable Bonds	113.90%
– US Equities	186.86%

¹ formerly Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable

Note 7 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

Multi Manager Access	Total Expense Ratio (TER)
– EMU Equities ¹ F-acc	0.71%
– EMU Equities ¹ CHF-hedged F-acc	0.74%
– EMU Equities ¹ GBP-hedged F-acc	0.74%
– EMU Equities ¹ USD-hedged F-acc	0.74%
– EMU Equities ¹ F-UKdist	0.71%
– European Equities F-acc	0.85%
– Green, Social and Sustainable Bonds F-acc	0.52%
– Green, Social and Sustainable Bonds AUD-hedged F-acc	0.56%
– Green, Social and Sustainable Bonds CHF-hedged F-acc	0.56%

¹ formerly Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable

Multi Manager Access	Total Expense Ratio (TER)
– Green, Social and Sustainable Bonds EUR-hedged F-acc	0.55%
– Green, Social and Sustainable Bonds GBP-hedged F-acc	0.55%
– Green, Social and Sustainable Bonds JPY-hedged F-acc	0.55%
– Green, Social and Sustainable Bonds CHF-hedged F-dist	0.55%
– US Equities F-acc	0.69%
– US Equities CHF-hedged F-acc	0.72%
– US Equities EUR-hedged F-acc	0.72%
– US Equities GBP-hedged F-acc	0.72%
– US Equities F-UKdist	0.69%

TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 8 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 July 2025, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

Multi Manager Access	Transaction costs
– EMU Equities ¹	2 082 523.20 EUR
– European Equities	431 902.01 EUR
– Green, Social and Sustainable Bonds	213 662.32 USD
– US Equities	711 144.28 USD

¹ formerly Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 9 – Investment in other UCITS and/or UCIs

As at 31 July 2025 Multi Manager Access has investments in other UCITS and/or UCIs (“target funds”). Fees may be incurred both at the level of the subfund and at the level of the target funds. The maximum proportion of management fees charged to the target funds are as follows:

Investment Fund	Management fees
SPDR S&P 500 ETF TRUST-S1	0.09%

Management fees are not applied to holdings in Real Estate funds.

Note 10 – Defaulted securities

In the event a bond is in default (hence not paying a coupon/principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the bond would therefore be kept in the portfolio.

Furthermore, there are securities that have defaulted in the past where no pricing quote exists. These securities have been fully written off by the fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

Multi Manager Access – US Equities

Shares	Currency	Number
COMMONWEALTH REIT	USD	75 000.00
FIRST HORIZON NATIONAL CORP-OR	USD	115 861.00

Note 11 – Name change

The following name change occurred:

Old name	New name	Date
Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable	Multi Manager Access – EMU Equities	20.5.2025

Note 12 – Subsequent events

There were no events after the year-end that require adjustment to or disclosure in the Financial Statements.

Note 13 – Applicable Law, Place of Performance and Authoritative Language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of Company shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognise approved translations (i.e. approved by the Company) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 14 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or can not meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch, acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Multi Manager Access – EMU Equities¹		
Credit Agricole Corp	216 546.85 EUR	0.00 EUR
UBS Europe SE	8 586 934.58 EUR	0.00 EUR
Multi Manager Access – European Equities		
Bank of New York	-230.06 EUR	0.00 EUR
Deutsche Bank	-19.94 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-674.74 EUR	0.00 EUR
Multi Manager Access – Green, Social and Sustainable Bonds		
Australia & New Zeal	-15.25 USD	0.00 USD
Bank of America	-223 110.09 USD	0.00 USD
Barclays	15 849 128.69 USD	12 007 171.50 USD
BNP Paribas	442 727.07 USD	2 650 000.00 USD
Citibank	472 945.61 USD	0.00 USD
Commonwealth Bank of Australia	-20 715.45 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	3 113 451.64 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	14 615.20 USD	0.00 USD
HSBC	-42 423.24 USD	0.00 USD
JP Morgan	5 450 694.23 USD	5 791 423.00 USD
LCH Group Holdings	483 880.29 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	61 604.23 USD	80 000.00 USD
Royal Bank of Canada	19 162.68 USD	0.00 USD
Societe Generale	-162 100.44 USD	0.00 USD
State Street	10 452.12 USD	0.00 USD
UBS AG	-103 833.53 USD	0.00 USD
UBS Europe SE	-19 893 246.39 USD	0.00 USD
Wells Fargo	4 048.46 USD	0.00 USD
Multi Manager Access – US Equities		
UBS Europe SE	-4 034 985.20 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

¹ formerly Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable

Composition of collateral by type of assets	Weight %
Multi Manager Access – Green, Social and Sustainable Bonds	
Barclays, BNP Paribas, JP Morgan & Morgan Stanley	
Cash	100.00%
Bonds	0.00%
Equities	0.00%

Securities Lending

	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 July 2025*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 July 2025		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
Multi Manager Access					
– EMU Equities ¹	144 671 788.40 EUR	155 205 256.80 EUR	48.68	51.32	0.00
– European Equities	17 713 415.57 EUR	18 620 903.24 EUR	48.68	51.32	0.00
– Green, Social and Sustainable Bonds	359 387 139.20 USD	387 633 755.41 USD	49.73	50.27	0.00
– US Equities	39 112 555.96 USD	44 617 518.97 USD	48.68	51.32	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 31 July 2025 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 31 July 2025.

¹ formerly Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable

	Multi Manager Access – EMU Equities ¹ (EUR)	Multi Manager Access – European Equities (EUR)	Multi Manager Access – Green, Social and Sustainable Bonds (USD)	Multi Manager Access – US Equities (USD)
Securities Lending revenues	691 623.80 EUR	58 729.33 EUR	1 319 774.95 USD	44 039.78 USD
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	207 487.14 EUR	17 618.80 EUR	395 932.49 USD	13 211.93 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	69 162.38 EUR	5 872.93 EUR	131 977.49 USD	4 403.98 USD
Net Securities Lending revenues	414 974.28 EUR	35 237.60 EUR	791 864.97 USD	26 423.87 USD

¹ formerly Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable

* 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 July 2025

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD		as a % of net assets
		Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)		
Notes, fixed rate				
AUD				
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP-REG-S 4.75000% 24-20.09.35	3 445 000.00		2 198 189.39	0.12
TOTAL AUD			2 198 189.39	0.12
EUR				
EUR ACEF HOLDING SCA-REG-S 1.25000% 21-26.04.30	1 800 000.00		1 883 084.84	0.10
EUR AMPRON GMBH-REG-S 3.45000% 22-22.09.27	300 000.00		349 224.94	0.02
EUR ASML HOLDING NV-REG-S 0.62500% 20-07.05.29	2 000 000.00		2 130 568.38	0.11
EUR ALSTRIA, REPUBLIC OF-144A-REG-S 2.90000% 23-23.05.29	900 000.00		1 052 691.47	0.06
EUR BANQUE OUEST AFRICAINE DE DEV-REG-S 2.75000% 21-22.01.33	3 500 000.00		3 383 198.76	0.18
EUR BASQUE GOVERNMENT-REG-S 3.50000% 23-30.04.33	650 000.00		768 280.07	0.04
EUR CBRE OPEN-ENDED FUNDOS SCA SICAV-REG-S 0.50000% 21-27.01.28	800 000.00		865 783.24	0.05
EUR CBRE OPEN-ENDED FUNDOS SCA SICAV-REG-S 0.90000% 21-12.10.29	2 000 000.00		2 095 338.08	0.11
EUR CHILE GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 1.30000% 21-26.07.36	2 950 000.00		2 610 413.53	0.14
EUR CHILE, REPUBLIC OF 0.83000% 19-02.07.31	715 000.00		710 944.38	0.04
EUR CHILE, REPUBLIC OF 3.87500% 24-09.07.31	1 800 000.00		2 114 908.65	0.11
EUR CTP NV-REG-S 3.62500% 25-10.03.31	2 000 000.00		2 284 888.86	0.12
EUR DIGITAL DUTCH FINCO BV-REG-S 1.50000% 20-15.03.30	700 000.00		746 007.32	0.04
EUR DIGITAL DUTCH FINCO BV-REG-S 3.87500% 24-13.09.33	1 850 000.00		2 125 459.23	0.11
EUR DIGITAL EURO FINCO LLC-REG-S 1.12500% 19-09.04.28	2 000 000.00		2 198 168.96	0.12
EUR ELIA GROUP SA-NV-REG-S 3.87500% 24-11.06.31	1 600 000.00		1 869 551.74	0.10
EUR EQT AB-REG-S 2.87500% 22-06.04.32	2 000 000.00		2 189 190.38	0.12
EUR EQUINX EUROPE 2 FINANCING CORP LLC 3.65000% 24-03.09.33	2 000 000.00		2 261 328.86	0.12
EUR EQUINX EUROPE 2 FINANCING CORP LLC 3.25000% 24-15.03.31	3 700 000.00		4 199 817.52	0.24
EUR EQUINX INC 0.25000% 21-15.03.27	1 380 000.00		1 522 506.77	0.08
EUR ERAMET SA-REG-S 6.50000% 24-30.11.29	1 200 000.00		1 391 876.45	0.07
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S 2.75000% 24-16.01.34	2 630 000.00		2 991 827.27	0.16
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S 2.50000% 25-14.05.32	9 500 000.00		10 742 273.86	0.58
EUR FORVIA SE-REG-S 2.37500% 21-15.06.29	365 000.00		392 916.66	0.02
EUR GRIFOLS SA-REG-S 3.87500% 21-15.10.28	290 000.00		325 831.82	0.02
EUR HUNGARY, REPUBLIC OF-REG-S 1.75000% 20-05.06.35	1 705 000.00		1 560 678.34	0.08
EUR HUNGARY, REPUBLIC OF-REG-S 4.00000% 24-25.07.29	1 200 000.00		1 410 804.38	0.08
EUR HUNGARY, REPUBLIC OF-REG-S 4.87500% 25-22.03.40	1 200 000.00		1 355 605.03	0.07
EUR ICADE-REG-S 0.62500% 21-18.01.31	4 100 000.00		4 033 200.61	0.22
EUR ICELAND, REPUBLIC OF-REG-S 3.50000% 24-21.03.34	3 200 000.00		3 761 346.93	0.20
EUR INDONESIA, REPUBLIC OF 1.30000% 21-23.03.34	1 800 000.00		1 694 506.27	0.09
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP-144A-REG-S 4.05000% 24-30.10.37	1 000 000.00		1 188 378.14	0.06
EUR IAB HOLDINGS BV-REG-S 4.37500% 24-25.04.34	700 000.00		820 480.58	0.04
EUR JUNTA DE ANDALUCIA-REG-S 3.95000% 23-30.04.33	3 000 000.00		3 607 103.92	0.19
EUR KEILANOVIA 0.50000% 21-20.05.29	1 800 000.00		1 888 832.94	0.10
EUR MADRID, COMUNIDAD DE-REG-S 1.72300% 22-30.04.32	4 000 000.00		4 236 562.31	0.23
EUR MADRID, COMUNIDAD DE-REG-S 2.82200% 22-31.10.29	2 000 000.00		2 311 819.09	0.12
EUR MERLIN PROPERTIES SOCIM SA-REG-S 1.87500% 19-04.12.34	3 800 000.00		3 728 560.02	0.20
EUR MEXICO, UNITED STATES OF 2.25000% 21-12.08.36	8 050 000.00		7 175 112.42	0.38
EUR MEXICO, UNITED STATES OF 4.48990% 24-25.05.32	2 980 000.00		3 455 542.26	0.19
EUR MONDELIZ INTERNATIONAL HOLDINGS NV-REG-S 1.25000% 21-09.09.41	600 000.00		463 350.99	0.02
EUR NED WATERSCHAPS BANK NV-REG-S 2.62500% 24-10.01.34	900 000.00		1 005 267.68	0.05
EUR NETLUX INC-REG-S 3.87500% 19-15.11.29	3 200 000.00		3 831 056.07	0.21
EUR NEXO SPA-REG-S 1.62500% 21-30.04.26	160 000.00		181 572.33	0.01
EUR OLYMPUS WATER US HOLDING CORP-REG-S 3.87500% 21-01.10.28	200 000.00		226 552.23	0.01
EUR PERU, REPUBLIC OF 1.95000% 21-17.11.36	3 715 000.00		3 458 281.80	0.19
EUR PRAEMA HEALTHCARE SACA-REG-S 1.37500% 20-17.09.30	5 800 000.00		6 033 287.01	0.32
EUR REPUBLIC OF UZBEKISTAN BOND-144A 5.37500% 24-29.05.27	1 600 000.00		1 874 406.64	0.10
EUR SACHSEN-ANHALT, FEDERAL STATE-REG-S 2.95000% 23-20.06.33	1 900 000.00		2 188 995.70	0.12
EUR SEGRO CAPITAL SARL-REG-S 0.50000% 21-22.09.31	1 580 000.00		1 521 723.77	0.08
EUR TAKEDA PHARMACEUTICAL CO LTD 1.37500% 20-09.07.32	2 000 000.00		2 009 794.36	0.11
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE I BV 4.37500% 21-09.05.30	895 000.00		1 048 598.65	0.06
EUR TRITAX EUROBOX PLC-REG-S 0.95000% 21-02.06.26	900 000.00		1 016 927.46	0.05
EUR VERBUND AG-REG-S 3.25000% 24-17.05.31	1 500 000.00		1 765 705.07	0.09
EUR VI CORP 0.25000% 20-25.02.28	3 900 000.00		4 019 732.52	0.22
EUR VONOVIA SE-REG-S 1.87500% 22-28.06.28	1 300 000.00		1 458 127.71	0.08

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR VONOVA SE-REG-S 2.37500% 22-25.03.32	1,200,000.00	1,287,765.99	0.02
EUR WATTEC TRANSPORTATION NETHERLANDS BV 1.25000% 21-03.12.27	1,100,000.00	1,220,786.40	0.02
TOTAL EUR		130,066,556.26	6.97
GBP			
GBP BURBERRY GROUP PLC-REG-S 1.12500% 20-21.09.25	1,500,000.00	2,501,629.74	0.13
GBP BURBERRY GROUP PLC-REG-S 5.75000% 24-20.06.30	200,000.00	266,509.24	0.01
GBP WORKSPACE GROUP PLC-REG-S 2.75000% 21-11.03.28	1,200,000.00	1,469,742.46	0.08
TOTAL GBP		4,237,881.44	0.22
USD			
USD AEGEA FINANCE SARL-REG-S 9.00000% 23-20.01.31	1,405,000.00	1,459,837.50	0.08
USD AFS CORP 5.45000% 23-01.06.28	3,600,000.00	3,658,019.91	0.20
USD AIR PRODUCTS AND CHEMICALS INC 4.85000% 24-08.02.34	5,600,000.00	5,584,160.12	0.30
USD ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC 2.00000% 21-18.05.32	5,800,000.00	4,799,033.50	0.26
USD ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC 2.95000% 22-15.03.34	4,000,000.00	3,374,458.24	0.18
USD AMERICAN HOMES 4 RENT LP 5.50000% 24-01.02.34	2,300,000.00	2,338,185.01	0.13
USD AMGEN INC 3.00000% 22-22.02.29	1,100,000.00	1,048,625.85	0.06
USD ARCOS DORADOS BV-REG-S 6.12500% 22-27.05.29	750,000.00	758,625.00	0.04
USD AUTODESK INC 5.30000% 25-15.06.35	2,400,000.00	2,431,589.43	0.13
USD AXIAN TELECOM HOLDING-REG-S 7.25000% 25-11.07.30	1,325,000.00	1,326,325.00	0.07
USD BNG BANK NV-144A 3.50000% 23-19.05.28	3,400,000.00	3,355,898.32	0.18
USD BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 6.25000% 23-18.03.31	2,700,000.00	2,778,300.00	0.15
USD BRAZIL, FEDERATIVE REPUBLIC OF 6.12500% 24-22.01.32	200,000.00	203,600.00	0.01
USD BROOKFIELD FINANCE I UK PLC 2.34000% 21-30.01.32	1,500,000.00	1,286,424.56	0.07
USD CAISSE D'AMORTISSEMENT DE LA DETTE-144A-1.37500% 21-20.01.31	13,000,000.00	11,196,109.86	0.60
USD CBRE SERVICES INC 2.50000% 21-01.04.31	300,000.00	266,539.70	0.01
USD CENTENE CORP 3.00000% 20-15.10.30	2,560,000.00	2,229,659.65	0.12
USD CHILE, REPUBLIC OF 2.55000% 20-27.01.32	6,500,000.00	5,700,500.00	0.31
USD CHILE, REPUBLIC OF 2.55000% 21-27.07.33	5,000,000.00	4,210,000.00	0.23
USD CHILE, REPUBLIC OF 3.50000% 19-25.01.50	4,000,000.00	2,827,780.00	0.15
USD CHILE, REPUBLIC OF 3.10000% 21-07.05.41	3,950,000.00	2,917,075.00	0.16
USD CHILE, REPUBLIC OF 4.95000% 23-05.01.36	6,200,000.00	6,069,800.00	0.33
USD CIGNA GROUP/THE 4.37500% 19-15.10.28	4,100,000.00	4,085,406.26	0.22
USD CLEAN RENEWABLE POWER MAURITIUS-144A 4.25000% 21-25.03.27	250,000.00	195,464.06	0.01
USD COCA-COLA FEMSA 1.85000% 20-01.09.32	5,900,000.00	4,798,942.00	0.26
USD COLBUN SA-REG-S 3.15000% 21-19.01.32	4,000,000.00	3,551,520.00	0.19
USD COLOMBA, REPUBLIC OF 8.00000% 23-14.11.35	3,777,000.00	3,875,202.00	0.21
USD COLOMBA, REPUBLIC OF 8.75000% 23-14.11.53	765,000.00	777,240.00	0.04
USD CONSORCIO TRANSMANTARO-REG-S 4.70000% 19-16.04.34	3,050,000.00	2,958,500.00	0.16
USD COOPERATIVE BABOBANK UA-REG-S 1.00400% 20-24.09.26	6,200,000.00	6,164,722.62	0.33
USD COSTA RICA, REPUBLIC OF-REG-S 6.55000% 23-03.04.34	2,160,000.00	2,255,040.00	0.12
USD CSX CORP 3.35000% 19-15.09.49	1,800,000.00	1,248,771.02	0.07
USD CT TRUST-REG-S 5.12500% 22-03.02.32	1,085,000.00	1,015,831.25	0.05
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP 6.20000% 21-15.07.30	2,000,000.00	2,132,609.34	0.11
USD DOMINICAN REPUBLIC-144A 6.60000% 24-01.06.36	1,000,000.00	1,015,500.00	0.05
USD DOMINION ENERGY INC 2.25000% 21-15.08.31	6,700,000.00	5,824,337.27	0.31
USD ECOLAB INC 2.12500% 21-01.02.32	1,000,000.00	861,973.90	0.05
USD EQUINIX INC 2.50000% 21-15.05.31	3,600,000.00	3,192,275.05	0.17
USD EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA 5.12500% 23-11.01.33	2,450,000.00	2,518,624.50	0.12
USD FINANCE DEP GOVT OF SHARJAH-REG-S 6.50000% 23-23.11.32	2,600,000.00	2,750,306.00	0.15
USD FORD MOTOR CO 3.25000% 21-12.02.32	3,275,000.00	2,774,641.57	0.15
USD FS LUXEMBOURG SARL-REG-S 8.87500% 24-12.02.31	391,000.00	402,964.60	0.02
USD GENERAL MOTORS CO 5.40000% 22-15.10.29	1,975,000.00	2,019,297.32	0.11
USD GENERAL MOTORS CO 5.60000% 22-15.10.32	4,400,000.00	4,487,252.62	0.24
USD GUATEMALA, REPUBLIC OF-REG-S 5.37500% 20-24.04.32	2,500,000.00	2,454,687.50	0.13
USD GUATEMALA, REPUBLIC OF-REG-S 6.55000% 24-06.02.37	2,150,000.00	2,190,850.00	0.12
USD HEALTHPEAK OP LLC 2.12500% 21-01.12.28	3,000,000.00	2,777,208.18	0.15
USD HOME DEPOT INC/THE 4.20000% 13-01.04.43	2,000,000.00	1,693,544.38	0.09
USD HOST HOTELS & RESORTS LP 3.50000% 20-15.09.30	1,000,000.00	927,473.30	0.05
USD HOST HOTELS & RESORTS LP 2.90000% 21-15.12.31	3,900,000.00	3,407,304.03	0.18
USD HTA GROUP LTD/MAURITIUS-REG-S 7.50000% 24-04.06.29	725,000.00	747,881.00	0.04
USD HUMANA INC 4.87500% 20-01.04.30	4,100,000.00	4,120,866.22	0.22
USD IHS HOLDING LTD-REG-S 8.25000% 24-29.11.31	300,000.00	305,601.00	0.02
USD INDIA GREEN POWER HOLDINGS-144A 4.00000% 21-22.02.27	250,000.00	209,608.88	0.01
USD INTEL CORP 4.15000% 22-05.08.32	2,800,000.00	2,634,249.91	0.14
USD INTERN BK FOR RECONSTR & DEVELP 3.50000% 23-12.07.28	1,050,000.00	1,017,214.66	0.06
USD INTERNATIONAL BK FOR RECONSTR & DEVELOP 1.62500% 21-03.11.31	2,000,000.00	1,723,832.16	0.09
USD INTERSTATE POWER & LIGHT CO 4.10000% 18-26.09.28	400,000.00	395,756.75	0.02

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD		as a % of net assets
		Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)		
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 3.62500% 22-21.09.29	1 800 000.00		1 774 991.05	0.09
USD INVERSIONES CMPC SA-REG-S 4.37500% 17-04.04.27	8 250 000.00		8 205 285.00	0.44
USD INVESTMENT ENERGY RESOURCES LTD-REG-S 6.25000% 21-26.04.29	785 000.00		770 037.90	0.04
USD IVORY COAST REPUBLIC OF-REG-S 7.62500% 24-30.01.33	800 000.00		800 800.00	0.04
USD JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC 1.75000% 20-15.09.30	8 900 000.00		7 774 582.19	0.42
USD JORDAN KINGDOM OF-REG-S 7.50000% 23-13.01.29	3 050 000.00		3 146 654.90	0.17
USD JSW HYDRO ENERGY LTD-REG-S 4.12500% 21-18.05.31	1 000 000.00		657 815.00	0.04
USD KILROY REALTY LP 2.65000% 21-15.11.33	900 000.00		713 287.73	0.04
USD KOREA HOUSING FINANCE CORP-144A 4.62500% 23-24.02.33	2 000 000.00		1 972 700.00	0.11
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 1.75000% 19-14.09.29	1 800 000.00		1 651 601.81	0.09
USD LENOVO GROUP LTD-144A 6.53600% 22-27.07.32	2 300 000.00		2 470 936.00	0.13
USD LUMAK YENILNEBILIR ENERJI AS-REG-S 9.62500% 25-12.08.30	505 000.00		502 943.13	0.03
USD MANULIFE FINANCIAL CORP 3.70300% 22-16.03.32	5 000 000.00		4 722 394.75	0.25
USD MARSH & MCLENNAN COS INC 4.65000% 24-15.03.30	800 000.00		806 914.48	0.04
USD METALSA S A PI DE CV-144A 3.75000% 21-04.05.31	600 000.00		497 250.00	0.03
USD MEXICO, UNITED STATES OF 4.87500% 22-19.05.33	1 200 000.00		1 127 124.00	0.06
USD MEXICO, UNITED STATES OF 6.33800% 23-04.05.53	890 000.00		813 580.35	0.04
USD MFB MAGYAR FELESZTESI BANK-REG-S 6.50000% 23-29.06.28	715 000.00		740 475.45	0.04
USD MICRON TECHNOLOGY INC 2.70300% 21-15.04.32	5 800 000.00		5 029 144.39	0.27
USD MILICOM INTERNATIONAL CELLULAR-REG-S 4.50000% 20-27.04.31	840 000.00		769 440.00	0.04
USD MILICOM INTERNATIONAL CELLULAR-REG-S 7.37500% 24-02.04.32	740 000.00		758 685.00	0.04
USD MOODY'S CORP 2.55000% 20-18.08.60	150 000.00		75 689.17	0.00
USD NEXTERA ENERGY 1.90000% 21-15.06.28	1 610 000.00		1 504 843.54	0.08
USD NIAGARA MOHAWK POWER CORP-REG-S 1.96000% 20-27.06.30	6 000 000.00		5 288 580.24	0.28
USD NORINCHUKIN BANK/THE-144A 1.28400% 21-22.09.26	2 350 000.00		2 260 806.27	0.12
USD NORINCHUKIN BANK/THE-144A 3.43000% 23-09.03.28	3 500 000.00		3 558 010.72	0.19
USD NORINCHUKIN BANK/THE-144A 5.09400% 24-16.10.29	1 600 000.00		1 617 666.26	0.09
USD ONEMAIN FINANCE CORP 7.12500% 24-15.11.31	1 400 000.00		1 445 255.00	0.08
USD PEPSICO INC 2.87500% 19-15.10.49	1 600 000.00		1 043 452.21	0.06
USD PERTAMINA GEOTHERMAL ENERGY PER-REG-S 5.15000% 23-27.04.28	1 500 000.00		1 515 468.74	0.08
USD PERU, REPUBLIC OF 3.00000% 21-15.01.34	4 000 000.00		3 346 000.00	0.18
USD PERUSAHAAN PENERBIT SBSN IND-144A 5.50000% 24-02.07.54	1 600 000.00		1 570 400.00	0.08
USD PERUSAHAAN SBSN INDONESIA IIR-REG-S 4.70000% 22-06.06.32	7 000 000.00		7 003 890.00	0.38
USD PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 5.50000% 23-17.01.48	800 000.00		789 000.00	0.04
USD PUBLIC SERVICE CO OF COLORADO 5.75000% 24-15.05.54	1 200 000.00		1 183 640.55	0.06
USD PUBLIC SERVICE ELECTRIC AND GAS CO 5.12500% 23-15.03.53	6 155 000.00		5 745 222.75	0.31
USD RAZEN FUELS FINANCE SA-144A 6.95000% 24-05.03.54	800 000.00		747 200.00	0.04
USD RAYONER LP 2.75000% 21-17.05.31	100 000.00		88 678.23	0.00
USD RENEW WIND ENER AP2 / RENEW POWER-REG-S 4.50000% 21-14.07.28	200 000.00		190 500.00	0.01
USD RENEW WIND ENERGY AP2 / RENEW POWE-144A 4.50000% 21-14.07.28	250 000.00		238 125.00	0.01
USD ROYALTY PHARMA PLC 2.15000% 21-02.09.31	6 570 000.00		5 628 792.38	0.30
USD RUMO LUXEMBOURG SARI-144A 4.20000% 21-18.01.32	1 135 000.00		1 031 556.10	0.06
USD SABESP LUX SARI-144A 5.62500% 25-20.08.30	750 000.00		748 650.00	0.04
USD SERBIA INTERNATIONAL BOND-144A 6.00000% 24-12.06.34	800 000.00		814 248.00	0.04
USD SERBIA INTERNATIONAL BOND-REG-S 6.00000% 24-12.06.34	3 540 000.00		3 603 047.40	0.19
USD SITOS LATINOAMERICA SAS DE CV-144A 6.00000% 24-25.11.29	1 170 000.00		1 199 250.00	0.06
USD SMURFIT KAPPA TREASURY LLC 5.20000% 25-15.01.30	1 400 000.00		1 433 432.00	0.08
USD SOCIEDAD DE TRANSMISION AUSTRAL-144A 4.00000% 22-27.01.32	4 000 000.00		3 712 080.00	0.20
USD SOUTHWESTERN ELECTRIC POWER 3.25000% 21-01.11.51	1 000 000.00		646 158.61	0.03
USD STAR ENERGY GEOTHERMAL WAYANG-REG-S 6.75000% 18-24.04.33	1 000 000.00		701 826.41	0.04
USD SUZANO AUSTRIA GMBH-REG-S 5.75000% 16-14.07.26	3 150 000.00		3 172 995.00	0.17
USD SUZANO AUSTRIA-144A 5.75000% 16-14.07.26	7 000 000.00		7 051 100.00	0.38
USD SUZANO INTERNATIONAL FINANCE B.V. 5.50000% 17-17.01.27	1 883 000.00		1 900 135.30	0.10
USD SYNOPSIS INC 5.00000% 25-01.04.32	700 000.00		707 206.78	0.04
USD TOYOTA MOTOR CORP 5.12300% 23-13.07.33	4 000 000.00		4 106 442.20	0.22
USD TOYOTA MOTOR CORP 5.05300% 25-30.06.35	1 400 000.00		1 402 902.29	0.08
USD VEON MIDCO BV-REG-S 9.00000% 25-15.07.29	850 000.00		871 457.82	0.05
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.87500% 19-08.02.29	3 300 000.00		3 250 671.08	0.17
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 1.50000% 20-18.09.30	7 100 000.00		6 109 261.74	0.33
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 2.85000% 21-03.09.41	7 780 000.00		5 499 921.31	0.29
USD VISA INC 0.75000% 20-15.08.27	3 900 000.00		3 654 602.83	0.20
USD VMWARE LLC 1.80000% 21-15.08.28	400 000.00		369 646.48	0.02
USD WHIRLPOOL CORP 2.40000% 21-15.05.31	2 000 000.00		1 673 753.80	0.09
USD WISCONSIN PUBLIC SERVICE CORP 2.85000% 21-01.12.51	800 000.00		494 629.54	0.03
USD XYLEM INC/NY 1.95000% 20-30.01.28	2 000 000.00		1 891 915.84	0.10
USD XYLEM INC/NY 2.25000% 20-30.01.31	2 800 000.00		2 469 518.91	0.13
TOTAL USD			302 456 779.03	16.21
Total Notes, fixed rate			438 959 406.12	23.52

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Notes, floating rate			
EUR			
EUR AZA SPA-REG-S-SUB 5.000%/VAR 24-PRP	2 608 000.00	3 133 593.05	0.17
EUR A/B GROUP PLC-REG-S 5.750%/VAR 22-16.02.29	4 068 000.00	5 009 097.96	0.27
EUR ASN BANK NV-REG-S-SUB 7.000%/VAR 22-PRP	2 000 000.00	2 401 061.02	0.13
EUR ASR NEDERLAND NV-REG-S-SUB COCO 6.500%/VAR 25-PRP	1 700 000.00	2 010 605.42	0.11
EUR CITIGROUP INC-REG-S 3.713%/VAR 22-22.09.28	1 265 000.00	1 487 307.79	0.08
EUR COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA-SUB 4.266%/VAR 24-04.06.34	900 000.00	1 064 766.35	0.06
EUR EDP - ENERGIAS DE PORTUGAL-REG-S-SUB 1.875%/VAR 21-02.08.81	4 000 000.00	4 533 883.02	0.24
EUR FIDELIDADE-CIA DE SEGUROS-REG-S-SUB COCO 7.750%/VAR 24-PRP	2 000 000.00	2 494 049.53	0.13
EUR ING GROEP NV-REG-S-SUB 4.125%/VAR 22-24.08.33	700 000.00	822 433.23	0.04
EUR ORSTED A/S-REG-S-SUB 1.750%/VAR 19-09.12.3019	4 500 000.00	4 899 195.38	0.26
EUR RAIFFEISEN BANK INTL AG-REG-S-SUB 1.375%/VAR 21-17.06.33	2 000 000.00	2 170 066.80	0.12
EUR REDIA CORP SA-REG-S-SUB 4.625%/VAR 23-PRP	3 400 000.00	4 012 178.74	0.22
EUR STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 0.800%/VAR 21-17.11.29	1 430 000.00	1 531 056.07	0.08
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 2.376%/VAR 21-PRP	1 000 000.00	1 091 193.65	0.06
EUR TELIA CO AB-REG-S-SUB 1.375%/VAR 20-11.05.81	5 400 000.00	6 106 737.04	0.33
EUR TELIA CO AB-REG-S-SUB 2.750%/VAR 22-30.06.83	1 000 000.00	1 126 039.40	0.06
EUR TENNET HOLDINGS BV-REG-S-SUB 4.625%/VAR 24-PRP	1 500 000.00	1 767 021.53	0.09
EUR TERNA - RETE ELETTRICA NAZIONALE-REG-S-SUB 2.375%/VAR PRP	1 000 000.00	1 121 310.12	0.06
EUR TERNA - RETE ELETTRICA NAZIONALE-REG-S-SUB 4.750%/VAR 24-PRP	4 102 000.00	4 883 264.40	0.26
EUR UNIBAL RODAMCO-WESTFALD SE-REG-S-SUB 4.875%/VAR 25-PRP	3 200 000.00	3 702 574.94	0.20
TOTAL EUR		55 367 435.44	2.97
USD			
USD ABN AMRO BANK NV-144A 2.470%/VAR 21-13.12.29	1 000 000.00	933 063.29	0.05
USD ABN AMRO BANK NV-REG-S 2.470%/VAR 21-13.12.29	6 000 000.00	5 605 472.60	0.30
USD BANK OF AMERICA CORP 6.204%/VAR 22-10.11.28	7 505 000.00	7 788 828.74	0.42
USD BANK OF IRELAND GROUP PLC-144A 5.601%/VAR 24-20.03.30	4 700 000.00	4 840 280.90	0.26
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC 4.387%/VAR 22-15.06.27	1 480 000.00	1 476 341.78	0.08
USD JPMORGAN CHASE & CO 6.070%/VAR 23-22.10.27	7 060 000.00	7 187 532.99	0.38
USD MIZUHO FINANCIAL GROUP INC 3.261%/VAR 22-22.05.30	2 500 000.00	2 385 115.47	0.13
USD MIZUHO FINANCIAL GROUP 5.778%/VAR 23-06.07.29	4 000 000.00	4 135 597.32	0.22
USD NATWEST GROUP PLC 5.778%/VAR 24-01.03.35	2 700 000.00	2 802 698.31	0.15
USD NIK SPIC LTD-144A 5.500%/VAR 24-06.06.30	1 300 000.00	1 336 562.50	0.07
USD SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 4.660%/VAR 25-08.07.31	700 000.00	699 759.89	0.04
USD SWISS RE FINANCE (LUXEMBOURG)-144A-SUB 5.000%/VAR 19-07.04.49	4 200 000.00	4 192 498.80	0.22
TOTAL USD		43 384 152.59	2.32
Total Notes, floating rate		98 751 588.03	5.29
Medium term notes, fixed rate			
AUD			
AUD ENBW INTERNATIONAL FINANCE BV-REG-S 5.30200% 24-30.10.29	4 400 000.00	2 931 271.34	0.16
AUD IBERDROLA FINANZAS SA-REG-S 5.38000% 24-28.11.30	700 000.00	462 868.27	0.02
AUD IBERDROLA FINANZAS SA-REG-S 5.87000% 24-28.11.34	1 600 000.00	1 067 173.65	0.06
TOTAL AUD		4 461 313.26	0.24
EUR			
EUR AZA SPA-REG-S 1.00000% 19-16.07.29	4 300 000.00	4 616 050.38	0.25
EUR AZA SPA-REG-S 1.00000% 21-02.11.33	3 100 000.00	2 924 106.04	0.16
EUR AZA SPA-REG-S 3.62500% 25-30.01.35	2 363 000.00	2 707 258.38	0.14
EUR AB IGNITS GRUPE-REG-S 1.87500% 18-10.07.28	1 000 000.00	1 095 517.47	0.06
EUR ABF FINANCE BV-REG-S 3.37500% 24-15.01.34	1 150 000.00	1 330 678.30	0.07
EUR ABN AMRO BANK NV-REG-S 2.75000% 25-04.06.29	300 000.00	344 717.45	0.02
EUR ACEA SPA-REG-S 0.25000% 21-28.07.30	4 200 000.00	4 293 552.70	0.23
EUR ACEA SPA-REG-S 3.87500% 23-24.01.31	1 000 000.00	1 193 296.96	0.06
EUR ACTION LOGEMENT SERVICES-REG-S 1.37500% 22-13.04.32	1 500 000.00	1 532 675.44	0.08
EUR ACTION LOGEMENT SERVICES-REG-S 3.62500% 23-25.05.43	500 000.00	535 774.28	0.03
EUR ACTION LOGEMENT SERVICES-REG-S 4.12500% 23-03.10.38	1 000 000.00	1 166 901.32	0.06
EUR ADIF ALTA VELOCIDAD-REG-S 0.55000% 20-30.04.30	2 000 000.00	2 051 500.58	0.11
EUR ADIF ALTA VELOCIDAD-REG-S 0.55000% 21-31.10.31	4 000 000.00	3 914 136.67	0.21
EUR ADIF ALTA VELOCIDAD-REG-S 3.12500% 25-31.10.32	1 400 000.00	1 592 025.85	0.09
EUR AEROPORTI DI ROMA SPA-REG-S 3.62500% 25-15.06.32	1 400 000.00	1 614 868.49	0.09
EUR AIR LIQUIDE FINANCE SA-REG-S 2.87500% 22-16.09.32	1 300 000.00	1 479 702.78	0.08
EUR AIR LIQUIDE FINANCE SA-REG-S 3.50000% 25-21.03.35	800 000.00	930 324.30	0.05
EUR ALLIANDER NV-REG-S 3.00000% 24-07.10.34	1 100 000.00	1 229 385.34	0.07

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR ALLIANDER NV-REG-S 3.00000% 25-06.05.33	1 500 000.00	1 692 798.37	0.09
EUR ALLIANDER NV-REG-S 3.50000% 25-06.05.37	500 000.00	570 781.58	0.03
EUR AMPRON GMBH-REG-S 3.87500% 23-07.09.28	1 100 000.00	3 665 271.95	0.20
EUR AMPRON GMBH-REG-S 3.62500% 24-21.05.31	900 000.00	1 056 992.63	0.06
EUR AMPRON GMBH-REG-S 3.85000% 24-27.08.39	900 000.00	1 015 484.32	0.05
EUR AMPRON GMBH-REG-S 3.87500% 25-05.06.36	1 100 000.00	1 273 377.04	0.07
EUR AMPRON GMBH-REG-S 4.12500% 23-07.09.34	1 500 000.00	1 782 997.79	0.10
EUR AMPRON GMBH-REG-S 4.00000% 24-21.05.44	900 000.00	995 049.32	0.05
EUR AMVEST RCF CLUSTODIAN BV-REG-S 3.75000% 25-11.06.31	500 000.00	575 263.42	0.03
EUR ANDORRA INTERNATIONAL BOND-REG-S 1.25000% 21-06.05.31	1 300 000.00	1 230 467.55	0.07
EUR ASIAN DEVELOPMENT BANK 2.55000% 24-10.01.31	1 800 000.00	2 047 856.67	0.11
EUR ASN BANK NV-REG-S 3.62500% 24-21.10.31	2 600 000.00	3 011 011.75	0.16
EUR ASSICURAZIONI GENERALI SPA-REG-S-SUI3 2.12400% 19-01.10.30	1 000 000.00	1 096 932.51	0.06
EUR ASSICURAZIONI GENERALI SPA-REG-S-SUI3 2.42900% 20-14.07.31	2 500 000.00	3 166 774.35	0.17
EUR ASSICURAZIONI GENERALI SPA-REG-S-SUI3 5.39900% 23-20.04.33	1 713 000.00	2 162 752.49	0.12
EUR ASSICURAZIONI GENERALI SPA-REG-S 3.21200% 24-15.01.29	1 350 000.00	1 571 905.76	0.08
EUR AUCKLAND COUNCIL-REG-S 3.00000% 24-18.03.34	600 000.00	673 995.39	0.04
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S 1.12500% 20-23.06.27	3 800 000.00	4 256 586.54	0.23
EUR BANK OF AMERICA CORP-REG-S 4.13400% 23-12.06.28	2 940 000.00	3 509 761.19	0.19
EUR BANQUE FEDERATIVE CREDIT MUTUEL-REG-S 4.12500% 23-18.09.30	200 000.00	241 841.24	0.01
EUR BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT-REG-S 0.10000% 20-08.10.27	700 000.00	763 640.37	0.04
EUR BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL-REG-S 3.50000% 24-15.05.31	800 000.00	936 291.43	0.05
EUR BELIUS BANK SA-REG-S 0.37500% 21-08.06.27	900 000.00	993 327.92	0.05
EUR BERLIN HYP AG-REG-S 1.12500% 17-25.10.27	1 300 000.00	1 441 054.71	0.08
EUR BNG BANK NV-REG-S 0.12500% 21-19.04.33	1 500 000.00	1 397 988.11	0.07
EUR BNG BANK NV-REG-S 0.25000% 21-22.11.36	1 200 000.00	995 138.58	0.05
EUR BNG BANK NV-REG-S 0.25000% 22-12.01.32	2 000 000.00	1 956 698.99	0.10
EUR BNG BANK NV-REG-S 2.75000% 24-11.01.34	6 155 000.00	6 958 382.62	0.37
EUR BNG BANK NV-REG-S 2.75000% 24-05.04.29	2 590 000.00	3 001 593.45	0.16
EUR BNG BANK NV-REG-S 2.87500% 24-11.06.31	600 000.00	694 432.37	0.04
EUR BNG BANK NV-REG-S 3.00000% 23-11.01.33	3 000 000.00	3 471 250.19	0.19
EUR BPIFRANCE SACI-REG-S 2.12500% 22-29.11.27	1 700 000.00	1 940 594.37	0.10
EUR BRAMBLES USA INC-REG-S 3.62500% 25-02.04.33	900 000.00	1 052 867.56	0.06
EUR BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC-REG-S 3.87500% 24-20.01.34	600 000.00	703 357.79	0.04
EUR Caisse d'Amortis de la Dette Soc-REG-S 2.75000% 22-25.11.32	6 400 000.00	7 187 581.65	0.38
EUR Caisse d'Amortis de la Dette Soc-REG-S 3.12500% 23-01.03.30	2 600 000.00	3 039 212.20	0.16
EUR Caisse Francaise de Fin Local SA-REG-S 3.75000% 25-17.04.35	2 500 000.00	2 866 507.16	0.15
EUR CAIXABANK SA-REG-S 3.37500% 25-26.06.35	2 800 000.00	3 188 611.38	0.17
EUR CASSA DEPOSITI E PRESTITI SPA-REG-S 1.00000% 20-11.02.30	1 400 000.00	1 475 622.53	0.08
EUR CASSA DEPOSITI E PRESTITI SPA-REG-S 2.00000% 20-20.04.27	1 800 000.00	2 049 876.69	0.11
EUR CASSA DEPOSITI E PRESTITI SPA-REG-S 3.25000% 25-17.06.33	700 000.00	793 228.71	0.04
EUR CASTELLUM AB-REG-S 4.12500% 24-10.12.30	600 000.00	702 558.65	0.04
EUR CIBRE OPEN-ENDED FUNDS SCA SICAV-REG-S 4.75000% 24-27.03.34	2 400 000.00	2 896 867.77	0.15
EUR CIE DE SAINT-GOBAIN SA-REG-S 3.37500% 24-08.04.30	3 200 000.00	3 735 258.16	0.20
EUR CIE DE SAINT-GOBAIN SA-REG-S 3.62500% 24-08.04.34	1 900 000.00	2 211 701.82	0.12
EUR COMMUNAUTE FRANCAISE DE BELGIQUE-REG-S 1.62500% 22-03.05.32	3 000 000.00	3 121 383.33	0.17
EUR COUNCIL OF EUROPE DEVELOPMENT BK-REG-S 2.87500% 23-13.04.30	1 300 000.00	1 509 061.69	0.08
EUR COUNCIL OF EUROPE DEVELOPMENT BK-REG-S 2.75000% 24-16.04.31	1 000 000.00	1 148 008.49	0.06
EUR COVIVIO HOTELS SACA-REG-S 4.12500% 24-23.05.33	2 000 000.00	2 354 028.26	0.13
EUR COVIVIO SAVFRANCE-REG-S 4.62500% 23-05.06.32	3 200 000.00	3 918 482.84	0.21
EUR COVIVIO SAVFRANCE-REG-S 3.62500% 25-17.06.34	600 000.00	682 742.29	0.04
EUR CP PROPERTY GROUP SA-REG-S 4.75000% 25-22.07.30	1 200 000.00	1 337 406.68	0.07
EUR CPPB CAPITAL INC-REG-S 3.12500% 24-11.06.29	1 600 000.00	1 871 867.02	0.10
EUR CREDIT AGRICOLE SA-REG-S 4.37500% 23-27.11.33	3 600 000.00	4 364 535.18	0.23
EUR CREDIT AGRICOLE SA-REG-S 3.75000% 25-27.05.35	2 400 000.00	2 760 441.16	0.15
EUR CREDIT MUTUEL ARKEA SA-REG-S 0.37500% 19-03.10.28	1 400 000.00	1 492 422.26	0.08
EUR CREDIT MUTUEL ARKEA SA-REG-S 0.87500% 21-11.03.33	1 900 000.00	1 800 431.98	0.10
EUR DANONE SA-REG-S 3.43800% 25-07.04.33	1 600 000.00	1 850 242.54	0.10
EUR DEUTSCHE BAHN AG-REG-S 3.62500% 23-18.12.37	700 000.00	818 733.12	0.04
EUR DEUTSCHE WOHNEN SE-REG-S 0.50000% 21-07.04.31	700 000.00	691 378.00	0.04
EUR DEUTSCHE WOHNEN SE-REG-S 1.30000% 21-07.04.41	700 000.00	546 294.86	0.03
EUR DS SMITH PLC-REG-S 4.37500% 23-27.07.27	1 000 000.00	1 182 849.74	0.06
EUR DS SMITH PLC-REG-S 4.50000% 23-27.07.30	4 000 000.00	4 830 815.92	0.26
EUR DSB-REG-S 3.12500% 24-04.09.34	600 000.00	684 015.62	0.04
EUR DIV FINANCE BV-REG-S 3.25000% 24-06.11.30	600 000.00	694 777.65	0.04
EUR E.ON AG ECP-REG-S 0.60000% 21-01.10.32	2 400 000.00	2 322 127.24	0.12
EUR E.ON SE-REG-S 4.00000% 23-29.08.33	1 850 000.00	2 220 664.90	0.12
EUR EAST JAPAN RAILWAY CO-REG-S 3.97600% 23-05.09.32	1 450 000.00	1 746 278.28	0.09
EUR EAST JAPAN RAILWAY CO-REG-S 3.53300% 24-04.09.36	900 000.00	1 023 792.36	0.05
EUR EDP SERVICIOS FINANCIEROS ESPANA-REG-S 4.37500% 23-04.04.32	3 585 000.00	4 375 205.45	0.23

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR EDP SERVICIOS FINANCIEROS ESPANA-REG-S 3.50000% 24-16.07.30	1 895 000.00	2 216 638.54	0.12
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S 4.75000% 22-12.10.34	2 200 000.00	2 711 268.78	0.15
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S 4.37500% 24-17.06.36	2 000 000.00	2 377 798.96	0.13
EUR ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S 4.75000% 24-17.06.44	1 000 000.00	1 155 703.98	0.06
EUR ENEXIS HOLDING NV-REG-S 0.62500% 20-17.06.32	2 000 000.00	1 936 879.91	0.10
EUR ENEXIS HOLDING NV-REG-S 3.62500% 23-12.06.34	900 000.00	1 052 364.00	0.06
EUR ENEXIS HOLDING NV-REG-S 3.50000% 24-30.05.36	700 000.00	799 336.74	0.04
EUR ENGE SA-REG-S 0.37500% 21-26.10.29	1 200 000.00	1 243 326.07	0.07
EUR ENGE SA-REG-S 3.87500% 23-06.12.33	2 500 000.00	2 944 097.07	0.16
EUR ENGE SA-REG-S 4.00000% 23-11.01.35	1 500 000.00	2 240 545.88	0.12
EUR ENGE SA-REG-S 4.25000% 24-06.03.44	1 400 000.00	1 582 619.66	0.08
EUR ENGE SA-REG-S 4.50000% 23-06.09.42	2 000 000.00	2 351 173.29	0.13
EUR EPH FINANCING INTERNATIONAL AS-REG-S 5.87500% 24-30.11.29	700 000.00	863 324.91	0.05
EUR EPH FINANCING INTERNATIONAL AS-REG-S 4.62500% 25-02.07.32	1 200 000.00	1 395 655.12	0.07
EUR ERSTE GROUP BANK AG-REG-S 0.12500% 21-17.05.28	1 400 000.00	1 507 192.42	0.08
EUR ESB FINANCE DAC-REG-S 1.12500% 19-11.06.30	1 200 000.00	1 261 243.48	0.07
EUR ESB FINANCE DAC-REG-S 4.25000% 23-03.03.36	1 200 000.00	1 448 609.69	0.08
EUR EUROFIMA-REG-S 0.01000% 21-23.06.28	1 300 000.00	1 386 670.14	0.07
EUR EUROGRID GMBH-REG-S 3.27900% 22-05.09.31	700 000.00	805 290.43	0.04
EUR EUROGRID GMBH-REG-S 3.59800% 24-01.02.29	400 000.00	469 420.06	0.02
EUR EUROGRID GMBH-REG-S 3.07500% 24-18.10.27	1 300 000.00	1 506 974.35	0.08
EUR EUROGRID GMBH-REG-S 3.73200% 24-18.10.35	3 100 000.00	3 521 470.15	0.19
EUR EUROGRID GMBH-REG-S 4.05600% 25-28.05.37	1 400 000.00	1 627 341.50	0.09
EUR EUROPEAN BANK FOR RECONSTR & EVT 2.87500% 25-22.03.32	2 595 000.00	2 985 823.87	0.16
EUR EUROPEAN COMMUNITY-REG-S 2.62500% 22-04.02.48	5 300 000.00	5 071 138.08	0.27
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.12500% 18-15.11.32	2 935 000.00	3 006 547.32	0.16
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S 0.01000% 21-15.11.30	3 025 000.00	3 010 895.11	0.16
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 1.12500% 22-04.06.37	1 050 000.00	953 474.98	0.05
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 3.25000% 24-04.02.50	700 000.00	734 586.28	0.04
EUR EVONIK INDUSTRIES AG-REG-S 3.25000% 25-15.01.30	1 352 000.00	1 586 525.13	0.08
EUR FEDERATION DES CAISSES DESIARDIENS-REG-S 3.46200% 24-05.09.29	1 250 000.00	1 459 497.83	0.08
EUR FERROVIE DELLO STATO-REG-S 0.37500% 21-25.03.28	1 200 000.00	1 297 153.31	0.07
EUR FERROVIE DELLO STATO ITALY S.P.A.-REG-S 4.12500% 23-23.05.29	1 300 000.00	1 557 394.68	0.08
EUR FERROVIE DELLO STATO ITALIANE SPA-REG-S 3.37500% 25-24.06.32	900 000.00	1 035 951.09	0.06
EUR FLEMISH COMMUNITY-REG-S 1.50000% 19-11.04.44	2 000 000.00	1 555 570.29	0.08
EUR FLEMISH COMMUNITY-REG-S 0.87500% 21-21.03.46	600 000.00	387 264.10	0.02
EUR FLEMISH COMMUNITY-REG-S 3.25000% 22-12.01.43	1 400 000.00	1 463 897.89	0.08
EUR GATWICK FUNDING LTD-REG-S 3.87500% 25-24.06.35	700 000.00	804 184.64	0.04
EUR GLOBALWORTH REAL ESTATE INVEST-REG-S 6.25000% 24-31.03.30	477 067.00	520 637.56	0.03
EUR HEIMSTADEN BOSTAD AB-REG-S 3.75000% 25-02.10.30	1 468 000.00	1 677 409.19	0.09
EUR HOWOIGE WOHNUNGSBAUGESELLSCHAFT MBH-REG-S 3.87500% 24-05.06.30	800 000.00	940 490.93	0.05
EUR IBERDROLA FINANZAS SA-REG-S 3.62500% 23-13.07.33	1 200 000.00	1 407 007.45	0.08
EUR IBERDROLA FINANZAS SA-REG-S 3.62500% 24-18.07.34	2 500 000.00	2 918 274.87	0.16
EUR ICAD-REG-S 4.37500% 25-22.05.35	1 300 000.00	1 495 569.28	0.08
EUR IHG FINANCE LLC-REG-S 3.62500% 24-27.09.31	500 000.00	575 482.09	0.03
EUR ILE DE FRANCE-REG-S 3.20000% 24-25.05.34	2 000 000.00	2 259 766.55	0.12
EUR ILE-DE-FRANCE MOBILITES-REG-S 3.05000% 23-03.02.33	5 800 000.00	6 557 694.46	0.35
EUR ILE-DE-FRANCE MOBILITES-REG-S 3.45000% 24-25.06.49	400 000.00	411 113.89	0.02
EUR IMMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA-REG-S 3.25000% 25-22.01.30	1 000 000.00	1 158 348.01	0.06
EUR INSTITUTO DE CREDITO OFICIAL-REG-S 2.65000% 22-31.01.28	1 600 000.00	1 850 281.18	0.10
EUR INTERNATIONAL BANK FOR RECONS & DEV 2.90000% 23-19.01.33	3 400 000.00	3 913 247.05	0.21
EUR INTERNATIONAL BANK FOR RECONS&DEVELOP 3.10000% 23-14.04.38	2 665 000.00	2 980 362.12	0.16
EUR INTERNATIONAL BK FOR RECONST & DEV 0.10000% 20-17.09.35	3 300 000.00	2 802 666.68	0.15
EUR INTERNATIONAL DEVELOP ASSOCIATION-REG-S 1.75000% 22-05.05.37	5 000 000.00	4 871 667.77	0.26
EUR INTERNATIONAL DEVELOPMENT ASSOC-REG-S 2.50000% 22-15.01.38	2 000 000.00	2 095 537.41	0.11
EUR INTERNATIONAL DEVELOPMENT ASSOCIA-REG-S 3.20000% 24-18.01.44	600 000.00	651 769.96	0.03
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 4.75000% 22-06.09.27	4 793 000.00	5 736 343.97	0.31
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 5.62500% 23-08.03.33	3 352 000.00	4 375 548.96	0.23
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 4.87500% 23-19.05.30	1 755 000.00	2 179 700.09	0.12
EUR INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 3.45000% 23-13.09.38	1 000 000.00	1 155 391.75	0.06
EUR INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 2.90000% 24-14.02.34	1 300 000.00	1 488 320.46	0.08
EUR JAPAN FINANCE ORG FOR MUN-REG-S 0.01000% 21-02.02.28	800 000.00	862 448.06	0.05
EUR JDE PEET'S NV-REG-S 0.50000% 21-16.01.29	100 000.00	105 826.98	0.01
EUR JUNTA DE CASTILLA Y LEON-REG-S 3.50000% 23-30.04.33	600 000.00	701 044.00	0.04
EUR KOMMUNVEST I SVERIGE AB-REG-S 0.87500% 22-01.09.29	2 100 000.00	2 253 978.19	0.12
EUR KOMMUNVEST I SVERIGE AB-REG-S 3.37500% 23-15.03.27	500 000.00	582 810.52	0.03
EUR KOMMUNVEST I SVERIGE AB-REG-S 3.12500% 23-08.12.27	1 400 000.00	1 633 617.33	0.09
EUR KREDITANSTALT FUER WIEDER-REG-S 2.75000% 23-15.05.30	2 000 000.00	2 323 566.74	0.12
EUR KREDITANSTALT FUER WIEDERLUFBAU-REG-S 3.25000% 23-24.03.31	2 525 000.00	2 998 684.98	0.16
EUR KREDITANSTALT FUER WIEDERLUFBAU-REG-S 2.50000% 25-09.10.30	1 600 000.00	1 834 591.50	0.10

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD		as a % of net assets
		Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)		
EUR LA BANQUE POSTALE SA-REG-S 1.375000% 19-24.04.29	4 400 000.00		4 781 795.77	0.26
EUR LA BANQUE POSTALE SA-REG-S 0.750000% 21-23.06.31	3 000 000.00		2 990 000.72	0.16
EUR LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG REG S-0.375000% 21-21.02.31	1 800 000.00		1 778 733.02	0.10
EUR LANDESBANK BADEN-WUERTTEMBERG-REG-S 0.250000% 21-21.07.28	2 000 000.00		2 142 853.98	0.11
EUR LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK-REG-S 3.250000% 23-26.09.33	1 700 000.00		2 004 965.31	0.11
EUR LANDWIRTSCHAFTLICHE RE-REG-S 2.625000% 25-08.07.32	1 000 000.00		1 135 002.97	0.06
EUR LONDON POWER NETWORKS PLC-REG-S 3.837000% 25-11.06.37	300 000.00		344 112.61	0.02
EUR MERCEDES-BENZ GROUP-REG-S 0.750000% 21-11.03.33	3 000 000.00		2 879 975.86	0.15
EUR MIZUHO FINANCIAL GROUP INC-REG-S 4.608000% 23-28.08.30	1 205 000.00		1 479 536.23	0.08
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 0.125000% 21-20.07.28	1 400 000.00		1 491 597.85	0.08
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 3.500000% 23-17.07.31	1 400 000.00		1 629 843.60	0.09
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 3.625000% 24-24.07.29	1 536 000.00		1 803 541.87	0.10
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 3.875000% 24-24.01.34	300 000.00		348 606.81	0.02
EUR MOTABILITY OPERATIONS GROUP PLC-REG-S 4.000000% 25-22.01.37	1 965 000.00		2 269 470.36	0.12
EUR MUNICIPALITY FINANCE PLC-REG-S 2.625000% 25-14.06.32	1 600 000.00		1 810 628.84	0.10
EUR NATIONAL GRID ELECTRICITY DISTRIB-REG-S 3.530000% 22-20.09.28	900 000.00		1 054 910.09	0.06
EUR NATIONAL GRID NORTH AMERICA INC-REG-S 4.061000% 24-03.09.36	3 900 000.00		4 516 733.23	0.24
EUR NATIONAL GRID NORTH AMERICA INC-REG-S 3.917000% 25-03.06.35	250 000.00		288 145.07	0.02
EUR NATIONAL GRID PLC-REG-S 3.875000% 23-16.01.29	600 000.00		710 189.59	0.04
EUR NATIONAL GRID TRANSO PLC-REG-S 0.250000% 21-01.09.28	2 735 000.00		2 919 275.06	0.16
EUR NATIONALE-NEDERLANDEN BANK-REG-S 1.875000% 22-17.05.32	300 000.00		321 749.94	0.02
EUR NBN CO LTD-REG-S 3.375000% 25-29.11.32	1 250 000.00		1 451 053.75	0.08
EUR NE PROPERTY BV-REG-S 2.000000% 22-20.01.30	2 800 000.00		3 028 078.71	0.16
EUR NE PROPERTY BV-REG-S 4.250000% 24-21.01.32	700 000.00		821 022.34	0.04
EUR NEDERLANDSE WATERSCHAPSBAK NV-REG-S 1.250000% 17-07.06.32	1 000 000.00		1 034 305.09	0.06
EUR NEDERLANDSE WATERSCHAPSBAK NV-REG-S 0.625000% 19-06.02.29	2 810 000.00		3 026 990.16	0.16
EUR NEDERLANDSE WATERSCHAPSBAK NV-REG-S 0.375000% 21-28.09.46	4 905 000.00		2 922 282.40	0.16
EUR NEXI SPA-REG-S 3.875000% 25-21.05.31	500 000.00		582 118.13	0.03
EUR NORDIA BANK ABP-REG-S 0.500000% 21-19.03.31	900 000.00		903 448.97	0.05
EUR NORDIA BANK ABP-REG-S 1.125000% 22-16.02.27	2 000 000.00		2 247 636.16	0.12
EUR NORDIA BANK ABP-REG-S 3.000000% 24-28.10.31	3 900 000.00		4 440 679.04	0.24
EUR NORSK HYDRO ASA-REG-S 3.625000% 25-23.01.32	1 400 000.00		1 623 649.47	0.09
EUR NOVO NORDISK FINANC NETHERLAND BV-REG-S 3.375000% 24-21.05.26	2 750 000.00		3 173 064.00	0.17
EUR NOVO NORDISK FINANC NETHERLAND BV-REG-S 3.250000% 24-21.01.31	1 250 000.00		1 454 989.45	0.08
EUR NRW BANK-REG-S 2.875000% 24-26.09.39	2 000 000.00		2 144 698.19	0.11
EUR NTT FINANCE CORP-REG-S 3.359000% 24-12.03.31	1 400 000.00		1 622 304.44	0.09
EUR OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK AG-REG-S 3.125000% 23-15.11.28	2 000 000.00		2 343 420.34	0.13
EUR ONTARIO TEACHERS' FINANCE TRUSTS-REG-S 0.050000% 20-25.11.30	3 300 000.00		3 268 372.04	0.17
EUR ORANGE SA-REG-S 0.125000% 20-16.09.29	3 800 000.00		3 917 686.72	0.21
EUR ORANGE SA-REG-S 3.250000% 24-17.01.35	1 800 000.00		2 030 501.54	0.11
EUR ORSTED AS-REG-S 2.250000% 22-14.06.28	1 000 000.00		1 128 835.95	0.06
EUR ORSTED AS-REG-S 4.125000% 23-01.03.35	2 000 000.00		2 326 862.60	0.12
EUR P3 GROUP SARL-REG-S 4.625000% 24-13.02.30	1 750 000.00		2 101 119.68	0.11
EUR PACIFIC LIFE GLOBAL FUNDING I-REG-S 3.125000% 25-18.06.31	300 000.00		341 746.66	0.02
EUR PARS, CITY OF-REG-S 0.750000% 21-30.11.41	5 000 000.00		3 490 274.09	0.19
EUR POLAND, REPUBLIC OF-REG-S 2.000000% 19-08.03.49	1 400 000.00		1 073 307.49	0.06
EUR PROLOGIS INTERNATIONAL FUNDING I-REG-S 0.875000% 19-09.07.29	1 800 000.00		1 909 835.72	0.10
EUR PROLOGIS INTERNATIONAL FUNDING I-REG-S 1.625000% 20-17.06.32	1 300 000.00		1 323 793.13	0.07
EUR PROLOGIS INTERNATIONAL FUND II SA-REG-S 3.625000% 22-07.03.30	1 300 000.00		1 520 829.76	0.08
EUR PROLOGIS INTERNATIONAL FUNDING I-REG-S 4.625000% 23-21.02.35	1 000 000.00		1 227 353.39	0.07
EUR PUBLICIS GROUPE SA-REG-S 3.375000% 25-12.06.32	1 400 000.00		1 600 962.09	0.09
EUR RCI BANQUE SA-REG-S 4.750000% 22-06.07.27	615 000.00		728 808.23	0.04
EUR RCI BANQUE SA-REG-S 4.875000% 23-14.06.28	2 496 000.00		3 003 483.04	0.16
EUR RED ELECTRICA FINANCIACIONES SALI-REG-S 0.500000% 21-24.05.33	1 800 000.00		1 693 658.85	0.09
EUR REGIE AUTONOME DES TRANSPORTS PA-REG-S 0.875000% 17-25.05.27	500 000.00		558 650.27	0.03
EUR REGION OF ILE DE FRANCE-REG-S 2.900000% 23-30.04.31	1 200 000.00		1 371 785.62	0.07
EUR REN FINANCE BV-REG-S 0.500000% 21-16.04.29	4 200 000.00		4 433 687.01	0.24
EUR ROMANIA-REG-S 5.625000% 24-22.02.36	740 000.00		828 232.09	0.04
EUR SAGAX AB-REG-S 4.000000% 25-13.03.32	900 000.00		1 045 851.95	0.06
EUR SAGAX AB-REG-S 4.375000% 24-29.05.30	400 000.00		476 671.23	0.03
EUR SCHNEIDER ELECTRIC SE-REG-S 3.250000% 24-10.10.35	3 100 000.00		3 528 540.92	0.19
EUR SEGRO CAPITAL SARL-REG-S 1.250000% 22-23.03.26	3 100 000.00		3 523 697.35	0.19
EUR SEGRO CAPITAL SARL-REG-S 1.875000% 22-23.03.30	1 000 000.00		1 084 981.00	0.06
EUR SERBIA INTERNATIONAL BOND-REG-S 1.000000% 21-23.09.28	6 400 000.00		6 789 070.65	0.36
EUR SEVERN TRENT UTILITIES FINANCE PL-REG-S 4.000000% 24-05.03.34	1 300 000.00		1 537 966.82	0.08
EUR SEVERN TRENT UTILITE FINANCE PLC-REG-S 3.875000% 25-04.08.35	1 600 000.00		1 852 541.34	0.10
EUR SFL SA-REG-S 3.125000% 24-17.09.29	1 100 000.00		1 279 648.78	0.07
EUR SIEMENS FINANCIERINGSMATTSCHAPPI-REG-S 3.375000% 23-24.08.31	900 000.00		1 064 913.45	0.06
EUR SIEMENS FINANCIERINGSMATTSCHAPPI-REG-S 3.500000% 23-24.02.36	1 200 000.00		1 388 960.46	0.07
EUR SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB-REG-S 4.375000% 23-06.11.28	2 317 000.00		2 791 850.76	0.15
EUR SNCF RESEAU-REG-S 1.000000% 16-09.11.31	100 000.00		101 000.82	0.01

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD		as a % of net assets
		Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)		
EUR SOCIETE DES GRANDS PROJETS EPC-REG-S 0.30000% 21-25.11.31	1 500 000.00		1 455 160.27	0.08
EUR SOCIETE DES GRANDS PROJETS EPC-REG-S 1.62500% 22-08.04.42	2 000 000.00		1 656 417.30	0.09
EUR SOCIETE DES GRANDS PROJETS EPC-REG-S 3.50000% 23-25.05.43	1 300 000.00		1 401 016.92	0.07
EUR SSE P.L.C-REG-S 1.37500% 18-04.09.27	900 000.00		1 008 454.37	0.05
EUR SSE P.L.C-REG-S 3.50000% 25-18.03.32	1 650 000.00		1 924 570.82	0.10
EUR SSE P.L.C-REG-S 4.00000% 23-05.09.31	1 300 000.00		1 558 591.11	0.08
EUR STANDARD CHARTERED P.L.C-REG-S 0.90000% 19-02.07.27	2 400 000.00		2 711 470.21	0.15
EUR STATKRAFT AS-REG-S 3.37500% 24-22.03.32	1 100 000.00		1 274 343.19	0.07
EUR STATKRAFT AS-REG-S 3.75000% 24-22.03.39	400 000.00		460 291.73	0.02
EUR STATNET SI-REG-S 3.37500% 24-26.02.36	2 000 000.00		2 252 497.61	0.12
EUR STEON HOLDING NV-REG-S 0.50000% 19-14.11.29	1 800 000.00		1 872 694.17	0.10
EUR STELLANTIS NV-REG-S 4.37500% 23-14.03.30	2 275 000.00		2 704 001.86	0.14
EUR STONEWEG EREIT LUX FINCO SARL-REG-S 4.25000% 25-30.01.31	700 000.00		810 471.46	0.04
EUR SUREZ SACA-REG-S 2.37500% 22-24.05.30	1 300 000.00		1 440 822.55	0.08
EUR SUREZ SACA-REG-S 4.50000% 23-13.11.33	300 000.00		365 599.05	0.02
EUR SUREZ SACA-REG-S 4.62500% 22-03.11.28	5 200 000.00		6 297 246.71	0.34
EUR SVENSK EXPORTKREDIT AB-REG-S 2.00000% 22-30.06.27	3 200 000.00		3 644 287.48	0.20
EUR SVENSKA HANDELSBANKEN AB-REG-S 0.01000% 20-02.12.27	1 415 000.00		1 532 451.34	0.08
EUR SWEDBANK AB-REG-S 4.25000% 23-11.07.28	1 225 000.00		1 469 095.68	0.08
EUR SWISSCOM FINANCE BV-REG-S 3.12500% 25-21.05.32	900 000.00		1 031 152.61	0.06
EUR TDC NET A/S-REG-S 5.61800% 23-06.02.30	900 000.00		1 106 807.82	0.06
EUR TDC NET A/S-REG-S 6.50000% 23-01.06.31	2 200 000.00		2 810 133.65	0.15
EUR TELEFONICA EMISIONES SA-REG-S 4.18300% 23-21.11.33	700 000.00		829 401.53	0.04
EUR TELEFONICA EMISIONES SA-REG-S 3.69800% 24-24.01.32	4 400 000.00		5 125 536.77	0.27
EUR TENNET HOLDING BV-REG-S 2.00000% 18-05.06.34	2 800 000.00		2 929 117.65	0.16
EUR TENNET HOLDING BV-REG-S 3.87500% 22-28.10.28	1 100 000.00		1 300 024.77	0.07
EUR TENNET HOLDING BV-REG-S 4.25000% 22-28.04.32	2 000 000.00		2 423 228.90	0.13
EUR TERNA - RETE ELETTRICA NAZIONALE-REG-S 3.87500% 23-24.07.33	2 814 000.00		3 337 065.47	0.18
EUR UNEDIC ASSEO-REG-S 0.25000% 20-16.07.35	1 000 000.00		849 063.99	0.05
EUR UNEDIC ASSEO-REG-S 1.75000% 22-25.11.32	2 800 000.00		2 937 896.24	0.16
EUR UNEDIC ASSEO-REG-S 3.12500% 23-25.04.33	1 000 000.00		1 145 035.74	0.06
EUR UNICREDIT BANK AUSTRIA AG-REG-S 3.12500% 23-21.09.29	1 600 000.00		1 867 430.57	0.10
EUR UNICREDIT BANK AUSTRIA AG-REG-S 2.87500% 24-10.11.28	1 000 000.00		1 158 039.90	0.06
EUR UNITED UTILITIES WATER FINANCE P.L.C-REG-S 3.50000% 25-27.02.33	3 816 000.00		4 345 485.00	0.23
EUR UPM-KYMMENE OYJ-REG-S 3.37500% 24-29.08.34	2 150 000.00		2 445 643.09	0.13
EUR VEOLIA ENVIRONNEMENT SA-REG-S 3.32400% 25-17.06.32	2 000 000.00		2 291 484.79	0.12
EUR VESTEDA FINANCE BV-REG-S 0.75000% 21-18.10.31	600 000.00		589 252.11	0.03
EUR VOLKSBANK WIEN AG-REG-S 4.75000% 23-15.03.27	1 300 000.00		1 538 087.49	0.08
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE-REG-S 4.25000% 23-29.03.29	600 000.00		714 762.87	0.04
EUR VOLKSWAGEN LEASING GMBH-REG-S 4.00000% 24-11.04.31	1 295 000.00		1 530 187.71	0.08
EUR VONOVIA SE-REG-S 0.62500% 21-24.03.31	6 300 000.00		6 260 796.25	0.34
EUR VONOVIA SE-REG-S 1.37500% 22-28.01.26	1 200 000.00		1 367 746.98	0.07
EUR ZF FINANCE GMBH-REG-S 2.75000% 20-25.05.27	1 000 000.00		1 112 138.33	0.06
TOTAL EUR			533 474 351.02	28.59
GBP				
GBP AFFINITY WATER FINANCE P.L.C-REG-S 6.25000% 25-12.09.40	200 000.00		267 698.28	0.01
GBP ANGLIAN WATER SERVICES FINANCING-REG-S 5.75000% 24-07.06.43	600 000.00		724 572.29	0.04
GBP ANGLIAN WATER SERVICES FIN-REG-S 6.25000% 24-12.09.44	800 000.00		1 018 710.61	0.06
GBP BROMFORD FLAGSHIP LTD-REG-S 6.07200% 25-14.07.50	465 000.00		625 689.97	0.03
GBP INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP P.L.C-REG-S 3.37500% 20-08.10.28	200 000.00		253 580.22	0.01
GBP INTESA SANPAOLO SPA-REG-S 6.62500% 23-31.05.33	3 300 000.00		4 701 743.91	0.25
GBP ORSTED AS-REG-S 5.12500% 22-13.09.34	900 000.00		1 134 530.10	0.06
GBP SEVERN TRENT UTILITIES FINANCE-REG-S 5.25000% 23-04.04.36	1 100 000.00		1 413 690.81	0.08
GBP SEVERN TRENT UTILITIES FINANCE P.L.C-REG-S 5.87500% 24-31.07.38	800 000.00		1 059 755.83	0.06
GBP SOUTH EASTERN POWER NET-REG-S 1.75000% 21-30.09.34	200 000.00		198 282.76	0.01
GBP YORKSHIRE WATER FINANCE P.L.C-REG-S 6.62500% 25-22.07.40	800 000.00		1 058 616.40	0.06
GBP YORKSHIRE WATER FINANCE P.L.C-REG-S 6.00000% 25-22.07.33	900 000.00		1 196 586.15	0.06
TOTAL GBP			13 654 257.33	0.73
USD				
USD ABU DHABI COMMERCIAL BANK PISC-REG-S 4.50000% 22-14.09.27	3 000 000.00		3 000 937.50	0.16
USD BANK MANDRI PERSERO TBK PT-REG-S 2.00000% 21-19.04.26	900 000.00		882 843.75	0.05
USD FIRST ABU DHABI BANK PISC-REG-S 5.12500% 22-13.10.27	3 000 000.00		3 040 110.00	0.16
USD GREENKO POWER II LTD-REG-S 4.30000% 21-13.12.28	1 160 000.00		873 756.95	0.05
USD HONG KONG MORTGAGE CORP LTD-REG-S 4.87500% 23-13.09.28	2 500 000.00		2 541 898.25	0.14
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 3.50000% 23-12.04.33	5 000 000.00		4 748 499.10	0.25
USD LINK FINANCE CAYMAN 2009 LTD-REG-S 2.87500% 16-21.07.26	800 000.00		787 356.99	0.04
USD MTR CORP C LTD-REG-S 2.50000% 16-02.11.26	800 000.00		782 861.09	0.04

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD MTR CORP LTD-REG-S 1.62500% 20-19-08-30	1,200,000.00	1,064,622.62	0.06
USD NEDERLANDSE FINAN-MAATSCHAPPI-REG-S 4.75000% 23-15-11-28	1,100,000.00	1,123,873.19	0.06
USD NEDERLANDSE WATERSCHAPS BANK NV-144A 4.00000% 23-01-06-28	1,700,000.00	3,697,660.93	0.20
USD QATAR, STATE OF-144A 4.62500% 24-29-05-29	2,000,000.00	2,028,620.00	0.11
USD SHINHAN BANK CO LTD-144A-SUB 5.75000% 24-15-04-34	1,500,000.00	1,538,610.00	0.08
USD SHINHAN BANK CO LTD-144A-SUB 4.37500% 22-13-04-32	1,300,000.00	1,237,535.00	0.07
USD SWIRE PROPERTIES MTN FINANCING-REG-S 3.50000% 18-10-01-28	2,000,000.00	1,950,944.44	0.10
USD UOR INC 1.90000% 20-15-03-33	1,000,000.00	800,478.42	0.04
TOTAL USD		30,100,608.23	1.61
Total Medium term notes, fixed rate		581,690,529.84	31.17

Medium term notes, zero coupon

EUR			
EUR CAISSE D'AMORTIS DE LA DETTE SOC-REG-S 0.00000% 21-25-05-29	2,500,000.00	3,018,741.47	0.16
EUR HONG KONG GOVERNMENT INTERNATI BD-REG-S 0.00000% 21-24-11-26	4,100,000.00	4,554,539.04	0.24
EUR INTL BK FOR RECONS & DEV WORLD BK 0.00000% 20-21-02-30	2,970,000.00	3,033,524.25	0.16
EUR KREDITANSTALT FUER WIEDERBAUFBAU-REG-S 0.00000% 21-15-09-31	9,095,000.00	8,903,496.68	0.48
EUR NORTH RHEN WESTPHALIA, STATE OF-REG-S 0.00000% 20-12-10-35	1,800,000.00	1,513,583.97	0.08
EUR UNEDIC ASSEO-REG-S 0.00000% 20-19-11-30	5,400,000.00	5,347,985.05	0.29
TOTAL EUR		26,371,870.46	1.41
Total Medium term notes, zero coupon		26,371,870.46	1.41

Medium term notes, floating rate

EUR			
EUR ABANCA CORP BANCARA SA-REG-S 5.250%/VAR 22-14-09-28	1,800,000.00	2,176,664.90	0.12
EUR AIB GROUP PLC-REG-S 2.250%/VAR 22-04-04-28	4,000,000.00	4,963,991.79	0.25
EUR AIB GROUP PLC-REG-S 4.625%/VAR 23-23-07-29	800,000.00	963,927.29	0.05
EUR AIB GROUP PLC-REG-S 5.250%/VAR 23-23-10-31	2,375,000.00	2,991,279.38	0.16
EUR AIB GROUP PLC-REG-S 3.750%/VAR 25-20-03-33	2,250,000.00	2,619,666.53	0.14
EUR AIB GROUP PLC-REG-S-SUB 4.625%/VAR 24-20-05-35	3,350,000.00	3,989,832.61	0.21
EUR ARGENTIA SPAARIBANK NV-REG-S 1.375%/VAR 22-08-02-29	1,400,000.00	1,545,451.72	0.08
EUR AUS & NEW ZEALAND BK GRP-REG-S-SUB 5.101%/VAR 23-03-02-33	1,875,000.00	2,245,612.26	0.12
EUR AXA SA-REG-S-SUB 0.000%/VAR 21-07-10-41	3,900,000.00	4,003,543.06	0.21
EUR BANCA TRANSILVANIA SA-REG-S 7.250%/VAR 23-07-12-28	725,000.00	895,942.01	0.05
EUR BANCA TRANSILVANIA SA-REG-S 5.125%/VAR 24-30-09-30	1,300,000.00	1,515,813.41	0.08
EUR BANCO BPM SPA-REG-S 3.875%/VAR 24-09-09-30	4,844,000.00	5,697,220.12	0.31
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S 0.625%/VAR 21-24-06-29	5,400,000.00	5,839,026.38	0.31
EUR BANK OF IRELAND GROUP PLC-REG-S 5.000%/VAR 23-04-07-31	2,370,000.00	2,949,894.68	0.16
EUR BANK OF IRELAND GROUP PLC-REG-S 3.625%/VAR 25-19-05-32	1,486,000.00	1,724,539.04	0.09
EUR BANK POLSKA KASA OPEKI SA-REG-S 5.500%/VAR 23-23-11-27	625,000.00	738,370.67	0.04
EUR BNP PARIBAS SA-REG-S 0.375%/VAR 20-14-10-27	800,000.00	895,143.15	0.05
EUR BNP PARIBAS SA-REG-S 4.250%/VAR 23-13-04-31	8,500,000.00	10,250,271.11	0.55
EUR BPCE SA-REG-S-SUB 4.875%/VAR 24-26-02-36	1,600,000.00	1,927,382.09	0.10
EUR BPCE SA-REG-S-SUB 5.750%/VAR 23-01-06-33	600,000.00	737,067.92	0.04
EUR CAIXABANK SA-REG-S 0.625%/VAR 22-21-01-28	2,800,000.00	3,126,584.37	0.17
EUR CAIXABANK SA-REG-S 5.375%/VAR 22-14-11-30	5,800,000.00	7,281,584.27	0.39
EUR CAIXABANK SA-REG-S-SUB 21-18-06-31	6,200,000.00	7,023,739.45	0.38
EUR CESKA SPORITELNA AS-REG-S 0.500%/VAR 21-13-09-28	1,400,000.00	1,520,248.54	0.08
EUR COMMERZBANK AG-REG-S 3.625%/VAR 25-14-01-32	2,200,000.00	2,556,787.35	0.14
EUR COMMERZBANK AG-REG-S-SUB 4.125%/VAR 25-30-06-37	1,600,000.00	1,840,117.76	0.10
EUR CREDIT AGRICOLE SA-REG-S 0.500%/VAR 03-21-09-29	700,000.00	746,673.48	0.04
EUR CREDIT MUTUEL ARKEA SA-REG-S 1.250%/VAR 20-11-06-29	4,900,000.00	5,378,437.58	0.29
EUR DANSKE BANK A/S-REG-S 0.750%/VAR 21-09-06-29	1,300,000.00	1,408,277.68	0.08
EUR DANSKE BANK A/S-REG-S 4.750%/VAR 23-21-06-30	2,385,000.00	2,913,967.40	0.16
EUR DANSKE BANK A/S-REG-S-SUB 3.750%/VAR 24-19-11-36	1,600,000.00	1,842,348.62	0.10
EUR DNB BANK ASA-REG-S 3.000%/VAR 24-29-11-30	2,300,000.00	2,639,870.65	0.14
EUR DNB BANK ASA-REG-S 3.125%/VAR 25-20-05-31	3,000,000.00	3,443,987.70	0.18
EUR DNB BANK ASA-REG-S 4.000%/VAR 23-14-03-29	3,000,000.00	3,560,345.50	0.19
EUR DNB BANK ASA-REG-S 4.625%/VAR 23-01-11-29	1,400,000.00	1,694,782.52	0.09
EUR DNB BANK ASA-REG-S-SUB 3.750%/VAR 25-02-07-35	1,250,000.00	1,446,263.11	0.08
EUR ERSTE GROUP BANK AG-REG-S 3.250%/VAR 25-14-01-33	1,000,000.00	1,150,952.61	0.06
EUR ERSTES-STEIERMARKISCHE BANKA DO-REG-S 4.875%/VAR 24-31-01-29	1,300,000.00	1,539,858.11	0.08
EUR IBERDROLA FINANZAS SA-REG-S-SUB 4.247%/VAR 24-FRP	500,000.00	588,949.55	0.03
EUR ICOREA BANCA SPA-REG-S 4.250%/VAR 24-05-02-30	1,000,000.00	1,190,217.21	0.06

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR ING GROEP NV-REG-S 4.000%/VAR 24-12.02.35	1 900 000.00	2 253 426.74	0.12
EUR ING GROEP NV-REG-S-SUB 0.875%/VAR 21-09.06.32	5 900 000.00	6 528 949.75	0.35
EUR JYSKE BANK A/S-REG-S 4.875%/VAR 23-10.11.29	1 225 000.00	1 485 940.75	0.08
EUR JYSKE BANK A/S-REG-S 3.625%/VAR 25-29.04.31	1 200 000.00	1 395 179.76	0.08
EUR LLOYDS BANKING GROUP PLC-REG-S 3.875%/VAR 24-14.05.32	1 300 000.00	1 531 565.52	0.08
EUR MIBANK SA-REG-S 8.375%/VAR 23-11.09.27	600 000.00	727 123.46	0.04
EUR MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GRP INC-REG-S 3.556%/VAR 24-05.09.32	1 900 000.00	2 213 713.82	0.12
EUR NATWEST GROUP PLC-REG-S 0.780%/VAR 21-26.02.30	8 745 000.00	9 301 813.23	0.50
EUR NATWEST GROUP PLC-REG-S 4.067%/VAR 22-06.09.28	3 000 000.00	3 543 535.73	0.19
EUR NATWEST GROUP PLC-REG-S 3.575%/VAR 24-12.09.32	3 053 000.00	3 563 884.98	0.19
EUR NN GROUP NV-REG-S-SUB 5.250%/VAR 22-01.03.43	900 000.00	1 107 253.23	0.06
EUR NN GROUP NV-REG-S-SUB 6.000%/VAR 23-03.11.43	3 063 000.00	3 922 359.74	0.21
EUR NOVA LJUBLJANSKA BANK DO-REG-S 7.125%/VAR 23-27.06.27	700 000.00	831 527.56	0.04
EUR RAIFFEISEN BANK SA-REG-S 7.000%/VAR 23-12.10.27	1 200 000.00	1 432 051.80	0.08
EUR SOCIETE GENERALE SA-REG-S-SUB 5.250%/VAR 22-06.09.32	3 200 000.00	3 840 181.35	0.21
EUR STANDARD CHARTERED PLC-REG-S 3.864%/VAR 25-17.03.33	5 000 000.00	5 836 562.33	0.31
EUR UNICAJA BANCO SA-REG-S 3.500%/VAR 25-30.06.31	500 000.00	575 516.89	0.03
EUR UNICREDIT SPA-REG-S 0.800%/VAR 21-05.07.29	1 400 000.00	1 520 579.30	0.08
EUR UNICREDIT SPA-REG-S 5.850%/VAR 22-15.11.27	2 641 000.00	3 152 810.05	0.17
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL-REG-S 3M EURIBOR+70BP 25-30.05.27	3 000 000.00	3 437 630.56	0.18
TOTAL EUR		169 366 249.13	9.08
GBP			
GBP COOPERATIVE RABOBANK UA-REG-S 4.875%/VAR 24-17.04.29	2 900 000.00	3 876 748.40	0.21
TOTAL GBP		3 876 748.40	0.21
USD			
USD INDUSTRIAL BANK OF KOREA-144A C/N SOFR+58BP 25-24.06.28	1 000 000.00	1 000 830.00	0.05
USD UNITED OVERSEAS BANK LTD-REG-S-SUB 2.000%/VAR 21-14.10.31	1 200 000.00	1 162 178.40	0.06
USD WELLS FARGO & CO 4.540%/VAR 22-15.08.26	1 485 000.00	1 484 663.02	0.08
TOTAL USD		3 647 671.42	0.19
Total Medium term notes, floating rate		176 890 668.95	9.48
Bonds, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIA-REG-S 4.25000% 24-21.06.34	12 000 000.00	7 777 115.66	0.42
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-144A-REG-S 4.75000% 24-02.02.34	2 300 000.00	1 489 725.32	0.08
TOTAL AUD		9 266 840.98	0.50
CAD			
CAD CANADA, GOVERNMENT-144A-REG-S 2.25000% 22-01.12.29	1 300 000.00	912 853.79	0.05
CAD CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.50000% 24-01.03.34	6 000 000.00	4 380 774.65	0.23
TOTAL CAD		5 293 628.44	0.28
DKK			
DKK DENMARK, KINGDOM OF 2.25000% 23-15.11.33	20 300 000.00	3 088 457.20	0.17
TOTAL DKK		3 088 457.20	0.17
EUR			
EUR AGENCE FRANCAISE DE DEVELOPPEMENT-REG-S 0.12500% 21-29.09.31	7 500 000.00	7 183 710.85	0.39
EUR AGENCE FRANCAISE DE DEVELOPPEMENT-REG-S 3.50000% 22-25.02.33	2 100 000.00	2 450 250.31	0.13
EUR AGENCE FRANCAISE DE DEVELOPPEMENT-REG-S 3.62500% 25-20.01.35	4 000 000.00	4 643 327.64	0.25
EUR AUSTRIA, REPUBLIC OF-144A-REG-S 1.85000% 22-23.05.49	510 000.00	425 177.34	0.02
EUR BADEN-WUERTTEMBERG, STATE OF-REG-S 2.62500% 24-30.10.34	1 600 000.00	1 782 423.89	0.10
EUR BANCA MONTE DEI PASCHI DI SENA SPA-REG-S 3.37500% 24-16.07.30	700 000.00	822 690.97	0.04
EUR BANKINTER SA-REG-S 0.62500% 20-06.10.27	6 100 000.00	6 721 180.34	0.36
EUR BAYERISCHE LANDESBODENKREDITAN-REG-S 2.37500% 25-07.05.30	1 300 000.00	1 474 347.85	0.08
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-REG-S 1.25000% 18-22.04.33	10 600 000.00	10 775 273.69	0.58
EUR BELGIUM, KINGDOM OF-144A-REG-S 2.75000% 22-22.04.39	2 125 000.00	2 227 594.81	0.12
EUR BENN GOVERNMENT INTERNATIONAL-REG-S 4.95000% 21-22.01.35	745 000.00	758 893.87	0.04
EUR BERLIN, STATE OF 2.75000% 23-14.02.33	2 200 000.00	2 500 818.31	0.13
EUR BOOKING HOLDINGS INC 4.50000% 25-09.05.46	2 250 000.00	2 611 288.77	0.14
EUR BPCE SFH SA-REG-S 3.25000% 25-26.06.35	1 900 000.00	2 184 613.58	0.12
EUR CAISSE D'AMORTISSEMENT REG-S 0.45000% 22-19.01.32	3 100 000.00	3 041 230.53	0.16
EUR CHILE GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 1.25000% 20-29.01.40	2 550 000.00	2 051 223.02	0.11

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD		as a % of net assets
		Unrealized gain (loss) on Futures/ Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	Forward Contracts/ Swaps (Note 1)	
EUR COTY INC-144A 4.50000% 24-15.05.27	1 100 000.00		1 282 594.08	0.02
EUR CREDIT AGRICOLE HOME LOAN SIH SA-REG-S 2.87500% 24-12.01.34	1 100 000.00		1 238 169.41	0.02
EUR CREDIT AGRICOLE SA-REG-S 3.50000% 24-26.09.34	2 100 000.00		2 392 308.18	0.13
EUR DARLING GLOBAL FINANCE BV-REG-S 4.50000% 25-15.07.32	315 000.00		366 026.87	0.02
EUR EQT AB-REG-S 0.87500% 21-14.05.31	1 300 000.00		1 293 499.21	0.02
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.50000% 17-15.11.47	2 000 000.00		1 575 451.54	0.08
EUR EUROPEAN INVESTMENT BANK-REG-S 1.50000% 22-15.06.32	1 500 000.00		2 012 796.37	0.11
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 0.10000% 20-04.10.40	1 300 000.00		901 519.47	0.05
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 0.30000% 20-04.11.50	11 420 000.00		5 973 383.91	0.32
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 1.25000% 22-04.02.43	1 600 000.00		1 275 255.29	0.02
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 2.75000% 22-04.02.33	2 630 000.00		3 000 744.68	0.16
EUR FEDEX CORP-REG-S 0.45000% 25-04.05.29	3 500 000.00		3 612 089.78	0.19
EUR FLORA FOOD MANAGEMENT BV-REG-S 6.87500% 24-02.07.29	600 000.00		694 731.50	0.04
EUR FRANCE REPUBLIC OF-043-144A-REG-S 0.50000% 21-25.06.44	4 630 000.00		2 941 976.67	0.16
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 2.30000% 23-15.02.33	1 000 000.00		1 130 257.91	0.06
EUR HESSEN, STATE OF 2.87500% 23-04.07.33	4 400 000.00		5 046 222.47	0.27
EUR INTERNATIONAL DEVELOPMENT ASSOC-REG-S 3.25000% 25-24.01.40	1 000 000.00		1 126 067.16	0.06
EUR INVESTITIONSBANK BERLIN-REG-S 3.12500% 23-13.09.28	1 700 000.00		1 988 404.97	0.11
EUR IQVIA INC-REG-S 2.25000% 21-15.03.29	140 000.00		155 362.65	0.01
EUR IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 1.35000% 18-18.03.31	1 300 000.00		1 404 004.03	0.08
EUR ITALIAN REPUBLIC-REG-S-144A 1.50000% 21-30.04.45	11 650 000.00		8 817 200.20	0.47
EUR ITALY, REPUBLIC OF-01P-144A-REG-S 4.00000% 22-30.04.35	1 335 000.00		1 612 614.55	0.09
EUR JUNTA DE CASTILLA Y LEON-REG-S 2.90000% 25-30.04.32	1 200 000.00		1 366 472.78	0.02
EUR KEB HANA BANK-REG-S 2.87500% 25-23.01.28	2 400 000.00		2 766 395.67	0.15
EUR KOMMUNIKREDFI-REG-S 0.62500% 19-21.11.39	1 100 000.00		873 455.58	0.05
EUR KOOKMIN BANK-REG-S 2.75000% 24-21.01.28	700 000.00		805 086.78	0.04
EUR KOREA HOUSING FINANCE CORP-REG-S 2.73310% 24-02.07.28	2 000 000.00		2 301 712.94	0.12
EUR LEFG NETHERLANDS BV-REG-S 2.75000% 24-20.09.27	1 500 000.00		1 730 657.64	0.09
EUR MFB MAGYAR FELESZTESI BANK ZR-REG-S 4.37500% 25-27.06.30	640 000.00		749 447.68	0.04
EUR NEDERLANDSE WATERSCHAPS BANK-REG-S 0.12500% 20-03.09.35	800 000.00		680 597.36	0.04
EUR NEDERLANDSE WATERSCHAPS BANK NV-REG-S 3.00000% 23-20.04.33	1 000 000.00		1 154 151.86	0.06
EUR NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-144A-REG-S 0.50000% 19-15.01.40	1 800 000.00		1 434 843.05	0.08
EUR NETHERLANDS, KINGDOM OF THE-144A-REG-S 3.25000% 23-15.01.44	900 000.00		1 034 836.32	0.06
EUR NEXI SPA-REG-S 2.12500% 21-30.04.29	1 380 000.00		1 521 069.87	0.08
EUR NIEDERÖSTERREICH, LAND 3.12500% 24-30.10.36	2 300 000.00		2 576 972.88	0.14
EUR ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO LLC-REG-S 3.50000% 24-15.05.31	1 600 000.00		1 870 667.17	0.10
EUR PHILIPPINES, REPUBLIC OF THE 3.62500% 25-04.02.32	5 000 000.00		5 790 736.27	0.31
EUR PICARD GROUPE SAS-REG-S 6.37500% 24-01.07.29	380 000.00		455 412.90	0.02
EUR PROLOGIS EURO FINANCE 1.50000% 22-08.02.34	2 365 000.00		2 301 437.49	0.12
EUR ROSSINI SARL-REG-S 6.75000% 24-31.12.29	780 000.00		338 221.85	0.02
EUR SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB-REG-S 4.00000% 22-09.11.26	1 000 000.00		1 169 482.89	0.06
EUR SLOVENIA, REPUBLIC OF-REG-S 3.62500% 23-11.03.33	1 250 000.00		1 507 283.51	0.08
EUR SLOVENIA, REPUBLIC OF-REG-S 3.12500% 25-02.07.35	1 600 000.00		1 831 637.28	0.10
EUR SMURFIT KAPPA TREASURY LLC-REG-S 3.80700% 24-27.11.36	700 000.00		798 769.83	0.04
EUR SOCIETE NATIONALE SNCF SACA-REG-S 3.12500% 22-02.11.27	2 400 000.00		2 798 012.71	0.15
EUR SOCIETE NATIONALE SNCF SACA-REG-S 3.62500% 25-03.04.35	1 200 000.00		1 390 116.91	0.02
EUR SPAIN KINGDOM OF-144A-REG-S 1.00000% 21-30.07.42	14 080 000.00		10 627 535.89	0.57
EUR SWEDBANK AB-REG-S 2.87500% 24-30.04.29	2 000 000.00		2 290 925.33	0.12
EUR VERISURE HOLDING AB-REG-S 5.50000% 24-15.05.30	380 000.00		453 255.12	0.02
EUR VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.75000% 25-06.08.37	800 000.00		910 089.39	0.05
EUR VIA OUTLETS BV-REG-S 1.25000% 21-15.11.28	200 000.00		219 798.13	0.01
EUR WOLTERS KLUWER NV-REG-S 3.00000% 25-25.09.30	1 250 000.00		1 435 678.44	0.08
TOTAL EUR			156 683 888.79	8.40
GBP				
GBP BERKELEY GROUP PLC/THE-REG-S 2.50000% 21-11.08.31	200 000.00		221 879.46	0.01
GBP CANARY WHARF GRP INVEST HOLD-REG-S 3.37500% 21-23.04.28	125 000.00		152 668.98	0.01
GBP DERWENT LONDON PLC-REG-S 1.87500% 21-17.11.31	200 000.00		219 545.73	0.01
GBP PEARSON FUNDING PLC-REG-S 5.37500% 24-12.09.34	1 000 000.00		1 307 931.73	0.02
GBP UNITED KINGDOM TREASURY GILT-REG-S 4.37500% 24-31.07.54	2 300 000.00		2 599 403.11	0.14
GBP VMED O2 UK FINANCING 1 PLC-REG-S 4.50000% 21-15.07.31	200 000.00		240 268.75	0.01
GBP WEIR GROUP PLC-REG-S 6.87500% 23-14.06.28	1 900 000.00		2 628 095.01	0.14
TOTAL GBP			7 870 192.77	0.39
JPY				
JPY JAPAN 2.40000% 25-20.03.45	300 000 000.00		1 954 530.05	0.10
TOTAL JPY			1 954 530.05	0.10

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD			
USD AFRICELL HOLDING LTD-REG-S 10.50000% 24-23.10.29	950,000.00	925,699.67	0.05
USD ASIAN INFRASTRUCTURE INVESTMENT BANK/THE 4.87500% 23-14.09.26	2,100,000.00	2,115,959.49	0.11
USD BECTON DICKINSON & CO 4.87500% 15-15.05.44	2,570,000.00	2,254,520.24	0.12
USD CENTERPOINT ENERGY HOUSTON ELEC LLC 5.30000% 23-01.04.53	1,600,000.00	1,532,531.55	0.08
USD COLOMBIA, REPUBLIC OF 5.62500% 14-26.02.44	2,700,000.00	2,050,380.00	0.11
USD CORP FINANCIERA DE DESARROLLO SA-144A 5.50000% 25-06.05.30	600,000.00	606,300.00	0.03
USD DTE ELECTRIC CO 3.65000% 22-01.03.52	350,000.00	255,518.49	0.01
USD DTE ELECTRIC CO 4.05000% 18-15.05.48	3,285,000.00	2,611,426.68	0.14
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.12500% 16-13.04.26	3,100,000.00	3,053,770.01	0.16
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 1.62500% 19-09.10.29	1,900,000.00	1,729,622.12	0.09
USD INTL BK FOR RECONS & DEV WORLD BK 3.87500% 23-14.02.30	2,000,000.00	1,991,978.42	0.11
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 1.12500% 21-13.09.28	20,000,000.00	18,358,967.89	0.98
USD KELLANOVA 7.45000% 01-01.04.31	1,300,000.00	1,479,207.75	0.08
USD MIDAMERICAN ENERGY CO 3.95000% 17-01.08.47	2,000,000.00	1,574,688.66	0.09
USD MIDAMERICAN ENERGY CO 3.65000% 18-01.08.48	750,000.00	556,401.85	0.03
USD MIDAMERICAN ENERGY CO 2.70000% 21-01.08.52	4,000,000.00	2,458,303.24	0.13
USD NORTHERN STATES POWER CO 2.90000% 19-01.03.50	4,000,000.00	2,604,334.20	0.14
USD NORTHERN STATES POWER CO 3.20000%21-01.04.52	2,900,000.00	1,965,721.67	0.11
USD PACIFIC GAS AND ELECTRIC CO 6.70000% 23-01.04.53	3,200,000.00	3,278,967.74	0.18
USD PACIFICORP 5.50000% 23-15.05.54	2,200,000.00	2,010,909.25	0.11
USD PERUSAHAAN PENERBIT SBSN IND-144A 3.55000% 21-09.06.51	5,000,000.00	3,575,000.00	0.19
USD PERUSAHAAN PENERBIT SBSN IND-REG-S 3.55000% 21-09.06.51	2,200,000.00	1,573,000.00	0.09
USD PUBLIC SERVICE CO OF COLORADO 3.20000% 19-01.03.50	1,200,000.00	793,312.18	0.04
USD RENEW PVT LTD-REG-S 5.87500% 20-05.03.27	840,000.00	837,396.00	0.05
USD SAN DIEGO GAS & ELECTRIC CO 2.95000% 21-15.08.51	1,250,000.00	788,119.50	0.04
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 3.65000% 21-01.06.51	5,000,000.00	3,371,673.45	0.18
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON 2.75000% 22-01.02.32	5,100,000.00	4,420,580.96	0.24
USD STAR ENERGY GEOTHERMAL DARAIAT II-144A 4.85000% 20-14.10.38	1,625,000.00	1,538,875.00	0.08
USD TELECOM ARGENTINA SA-REG-S 9.25000% 25-28.05.33	720,000.00	736,920.00	0.04
USD TRUST FIBRA UNO-REG-S 2.37500% 24-13.02.34	4,075,000.00	4,205,603.75	0.23
USD UNION ELECTRIC CO 5.12500% 24-15.03.55	1,700,000.00	1,552,624.87	0.08
TOTAL USD		76,828,314.54	4.12
Total Bonds, fixed rate		260,485,852.77	13.96
Bonds, zero coupon			
EUR			
EUR EUROPEAN UNION-REG-S 0.00000% 20-04.10.30	3,010,000.00	3,029,927.04	0.16
EUR GRAND-DUCHY OF LUXEMBOURG-REG-S 0.00000% 20-14.09.32	2,300,000.00	2,159,583.15	0.12
TOTAL EUR		5,189,510.19	0.28
Total Bonds, zero coupon		5,189,510.19	0.28
Bonds, floating rate			
EUR			
EUR AIB GROUP PLC-REG-S-SUB COCO 7.125%VAR 24-PRP	1,500,000.00	1,845,820.36	0.10
EUR COMMERZBANK AG-REG-S 5.250%VAR 23-25.03.29	1,000,000.00	1,217,505.91	0.06
EUR ENBW ENERGIE BADEN-WUERTEMBERG-REG-S SUB 4.500%VAR 25-28.07.55	1,700,000.00	1,963,129.87	0.10
EUR ERSTE GROUP BANK AG-REG-S 4.000%VAR 23-16.01.31	1,000,000.00	1,195,814.40	0.06
EUR MUNCHENER RUECKVERSICHERUN-REG-S-SUB 1.000%VAR 21-26.05.42	3,600,000.00	3,493,190.26	0.19
EUR SOCIETE GENERALE SA-REG-S 0.625%VAR 21-02.12.27	2,500,000.00	2,793,187.40	0.15
EUR SOCIETE GENERALE SA-REG-S 4.750%VAR 23-28.09.29	2,400,000.00	2,901,620.77	0.16
EUR SOCIETE GENERALE SA-REG-S 3.625%VAR 24-13.11.30	4,200,000.00	4,887,410.37	0.26
EUR TATRA BANKA AS-REG-S 4.971%VAR 24-29.04.30	1,300,000.00	1,548,900.17	0.08
EUR VEOLIA ENVIRONNEMENT SA-REG-S-SUB 4.371%VAR 25-PRP	2,000,000.00	2,345,095.97	0.13
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE-REG-S-SUB 5.994%VAR 25-PRP	600,000.00	707,214.20	0.04
TOTAL EUR		24,898,889.68	1.33
GBP			
GBP YORKSHIRE BUILDING SOCIETY-REG-S 3.511%VAR 22-11.10.30	1,400,000.00	1,763,032.66	0.10
TOTAL GBP		1,763,032.66	0.10
USD			
USD NETWORK 21 LTD-REG-S-SUB 3.975%VAR 21-PRP	1,495,000.00	1,478,181.25	0.08
TOTAL USD		1,478,181.25	0.08
Total Bonds, floating rate		28,140,103.59	1.51

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Treasury notes, fixed rate			
EUR			
EUR FRANCE REPUBLIC OF-04A-144A-REG-S 3.00000% 24-25.06.49	3,100,000.00	3,021,123.52	0.16
TOTAL EUR		3,021,123.52	0.16
Total Treasury notes, fixed rate		3,021,123.52	0.16
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.500%WEP-LINKED 23-15.02.53	1,700,000.00	1,429,440.81	0.08
TOTAL USD		1,429,440.81	0.08
Total Treasury notes, floating rate		1,429,440.81	0.08
Municipal Bonds, Fixed Rate			
USD			
USD CALIFORNIA HEALTH FACILITIES FINANCING 4.19000% 22-01.06.37	2,900,000.00	2,689,271.79	0.14
TOTAL USD		2,689,271.79	0.14
Total Municipal Bonds, Fixed Rate		2,689,271.79	0.14
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		1,623,619,366.07	87.00
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Equities			
United States			
USD COBANK ACB 7.25%-FRN PERP USD1000 LT	1,030,000.00	1,055,750.00	0.06
TOTAL United States		1,055,750.00	0.06
Total Equities		1,055,750.00	0.06
Asset Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD ONEMAIN FINANCIAL ISSUANCE TRUST-144A 4.13000% 22-14.05.35	320,000.00	249,740.87	0.01
USD PRESTIGE AUTO RECEIVABLES TRUST-144A 1.53000% 21-15.02.28	2,558,000.00	542,274.20	0.03
TOTAL USD		792,015.57	0.04
Total Asset Backed Securities, fixed rate		792,015.57	0.04
Mortgage Backed Securities, fixed rate			
USD			
USD FANNE MAE 5.50000% 23-01.05.53	4,893,285.00	4,255,540.83	0.23
USD FANNE MAE 6.00000% 24-01.03.54	1,600,000.00	1,415,414.55	0.07
USD FANNE MAE 6.00000% 24-01.09.54	4,500,000.00	4,307,339.37	0.23
USD FANNE MAE 6.00000% 25-01.07.55	4,255,000.00	4,335,290.68	0.23
USD FREDDIE MAC 5.50000% 23-01.06.53	4,657,515.00	4,260,941.43	0.23
USD FREDDIE MAC 6.00000% 24-01.08.53	4,700,000.00	4,302,876.17	0.23
TOTAL USD		22,877,403.03	1.22
Total Mortgage Backed Securities, fixed rate		22,877,403.03	1.22
Notes, fixed rate			
USD			
USD ACADIA HEALTHCARE CO INC-144A 5.00000% 20-15.04.29	160,000.00	154,606.49	0.01
USD AES CORP-SUB 2.45000% 21-15.01.31	9,402,000.00	8,311,051.07	0.45
USD ALUDOSK INC 2.40000% 21-15.12.31	1,200,000.00	1,047,581.94	0.06
USD BLOCK INC 6.50000% 24-15.05.32	855,000.00	877,390.74	0.05
USD BMW US CAPITAL LLC-144A 2.55000% 21-01.04.31	1,100,000.00	978,098.84	0.05
USD BMW US CAPITAL LLC-144A 1.95000% 21-12.08.31	300,000.00	255,506.93	0.01
USD BON SECOURS MERCY HEALTH INC 3.46400% 20-01.06.30	305,000.00	292,164.97	0.02
USD BOSTON MEDICAL CENTER CORP 4.51900% 16-01.07.26	585,000.00	582,578.24	0.03

Multi Manager Access – Green, Social and Sustainable Bonds Annual report and audited financial statements as of 31 July 2025

53

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD		as a % of net assets
		Unrealized gain (loss) on Futures/ Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	Forward Contracts/ Swaps (Note 1)	
USD CHS/COMMUNITY HEALTH SYSTEMS INC-144A 5.62500% 20-15.03.27	310,000.00		310,487.94	0.02
USD CLEARWAY ENERGY OPERATING LLC-144A 3.75000% 21-15.02.31	510,000.00		465,506.76	0.02
USD COOPERATIVE RABOBANK UA-144A 1.00400% 20-24.09.26	1,700,000.00		1,490,327.17	0.09
USD EMPRESA NACIONAL DE TELECOMUNIC SA-144A 3.05000% 21-14.09.32	1,200,000.00		1,029,900.00	0.06
USD GOODMAN US FINANCE FIVE LLC-144A 4.62500% 22-04.05.32	2,800,000.00		2,729,724.12	0.15
USD IIA SUSTAINABLE INFRASTRUCTURE CAPITAL 6.75000% 25-15.07.35	900,000.00		906,977.02	0.05
USD IIA SUSTAINABLE INFRASTRUCTURE CAP INC 6.37500% 25-01.07.34	2,300,000.00		2,278,554.22	0.12
USD IAT HOLDINGS I LLC / II LLC-144A 3.75000% 20-15.09.30	1,700,000.00		1,545,082.74	0.08
USD IAT HOLDINGS I LLC-144A 8.00000% 23-15.06.27	783,000.00		810,963.28	0.04
USD IHST HOTELS & RESORTS LP 5.70000% 24-01.07.34	700,000.00		702,570.20	0.04
USD IHL FINANCE LTD-REG-S 8.75000% 25-24.07.28	760,000.00		771,777.50	0.04
USD INTESA SANPAOLO SPA-144A 7.20000% 23-28.11.33	2,800,000.00		3,149,637.46	0.17
USD INVERSIONES CMPC SA-144A 6.12500% 23-23.06.33	3,500,000.00		3,615,955.00	0.19
USD IOVA INC-144A 6.50000% 23-15.05.30	200,000.00		206,207.00	0.01
USD IPE PEET'S NV-144A 2.25000% 21-24.09.31	1,200,000.00		1,021,768.54	0.05
USD LEVI STRAUSS & CO-144A 3.50000% 21-01.03.31	1,200,000.00		1,098,574.80	0.06
USD MASS GENERAL BRIGHAM INC 3.19200% 20-01.07.49	1,095,000.00		744,614.54	0.04
USD MEDLINE BORROWER LP-144A 5.25000% 21-01.10.29	400,000.00		392,184.76	0.02
USD METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING-144A 4.40000% 22-30.06.27	2,195,000.00		2,197,584.84	0.12
USD NEW YORK STATE ELECTRIC & GAS CORP-144A 2.15000% 21-01.10.31	5,530,000.00		4,715,464.78	0.25
USD NEW YORK STATE ELECTRIC & GAS CORP-144A 5.85000% 23-15.08.33	2,000,000.00		2,097,526.24	0.11
USD NIAGARA MOHAWK POWER CORP-144A 1.96000% 20-27.06.30	8,000,000.00		7,051,440.32	0.38
USD NIAGARA MOHAWK POWER-144A 5.78300% 22-16.09.52	2,325,000.00		2,244,337.94	0.12
USD NXP BV / NXP FUNDING LLC / NXP USA 2.50000% 22-11.05.31	4,200,000.00		3,702,699.00	0.20
USD PELOUMONT OPERATING PARTNERSHIP LP 2.75000% 21-01.04.32	1,880,000.00		1,572,821.65	0.08
USD PENNYMAC FINANCIAL SERVICES INC-144A 7.12500% 24-15.11.30	280,000.00		288,623.44	0.02
USD PUBLIC SERVICE CO OF OKLAHOMA 2.20000% 21-15.08.31	2,700,000.00		2,338,273.14	0.13
USD SCENTRE GROUP TRUST I / 2-144A 4.37500% 20-28.05.30	4,400,000.00		4,352,223.26	0.23
USD SOLAR STAR FUNDING LLC-144A 5.37500% 13-30.06.35	2,000,000.00		1,399,475.13	0.06
USD WISCONSIN POWER AND LIGHT CO 5.37500% 24-30.03.34	1,400,000.00		1,431,526.14	0.08
USD XPLR INFRASTRUCTURE OPERATING PART-144A 7.25000% 23-15.01.29	305,000.00		311,040.11	0.02
USD ZI NORTH AMERICA CAPITAL INC-144A 6.75000% 24-23.04.30	300,000.00		285,483.93	0.02
TOTAL USD			69,961,112.19	3.75
Total Notes, fixed rate			69,961,112.19	3.75
Notes, floating rate				
USD				
USD BNP PARIBAS SA-144A 1.675%VAR 21-30.06.27	12,600,000.00		12,262,812.03	0.66
USD SANTANDER HOLDINGS USA INC 5.807%VAR 22-09.09.26	2,500,000.00		2,501,969.45	0.13
TOTAL USD			14,764,781.48	0.79
Total Notes, floating rate			14,764,781.48	0.79
Medium term notes, fixed rate				
AUD				
AUD ETSIA UTILITIES FINANCE PTY LTD-REG-S 5.68100% 25-27.03.35	1,500,000.00		989,861.43	0.05
AUD MIRVAC GROUP FINANCE LTD-REG-S 5.15000% 24-18.03.31	1,000,000.00		641,094.32	0.04
AUD VICINITY CENTRES TRUST-REG-S 4.92700% 22-02.06.28	1,500,000.00		980,821.77	0.05
AUD WORLEYPARSONS FINANCIAL SERVICES PTY LTD-REG-S 5.95000% 23-13.10.28	800,000.00		531,397.74	0.03
TOTAL AUD			3,143,175.26	0.17
USD				
USD SHRRAM FINANCE LTD-144A 6.62500% 24-22.04.27	1,300,000.00		1,321,786.05	0.07
TOTAL USD			1,321,786.05	0.07
Total Medium term notes, fixed rate			4,464,961.31	0.24
Bonds, fixed rate				
CAD				
CAD OTTAWA, CITY OF 2.50000% 20-11.05.51	1,800,000.00		857,849.63	0.04
CAD TORONTO CANADA 3.20000% 18-01.08.48	1,550,000.00		865,916.97	0.05
TOTAL CAD			1,723,766.60	0.09

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR			
EUR VMED O2 UK FINANCING I PLC-REG-S 5.62500% 25-15-04-32	1,300,000.00	1,524,113.29	0.08
TOTAL EUR		1,524,113.29	0.08

USD			
USD ANDREW W MELLON FOUNDATION THE 0.94700% 20-01-08-27	600,000.00	561,621.44	0.03
USD BETH ISRAEL LAHEY HEALTH INC 3.08000% 21-01-07-51	195,000.00	121,241.76	0.01
USD NEW YORK AND PRESBYTERIAN HOSPITAL 4.02400% 15-01-08-45	1,755,000.00	1,418,113.69	0.08
USD NORTHERN STATES POWER CO 4.50000% 22-01-06-52	1,050,000.00	885,676.02	0.05
USD SAEUSPREP/SSSP/JGPEP/USKREP/UBI144A 7.80000% 24-31-07-31	300,000.00	284,454.84	0.01
USD SCE RECOVERY FUNDING LLC 4.69700% 23-15-06-40	1,350,000.00	1,188,436.23	0.06
USD SOUTHWESTERN PUBLIC SERVICE 3.75000% 19-15-06-49	6,500,000.00	4,693,064.22	0.25
USD STANFORD HEALTH CARE 3.31000% 20-15-08-30	1,580,000.00	1,459,760.27	0.08
USD SUTTER HEALTH 5.53700% 25-15-08-35	475,000.00	487,110.27	0.03
USD TRUST FIBRA LIND-144A 7.37500% 24-13-02-34	1,300,000.00	1,341,665.00	0.07
USD UNIVERSITY OF SOUTHERN CALIFORNIA 2.94500% 21-01-10-51	1,160,000.00	744,411.29	0.04
TOTAL USD		13,225,555.03	0.71
Total Bonds, fixed rate		16,473,434.92	0.88

Bonds, floating rate

USD			
USD BPCE SA-144A 2.045%/VAR 21-19-10-27	7,335,000.00	7,098,363.80	0.38
TOTAL USD		7,098,363.80	0.38
Total Bonds, floating rate		7,098,363.80	0.38

Municipal Bonds, Fixed Rate

USD			
USD METROPOLITAN TRANSPORTATION AUTH 6.81400% 10-15-11-40	685,000.00	737,497.85	0.04
USD NEW YORK CITY OF 5.09400% 24-01-10-49	2,000,000.00	1,875,869.40	0.10
USD UNIVERSITY OF CALIFORNIA REVS 6.54800% 10-15-05-48	550,000.00	582,928.83	0.03
USD UNIVERSITY OF CALIFORNIA 4.76700% 15-15-05-2115	905,000.00	734,784.43	0.04
USD UNIVERSITY OF MICHIGAN 4.45400% 22-01-04-2122	1,825,000.00	1,435,690.81	0.08
TOTAL USD		5,366,771.32	0.29
Total Municipal Bonds, Fixed Rate		5,366,771.32	0.29
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		142,854,593.62	7.65

Other transferable securities

Equities

United States			
USD FARM CR BK TEX 7.75%-FRN SUB PERP USD '5'	1,005,000.00	1,042,687.50	0.06
TOTAL United States		1,042,687.50	0.06
Total Equities		1,042,687.50	0.06

Medium term notes, fixed rate

EUR			
EUR TERNA - RETE ELETTRICA NAZIONALE-REG-S 3.00000% 25-22-07-31	3,235,000.00	3,685,168.77	0.20
TOTAL EUR		3,685,168.77	0.20
Total Medium term notes, fixed rate		3,685,168.77	0.20

Municipal Bonds, Fixed Rate

USD			
USD COLORADO HEALTH FACILITIES AUTHORITY 4.48000% 20-01-12-40	550,000.00	465,913.25	0.02
USD UNITED NATIONS DEVELOPMENT CORP 6.53600% 25-01-08-55	1,450,000.00	1,509,116.65	0.08
TOTAL USD		1,975,029.90	0.10
Total Municipal Bonds, Fixed Rate		1,975,029.90	0.10
Total Other transferable securities		6,702,886.17	0.36

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Recently issued transferable securities and money market instruments			
Notes, fixed rate			
USD			
USD ACADIA HEALTHCARE CO INC-144A 7.37500% 25-15.03.33	150 000.00	154 439.55	0.01
USD GEN DIGITAL INC-144A 6.25000% 25-01.04.33	375 000.00	382 304.25	0.02
USD INULJET CORP-144A 6.50000% 25-01.04.33	150 000.00	154 188.60	0.01
USD STARWOOD PROPERTY TRUST INC-144A 6.50000% 25-15.10.30	1 500 000.00	1 543 969.50	0.08
TOTAL USD		2 234 901.90	0.12
Total Notes, fixed rate		2 234 901.90	0.12
Bonds, fixed rate			
USD			
USD BEACON MOBILITY CORP-144A 7.25000% 25-01.08.30	475 000.00	433 039.01	0.02
TOTAL USD		433 039.01	0.02
Total Bonds, fixed rate		433 039.01	0.02
Total Recently issued transferable securities and money market instruments		2 667 940.91	0.14

Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Treasury bills, zero coupon

EUR			
EUR FRANCE REPUBLIC OF-BTF-REG-S TB 0.00000% 23.07.25-29.10.25	12 390 000.00	14 114 382.06	0.76
TOTAL EUR		14 114 382.06	0.76
Total Treasury bills, zero coupon		14 114 382.06	0.76
Total Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		14 114 382.06	0.76

Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Options on interest rate swaps, classic-styled

USD			
USD GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS CALL 3.55500% 25-30.07.25	-500 000.00	-0.01	0.00
USD GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS PUT 3.90500% 25-30.07.25	-500 000.00	-0.01	0.00
USD GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS PUT 3.89300% 25-01.08.25	-500 000.00	-79.85	0.00
USD GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS CALL 3.54300% 25-01.08.25	-500 000.00	-0.01	0.00
USD GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS CALL 3.57000% 25-04.08.25	-500 000.00	-0.85	0.00
USD GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS PUT 3.92000% 25-04.08.25	-500 000.00	-194.84	0.00
USD MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS PUT 4.01500% 25-07.08.25	-400 000.00	-57.63	0.00
USD MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS CALL 3.66500% 25-07.08.25	-400 000.00	-64.85	0.00
USD MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS CALL 3.68300% 25-08.08.25	-500 000.00	-168.17	0.00
USD MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS PUT 4.03000% 25-08.08.25	-500 000.00	-71.35	0.00
USD MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS PUT 4.00000% 25-11.08.25	-400 000.00	-230.15	0.00
USD MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS CALL 3.65000% 25-11.08.25	-400 000.00	-158.83	0.00
USD MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS CALL 3.69500% 25-14.08.25	-400 000.00	-458.72	0.00
USD BANK OF AMERICA/SWAPTION IRS CALL 3.69900% 25-14.08.25	-400 000.00	-480.94	0.00
USD BANK OF AMERICA/SWAPTION IRS PUT 4.04900% 25-14.08.25	-400 000.00	-182.57	0.00
USD MORGAN STANLEY/SWAPTION IRS PUT 4.04500% 25-14.08.25	-400 000.00	-193.29	0.00
USD BANK OF AMERICA/SWAPTION IRS PUT 4.03800% 25-15.08.25	-900 000.00	-550.40	0.00
USD BANK OF AMERICA/SWAPTION IRS CALL 3.68800% 25-15.08.25	-900 000.00	-1 057.19	0.00
USD GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS PUT 4.01900% 25-25.08.25	-900 000.00	-1 554.32	0.00
USD GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS CALL 3.66900% 25-25.08.25	-900 000.00	-1 790.61	0.00
USD GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS PUT 3.99500% 25-29.08.25	-400 000.00	-1 011.08	0.00
USD GOLDMAN SACHS/SWAPTION IRS CALL 3.64500% 25-29.08.25	-400 000.00	-800.49	0.00
TOTAL USD		-9 106.16	0.00
Total Options on interest rate swaps, classic-styled		-9 106.16	0.00
Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		-9 106.16	0.00
Total investments in securities		1 789 950 062.67	95.91

Multi Manager Access – Green, Social and Sustainable Bonds Annual report and audited financial statements as of 31 July 2025

56

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets	
Derivative instruments				
Derivative instruments listed on an official stock exchange				
Financial Futures on bonds				
EUR	EURO ITP ITALY GOVERNMENT FUTURE 08.09.25	-24.00	5,345.05	0.00
EUR	EURO-BUND FUTURE 08.09.25	-607.00	930,015.55	0.05
EUR	EURO-BOBL FUTURE 08.09.25	-457.00	422,373.28	0.02
EUR	EURO-SCHATZ FUTURE 08.09.25	106.00	-33,832.90	0.00
EUR	EURO-BUDL FUTURE 08.09.25	-192.00	651,042.94	0.04
EUR	EURO-DAT FUTURE 08.09.25	-100.00	38,754.46	0.00
GBP	LONG GILT FUTURE 26.09.25	-14.00	-24,270.24	0.00
USD	US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 30.09.25	460.00	-138,045.88	-0.01
USD	US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 30.09.25	1,188.00	564,389.02	0.03
USD	US 10YR ULTRA NOTE FUTURE 19.09.25	155.00	45,602.06	0.00
USD	US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.09.25	-149.00	-47,656.05	0.00
USD	US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 19.09.25	175.00	429,383.00	0.02
USD	US LONG BOND FUTURE 19.09.25	61.00	226,843.38	0.01
CAD	CAN 10YR BOND FUTURE 18.09.25	30.00	-15,623.30	0.00
AUD	AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.09.25	12.00	673.72	0.00
TOTAL Financial Futures on bonds			3,054,994.09	0.16
Financial Futures on interest rates				
USD	3 MONTH SOFR FUTURE 14.09.27	3.00	2,400.00	0.00
TOTAL Financial Futures on interest rates			2,400.00	0.00
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange			3,057,394.09	0.16
Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market				
Swaps and forward swaps on interest rates				
USD	CITIGROUP INTEREST RATE SWAP TP PAY 1.750000% 22-15.06.32	-6,260,000.00	754,801.39	0.04
USD	CITIGROUP INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR O/N 22-15.06.32			
USD	CITIGROUP INTEREST RATE SWAP TP PAY 1.750000% 22-17.06.52	-5,200,000.00	1,998,470.50	0.11
USD	CITIGROUP INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR O/N 22-17.06.52			
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 3.700000% 24-28.03.34	-300,000.00	8,893.97	0.00
GBP	LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC SONIA O/N 24-28.03.34			
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 4.080000% 24-05.06.34	-700,000.00	-15,146.80	0.00
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOFR O/N 24-05.06.34			
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 3.994000% 24-03.07.34	-1,000,000.00	-15,221.61	0.00
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOFR O/N 24-03.07.34			
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 3.850000% 24-07.08.34	-700,000.00	2,628.92	0.00
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOFR O/N 24-07.08.34			
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 3.795000% 24-07.08.34	-290,000.00	2,453.21	0.00
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP REC SOFR O/N 24-07.08.34			
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP TP PAY 3.555000% 24-28.08.34	-1,000,000.00	28,329.64	0.00
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR O/N 24-28.08.34			
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP TP PAY 3.514000% 24-05.09.34	-780,000.00	24,661.41	0.00
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR O/N 24-05.09.34			
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC SOFR O/N 24-05.09.34	890,000.00	27,296.43	0.00
USD	LCH/INTEREST RATE SWAP TP PAY 3.525000% 24-05.09.34			
EUR	LCH/INTEREST RATE SWAP PAY TP 2.250000% 25-17.09.55	-4,500,000.00	622,033.34	0.04
EUR	LCH/INTEREST RATE TP SWAP REC 6M/E8 25-17.09.55			
USD	JPMORGAN INTEREST RATE SWAP PAY 4.060000% 25-18.06.55	-677,808.00	-427.69	0.00
USD	JPMORGAN INTEREST RATE SWAP REC SOFR 25-18.06.55			
EUR	LCH/INTEREST RATE SWAP TP REC 2.250000% 25-17.09.55	17,430,000.00	-211,299.13	-0.01
EUR	LCH/INTEREST RATE SWAP TP PAY 6M/E8 25-17.09.55			
TOTAL Swaps and forward swaps on interest rates			3,227,473.58	0.18
Credit default swaps*				
EUR	BNP/AMARKIT ITRX S43 V1 C/D PAY 5.000000% 25-20.06.30	-14,000,000.00	-1,662,737.92	-0.09
EUR	CIT/AMARKIT ITRX S43 V1 C/D PAY 5.000000% 25-20.06.30	-9,700,000.00	-1,152,039.84	-0.06
EUR	CIT/AMARKIT ITRX S43 V1 C/D PAY 5.000000% 25-20.06.30	-9,500,000.00	-1,128,286.44	-0.06
TOTAL Credit default swaps			-3,943,064.20	-0.21
Inflation Swap				
USD	LCH/US CPI INF PAYER 2.460000% 25-09.05.35	-3,520,000.00	9,250.91	0.00
USD	LCH/INF REC US CPI 25-09.05.35			
USD	MORGAN STANLEY/US CPI INF PAYER 2.360000% 25-09.05.55	-4,150,000.00	32,760.06	0.00
USD	MORGAN STANLEY/INF REC US CPI 25-09.05.55			
TOTAL Inflation Swap			42,010.97	0.00
Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market			-673,579.65	-0.03
Total Derivative instruments			2,383,814.44	0.13

* Positive nominal: the subfund is "Receiver", negative nominal: the subfund is "Payer".

Multi Manager Access – Green, Social and Sustainable Bonds Annual report and audited financial statements as of 31 July 2025

57

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Forward Foreign Exchange contracts			
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date			
USD	3 009 341.11	AJD 4 627 000.00 5.8.2025	30 247.16 0.00
USD	186 963 721.39	EUR 160 691 000.00 5.8.2025	3 044 837.33 0.16
USD	1 822 352.44	CAD 2 493 000.00 5.8.2025	19 162.68 0.00
USD	152 263.66	GBP 112 000.00 5.8.2025	4 048.46 0.00
EUR	1 238 702.00	JPY 208 807 525.00 5.8.2025	30 284.87 0.00
EUR	537 724.88	JPY 90 787 624.00 4.8.2025	12 192.94 0.00
EUR	2 447 000.00	USD 2 875 007.22 5.8.2025	-74 293.37 0.00
USD	228 051 358.83	EUR 194 095 744.62 4.8.2025	5 899 074.31 0.32
USD	228 807 377.94	EUR 194 842 708.71 4.8.2025	5 800 155.67 0.31
EUR	26 447 241.29	GBP 22 672 341.91 4.8.2025	266 746.35 0.02
EUR	14 056 354.03	AJD 25 271 410.07 5.8.2025	-182 797.37 -0.01
EUR	13 860 413.66	USD 16 361 000.00 4.8.2025	-497 063.54 -0.03
EUR	2 650 000.00	USD 3 128 340.90 5.8.2025	-95 283.40 -0.01
USD	1 329 538.79	EUR 1 130 000.00 6.8.2025	35 899.04 0.00
GBP	340 000.00	EUR 394 947.83 4.8.2025	-2 098.54 0.00
USD	6 100 000.00	EUR 5 170 339.81 4.8.2025	182 287.57 0.01
USD	789 691.52	EUR 672 438.26 4.8.2025	20 052.31 0.00
USD	1 523 947.77	EUR 1 293 000.00 4.8.2025	44 044.62 0.00
USD	363 151 452.53	EUR 308 020 000.00 6.8.2025	10 525 863.03 0.56
EUR	23 161.38	GBP 20 000.00 4.8.2025	42.36 0.00
EUR	5 955 000.00	USD 7 014 930.45 6.8.2025	-197 563.44 -0.01
USD	634 880.91	GBP 465 000.00 5.8.2025	19 523.16 0.00
EUR	5 200 000.00	USD 6 115 132.92 6.8.2025	-162 100.44 -0.01
EUR	707 000.00	USD 829 912.30 5.8.2025	-20 715.45 0.00
EUR	4 312 412.73	USD 5 058 000.00 4.8.2025	-122 228.01 -0.01
EUR	993 000.00	USD 1 166 078.31 5.8.2025	-29 540.16 0.00
EUR	430 000.00	USD 479 678.60 5.8.2025	-10 413.10 0.00
EUR	1 668 000.00	USD 1 951 532.64 5.8.2025	-42 423.24 0.00
USD	2 047 000.00	EUR 1 749 048.53 4.8.2025	45 126.50 0.00
EUR	3 821 470.10	CAD 6 092 000.00 5.8.2025	-32 486.98 0.00
JPY	417 717 409.00	USD 2 829 000.00 22.8.2025	-47 081.08 0.00
AJD	32 970 185.69	USD 21 490 000.00 22.8.2025	-254 695.91 -0.01
EUR	366 057 000.30	USD 427 000 000.00 22.8.2025	-7 473 989.94 -0.40
CHF	545 729 631.30	USD 683 900 000.00 22.8.2025	-10 172 572.16 -0.55
EUR	1 852 982.20	GBP 1 605 000.00 4.8.2025	-3 145.97 0.00
GBP	93 550 253.70	USD 125 780 000.00 22.8.2025	-1 956 874.42 -0.09
USD	800 000.00	GBP 590 914.83 22.8.2025	17 865.07 0.00
GBP	2 019 000.00	EUR 2 326 533.53 4.8.2025	9 009.70 0.00
USD	700 000.00	GBP 516 874.09 22.8.2025	15 865.40 0.00
USD	2 777 552.90	EUR 2 356 000.00 29.8.2025	76 166.11 0.00
AJD	25 271 410.07	EUR 14 124 987.18 5.8.2025	104 243.29 0.01
EUR	14 105 875.84	AJD 25 271 410.07 2.9.2025	-103 646.08 -0.01
EUR	1 899 471.34	USD 2 200 000.00 22.8.2025	-23 077.74 0.00
EUR	194 017 396.14	USD 224 673 890.89 4.8.2025	-2 611 280.13 -0.14
USD	225 110 041.99	EUR 194 017 396.14 2.9.2025	2 619 924.93 0.14
USD	100 000.00	JPY 14 818 080.00 22.8.2025	1 314.39 0.00
USD	1 598 879.76	GBP 1 200 000.00 29.8.2025	10 445.17 0.00
USD	946 095.14	CAD 1 300 000.00 29.8.2025	4 523.29 0.00
USD	245 152 941.60	EUR 212 000 000.00 29.8.2025	2 073 544.97 0.11
USD	3 177 730.36	DKK 20 500 000.00 29.8.2025	27 031.75 0.00
USD	2 700 000.00	EUR 2 336 614.60 4.8.2025	25 627.76 0.00
EUR	4 154 699.90	USD 4 800 000.00 4.8.2025	-44 738.23 0.00
GBP	577 000.00	USD 770 929.70 5.8.2025	-7 356.75 0.00
USD	771 139.73	GBP 577 000.00 2.9.2025	7 351.71 0.00
USD	175 844 480.04	EUR 151 816 000.00 2.9.2025	1 748 959.31 0.09
EUR	151 816 000.00	USD 175 517 513.92 5.8.2025	-1 756 511.11 -0.08
USD	900 065.26	AJD 1 388 000.00 2.9.2025	5 925.39 0.00
AJD	1 388 000.00	USD 899 604.44 5.8.2025	-5 940.64 0.00
USD	2 100 692.32	AJD 3 239 000.00 2.9.2025	14 151.23 0.00
AJD	3 239 000.00	USD 2 099 616.97 5.8.2025	-14 186.82 0.00
USD	660 000.00	EUR 575 540.97 4.8.2025	1 264.58 0.00
CAD	2 493 000.00	USD 1 808 193.26 5.8.2025	-5 003.50 0.00
USD	1 810 693.80	CAD 2 493 000.00 2.9.2025	4 863.64 0.00
USD	254 649.31	EUR 221 650.33 29.8.2025	504.84 0.00
EUR	25 568 702.54	GBP 22 118 275.17 2.9.2025	42 526.62 0.00
EUR	3 821 470.10	CAD 6 051 861.19 2.9.2025	-1 441.52 0.00
USD	204 834 802.61	EUR 179 206 828.34 2.9.2025	-671 244.83 -0.04
USD	1 580 000.00	EUR 1 381 980.44 2.9.2025	-4 790.83 0.00

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets		
Forward Foreign Exchange contracts (Continued)					
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date					
USD	1 720 453.50	EUR 1 500 000.00	5.9.2025	-243.33	0.00
USD	481 643.40	EUR 420 000.00	2.9.2025	6.95	0.00
USD	5 940 483.52	EUR 5 183 684.73	2.9.2025	-3 924.29	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts				6 159 951.64	0.33
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets				51 175 215.16*	2.74
Bank overdraft and other short-term liabilities				-2 040 503.01	-0.11
Other assets and liabilities				18 611 761.02	1.00
Total net assets				1 866 240 301.92	100.00

* As at 31 July 2025, cash at banks includes amounts which serve as collateral for the counterparty Bank of America for an amount of USD 91 564.00, BNP Paribas for an amount of USD 1 610 000.00 and Citibank for an amount of USD 2 348 000.00.

(2) 【2024年7月31日終了年度】

【貸借対照表】

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
純資産計算書

	2024年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	2,277,380,819.25	356,706,158
投資有価証券、未実現評価(損)益	(48,527,976.45)	(7,600,937)
投資有価証券合計(注1)	2,228,852,842.80	349,105,221
現金預金、要求払預金および預託金勘定	48,517,283.73 *	7,599,262
その他の流動資産(証拠金)	9,607,931.57	1,504,890
投資有価証券売却未収金(注1)	12,790.75	2,003
発行未収金	184,411.61	28,884
有価証券に係る未収利息	22,075,658.00	3,457,710
スワップに係る未実現利益(注1)	2,481,955.74	388,749
資産合計	2,311,732,874.20	362,086,720
負 債		
金融先物に係る未実現損失(注1)	(142,552.03)	(22,328)
先渡為替契約に係る未実現損失(注1)	(4,321,494.50)	(676,876)
当座借越	(2,608,202.70)	(408,523)
投資有価証券購入未払金(注1)	(10,132,253.89)	(1,587,015)
買戻未払金	(1,113,031.67)	(174,334)
定率報酬引当金(注2)	(1,056,857.54)	(165,536)
年次税引当金(注3)	(19,310.24)	(3,025)
その他の手数料および報酬に係る引当金(注2)	(27,660.27)	(4,332)
引当金合計	(1,103,828.05)	(172,893)
負債合計	(19,421,362.84)	(3,041,968)
期末現在純資産	2,292,311,511.36	359,044,752

* 2024年7月31日現在、97,389.00米ドルの現金が取引相手方であるバンク・オブ・アメリカに対する担保、6,840,663.00米ドルの現金が取引相手方であるパークレイズ・ロンドンに対する担保、1,558,224.00米ドルの現金が取引相手方であるJPモルガンに対する担保、10,821.00米ドルの現金がモルガン・スタンレーに対する担保および5,280,000.00米ドルの現金がステート・ストリートに対する担保となっている。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
運用計算書

自2023年8月1日 至2024年7月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	3,101,769.50	485,830
有価証券に係る利息	57,832,228.33	9,058,262
スワップに係る受取利息（注1）	1,100,942.85	172,441
貸付証券に係る純収益（注13）	903,821.66	141,566
収益合計	62,938,762.34	9,858,098
費 用		
スワップに係る支払利息（注1）	(615,365.04)	(96,385)
定率報酬（注2）	(12,469,977.52)	(1,953,173)
年次税（注3）	(224,980.87)	(35,239)
その他の手数料および報酬（注2）	(144,944.92)	(22,703)
当座借越に係る利息	(474,339.68)	(74,296)
費用合計	(13,929,608.03)	(2,181,795)
投資純（損）益	49,009,154.31	7,676,304
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(47,429,025.56)	(7,428,808)
オプションに係る実現（損）益	773,340.37	121,128
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る 実現（損）益	828,419.99	129,755
金融先物に係る実現（損）益	(11,549,928.47)	(1,809,065)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(49,372,976.58)	(7,733,289)
スワップに係る実現（損）益	2,065,220.52	323,475
外国為替に係る実現（損）益	2,201,990.53	344,898
実現（損）益合計	(102,482,959.20)	(16,051,906)
当期実現純（損）益	(53,473,804.89)	(8,375,602)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	99,908,992.82	15,648,746
オプションに係る未実現評価（損）益	(46,116.45)	(7,223)
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る 未実現評価（損）益	10,634,971.80	1,665,756
金融先物に係る未実現評価（損）益	3,538,879.00	554,295
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	26,607,484.50	4,167,530
スワップに係る未実現評価（損）益	(1,748,322.83)	(273,840)
未実現評価（損）益の変動合計	138,895,888.84	21,755,263
運用の結果による純資産の純増（減）	85,422,083.95	13,379,661

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マルチ・マネージャー・アクセス

財務書類に対する注記

2024年7月31日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産価格の計算

あらゆるサブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産価額ならびに投資証券1口当たり発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの基準通貨で表示され、サブ・ファンドに関連して別段の記載がない限り、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産全体をサブ・ファンドの当該投資証券クラスの流通している投資証券口数で除することにより毎営業日に計算される。

この場合の「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、ルクセンブルグにおける個々の法定外休業日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価できない日を除く。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、当該投資証券クラスに課される手数料を織り込んだ上で、各投資証券クラスの流通投資証券口数と当該サブ・ファンドの流通投資証券の総口数との比率に従って算定され、投資証券が発行または買い戻される毎に変動する。

b) 評価原則

- 現金（手元現金または預金のいずれか）、手形、要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに宣言済または前述のとおり発生済で未受領の利息は、その総額として評価されるが、このような価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、このような場合、その評価額は、その公正価値を反映するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- 証券取引所に上場している有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場している場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。
- 証券取引所では通常取引されないが、証券トレーダー間で流通市場が存在し、市場に従い価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場していないが、公認かつ公開の、定期的に運営される、規制を受ける別の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- 証券取引所に上場されず、別の規制ある市場でも取引されず、適切な価格を入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選定するその他の原則に従い、本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場していない派生商品（「店頭派生商品」）の評価は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の派生元である裏付商品の市場価格に基づいて本投資法人が認める計算方法により評価の妥当性を検証する。

- 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）および/または投資信託（以下「UCI」という。）の受益証券または株式は、最新の入手可能な純資産価額で評価される。UCITSおよび/またはUCIの受益証券または株式の一部は、投資先の投資信託の投資マネージャーまたは投資アドバイザーから独立した立場にある信頼に値する価格提供会社によって提供される見積評価額に基づき評価されることがある（見積評価額）。
- 短期金融商品は、取得価格（純額）および確定した利回りに基づき評価されるが、このような評価額が買戻価格に応じて次第に調整されることを条件とする。市況が大幅に変化する場合、異なる投資対象の評価額の基準を、新しい市場利回りに沿うように調整する。
- 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における為替相場の仲値で評価する。
- 定期預金および信託預金はその額面に経過利息を加えて評価する。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が二次的な独立の評価を提供する。計算はすべてのキャッシュフロー（流入と流出の双方）の時価（純額）を基準とする。特定の場合に、（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく）内部計算および/またはブローカーが算出する評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSの評価方針に基づき決定される。

異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、評価日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。

報酬および手数料ならびに投資先の投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用が入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化による影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（「シングル・スイング・プライシング」）。

投資証券は通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化による影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況に関しては取締役会が裁量権を有している。一般的なルールとして、希薄化調整を実行するための要件は関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に基づいている。取締役会は、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性があるかと判断する場合に希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は以下の場合に行われることがあるが、これらに限定されない。

（a）サブ・ファンドが継続的に下落している場合（すなわち買戻しによる純流出）。

- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを受けている場合。
- (c) サブ・ファンドの特定の評価日におけるポジションが正味申込みまたは正味買戻しになっている場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が判断するその他のあらゆる場合。

評価額の調整においては、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドに十分に見合う適切な数値であると取締役会が判断する金額が、サブ・ファンドが正味申込ポジションにある場合は1口当たり純資産価格に加算され、正味買戻ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格から控除される。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、()見積み財務費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分だけ(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および法域ではバイサイドおよびセルサイドが異なる手数料体系を有することがあるため、最終的な調整額が純流入と純流出とで異なることがある。ただし、調整は基本的に、当該時に適用される投資証券1口当たり純資産価格の最大2%を上限とする。例外的な状況(例えば、市場のボラティリティの上昇および/または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等)においては、これが実勢市場の状況を示すものであり、投資主の最大の利益であることを取締役会が正当化できるのであれば、取締役会は各サブ・ファンドおよび/または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。このような希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。投資主は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの純資産価額は個別に計算されるが、希薄化調整はパーセンテージで見ると各クラスの純資産価額に対して同一の影響を及ぼすことになる。希薄化調整はサブ・ファンドの水準において元本に対して適用されるもので、各個人投資家の取引における特定の状況に関連するものではない。

すべてのサブ・ファンドについて、スウィング・プライシング方法が適用されている。

会計年度末時点で純資産額へのスウィング・プライシング調整があった場合は、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産額の情報から見る事ができる。受益証券1口当たり発行および買戻価格が、調整後の純資産額を表している。

適用する場合、スウィング・プライシングの収益は、損益計算書の「その他の収益」として開示される。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

f) オプションの評価

規制ある市場で取引される未決済オプションは、決済価格または当該商品の入手可能な直近の市場価格で評価される。OTCオプションは、ブルームバーグ・オプション・プライサー・ファンクショナルリティーから入手した日足価格に基づき値洗いされ、第三者値付機関と照合される。オプションに係る実現損益およびオプションに係る未実現評価(損)益は、オプションに係る実現(損)益およびオプションに係る未実現評価(損)益の категорияに基づき、それぞれ運用計算書および純資産変動計算書に開示される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 結合財務書類

結合財務書類は、ユーロで表示される。本投資法人の2024年7月31日現在の結合純資産計算書、結合運用計算書および結合純資産変動計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2024年7月31日現在の結合財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1ユーロ = 1.082100米ドル

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」のポジションには、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」のポジションには、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引からの未収金および未払金は相殺される。

k) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

l) スワップ

本投資法人は、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされることを条件に、金利スワップ契約、金利スワップションおよびクレジット・デフォルト・スワップに係る金利先渡契約を締結することができる。

未実現(損)益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価(損)益」として反映されている。未実現(損)益は、未払または未収の経過利息を含む。

手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現(損)益」として記録される。

注2 - 報酬および費用

本投資法人および、さらに具体的には、その異なるクラスの投資証券クラスは、以下の表に記載されるとおり、該当する投資証券クラスに帰属する平均純資産に基づき計算され、毎月支払われる、月額定率報酬(以下「定率報酬」という。)を負担する。

マルチ・マネージャー・アクセス	上限定率報酬(年率)	実効定率報酬(年率)
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド F - a c c	0.90%	0.53%
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド F - a c c 円ヘッジ	0.90%	0.55%

上記の表に従い、上限定率報酬は本投資法人、各サブ・ファンドおよびクラスの以下の報酬、コストおよび費用をカバーする。

- 保管受託銀行の報酬、コストおよび費用。
- 管理事務代行会社の報酬、コストおよび費用。
- 管理会社の報酬、コストおよび費用。
- 投資運用会社および為替マネージャーの報酬、コストおよび費用。
- ポートフォリオ・マネージャーおよびその委託先(複数の場合あり)の固定報酬、コストおよび費用(一切のパフォーマンス報酬は除く。)
- 本投資法人の投資証券に関する販売活動における報酬、コストおよび費用。(外国の管轄当局に対して本投資法人の登録を維持するために発生するコストおよび報酬を含む。)

特定のポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオ・マネージャーおよび/またはその関連会社の名義で設立され、その管理下にあり、ブローカーまたはその他の第三者のリサーチ機関から投資リサーチ・サービスを購入する目的で使用される、リサーチ支払口座(以下「リサーチ支払口座」という。)を開設し維持する権限を有している。リサーチ支払口座は、リサーチ・チャージによって資金を調達し、その資産から支払われる。リサーチ・チャージは、ポートフォリオ・マネージャーと管理会社の間で毎年書面により合意される、リサーチ予算を参照して算出された年間最大限度額に従うものとする。投資主は、その請求により、管理会社から、リサーチ予算の額およびリサーチ費用の概算額に関する情報を入手することができる。

本投資法人の運用費用および管理事務費用

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む(これらに限らない。)あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

- 本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税(適用ある年次税を含む。)
- 本投資法人のポートフォリオに組み込まれた有価証券その他の資産(派生商品を含む。)に関する取引に課される通常の銀行手数料(かかる手数料は、取得価格に加算され、売却価格からは減額される。)
- 本投資法人が適正に負担する手数料、費用およびあらゆる合理的な立替費用

- 投資主の利益のために行為するに際し本投資法人、管理会社、投資運用会社またはポートフォリオ・マネージャーが負担する法務手数料および費用（疑義を避けるために付言すると、本投資法人またはそのいずれかのサブ・ファンドの組織再編に関する一切の法務手数料および費用を含む。）
- 年次報告書および半期報告書ならびに適用ある法令に基づき必要なその他の報告書および文書を投資主（投資証券の実質的保有者を含む。）の利益に適う言語において作成し配布（印刷は含まない。）するためのコスト
- 投資主に対する通知作成コストおよび本投資法人の資産管理に関するあらゆる取引コスト（ブローカーの通常の手数料、報酬、租税等）
- ルクセンブルグ内外における本投資法人の承認および監督に関する手数料およびコスト
- 定款、英文販売目論見書、KID ならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書（本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関（各国の証券業協会を含む。）に対する登録届出書、目論見書および説明覚書等）を必要な言語によって作成および/または提出し、印刷するコストおよび費用
- 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用
- 証券取引所または規制ある市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト
- 監査における手数料、コストおよび費用（監査人の報酬および費用を含む。）
- KIDの作成、翻訳および監督機関への提出に関する手数料および費用
- 取締役会に支払われる報酬、コストおよび費用（取締役会に係る合理的な立替費用、保険補償および合理的な旅行費用ならびに取締役会の報酬を含む。）
- 登録、報告、救済請求、回収または外国源泉徴収税の免除に関連して、サブ・ファンドに課される可能性のある手数料、コストおよび費用

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に比例して、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

各々の投資方針に従い、他のUCIまたはUCITSに投資するサブ・ファンドにおいて、手数料が、サブ・ファンドのレベルおよび関連する投資先の投資信託で発生する可能性がある。運用資産を投資する投資先の投資信託の運用報酬の上限は、あらゆる助言報酬を考慮し、3%を上限とする。投資運用会社自身または投資運用会社に関連するその他の会社が直接的または間接的に、または実質的に直接もしくは間接的保有により運用するファンドの受益証券に投資する場合、投資を行うサブ・ファンドは、投資先投資信託の発行または買戻し手数料の一切を課せられないことがある。

サブ・ファンドの費用（または継続費用）の詳細は、KIDsで確認することができる。

新しいサブ・ファンドの設定に伴う費用は、該当するサブ・ファンドのみにおいて最大5年間の期間にわたり償却される。

本投資法人の投資証券の販売業務に関連して、投資運用会社が受領し販売会社に支払われる料金、費用および経費、ならびに販売会社が受領し副販売会社および本投資法人の投資証券の販売に関連する仲介業者に支払われる料金、費用および経費は、かかる費用の受領および保有に適用ある法のおよび規制上の制限および条件に適合するものとする。適用ある法のおよび規制上の制限および条件に従い、販売会社は本投資法人の販売業務を対象として還付金を支払うことができる。

注3 - 年次税

本投資法人は、毎四半期末に支払われるルクセンブルグ大公国の「年次税」の対象となっている。当該税金は、毎四半期末に各クラスの純資産総額に基づき計算される。当該税金は、年率0.05%の料率で純資産総額に課せられる。クラスF投資証券のような機関投資家に対して留保されるクラスに関して、料率は年率0.01%に減額される。0.01%の軽減税率の恩恵を受ける条件が満たされなくなった場合、すべてのクラスF投資証券は年率0.05%の税率で課税される可能性がある。

既に年次税を支払っているルクセンブルグの他の投資信託において保有されている投資証券に表章される純資産については、年次税は課されない。

注4 - 分配方針

各サブ・ファンドの投資主総会は、本投資法人の取締役会の提案に従い、かつ各サブ・ファンドの年次決算後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の特別分配金を支払うかを決定する。分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が法律に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。

取締役会は、中間配当を支払う権限および分配金の支払いを中止する権限を有する。

注5 - 金融先物、オプションおよびスワップ契約

2024年7月31日現在、サブ・ファンドごとの金融先物、オプションおよびスワップ契約ならびに関連する通貨は、以下のように要約される。

a) 金融先物

マルチ・マネージャー・アクセス	債券に係る金融先物 (購入)	債券に係る金融先物 (売却)
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	327,787,837.54米ドル	343,503,215.89米ドル
マルチ・マネージャー・アクセス	指数に係る金融先物 (購入)	指数に係る金融先物 (売却)
- 該当なし		

債券または通貨に係る金融先物契約(もしあれば)は、当該金融先物の時価(契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格)に基づき計算される。

b) オプション

マルチ・マネージャー・アクセス	従来型金利スワップに係るオプション (売却)
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	6,614,318.75米ドル

c) スワップ

マルチ・マネージャー・アクセス	金利に係るスワップおよび フォワード・スワップ (購入)	金利に係るスワップおよび フォワード・スワップ (売却)
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	20,783,955.00米ドル	26,813,400.00米ドル

注6 - ポートフォリオ回転率(PTR)

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻し合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中の平均純資産

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

マルチ・マネージャー・アクセス	PTR
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	46.16%

注7 - 総費用比率（TER）

この比率は、スイス資産運用協会（AMAS）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12か月におけるTER

マルチ・マネージャー・アクセス	総経費率（TER）
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド F - a c c	0.56%
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド F - a c c 円ヘッジ	0.58%

運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のTERについては、年率換算されている。

取引費用、金利コスト、貸付証券コストおよび為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、TERに含まれない。

注8 - 取引費用

取引費用には、期中に発生した売買委託手数料、印紙税、地方税およびその他海外での費用が含まれる。取引手数料は、購入および売却証券の費用に含まれる。

2024年7月31日に終了した会計年度に、ファンドは、投資有価証券の購入売却および類似取引に関する取引費用を、以下のように負担した。

マルチ・マネージャー・アクセス	取引費用
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	160,528.73米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注9 - その他のUCITSおよび/またはUCIへの投資

2024年7月31日現在、マルチ・マネージャー・アクセスは、その他のUCITSおよび/またはUCI（以下「対象ファンド」という。）への投資を有している。報酬はサブ・ファンドおよび対象ファンドの両段階で生じる可能性がある。対象ファンドに課せられる管理報酬の割合の最大値は、以下のとおりである。

投資ファンド	管理報酬
SPDR S&P 500 ETP TRUST-S1	0.09%

管理報酬は、不動産ファンドの保有高には適用されない。

注10 - デフォルト証券

債券がデフォルト(英文目論見書に規定されているクーポン/元本の支払いが行われていない)に陥っているが、相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待されるため、債券はポートフォリオに保持されている。

さらに、相場価格が存在しない過去にデフォルトとなった証券も存在する。これらの証券はファンドによって全額償却されている。サブ・ファンドに今もなお生じる可能性のあるリターン(すなわち配当)を配分する管理会社によって監視されている。それらはポートフォリオ中に表示されず、この注記において別個に表示されている。

マルチ・マネージャー・アクセス - 該当なし

投資証券	通貨	口数

注11 - 後発事象

期末後において、財務書類の修正または開示を必要とする事象は発生していない。

注12 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人および保管受託銀行との間のすべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および/または保管受託銀行は、本投資法人の投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服することを選択することができる。

当財務書類については英語版が公認されたものであり、英語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人の投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資主に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳(すなわち、本投資法人によって承認されたもの)に自らが拘束されるものと認めることができる。

注13 - OTC派生商品および貸付有価証券

本投資法人がOTC(店頭)取引を締結する場合、OTC相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下でOTC相手先が義務を果たさない(または履行できない)というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされる。OTC相手方、保管受託銀行またはサブ・カस्टディアン/コルレス銀行のネットワーク内での破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は第三者に組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付有価証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた有価証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

OTC派生商品*

担保が設定されていないOTC派生商品を保有する以下のサブ・ファンドは、代わりに証拠金勘定を有する。

サブ・ファンド

取引相手方	未実現(損)益	受領担保
マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド		
バンク・オブ・アメリカ	77,917.21 米ドル	0.00 米ドル
バークレイズ	-7,014,507.35 米ドル	0.00 米ドル
BNPパリバ	-262,839.39 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	2,535,153.52 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	-137,783.80 米ドル	0.00 米ドル
JPモルガン	-1,729,840.37 米ドル	0.00 米ドル
LCHグループ・ホールディングス	-53,197.78 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	-10,403.40 米ドル	0.00 米ドル
ソシエテ・ジェネラル	16,361.61 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	-943.83 米ドル	0.00 米ドル
UBSヨーロッパSE	4,612,813.09 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付有価証券

マルチ・マネージャー・アクセス - グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド	2024年7月31日現在の貸付有価証券 からの取引相手方エクスポージャー*		2024年7月31日現在の 担保の内訳(%)		
	貸付有価証券の 時価	担保 (ユービーエス・ スイス・エイ・ジー)	株式	債券	現金
	418,184,592.83 米ドル	450,608,698.12 米ドル	68.04	31.96	0.00

* 取引相手方エクスポージャーの価格および為替レートの情報は、2024年7月31日に証券貸付業者から直接入手されるため、2024年7月31日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なる場合がある。

マルチ・マネージャー・アクセス
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・
ボンド
(米ドル)

貸付証券収益	1,506,369.43
貸付証券コスト [*]	
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	451,910.83 米ドル
U B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店	150,636.94 米ドル
純貸付証券収益	903,821.66 米ドル

* 総収益の30%は証券貸付サービス提供者を務めるユービーエス・スイス・エイ・ジーが費用/報酬として受領し、10%は証券貸付業者を務めるU B S ヨーロッパ S E ルクセンブルグ支店が受領する。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.7.2024
Investments in securities, cost	2 277 380 819.25
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-48 527 976.45
Total investments in securities (Note 1)	2 228 852 842.80
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	48 517 283.73*
Other liquid assets (Margins)	9 607 931.57
Receivable on securities sales (Note 1)	12 790.75
Receivable on subscriptions	184 411.61
Interest receivable on securities	22 075 658.00
Unrealized gain on swaps (Note 1)	2 481 955.74
TOTAL Assets	2 311 732 874.20
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-142 552.03
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-4 321 494.50
Bank overdraft	-2 608 202.70
Payable on securities purchases (Note 1)	-10 132 253.89
Payable on redemptions	-1 113 031.67
Provisions for flat fee (Note 2)	-1 056 857.54
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-19 310.24
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-27 660.27
Total provisions	-1 103 828.05
TOTAL Liabilities	-19 421 362.84
Net assets at the end of the financial year	2 292 311 511.36

* As at 31 July 2024, cash amounts serves as collateral for the counterparty Bank of America for an amount of USD 97 389.00, Barclays London for an amount of USD 6 840 663.00, JP Morgan for an amount of USD 1 558 224.00, Morgan Stanley for an amount of USD 10 821.00 and State Street for an amount of USD 5 280 000.00.

Statement of Operations

	USD
Income	1.8.2023-31.7.2024
Interest on liquid assets	3 101 769.50
Interest on securities	57 832 228.33
Interest received on swaps (Note 1)	1 100 942.85
Net income on securities lending (Note 13)	903 821.66
TOTAL income	62 938 762.34
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-615 365.04
Flat fee (Note 2)	-12 469 977.52
Taxe d'abonnement (Note 3)	-224 980.87
Other commissions and fees (Note 2)	-144 944.92
Interest on bank overdraft	-474 339.68
TOTAL expenses	-13 929 608.03
Net income (loss) on investments	49 009 154.31
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-47 429 025.56
Realized gain (loss) on options	773 340.37
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	828 419.99
Realized gain (loss) on financial futures	-11 549 928.47
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-49 372 976.58
Realized gain (loss) on swaps	2 065 220.52
Realized gain (loss) on foreign exchange	2 201 990.53
TOTAL realized gain (loss)	-102 482 959.20
Net realized gain (loss) of the financial year	-53 473 804.89
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	99 908 992.82
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-46 116.45
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	10 634 971.80
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	3 538 879.00
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	26 607 484.50
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-1 748 322.83
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	138 895 888.84
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	85 422 083.95

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The Net Asset Value and the issue and redemption price per share in any subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or share class concerned and are – unless stated otherwise in relation to a subfund – calculated on every day of business by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of outstanding shares in the particular share class of the subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which a subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the Net Asset Value which is attributable to each respective share class of a subfund is determined, taking into account the commission charged to that share class, by the ratio of the outstanding shares in each share class to the total number of outstanding shares in the subfund, and will change each time shares are issued or redeemed.

b) Valuation principles

- The value of any cash – either in hand or on deposit as well as bills and demand notes and accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued as aforesaid and not yet received is deemed to be the full amount thereof, unless in any case the same is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof is arrived at after making such discount as may be considered appropriate in such case to reflect the true value thereof.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last known market prices. If the same security, derivative or other investment is quoted on several stock exchanges, the last available quotation on the stock exchange that represents the major market for this investment will apply.
- In the case of securities, derivatives and other investments little traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments that are not listed on a stock exchange, but which are traded on another regulated market which is recognised, open to the public and operates in a due and orderly fashion, are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed at a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, will be

valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.

- The valuation of derivatives that are not listed on a stock exchange (OTC derivatives) is made by reference to independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation price obtained will be verified by employing methods of calculation recognised by the Company, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative is derived.
- Units or shares of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) will be valued at their last net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCIs may be valued based on an estimate of the value provided by a reliable price provider independent from the target fund’s investment manager or investment adviser (Estimated Pricing).
- For money market instruments, the valuation price will be gradually adjusted to the redemption price, based on the net acquisition price and retaining the ensuing yield. In the event of a significant change in market conditions, the basis for the valuation of different investments will be brought into line with the new market yields.
- Securities, money market instruments, derivatives and other investments that are denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and which are not hedged by means of currency transactions are valued at the middle currency rate (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Time deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swap transactions is calculated by an external service provider, and a second independent valuation is made available by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations based on models and market data available from Bloomberg and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

The Company is authorised to apply other generally recognised and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the above-mentioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be valid for subsequent issues and redemptions of shares.

The actual costs of purchasing or selling assets and investments for a subfund may deviate from the latest available price or net asset value used, as appropriate, in calculating the net asset value per share due to duties and charges and spreads from buying and selling prices of the underlying investments. These costs have an adverse effect on the value of a subfund and are known as “dilution”. To mitigate the

effects of dilution, the Board of Directors may, at its discretion, make a dilution adjustment to the net asset value per share ("Swing Pricing").

Shares will in principle be issued and redeemed on the basis of a single price, i.e., the net asset value per share. However – to mitigate the effect of dilution – the net asset value per share will be adjusted on any valuation date in the manner set out below depending on whether or not a subfund is in a net subscription position or in a net redemption position on such valuation date. Where there is no dealing on a subfund or share class of a subfund on any valuation date, the applicable price will be the unadjusted net asset value per share. The Board of Directors retains the discretion in relation to the circumstances under which to make such a dilution adjustment. As a general rule, the requirement to make a dilution adjustment will depend upon the volume of subscriptions or redemptions of shares in the relevant subfund. The Board of Directors may make a dilution adjustment if, in its opinion, the existing shareholders (in case of subscriptions) or remaining shareholders (in case of redemptions) might otherwise be adversely affected. In particular, the dilution adjustment may be made where, for example but without limitation:

- (a) a subfund is in continual decline (i.e. is experiencing a net outflow of redemptions);
- (b) a subfund is experiencing large levels of net subscriptions relevant to its size;
- (c) a subfund is experiencing a net subscription position or a net redemption position on any valuation date; or
- (d) in any other case where the Board of Directors is of the opinion that the interests of shareholders require the imposition of a dilution adjustment.

The dilution adjustment will involve adding to, when the subfund is in a net subscription position, and deducting from, when the subfund is in a net redemption position, the net asset value per share such figure as the Board of Directors considers represents an appropriate figure to meet duties and charges and spreads. In particular, the net asset value per share of the relevant subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount which reflects (i) the estimated fiscal charges, (ii) dealing costs that may be incurred by the subfund and (iii) the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests. As certain stock markets and jurisdictions may have different charging structures on the buy and sell sides, the resulting adjustment may be different for net inflows than for net outflows. Adjustments will however generally be limited to a maximum of 2% of the then applicable net asset value per share. The Board of Directors may decide, in respect of any subfund and/or valuation date, to apply on a temporary basis a dilution adjustment greater than 2% of the then applicable net asset value per share in exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, exceptional market conditions, market disruptions, etc.) where the Board of Directors can justify that this is representative of prevailing market conditions and that this is in the best interests of shareholders. Such dilution adjustment is calculated in conformity with the procedures established by the Board of Directors. Shareholders shall be notified at the introduction of

the temporary measures as well as at the end of the temporary measures via the usual communication channels.

The net asset value of each share class in the subfund will be calculated separately but any dilution adjustment will in percentage terms affect the net asset value of each share class in an identical manner. The dilution adjustment will be applied on the capital activity at the level of the subfund and will not address the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the swing pricing methodology is applied.

If there were swing pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the Three year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per share/unit represents the adjusted net asset value.

When applicable, the swing pricing income is disclosed under the caption "Other income" in the statement of operations.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Valuation of options

Outstanding options traded on a regulated market are valued on the settlement price or the last available market price of the instruments. OTC options are marked to market based upon daily prices obtained from Bloomberg option pricer functionality and checked against third party pricing agents. The realized gains or losses on options and the change in unrealized appreciation or depreciation on options are disclosed in the statement of operations and in the statement of changes in net assets respectively under the category realized gains (losses) on options and Unrealized appreciation (depreciation) on options.

g) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at

the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

h) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction day.

i) Combined financial statements

The combined financial statements of the Company are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets, combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets as of 31 July 2024 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund.

The following exchange rate was used for the conversion of the combined financial statements as of 31 July 2024:

Exchange rate

EUR 1 = USD	1.082100
-------------	----------

j) Receivable on securities sales, Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

l) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps". Unrealized profits and losses include accrued interests payable or receivable.

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

Note 2 – Fees and expenses

The Company and, more specifically, its different classes of shares, will bear a monthly flat fee calculated on the average net assets attributable to this share class and payable monthly (the "Flat Fee") as listed below:

Multi Manager Access	Maximum Flat Fee (per annum)	Effective Flat Fee (per annum)
– EMU Equities Sustainable F-acc	0.90%	0.70%
– EMU Equities Sustainable CHF-hedged F-acc	0.90%	0.73%
– EMU Equities Sustainable GBP-hedged F-acc	0.90%	0.73%
– EMU Equities Sustainable USD-hedged F-acc	0.90%	0.73%
– EMU Equities Sustainable F-UKdist	0.90%	0.70%
– European Equities F-acc	0.90%	0.83%
– Green, Social and Sustainable Bonds F-acc	0.90%	0.53%
– Green, Social and Sustainable Bonds AUD-hedged F-acc	0.90%	0.18%
– Green, Social and Sustainable Bonds CHF-hedged F-acc	0.90%	0.55%
– Green, Social and Sustainable Bonds EUR-hedged F-acc	0.90%	0.55%
– Green, Social and Sustainable Bonds GBP-hedged F-acc	0.90%	0.55%
– Green, Social and Sustainable Bonds JPY-hedged F-acc	0.90%	0.55%
– Green, Social and Sustainable Bonds CHF-hedged F-dist	0.90%	0.55%
– US Equities F-acc	1.30%	0.93%
– US Equities CHF-hedged F-acc	1.30%	0.93%
– US Equities EUR hedged F-acc	1.30%	0.96%
– US Equities GBP-hedged F-acc	1.30%	0.98%
– US Equities F-UKdist	1.30%	0.92%

In accordance with the table above, the Maximum Flat Fee covers the following fees, costs and expenses of the Company, each subfund and class:

- fees, costs and expenses of the Depositary;
- fees, costs and expenses of the Administrative Agent;
- fees, costs and expenses of the Management Company;
- fees, costs and expenses of the Investment Manager and the Currency Manager;
- fixed fees, costs and expenses of the Portfolio Manager and any delegate(s) of the Portfolio Manager (excluding any performance fee remuneration);
- fees, costs and expenses in relation to distribution activities relating to the shares of the Company (including the costs and fees incurred in maintaining registration of the Company in foreign countries with competent authorities).

Certain Portfolio Managers are authorised to open and maintain research payment accounts (each, a "Research Payment Account") established in the name of, and controlled by, the Portfolio Manager and/or its affiliates to be used for the purpose of purchasing investment research services from brokers or other third party research providers. The Research Payment Account will be funded by the research charge and payable out of the assets of the subfund. The research charge shall be subject to a maximum annual limit calculated by reference to the research budget agreed in writing between the Portfolio Manager and the Management Company on an annual basis. Shareholders may obtain information on the budgeted amount for research and the amount of the estimated research charge for each subfund from the Management Company upon request.

Operation and administration expenses of the Company

In addition to the fees, costs and expenses covered by the Flat Fee, the Company bears all expenses which are operational and administrative expenses, which will include but not be limited to:

- all taxes which may be due on the assets and the income of the Company (including the applicable subscription tax);
- usual banking fees due on transactions involving securities or other assets (including derivatives) held in the portfolio of the Company (such fees to be included in the acquisition price and to be deducted from the selling price);
- the fees, expenses and all reasonable out-of-pocket expenses properly incurred by the Company;
- legal fees and expenses incurred by the Company, the Management Company, the Investment Manager or the Portfolio Managers while acting in the interests of the shareholders (including, for the avoidance of doubt, any legal fees and expenses relating to any re-structuring of the Company or any of its subfund(s));
- the costs of preparing, in such languages as are necessary for the benefit of the shareholders (including the beneficial holders of the Shares), and distributing (but not printing) annual and semi-annual reports and such other reports or documents as may be required under applicable laws or regulations;
- the cost of preparing notices to the shareholders and all costs of transactions (broker's normal commission, fees, taxes, etc.) connected with administration of the Company's assets;
- charges and costs of approvals and supervision of the Company in Luxembourg and abroad;
- costs and expenses of printing of the Articles of Incorporation, Prospectus, KID(s) and annual and semi-annual reports and of preparing and/or filing and printing the Articles of Incorporation and all other documents concerning the Company (in such languages as are necessary), including registration statements, prospectuses and explanatory memoranda with all authorities (including local securities dealers' associations) having jurisdiction over the Company or the offering of shares of the Company;
- costs and expenses related to the publications of the net asset value and the publication of notices to investors;
- fees and expenses charged in connection with listing the Company's shares on any stock exchange or regulated market;
- fees and other costs for the payment of dividends to shareholders;
- audit fees, costs and expenses (including the fees and expenses of the Auditor);
- fees and expenses in relation to KID production, translation and filing to regulators;
- fees, costs and expenses payable to the Board of Directors (including reasonable out-of-pocket expenses, insurance cover, and reasonable travelling costs in connection with Board meetings as well as the remuneration of the Board of Directors);
- fees, costs and expenses may be charged to a subfund in connection with registering, reporting, claiming relief, recovery, or exemption from foreign withholding tax.

The Company may accrue in its accounts administrative and other expenses of a regular or recurring nature based on an estimated amount for yearly or other periods.

All costs which can be allocated accurately to individual subfunds and/or individual share classes will be charged to these subfunds and share classes. Costs pertaining to several or all subfunds or share classes will be charged to the subfunds or share classes concerned in proportion to their relative net asset values or on such other basis reasonably determined by the Company or the Management Company.

In the subfunds that may invest in Other UCI or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund and at that of the relevant target fund. The upper limit for management fees of the target fund in which the assets of such are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trail fees. In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company itself or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfund's making the investment may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

Details on the costs (or ongoing charges) of the subfunds can be found in the KIDs.

The costs involved in launching new subfunds will be written off over a period of up to five years in the respective subfunds only.

The fees, costs and expenses in relation to distribution activities received by the Management Company and paid to the distributor and by the distributor to the sub-distributors and any intermediary in relation to the distribution of shares of the Company will satisfy any legal and regulatory restrictions and conditions applicable to the reception and the retention of such fees. Subject to applicable legal and regulatory restrictions and conditions, the distributor may pay retrocessions to cover the distribution activities of the Company.

Note 3 – Taxe d'abonnement

The Company is subject to the Grand Duchy of Luxembourg's "taxe d'abonnement", which is payable at the end of every quarter. This tax is calculated on the total net assets of each class at the end of every quarter. The tax is levied at a rate of 0.05% p.a. of the total net assets. The rate is reduced to 0.01% p.a. in respect of classes reserved to institutional investors such as Class F shares. In the event that the conditions to benefit from the reduced 0.01% rate are no longer satisfied, all Class F shares may be taxed at the rate of 0.05% p.a.

The value of the assets represented by shares held in other Luxembourg undertakings for collective investment that already pay a taxe d'abonnement will be exempted from any taxe d'abonnement.

Note 4 – Distribution Policy

The general meeting of shareholders of the respective subfund shall decide, upon the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund and/or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum volume of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four months after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorised to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 5 – Commitments on Financial Futures, Options and Swaps

Commitments on Financial Futures, Options and Swaps per subfund and respective currency as of 31 July 2024 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
Multi Manager Access		
– Green, Social and Sustainable Bonds	327 787 837.54 USD	343 503 215.89 USD

	Financial Futures on indices (bought)	Financial Futures on indices (sold)
Multi Manager Access		
– EMU Equities Sustainable	6 514 340.00 EUR	- EUR
– US Equities	389 060.00 USD	- USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

	Options on interest rate swaps, classic-styled (sold)
Multi Manager Access	
– Green, Social and Sustainable Bonds	6 614 318.75 USD

c) Swaps

	Swaps and forward swaps on interest rates (bought)	Swaps and forward swaps on interest rates (sold)
Multi Manager Access		
– Green, Social and Sustainable Bonds	20 783 955.00 USD	26 813 400.00 USD

Note 6 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

Multi Manager Access	PTR
– EMU Equities Sustainable	46.75%
– European Equities	61.00%
– Green, Social and Sustainable Bonds	46.16%
– US Equities	508.60%

Note 7 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

Multi Manager Access	Total Expense Ratio (TER)
– EMU Equities Sustainable F-acc	0.73%
– EMU Equities Sustainable CHF-hedged F-acc	0.76%
– EMU Equities Sustainable GBP-hedged F-acc	0.76%
– EMU Equities Sustainable USD-hedged F-acc	0.75%
– EMU Equities Sustainable F-UKdist	0.73%
– European Equities F-acc	0.86%
– Green, Social and Sustainable Bonds F-acc	0.56%
– Green, Social and Sustainable Bonds AUD-hedged F-acc	0.58%
– Green, Social and Sustainable Bonds CHF-hedged F-acc	0.58%
– Green, Social and Sustainable Bonds EUR-hedged F-acc	0.58%
– Green, Social and Sustainable Bonds GBP-hedged F-acc	0.58%
– Green, Social and Sustainable Bonds JPY-hedged F-acc	0.58%
– Green, Social and Sustainable Bonds CHF-hedged F-dist	0.58%
– US Equities F-acc	0.95%
– US Equities CHF-hedged F-acc	0.96%
– US Equities EUR hedged F-acc	0.98%
– US Equities GBP-hedged F-acc	1.00%
– US Equities F-UKdist	0.95%

TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 8 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 July 2024, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

Multi Manager Access	Transaction costs
– EMU Equities Sustainable	2 299 444.68 EUR
– European Equities	326 170.74 EUR
– Green, Social and Sustainable Bonds	160 528.73 USD
– US Equities	1 214 104.68 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 9 – Investment in other UCITS and/or UCIs

As at 31 July 2024 Multi Manager Access has investments in other UCITS and/or UCIs (“target funds”). Fees may be incurred both at the level of the subfund and at the level of the target funds. The maximum proportion of management fees charged to the target funds are as follows:

Investment Fund	Management fees
SPDR S&P 500 ETF TRUST-S1	0.09%

Management fees are not applied to holdings in Real Estate funds.

Note 10 – Defaulted securities

In the event a bond is in default (hence not paying a coupon/principal as specified in the offering documents) but a pricing quote exists, a final payment is expected and the bond would therefore be kept in the portfolio.

Furthermore, there are securities that have defaulted in the past where no pricing quote exists. These securities have been fully written off by the fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

Multi Manager Access – US Equities

Shares	Currency	Number
COMMONWEALTH REIT	USD	75 000.00
FIRST HORIZON NATIONAL CORP-OR	USD	115 861.00

Note 11 – Subsequent event

There were no events after the year-end that require adjustment to or disclosure in the Financial Statements.

Note 12 – Applicable Law, Place of Performance and Authoritative Language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of Company shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognise approved translations (i.e. approved by the Company) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 13 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or can not meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depository in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depository or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch, acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable		
UBS Europe SE	5 514 626.04 EUR	0.00 EUR
Multi Manager Access – Green, Social and Sustainable Bonds		
Bank of America	77 917.21 USD	0.00 USD
Barclays	-7 014 507.35 USD	0.00 USD
BNP Paribas	-262 839.39 USD	0.00 USD
Citibank	2 535 153.52 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-137 783.80 USD	0.00 USD
JP Morgan	-1 729 840.37 USD	0.00 USD
LCH Group Holdings	-53 197.78 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-10 403.40 USD	0.00 USD
Societe Generale	16 361.61 USD	0.00 USD
State Street	-943.83 USD	0.00 USD
UBS Europe SE	4 612 813.09 USD	0.00 USD
Multi Manager Access – US Equities		
UBS Europe SE	427 757.66 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Securities Lending

	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 July 2024*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 July 2024		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
Multi Manager Access					
– EMU Equities Sustainable	152 971 251.48 EUR	162 471 266.20 EUR	21.26	78.74	0.00
– European Equities	16 540 548.73 EUR	18 402 903.81 EUR	21.26	78.74	0.00
– Green, Social and Sustainable Bonds	418 184 592.83 USD	450 608 698.12 USD	68.04	31.96	0.00
– US Equities	6 147 216.33 USD	6 290 646.68 USD	21.26	78.74	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 31 July 2024 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 31 July 2024.

	Multi Manager Access – EMU Equities Sustainable (EUR)	Multi Manager Access – European Equities (EUR)	Multi Manager Access – Green, Social and Sustainable Bonds (USD)	Multi Manager Access – US Equities (USD)
Securities Lending revenues	592 549.78	88 766.08	1 506 369.43	163 113.78
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	177 764.93 EUR	26 629.82 EUR	451 910.83 USD	48 934.13 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	59 254.98 EUR	8 876.61 EUR	150 636.94 USD	16 311.38 USD
Net Securities Lending revenues	355 529.87 EUR	53 259.65 EUR	903 821.66 USD	97 868.27 USD

* 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド)

(2025年10月末日現在)

		米ドル	千円 (d.および e.を除く。)
a. 資産総額		1,848,484,736.49	289,528,164
b. 負債総額		17,670,199.61	2,767,683
c. 純資産総額 (a. - b.)		1,830,814,536.88	286,760,481
d. 発行済投資証券総数	(クラスF - a c c 投資証券)	5,569,845.3090口	
	(クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券)	38,815口	
e. 1口当たり純資産価格	(クラスF - a c c 投資証券)	107.97	16,911円
	(クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券)	9,643円	

第6【販売及び買戻しの実績】

(グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド)

(クラスF - a c c 投資証券)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2022年7月末日に終了する会計年度末	9,992,394.1040 (240,685)	803,083.9110 (18,200)	9,189,310.1930 (222,485)
2023年7月末日に終了する会計年度末	811,666.4480 (7,030)	1,715,773.4340 (45,070)	8,285,203.2070 (184,445)
2024年7月末日に終了する会計年度末	938,445.1490 (22,890)	1,697,262.0150 (16,970)	7,526,386.3410 (190,365)
2025年7月末日に終了する会計年度末	633,678.8770 (7,770)	2,340,062.5030 (88,260)	5,820,002.7150 (109,875)

(クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2022年7月末日に終了する会計年度末	247,345 (247,345)	3,540 (3,540)	243,805 (243,805)
2023年7月末日に終了する会計年度末	11,770 (11,770)	15,660 (15,660)	239,915 (239,915)
2024年7月末日に終了する会計年度末	0 (0)	33,730 (33,730)	206,185 (206,185)
2025年7月末日に終了する会計年度末	750 (750)	163,355 (162,555)	43,580 (44,380)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡日を基準として算出している。一方、()の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下、同じ。

(注2) サブ・ファンドは2022年3月10日に設立され、サブ・ファンドのクラスF - a c c 投資証券は2022年3月10日に運用を開始し、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券は2022年5月13日に運用を開始した。

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】

投資信託制度の概要

(2025年3月付)

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(随時改正および補足済)
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法(随時改正および補足済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(随時改正および補足済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(随時改正および補足済)
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	指令2011/61/EU第4条第1項(a号)に記載される投資信託(その投資コンパートメントを含む。)であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 (a)多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 (b)指令2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体(現在はE Cが継承)
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(とりわけ、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルクの官報であるメモリアルA
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(指令2009/65/ECをルクセンブルク法に導入)。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R C S	ルクセンブルク大公国の商業および法人登記所 (Registre de Commerce et des Sociétés)
R E S A	ルクセンブルク大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 (Recueil Electronique des Sociétés et des Associations)
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託

UCITS

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルクにおける投資信託制度および統計

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2025年1月31日現在で契約型の規制UCI¹の数は1,124、その純資産総額は1兆318億4,400万ユーロ(187兆3,829億円)に達している²。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング(Pan-Holding)、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ(Selected Risks Investments)およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト(Commonwealth and European Investment Trust)があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド(United States Trust Investment Fund)である。2025年1月31日現在で、SICAV(変動資本を有する投資法人)型およびSICAR(リスク資本に投資する投資法人)型の規制UCIの数はそれぞれ1,785および178で、その純資産総額は、それぞれ4兆7,767億1,800万ユーロ(867兆4,520億円)および835億4,900万ユーロ(15兆1,725億円)に達している³。

2025年1月31日現在、ルクセンブルクのファンドが運用する純資産合計額は、5兆9,293億1,700万ユーロ(1,076兆7,640億円)に達している⁴。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年11月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=181.60円)による。

¹ この数字は、UCITS、UCIパート、SIFおよびSICARを含む。

² 最新の統計は、CSSFのウェブサイト(<https://www.cssf.lu/en/2025/02/net-assets-of-ucis/>)を参照のこと。

³ 同上。

⁴ 同上。

．ルクセンブルク投資信託の監督

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルク金融庁(以下「IML」という。)に付託され(IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。)、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルク中央銀行(以下「中央銀行」という。)となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会(CSSF)によって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

．ルクセンブルクの投資信託の形態

1．前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)(以下「1915年法」という。)ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

-
- ⁵ ルクセンブルクの投資信託制度は、特に欧州連合の法令に基づいており、かかる法律は、現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと(特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合)に留意されたい。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、指令85/611/EEC（以下「UCITS指令」という。）の規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日付の法律（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルクは、UCITS指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日付の法律（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルクは、2009年7月13日付指令2009/65/EC（以下「UCITS IV指令」という。）を実施した。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パート ファンドは、2011年1月1日以降、法律上当然に2010年法の適用を受けている。

2010年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され同日付で施行されたオルタナティブ投資ファンド管理者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正され、また最近、預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会指令2014/91/EU（以下「UCITS V指令」という。）をルクセンブルク法に導入した2016年5月10日法（2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日に施行された。）により改正された。

2010年法はさらに、2021年7月26日付メモリアルA561号に公告された、国境を越えた販売に関する指令（EU）2019/1160を置き換えた2021年7月21日法、および、2021年12月9日付メモリアルA845号に公告された、カバードボンドの発行に関する2021年12月8日法により改正された。

また、2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の管理会社による重要情報文書の使用に関する指令2009/65/ECを改正する2021年12月15日付欧州議会および理事会指令（EU）2021/2261を置き換える2022年メモリアルA82号に公告された2022年2月25日法ならびに2023年予算に関する2022年12月23日法により改正された。

2024年12月24日付メモリアルA2024第589号に公告された2010年法の直近の改正は、ルクセンブルクの投資信託に関するツールボックスの改善と最新化を目指して2024年12月20日法により導入された。⁶

⁶ 2024年12月20日法はフランス語で公表されている。2010年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下、この法律の統合版を「2007年法」という。）（2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった。）によりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。

また、2007年法は、2019年4月11日にメモリアル238号に公告された英国および北アイルランドの欧州連合離脱の際に金融セクターについて講じられるべき措置に関する2019年4月8日法によって改正され

た。2023年7月24日付メモリアルA 2023第442号に公告された2007年法の直近の改正は、2023年7月21日法(以下「2023年法」という。)により導入された。⁷

S I Fは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。S I Fは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってU C Iに区分されている。S I Fは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけC S S Fに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(随時改正および補足済)(以下「R A I F法」という。)は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のA I Fであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「R A I F」という。)を導入した。R A I Fは、A I F M Dの範囲内で認可されたA I F Mにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、R A I Fは、C S S Fによる事前の認可も継続的な(直接的)健全性監督も受けない。R A I Fは、C S S Fの監督に服することなく、S I F制度およびS I C A R制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

また、R A I F法は、2019年7月18日付メモリアル514号に公告された、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド(European Venture Capital fund、以下「E u V E C A」)規則、欧州社会起業家ファンド(European Social Entrepreneurship Funds、以下「E u S E F」)規則、M M F規則、欧州長期投資ファンド(European long-term investment fund、以下「E L T I F」)規則および証券化S T S規則の適切な適用のための規則を策定する2019年7月16日法によって改正された。2016年法の直近の改正は、2023年法により導入された。

⁷ 2023年7月21日法はフランス語で公表されている。2007年法および2016年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート U C I T S (以下「パート 」という。)
- パート その他のU C I (以下「パート 」という。)
- パート 外国のU C I (以下「パート 」という。)
- パート 管理会社(以下「パート 」という。)
- パート U C I T Sおよびその他のU C Iに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「U C I T S」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「U C I」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート ファンドは2013年法に定義されるA I Fとしての資格を有しているのに対し、U C I T Sは2013年法の範囲から除かれる。

2.1.2. 欧州連合(以下「E U」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンド(以下「パート ファンド」という。)は、欧州連合の他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のUCITS

b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS

d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

(a) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)

(b) 投資法人(investment companies)、これは

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳述される特徴に加え、2010年法の第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125 - 1条は、特定の特性を規定し、または、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付現在、この点においてCSSF規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託(「fonds commun de placement」)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および預託機関の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。)および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社の間確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

- ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。
 - 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
 - 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。
約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。
分配方針は約款の定めに従う。
主な要件は以下のとおりである。
 - F C P の純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
 - 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。
 - 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度計算されなければならない。パート が適用されるその他のすべての投資信託については、少なくとも1か月に1度計算されなければならない。ただし、C S S Fは、U C I T Sについては、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に1回に減らすことを許可することができ、パート が適用される「その他の投資信託」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。
 - 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 2010年法パート に基づくF C Pに関しては、管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合、受益証券の買戻しを一時停止することができる。いかなる場合も、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、特に、F C Pの活動および運営に関する法律、規則または合意において規定がないときは、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C Iに適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。

(2) UCITSは、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS IV指令の要件と同等であること。
- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02号において公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは以下の基準を遵守しなければならない。

- () その他のUCIは、UCITS指令第1条第(2)項(a)に従い、非流動性資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。
- () その他のUCIは、UCITS指令第50条第(1)項(e)()に従い、UCITS指令の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
- () ファンドの規則または設立文書において、UCITS指令第50条第(1)項(e)()条に従い、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。

- O T Cデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、U C I T Sの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
デリバティブ商品を利用するU C I T Sに適用される条件および制限について、C S S Fは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付C S S F通達11 / 512 (C S S F通達18 / 698により改正済) を発布した。C S S F通達11 / 512 (C S S F通達18 / 698により改正済) は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付C E S R / E S M Aガイドラインならびに2010年12月20日付C S S F規則10 - 4 (2022年7月27日付C S S F規則22 - 05により改正済) をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。C S S F通達11 / 512 (C S S F通達18 / 698により改正済) は、洗練されたU C I T Sと洗練されていないU C I T Sの従前の区別およびデリバティブ商品の利用に関連する差異に対処する。グローバル・エクスポージャーを計算する適切な方法を選択するに際し、管理会社は投資方針および投資戦略(金融デリバティブ商品の取扱いを含む。)に基づいて各U C I T Sのリスク特性を評価するものとする。
- (5) U C I T Sは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E Uもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) E U法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE U法が規定するのと同程度厳格とC S S Fが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - 4) C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、指令2013 / 34 / E Uに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) U C I T Sは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているU C I T Sは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T Sは、付随的流動資産を保有することもできる。⁸

⁸ かかる付随的流動資産の保有は、U C I T Sの純資産の20%までに制限されている。この20%の上限は、例外的な市場の悪化に起因して状況により必要な場合および投資者の利益に関して正当と認められる場合に、厳に必要な期間に限り一時的に違反することができる。

- (9) (a) U C I T Sは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなけ

ればならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的风险、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。

いかなる場合においても、UCITSは、UCITSの約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。

- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体のエクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせなければならない。

- 譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 預金および/または
- その資産の20%を超える同一発行体とのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、指令2009/65/ECおよび指令2014/59/EUを改正するカバードボンドの発行およびカバードボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会指令(EU)2019/2162(以下「指令(EU)2019/2162」という。)の第3条(1)に定義されるカバードボンド、およびその登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により2022年7月8日以前に発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、2022年7月8日以前のこれらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準を遵守した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)に送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

(b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

(c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書

において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。

- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一UCITSまたは2010年法第2条第2項の意味におけるその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コン

パートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。

(17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。⁹

(b) (a) にかかわらず、

- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。

⁹ 本項は、2010年法第50条(17)a)の記載を反映したものである。2010年法(改正済)に関するCSSFのFAQでは、CSSFはローンをUCITSの適格投資対象とみなさない旨明記されていることに留意されたい。

(18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a) は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
- 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産

フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年

次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。

(21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I (以下「ターゲット・ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
- ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- ターゲット・ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および/または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、概してUCITSの文脈において、特に以下の法的文が考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/CE (以下「指令2007/16」という。)を、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則 (以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。

CSSF通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCITS (および原則としてUCIも) が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されCSSF通達11/512 (これ自体もCSSF通達18/698により改正済) によって改正されたCSSF通達08/356

CSSF通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UCITS (UCI) のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってUCITS (UCI) のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- C S S F 通達08 / 380が2008年11月26日に発行され、これによりU C I T Sによる投資適格資産に関するC E S Rのガイドラインが規定され、U C I T Sによる投資適格資産に関する、C S S F 通達08 / 339 (C S S F 通達08 / 380により改正済) を通じて委員会により公表された2007年3月付の参照番号C E S R / 07 - 044のC E S Rのガイドラインを取り消し置き換えた。

C S S F 通達08 / 380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するU C I T Sによる投資適格資産についてのC E S Rのガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。C S S F 通達08 / 380は、U C I T S 指令第21条の規定を遵守する要件は、特に、U C I T S がレボまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はU C I T S のグローバル・エクスポージャーを計算する際に考慮されなければならないことを含意することを示している。

- 2011年7月1日時点の欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10 - 049 (改正済)
- 組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する指令2009 / 65 / E C を施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010 / 43 / E U を置き換える2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 4

2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 4は、2022年7月27日付C S S F 規則No.22 - 05により改正された。

- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る一定の規定に関する指令2009 / 65 / E C を施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010 / 44 / E U を置き換える、2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 5 (改正済)
- C S S F 規則10 - 4およびE S M Aによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するC S S Fによるさらなる明確化ならびにC S S F に対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および様式の定義に関する2011年5月30日付C S S F 通達11 / 512。

C S S F 通達11 / 512は、C S S F 通達18 / 698によって改正された。

- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F 通達12 / 540
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更があった場合の投資家保護に関連する2014年7月22日付C S S F 通達14 / 591
- E T Fおよびその他のU C I T Sに関するE S M Aガイドライン2014 / 937 (改定済) に言及する2014年9月30日付C S S F 通達14 / 592 (同通達は、C S S F 通達13 / 559により実施された、2012年公告の関連するE S M Aガイドライン (E S M A / 2012 / 832) を置き換えた。)。

C S S F 通達14 / 592は、主に、インデックス・トラッキングU C I T S、レバレッジU C I T Sおよび逆レバレッジU C I T S、証券貸付、レボ契約および逆レボ契約などの担保を利用するU C I T Sに関するものである。この点に関して、E U規則2015 / 2365 (改正済) も考慮されなければならない。

- 欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S Rのガイドライン (C E S R / 10 - 049) のレビューに関するE S M Aの意見に関する2014年12月2日付のC S S F 通達14 / 598
- 税務情報の自動交換および税務におけるマネー・ロンダリング防止の進展に関連する2015年3月27日付C S S F 通達15 / 609
- 新たなC S S Fへの月次報告に関連する2015年12月3日付C S S F 通達15 / 627
- C S S F 通達15 / 627は、C S S F 通達25 / 871によって改正された。

- 休眠口座または非稼働口座に関する2015年12月28日付C S S F 通達15 / 631
- 投資信託に関する2010年法パート の適用対象となるU C I T S の預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S (該当する場合) に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F 通達16 / 644。
- C S S F 通達16 / 644は、2018年 8月23日付C S S F 通達18 / 697によって改正された。
- ルクセンブルク法に準拠する投資ファンド運用者の認可および組織化に関する2018年 8月23日付C S S F 通達18 / 698
- 証券 (E S M A) および銀行 (E B A) セクターの苦情処理に関する2018年10月 4日付ガイドラインの採択に関する2019年 4月30日付C S S F 通達19 / 718
- 資産担保コマーシャル・ペーパー (A B C P) 証券化および非 A B C P 証券化のための S T S (簡素で、透明性が高く、標準化された) 基準に関する欧州銀行監督局 (E B A) ガイドラインの施行に関する2019年 5月15日付C S S F 通達19 / 719
C S S F 通達19 / 719は、C S S F 通達24 / 868によって改正された。
- オープン・エンド型投資信託の流動化リスク管理についての証券監督者国際機構 (I O S C O) の提言に関する2019年12月20日付C S S F 通達19 / 733
- C O V I D - 19パンデミック時の金融犯罪および A M L / C F T の影響に関する2020年 4月10日付C S S F 通達20 / 740
- 税務違反を認定するためのマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する2004年11月12日法 (改正済) および A M L / C T F 法の一定の規定に関する詳細を定めた2010年 2月 1日付大公規則の適用に関するC S S F 通達17 / 650 (C S S F 通達20 / 744により改正済) を補完する2020年 7月 3日付C S S F 通達20 / 744
- U C I T S の成功報酬および A I F の一定の種類に関するガイドラインに関する2020年12月18日付C S S F 通達20 / 764
- M i F I D のコンプライアンス機能要件の特定の側面についての欧州証券市場監督局 (以下「 E S M A 」という。) のガイドライン (E S M A 35 - 36 - 1952) の採択に関する2021年 7月30日付C S S F 通達21 / 779
- C S S F A M L / C T F 外部報告書に関する投資信託セクターのガイドラインを定めた2021年12月22日付C S S F 通達21 / 788
- ルクセンブルクの投資信託により毎年提出される自己評価質問票に係る実務規則に関する2021年12月22日付C S S F 通達21 / 789。ルクセンブルクの投資信託の réviseurs d'entreprises agréés (承認された法定監査人) の関与ならびに毎年作成すべきマネジメント・レターおよび個別のレポートに関する実務上の規則
- C S S F 通達21 / 789は、2023年 7月26日付C S S F 通達23 / 839によって改正された。
- 投資信託のクロス・ボーダー販売の促進ならびに規則 (E U) 345 / 2013、 (E U) 346 / 2013および (E U) 1286 / 2014の変更に関する2019年 6月20日付欧州議会および理事会規則 (E U) 2010 / 1156 (以下「 C B D F 規則」という。) に基づくマーケティングコミュニケーションにおける E S M A のガイドライン (E S M A 34 - 45 - 1272) の適用に関する2022年 1月31日付C S S F 通達22 / 795
- 外注の取決めについての E B A ガイドライン (改正済) に関する2022年 4月22日付C S S F 通達22 / 805
- 外注の取決めに関する2022年 4月22日付C S S F 通達22 / 806

本通達の主な目的は、外注の取決めについてのE B Aガイドライン(E B A / G L / 2019 / 02)の要件を実施すること、および透明性の高い、均質の、かつ、統一された外注取決めのための全国的な枠組みを提供することである。

- ルクセンブルクの投資信託および投資ファンドのマネージャーが販売前およびクロス・ボーダー販売において遵守すべき通知および通知解除の関する2022年5月12日付C S S F 通達22 / 810
- U C I の管理事務代行会社に関する2022年5月16日付C S S F 通達22 / 811
デュー・ディリジェンスの強化および(該当する場合は)対抗措置が課される高リスクの法域(1)ならびにF A T F の監視が強化されている法域(2)についてのF A T F 声明に関する2022年10月27日付C S S F 通達22 / 822。C S S F 通達22 / 822は、デュー・ディリジェンスの強化および(該当する場合は)対抗措置が課される高リスクの法域ならびにF A T F の監視が強化されている法域を列挙する2025年2月25日に最新版が公表された別紙により完成された。
- C S S F への各要求および報告のコミュニケーション方法に関する2023年5月16日付C S S F 通達23 / 833
- 欧州市場インフラ規制(以下「E M I R」という。)に基づく報告に欧州証券市場監督局のガイドラインを適用することに関する2023年12月1日付C S S F 通達23 / 846
- 基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護、投資規則の遵守違反およびU C I の段階での他の過誤に関する、2025年1月1日付でC S S F 通達02 / 77を置き換える2024年3月29日付C S S F 通達24 / 856
- マネー・マーケット・ファンド規則第28条に基づくストレステスト・シナリオについてのE S M A ガイドラインに関する2024年4月24日付C S S F 通達24 / 857
- E S G またはサステナビリティ関連の用語を使用したファンドの名称についてのガイドラインに関する2024年10月21日付C S S F 通達24 / 863

(注1) 上記のC S S F 通達および2002年法に関連して発行された大公規則は、2010年法の下においても引き続き適用される。

(注2) 法律行為でなくとも、2010年法に関するC S S F のF A Q は考慮されなければならない。2010年法に関するC S S F のF A Q の直近の改正は、C S S F 通達24 / 856との関連で2025年1月2日に行われた。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施に際し、ルクセンブルクの管理会社およびS I C A V は、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度をモニタリング・測定することを可能とし、かつO T C デリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発出されたC S S F 通達11 / 512(C S S F 通達16 / 698により改正済)に定められた要件を遵守するものとする。同通達はリスク管理における主要な規制変更を示し、C S S F によりリスク管理ルールがさらに明確化され、かつC S S F に対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、U C I T S の目論見書には、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブV a R または絶対的V a R アプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、および(V a R アプローチを用いるU C I T S について)より高いレバレッジ・レベルの可能性
- レラティブV a R アプローチを用いるU C I T S の参照ポートフォリオに関する情報
また、C S S F 通達14 / 592により実施された、E T F およびその他のU C I T S に関するE S M A ガイドライン2014 / 937(改定済)も、同文脈の中で考慮されるべきである。同

ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETF に関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う際および効率的なポートフォリオ管理を行う際に適用する特定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドとしての適格性を有するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75(CSSF通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済)およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関するCSSF通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定める要件を遵守しなければならない(以下を参照のこと。)。

パート ファンドのみを管理する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドとしての適格性を有するFCPの管理は、ルクセンブルクに登記上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125 - 2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 指令2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 指令2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数か複数かを問わない。)のために、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理するA I FについてC S S Fに確認すること
- 自らが管理するA I Fの投資戦略に関する情報を、C S S Fに提供すること
- C S S Fが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するA I Fの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、C S S Fに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部A I F Mを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、C S S Fに認可を申請しなければならない。指令2011/61/EUに規定するA I F s以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、U C Iの管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するU C Iでなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構)および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- (a) 管理会社はC S S Fに対し適切な方法で通知しなければならない。
- (b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- (e) (c)または(d)の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S Fによる事前承認が得られた後のみ、効力を有することができる。
- (f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部A I F M自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- (a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- (b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、

変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- (a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。管理会社の自己資本は、125,000ユーロまたは(該当する場合は)C S S F規則により設定される最低閾値を下回ってはならない。これを下回った場合、C S S Fは、正当な事由がある場合、管理会社に対し、期間を限った上で、当該状況を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(注)現在にかかる規則は存在しない。

- (b) 上記(a)記載の自己資本は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該自己資本は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されなければならない。また、投機的ポジションを含んではならない。

- (c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

- 公開有限責任会社については、取締役会の構成員、二層型の実効取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員(会社を実質的に経営する者と異なる場合)
- その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

- (d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは株主に、とりわけ自己資本に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する/適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

- (e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を停止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

管理会社による自己の事業活動の遂行に関する2010年法第111条は、同条の範囲内の管理会社にも適用される。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011 / 61 / EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を適切な職務経験を有しその適切な職務経験の根拠を示すことのできる、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される(下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。)

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

(1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の各規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

(2) 管理会社は、指令2009 / 65 / ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、同指令に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009 / 65 / ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) ポートフォリオが金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の附属書のセクションBに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理(年金基金が保有するものも含む。)

- (b) 付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の附属書のセクションBに列挙される商品に関する投資顧問業務ならびにUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 上記(2)からの一部修正として、指令2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関するEU規則575/2013の規定および信用機関の業務へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性の監督に関する2006年6月26日付欧州議会および理事会指令2013/36/EUを施行するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資本は、EU規則575/2013の第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該資本金は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されるものとし、投機的ポジションを含んではない。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その業務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。
- () 公開有限責任会社 (*sociétés anonymes*) については、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員 ((c) に記載の者と異なる場合)
 - () その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、上記(7)(f)に記載の管理会社の経営陣は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を停止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に適合しない場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S 所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S Fは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条の規定と同様の規定に服する。
- C S S Fは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。
- (a) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社
- (b) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または
- (c) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第1100条 - 15により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) C S S Fは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはU C Iに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S Fに対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合
- 承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S Fに対し速やかに報告する義務を有する。
- 承認された法定監査人がその義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、承認された法定監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。
- 承認された法定監査人は、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がC S S Fに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

C S S Fは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第1条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、C S S Fの責任とする。ただし、UCITS指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。

管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。

2010年法の目的において、1993年4月5日法(改正済)第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。

- (2) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、UCITS IV指令に従い、以下を義務づけられる。

- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(規則(EC)1060/2009、(EU)648/2012、(EU)600/2014、(EU)909/2014および(EU)2016/1011を改正する、金融業界のデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2022/2554に従って設定および運用されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (3) 2.2.1.2.2のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、

- () 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。

- () (3)の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- (a) 管理会社は、C S S F に上記を適切に報告しなければならない。C S S F は、U C I T S 所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - (b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、U C I T S がそのように管理されることを妨げてはならない。
 - (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - (e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - (f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - (g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - (h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - (i) U C I T S の目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するU C I T S の最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が管理するU C I T S の最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するU C I T S が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。
- 2010年法は、管理会社が以下のすべての特徴を有する報酬に関する方針および慣行を定めるものとする旨規定している。
- U C I T S の健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進するもの
 - 関連するU C I T S に適用されるリスク・プロファイルまたはファンド規則に合致しないリスクを取ることを奨励しないもの
 - U C I T S の最善の利益のために行動するU C I T S 管理会社の義務の遵守を妨げないもの

報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。

報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・テイカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・テイカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。

- (6) 管理会社は、上記(5)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監督するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わず、かつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形で社内レビューの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受け取るものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監督下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われ、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
 - (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
 - (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
 - (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績の測定には、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用されない。本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n) に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について繰り延べられ、また、当該UCITSのリスク特性に正確に合致するよう調整される。本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われ、または権利が発生する。変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m) 項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m) 項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、報酬に関する保険や役員賠償に関する保険の個人的ヘッジ戦略を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、本法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記第6項の原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク・テイカー、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク・テイカーと同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報

- 酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。指令2009 / 65 / E C 第14 a 条第 (4) 項で言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会 (該当する場合) は、管理会社または関連する U C I T S のリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監督機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイク・ホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。
- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定された U C I T S を管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
- 管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。
- (8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法 (改正済) 第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命しようとした場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法 (改正済) 第37 - 8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37 - 8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

(1) UCITS 指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたUCITSは、UCITS 指令第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

(2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルク法に基づいて設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698によりさらに処理される。CSSF通達18/698は、オルタナティブ投資ファンドに関する法制度の変更を考慮に入れることを目的として、また、CSSF通達18/698が適用されるルクセンブルク法に基づいて設立されたすべての投資ファンドのマネージャー(以下「IFM」という。)(すなわち、2010年法第15章に従うルクセンブルク法に基づく全管理会社、2010年法第16章第125-1条または第125-2条に従うルクセンブルク法に基づく管理会社、2010年法第17章に従うIFMのルクセンブルク籍支店、2010年法第27条に規定する自己管理投資法人(SIAG)、2013年法第2章の認可を受けたオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条第1項(b)に規定する内部的に管理されるオルタナティブ投資ファンド(FIAG)の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に規定することを目的として、2012年10月24日付CSSF通達12/546(改正済)を置き換えることをその目的とする。CSSF通達18/698は、IFMがルクセンブルクおよび/または海外に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。CSSF通達18/698は、認可に係る特定の要件(特に、株主構成、資本要件、経営体、中央管理および内部統制に関する取決めならびに委託の管理に関する規則に関するものを含む。)に関して追加的な説明を提示することを目的とする。また、同通達は、投資ファンド・マネージャーおよび登録事務代行業務を行う事業体に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する特定の規定を定める。

2.2.1.3. 預託機関

CSSFが承認した約款に定められる預託機関は、約款およびFCPのために行う管理会社との間で締結された保管受託契約に従い、預託機関またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法は、契約上の規定が保管受託契約に含まれている必要がある旨規定している。預託機関は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を遂行するものとする。

預託機関は、以下を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律または約款(UCITSのみ)に従って計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

U C I T S V指令(以下に定義される。)に基づき、預託機関は、ファンドおよび受益者に対し、預託機関または保管されている金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、ファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、F C Pおよび受益者に対し、適用ある規則に対する自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

預託機関の受益者に対する責任は、直接または管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

上記の預託機関の責任は、保管している資産の全部または一部を副預託機関に委託したことにより影響されることはないものとする。

預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。U C I T Sの場合(後者の場合)、その登録事務所は他のE U加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、ルクセンブルクの金融セクターに関する1993年法(改正済)に規定する信用機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fがモニタリングするために必要なすべての情報を、C S S Fに対し提供しなければならない。

預託機関の機能に関するU C I T Sに関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / E Cを改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、C S S Fは、U C I T Sの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的としたC S S F通達14 / 587を2014年7月11日に公表した(以下「通達14 / 587」という。)¹⁰。C S S Fは、プリンシプル・ベース・アプローチから離れ、U C I T Sの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14 / 587の結果、I M L通達91 / 75(C S S F通達05 / 177、18 / 697、21 / 790および22 / 811により改正済)の第E章はもはやU C I T Sには適用されなくなったが、A I F M Dの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在U C I T Sの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、C S S Fの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなければならなかった。

¹⁰ C S S F通達14 / 587は、以下に詳述されるとおりC S S F通達16 / 644によって置き換えられた。

2014年7月23日、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国が実施しなければならないU C I T S指令の最終文を正式に採択した。U C I T S指令は、U C I T Sの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにU C I T Sの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

UCITS のレベル2の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年5月10日、ルクセンブルク議会は、2010年法および2013年法を改正することにより、UCITS指令をルクセンブルク法に移行する法律を通過させた。

2016年10月11日、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのUCITSおよびUCITSのために活動する管理会社に宛ててCSSF通達16/644を公表した。本CSSF通達16/644は、UCITS レベル2の措置と矛盾する通達14/587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびUCITS レベル2の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手続や特定の状況(UCITSがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など)に関して、組織上の要件を明確化された。

2018年8月23日に、CSSFは、2010年法パート の適用対象外の資金預託機関およびそのブランチ(該当する場合)に適用される組織的取決めに係るCSSF通達18/697を發布した。CSSF通達18/697は、投資信託に関連する2010年法パート に従いUCITSの預託機関として活動する信用機関(該当する場合は、その管理会社により代理される。)に適用される規定に関するCSSF通達16/644および投資信託に関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルクの事業体が従う規則の変更および改訂に関するIML通達91/75(CSSF通達05/177により改正済)を改定する。

(A) 預託機関は、FCPのパート ファンドとしての適格性について以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、FCPのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関は、FCPおよびFCPの受益者に対し、預託機関または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、FCPのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

預託機関の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

UCITS 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デュー・ディリジェンス、() 支払不能保証および(v) 独立性に関係するものである。また、SICAVは、客観性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年法(改正済)に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後任者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFがモニタリングするために必要なすべての情報を、CSSFに対し提供しなければならない。

CSSFは、2016年10月11日に、UCITSの預託機関を務めるルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたCSSF通達16/644を発出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を発布した。

CSSF通達16/644は、上記でさらに記載されるとおり、CSSF通達18/697により改定された。

(B) 預託機関は、パート ファンドとしての適格性を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される例外規定の利益を享受しかつ同例外規定に依拠するAIFMが管理するFCPとを区別している。

FCP(パート ファンド)に関しては、FCPの資産は、2010年法第88 - 3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

UCITSの保管受託体制は、パート ファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日にメモリアルにおいて公表され、2018年3月5日に発効した2018年2月27日付法律が採択されたことにより、UCITSの保管受託体制の適用は、ルクセンブルクの小口投資家に対しても販売されるパート ファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべてのパート ファンドの預託機関にはAIFMの保管受託体制が適用される(2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。)。

2.2.1.4. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB（4）に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（「sociétés anonymes」）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。1915年法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。
- 会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（「société d'investissement à capital variable」または「SICAV」）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年プレリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、SICAVの株主総会の議事録を記録した公正証書またはSICAVに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の証書にも適用されない。

SICAVは、1915年法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監督ポートが登録株主に対して提出したコメント（該当する場合）を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めを記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督

ボードが提出したコメント(該当する場合)を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の5日前(以下「基準日」という。)の午前0時(ルクセンブルク時間)時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる(注:本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。)
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。)
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。株式の発行および買戻しは、() S I C A Vに預託がない間、または() 預託が清算中もしくは破産宣言の対象となる、もしくは債権者との取決めが求められ、支払停止もしくは管理下に置かれる、もしくは類似の手續の対象となった場合は禁止されること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき(買戻手数料を課され、または課されずに)販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手順に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にRCSに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。

預託機関の業務は以下のとおりである。

- SICAVの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの定款に従って執行されるようにすること。
- SICAVの株式の価額が法律およびSICAVの定款に従って計算されるようにすること。
- 法律およびSICAVの定款に反しない限りにおいて、SICAVまたはSICAVに代わって行為する管理会社の指示を行うようにすること。
- SICAV資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

SICAVが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、SICAVの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、SICAVのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関のSICAVの株主に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

預託機関は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、預託機関または2010年法第34条第3項 a) に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デュー・ディリジェンス、() 支払不能保証および(v) 独立性に関係するものである。また、S I C A Vは、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章(2010年法第95条を参照のこと。)に基づき認可されるA I F Mが管理するS I C A Vには特別規定が適用される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6 パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S I V指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を停止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」を「S I C A V」と読み替える。
- S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、2018年8月23日付C S S F通達18 / 698に基づいて、ルクセンブルク法に基づき設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年まで、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府による投資信託の規制を認める法律に基づいていた。これらの大公規則は法的拘束力を有していた。さらに、政府と銀行監督官によるいくつかの裁定により、開示、財務報告および業務の統制に関して、既存の法律の解釈が漸進的に進められ、制限や行政上の行政上の規定が定められていた。

これらの大公規則や政府の裁定は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

この状況は、投資信託に関する1983年8月25日法が施行され、同法が投資信託に関する1988年3月30日法に置き換えられた後に変化した。投資信託に関する2002年法は、2003年1月1日に施行され、2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に置き換えた。

投資信託に関する2010年法は、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、(FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAV)の管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(「société anonyme」)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第420の1条)

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項(1915年法第420の15条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- () 会社の形態および名称
- () 登録事務所の所在地
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- () 当初払込済の発行済資本の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類に記載
- () 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定
- () 現物による出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
(注)1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- () 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- () 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- () 会社の存続期間
- () 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420の17条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRCSに公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420の19(2)条および第420の23(2)条)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

() 次の投資信託はルクセンブルクのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルクの投資信託は、2010年法第2条および第87条に準拠すること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定されたU C I T Sでないものについては、その証券がルクセンブルク大公国内またはルクセンブルク大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

2013年法第58条(5)の規定に基づき、ルクセンブルク内のプロの投資家に対して行われる外国法A I Fの受益証券または株式の販売は、2013年法第6章および第7章の規定に従ってルクセンブルクで設立されたA I F Mにより行われる場合、または2011/61/E U指令の第V I章および第V I I章の規定に従って他の加盟国もしくは第三国で設立されたA I F Mにより行われる場合、除外される。

() 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に言及されるU C Iについては、設立から1か月以内にかかるリストへの記入の申請書をC S S Fに提出しなければならない。

() ルクセンブルク法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルクのU C Iの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(「fonds d'investissement」)の定義は、1991年1月21日付I M L通達91/75(C S S F通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済)の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(I M L)によりとってかわられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、C S S Fに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、FCPの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人/管理会社（FCPの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パート ファンドに関しては、投資法人/管理会社（FCPの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「K I I」という。）を作成するものとする（2010年法の第159条を参照のこと）。

K I Iは、該当するUCITSの本質的な特徴について適切な情報を含むものとし、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するUCITSについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) UCITSの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク/利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

ただし、投資会社または管理会社が、自らが管理する契約型投資信託のそれぞれにつき、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（PRIIP）の重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則（EU）第1286/2014号（以下「規則（EU）1286/2014」という。）に定める重要情報文書の要件を遵守する重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、CSSFは、当該重要情報文書を、本法第55条および第159条ないし第163条に規定される重要投資家情報に適用される要件を満たすものとみなす（2010年法第163-1条を参照のこと）。

投資会社または運用会社が、自らが管理する投資信託のそれぞれにつき、規則（EU）1286/2014に定める重要情報文書の要件を遵守した重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、CSSFは、本法第55条および第159条ないし第163条に基づき重要投資家情報文書を作成することを当該会社に要求しない。

K I Iは、当該UCITSが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- UC Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。年次報告書および半期報告書は、各期末からそれぞれ4か月以内および2か月以内にCSSFに送付されるものとする。

- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するKIIに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。パート ファンドに服する、同法第88 - 2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05 / 177 (2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。)に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESEAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めたCSSF通達02/81は、CSSF通達21/790により置き換えられた。CSSF通達21/790は一方で、UCIにより毎年記入される自己評価質問票を導入し、承認された法定監査人が各UCIの年次報告書に含まれる会計データの法定監査の文脈において訂正監査意見書を発行する場合に、記入と同時にUCIからCSSFに送付される情報の詳細を記載した。同通達は他方で、UCIの法定監査の文脈において承認された法定監査人の役割および関与を広く説明する。同通達はまた、マネジメント・レターに適用される特定の規制要件を定め、個別のレポートも導入する。いずれの文書も各UCIの承認された法定監査人により毎年作成されなければならない。CSSFが承認された法定監査人に対して、UCIの自己評価質問票に関して実施するよう求める手続は、個別のレポートに含まれる。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136(CSSF通達08/348により改正済)およびCSSF通達15/627(CSSF通達25/871により改正済)に基づき、2002年法(現在の2010年法)に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託(「fonds d'investissement」)の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS(またはそのうちの一または複数のコンパートメント)(以下「吸収される側のUCITS」という。)が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS(以下「吸収する側のUCITS」という。)に移転する場合
- 2つ以上のUCITS(またはその/それらの一または複数のコンパートメント)が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合

- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS(またはコンパートメント)が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS(またはコンパートメント)に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS(一部または全部が吸収される)がルクセンブルクで設立された場合、合併はCSSEから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、CSSEの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関(複数の場合もある。)は、合併の条件のドラフト(特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの)がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、CSSEは以下の一連の情報を提供されていないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、指令2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、指令2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSEは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にするため、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条第1項によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会(該当する場合)のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルクで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されてい

い限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款(本項の規定が適用されることが了解されている。)に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資会社については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するUCITSが消滅するFCPである合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該UCITSの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人登記所に宣言されなければならないが、かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりRESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係るコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。法は、以下の特別な場合を規定している。

2.5.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または預託機関がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2 SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1(場合による)を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算(裁判所の命令によらないもの)

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

公式リストからの削除後、裁判所の命令によらない清算を担当する部門が関連書類を精査する。以下の情報が要求される。

- ファンドが清算される日までの期間に関する財務諸表、清算中の各会計期間に係る中間年次財務諸表および清算人報告書(1915年法第1100-14条)、清算期間に関する決算清算財務諸表、清算人報告書および法定監査人報告書などの財務報告書
- 清算の進捗状況に関する清算人からの定期報告書(清算の完了を妨げる潜在的な問題の説明を含む。)、清算期間の延長要請(清算期間が9か月を超える見込みの場合)、清算後の情報(Caisse de Consignation¹¹への預託、残金の監視、銀行口座閉鎖の確認等)などの非財務報告書その他場合に依りて必要な文書

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S Fを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

¹¹ ルクセンブルクの国立機関。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面(ただし網羅的ではない)についての理解に基づくものである。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税(droit d'apport)

2002年法第128条の廃止および2002年法を改定する2008年12月19日法に従い、2010年法に準拠する投資信託の設立に際しては、出資税は課されなくなった。

パートIのUCITSまたはパートIIのUCIのみ、設立または定款変更の登録に際して75ユーロの固定登録税の支払いが必要である。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各暦年の四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、軽減された年率0.01%が以下について適用される。

- マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU) 2017/1131(以下「規則(EU) 2017/1131」という。)に従い、マネー・マーケット・ファンドとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント(2010年法第175条(b)の利益を損なわない)
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項に従い、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU) 2020/852(規則(EU) 2019/2088を改正する。)(以下「規則(EU) 2020/852」という。)第3条に定義される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産の割合が当該規則に従い開示される場合、一定の条件で、またUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に対する当該投資割合に応じて、0.04%から0.01%の範囲における軽減税率が適用される。

2010年法第174条第3項に定められる軽減税率のいずれかの恩恵を受けるために、UCIの計算期間最終日における持続可能な経済活動に投資される純資産の割合(規則(EU) 2020/852に従い開示される。)は、監査業に関する2016年7月23日法第62条第(b)項に基づきInstitut des Réviseurs d' Entreprisesが採用する国際的な監査基準に従う合理的な保証監査という観点から、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人(réviser d' entreprises agréé)により監査されるか、または場合に応じて、承認された法定監査人(réviser d' entreprises agréé)により証明されなければならない。かかる割合およびUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に相当する比率は、その年次税の定期申告において個別に開示されるものとする。

年次報告書または保証報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率が記載され、承認された法定監査人(réviser d' entreprises agréé)により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税(taxe d'abonnement)の初回申告のために、ルクセンブルクのVAT当局(Administration de l' Enregistrement et des Domaines et de la TVA)に提出されなければならない。2010年法第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率は、ルクセンブルクのVAT当局への証明書の提出後の4四半期に関して、規則(EU) 2020/852第3条に定義される持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合(当該規則に従い開示される。)に適用される税率を決定する基準となる。

上記第2および第3段落に定める軽減税率の恩恵を受けるために、各UCIは、当該UCIがルクセンブルクのVAT当局に提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を示さなければならない。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- (a) 他のUCIにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券/投資口が、2010年法第174条、2007年法第68条またはRAIF法第46条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

年次税をすでに課されている他のUCIにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するUCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

- (b) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- (i) その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合

- () 規制(EU)2017/1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可される場合

- () 公認の格付機関から最高の格付を取得した場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- (c) その証券が、() 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社および() 汎欧州個人年金商品(PEPP)に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則(EU)2019/1238に基づき設定された汎欧州個人年金商品(PEPP)に関する貯蓄者のために留保されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、当該免除は、その証券が本(c)の()、()および()で言及される投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- (d) 主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- (e) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

- () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

- (f) 欧州長期投資ファンド(European long-term investment funds)に関する2015年4月29日付欧州議会および理事会規則(EU)2015/760(以下「規則2015/760」という。)に定めるELTIFとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。当該免除の適格性を有するために、各UCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に適切な純資産額を明記するものとする。

- (g) その受益証券または株式が一つ以上の規制市場または多国間取引施設において終日取引され、またその受益証券または株式の価格が純資産価額および適用ある場合は推定純資産価額から大きく乖離しないことを確保するために一つ以上のマーケットメーカーが介入するUCITSおよび複数のコンパートメントを有するUCITSの個々のコンパートメント。

UCITSまたはコンパートメント内に複数の受益証券または株式クラスが存在する場合、

当該免除は、本書に言及される受益証券または株式クラスにのみ適用されるものとする。

2024年12月30日、AEDは、ルクセンブルクの譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する課税の枠組みの改善およびアクティブ運用されるUCITS ETFの年次税の免除に関する通達824を発行した。

2.6.2. 日本の投資主または受益者/ルクセンブルクに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設/常駐者を有している場合は、この限りでない。

現在のルクセンブルク税法では、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していた場合、その株式または受益証券は、相続税の目的において当該受益者の課税対象に含まれる。反対に、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していなかった場合、当該受益者の死亡に際して行われる株式または受益証券の譲渡には相続税が課せられない。

株式または受益証券の贈与または寄付について、当該贈与がルクセンブルクの公正証書に記録されまたはその他ルクセンブルクにおいて登録されている場合は、贈与税を課せられることがある。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルクセンブルクに居住しない契約型投資信託(パートIファンドまたはパートIIファンド)の受益者は、ルクセンブルクの株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)を課せられることはない。ただし、関連する二重課税防止条約の規定(もしあれば)の適用の下、かかる受益者が、契約型投資信託(パートIファンドまたはパートIIファンド)を通じて、ルクセンブルク籍企業(SICAR、法人形態の投資信託または同族管理会社を除く。)の資本金の10%を超えて保有する場合はこの限りでなく、また、()当該会社の株式が取得後6か月以内に処分される場合、または()当該受益者が15年を超えてルクセンブルクの居住者であり、かつ、その受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルクの居住者でなくなった場合はこの限りでない。

ルクセンブルクの居住者である受益者およびルクセンブルクに株式または受益証券が帰属する恒久的施設または常駐者を有する非居住者である受益者は、かかる株式または受益証券に対してルクセンブルクの富裕税を課せられる。ただし、当該受益者が(i)個人、()2004年3月22日法(改正済)に服する証券化のためのピークル、()2004年6月15日法(改正済)に服するベンチャー・キャピタル会社、()2005年7月13日法(改正済)に服する専門年金機関、(v)2007年2月13日法(改正済)に服する専門投資信託、()2007年5月11日法(改正済)に服するファミリー・ウェルズ・マネジメント会社、()2010年12月17日法(改正済)に服するUCI、または()2016年7月23日法(改正済)に服するリザーブド・オルタナティブ投資ファンドのいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ただし、(i)2004年3月22日法(改正済)に服する証券化会社、()2004年6月15日付法(改正済)に服する税務上不透明なベンチャー・キャピタル会社、()2005年7月13日法(改正済)に服する専門年金機関、および()ルクセンブルクの税務上の目的においてベンチャー・キャピタル・ピークルとして扱われる、2016年7月23日法(改正済)に服する税務上不透明なりザーブド・オルタナティブ投資ファンドは、引き続きルクセンブルクの最低富裕税の課税対象となる。

現在、2010年法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルクの法人の投資主または契約型投資信託の権利の受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益

証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルクの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.3. 付加価値税

通達723および723bisに従い、ルクセンブルク付加価値税法(以下「L V L」という。)第44条第1項d)に記載される投資信託(以下「投資信託」という。)で、その運用がL V L第44条第1項d)に基づき付加価値税を免除されるものは、ルクセンブルクにおいて仕入れに係る付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者として適格であるものとする。

現在のルクセンブルクの法制は、法人型の投資信託(すなわち、S I C A V、S I C A F、S I C A R)および契約型の投資信託(すなわち、F C P)の双方を含む、第44条第1項d)に基づくすべてのA I Fに対して区別することなく適用されることに留意すべきである。

その課税対象者としての適格性により、ルクセンブルク以外のサービス提供者(E Uおよび非E Uの双方を含む。)から受けるサービスは、原則として、一般的な「企業間取引」の供給地ルールに基づき、付加価値税の目的においてルクセンブルクに所在し、またその付加価値税の取扱いは、ルクセンブルク付加価値税法の規定の適用を受ける。

ルクセンブルクでは、投資信託の運用は、L V L第44条第1項d)に基づき付加価値税を免除される。付加価値税の免除は、特に(i)ファンド管理(ファンド会計サービス、顧客対応、評価および価格設定、規制コンプライアンスの監視、受益者名簿の維持、収益の分配、受益証券の発行および買戻し、契約決済(証書の送付を含む。)または記録保持など)、()ポートフォリオ運用、()リスク管理、および()ファンド関連の投資助言に適用される。

運用サービスの一部が再委託される場合、C J E Uは、ファンドの管理運用に関して第三者管理者が履行するサービスについて、当該サービスが、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものである場合は、「特別投資信託の運用」の概念の範囲内におけるものであると決定している。かかる文脈において、かつ、C J E U判例法に基づき、本免除は、第三者に委託される投資顧問サービスにも適用されるべきである。

結果として、ジェネラル・パートナー、A I F Mおよびポートフォリオ・マネージャーに委託されたポートフォリオ運用機能により当該投資信託に提供されるファンド運用サービスは、付加価値税を免除される。

ファンド運用における付加価値税の免除の範囲は、C J E U判例法に照らして継続的に変化することにも留意すべきである。C J E Uは、近年、税務コンプライアンスまたはソフトウェア・サービスなどの業務について(その全部が外注されていない場合でも)、一定の状況において、当該サービスがC J E Uの設定する基準(当該サービスは、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものでなければならない。)を充足する範囲で、付加価値税の免除対象とみなされる可能性があるとして決定した。

当該投資信託(またはF C Pの場合はその管理会社)に提供されるその他のサービス(設立費用、法律/弁護士サービス、外部監査サービス、I T/技術サービス、翻訳および印刷の費用など)は、付加価値税の免除の適用について適格ではなく、そのため、いかなる場合においても引き続きルクセンブルクの付加価値税(通常は、17%の標準税率)を課せられる。

投資信託/その管理会社は、支払うべきルクセンブルク付加価値税を自己申告する責任を負う外国供給業者からの課税対象費用を受領する場合においてのみ、付加価値税の目的において(付加価値税の簡易年次申告の提出を伴う)簡易課税制度に基づく登録を義務付けられる。現地で発生したまたはリバース・チャージ方式に基づき自己申告された仕入れに係る付加価値税は回収不能であり、そのため、投資信託/その管理会社の最終的な費用を構成する。外国の付加価値税の適用(即ち、二重課税)を回避するために、付加価値税の登録は、外国から課税対象サービスに対する請求書を受領する前に行われる必要がある。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてVAT債務は発生しない。

従前の制度(ルクセンブルクVAT当局により発行された2016年9月30日付通達781)では、取締役の報酬は、一般に、付加価値税の課税対象とみなされていた。投資信託に関しては、取締役の報酬は付加価値税を免除されていた。ジェネラル・パートナーおよび管理会社の取締役の報酬については、一般に、付加価値税の課税対象部分(会社運用自体)と付加価値税の免除対象部分(ファンド運用)に分割されていた。

2024年11月22日、地方裁判所は、ルクセンブルクの会社の取締役が受領する報酬(*tantième*)に関するルクセンブルクの付加価値税の取扱いについて決定を下し、当該決定により、取締役は特にその独立性の欠如から付加価値税の課税対象者として適格でないとする2023年12月21日付のC J E Uの予備判決を適用し、承認した。

また、取締役の報酬に対して付加価値税を適用すべきでないこと認めた2024年11月22日付通達781-2により、本事項はさらに明確となった。同通達において、取締役が上記判決に定める条件の観点から自身の状況を評価すべきである旨の記載はないが、一定の取締役が付加価値税の範囲内または範囲外のいずれに該当するかを判断するための上記の条件または検証に関する具体的な分析もなされていない。代わりに、現時点では、すべての取締役報酬は、一般に(特定の場合を除いて)付加価値税の範囲外であるとみなすアプローチが取られている。したがって、現在、独立取締役が提供する取締役サービスは、付加価値税の対象外であると考えられている(即ち、独立性および経済リスク要件は付加価値税の目的において充足されていないが、個々のケースに応じた具体的な分析はなされていない)。本通達は、付加価値税の免除を、公開有限責任会社(*sociétés anonymes*)の取締役のほか、その他の法的形態の会社(例: *Sàrl*およびSCA)の取締役/管理者まで拡張するものである。

また、かかる決定は、自然人または法人である取締役に適用する。ただし、通達において明示的に取り扱われていないが、通達では当該取締役サービスについて個人的に報酬を受領する取締役に言及しているため、本VAT制度の利益は、従業員が取締役に務める会社には拡張されるべきでないと考えられる。

過去に適用された付加価値税の正規化を促進するために、VAT当局は、2024年12月16日から利用可能な専用ツールをMyGuichet.luに設置している。正規化のプロセスは、取締役がルクセンブルクに設立されているか否かによって異なる。VAT当局は、2025年7月1日までに請求が行われることを条件に、2018年および2019年について時効を放棄していることに留意すべきである。

2.6.4. 共通報告基準(以下「CRS」という。)

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるCRS法に規定される意味を有する。

ファンドは、指令2014/107/EUを施行する2015年12月18日付ルクセンブルク法(随時改正または補完される。)(以下「CRS法」という。)に定められる共通報告基準(以下「CRS」という。)の対象となる場合がある。上記指令は、2014年10月29日にベルリンにおいて署名され2016年1月1日付で発効した金融口座情報の自動的な情報交換に関するOECDの多国間の権限ある当局間の契約に加えEU加盟国間の金融口座情報の自動的な情報交換を規定するものである。

CRS法の条項に基づいて、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

CRS法の条件に基づき、ファンドは毎年、LTAに対し、() CRS法の意味における口座保有者である各報告対象者の、および() CRS法の意味における受動的金融機関事業体の場合は報告対象者である各支配対象者の名称、住所、居住加盟国、TIN、生年月日および出生地を報告することを要求されることがある。これらの情報(以下「本情報」という。)には、CRS法別紙Iに網羅的に記載されるとおり、報告対象者に関連する個人データが含まれる。ルクセンブルク税務当局

(administration des contributions directes) (以下「L T A」という。)は、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。

ファンドがC R S法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む本情報を、必要な根拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる本情報を提供することに同意するものとする。ファンドは、データ管理者として、C R S法に定める目的のために本情報を処理するものとする。

受動的な非金融機関事業体として適格な投資家は、自らの本情報をファンドが処理することにつき、自らの支配対象者(該当する場合)に通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理につき責任を負い、各投資家はL T Aに伝達されたデータにアクセスし、当該データを(必要な場合に)修正する権利を有する。ファンドが取得したデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

報告対象者に関連する情報は、C R S法に定められる目的のために毎年L T Aに開示される。L T Aは、最終的に、その責任の下、一または複数の報告対象法域の管轄当局に対し、報告された本情報を提供する。特に、報告対象者は、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引が報告対象者に対して報告されること、および、本情報の一部に基づいてL T Aに対する毎年の開示が行われる旨が通知される。

同様に、投資家は、含まれている個人データが不正確であった場合、当該明細書の受領後30日以内にファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、本情報に関する変更があった場合には、その変更後に裏付けとなる証拠文書につきファンドに通知し、かかる証拠文書をファンドに提供することを確約する。

ファンドは、C R S法によって課される罰金または課徴金を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがC R S法の結果として罰金または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券/投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による本情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される罰金または課徴金を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の受益証券/投資証券を償還することができる。

投資家は、C R S法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めるべきである。

2.6.5. F A T C A

本項において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、F A T C A法(以下に定義される。)に規定される意味を有する。

ファンドは、いわゆるF A T C A規制の対象となる可能性があり、同規則は、原則として、F A T C Aを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接または間接保有を米国内国歳入庁に報告することを義務付けている。F A T C Aの実施プロセスの一環として、米国政府は、一定の外国法域と政府間協定について交渉しており、かかる協定は、当該外国法域において設立されF A T C Aの対象となる事業体の報告要件および遵守要件を合理化することを目的とする。

F A T C Aの実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年7月24日付のルクセンブルク法(随時改正または補完される。)(以下「F A T C A法」という。)により実施されたモデル1政府間協定を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在する金融機関が、必要に応じて、特定米国人が保有する金融口座に関する情報をL T Aに報告することを義務付けている。

F A T C A法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

このような状態においては、ファンドにはすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が課される。ファンドの要請に応じて、各投資家は、受動的な非金融機関外国事業体（以下「受動N F F E」という。）の場合、当該N F F Eのコントローリング・パーソンの情報を含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、新しい郵送先住所または新しい居住先住所などについて、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

F A T C A法は、F A T C A法の目的のために、ファンドにその投資家の名前、住所および納税者識別番号（入手可能な場合）ならびに口座残高、収益および総収入（非網羅的リスト）などの情報をL T Aに開示することを要求する可能性がある。当該情報は、L T Aにより米国内国歳入庁に報告される。

受動N F F Eとしての適格性を有する投資家は、該当する場合、そのコントローリング・パーソンに対し、ファンドが彼らの情報を処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各投資家はL T Aに通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、データ保護に関する適用法案に従って処理されるものとする。

ファンドは、F A T C Aの源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。F A T C A制度によってファンドが源泉徴収税または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報入手し、それをL T Aに送付しない場合、米国の源泉所得の支払いに対して、課徴金および30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金および／または課徴金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意すべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルクの専門投資信託（「S I F」）

2007年2月13日、ルクセンブルク議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。専門投資信託に関する2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年法に準拠するS I Fになった。

3.1. 範囲

S I F制度は、（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび（ ）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに特別に適用される。

さらに、S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特にE U規則2017 / 1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」。）等の各種欧州指令の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、金融商品市場に関する、指令2002 / 92 / E Cおよび指令2011 / 61 / E Uを改正する、2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014 / 65 / E Uの別紙（以下「指令2014 / 65 / E U」という。）に定める機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守り、S I Fに100,000ユーロ以上の投資を行う

か、またはS I Fへの投資についてその専門性、経験および当該投資を評価するに十分な知識を有することを証明する、金融機関の慎重な要件に関する、規則(E U) 648 / 2012を改正する、2013年6月26日付欧州議会および理事会規則(E U) 575 / 2013に定める金融機関、指令2014 / 65 / E Uに定める投資会社、U C I T Sに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する、2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009 / 65 / E Cに定める管理会社、もしくはオルタナティブ投資ファンド運用者に関する、指令2003 / 41 / E Cおよび同2009 / 65 / E Cならびに規則(E C) 1060 / 2009ならびに同(E U) 1095 / 2010を改正する、2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011 / 61 / E Uに定める認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者が行った査定の対象となることを書面で確約する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。

かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書(定款または約款)に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ビークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託(fonds commun de placement)(以下「F C P」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「S I C A V」という。)について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、F C Pの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人(S I C A VまたはS I C A F)

特性の要約については、S I C A Vの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A Vは、2010年法に準拠するS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I Fは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F(いわゆる「アンブレラ・ファンド」。)を創設できると規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から24か月以内に達成されなければならない。これに対し、U C I T Sについては6か月以内、パート ファンドについては12か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合。)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、(例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に)所定の確定価格で株式を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式(当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。)によっても行うことができる。

3.3. 投資規制

E U圏外の統一U C Iについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、C S S Fの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、C S S Fは特に、C S S F通達07/309を、S I Fにおけるリスク分散に関して発行し、そこでS I Fがリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I Fのコンパートメントは、約款または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および/または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、S I Fがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I Fの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 健全性レジーム

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実

らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役/マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I Fは、C S S Fによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I Fは、2013年法が適用される範囲のA I Fの資格を自動的に得るわけではない。S I Fは、A I Fの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するS I Fに対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 預託機関

S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルクに登記上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルク支店である信用機関または、金融セクターに関する1993年法(改正済)の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第3項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。

最初の投資日から5年間に償還請求権を行使することができない契約型投資信託およびS I C A Vのうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第8項a)号に基づき保管されなければならない資産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、金融セクターに関する1993年法(改正済)第26-1条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

3.4.3 監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I Fは、事業のより効率的な遂行のため、S I Fを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がS I Fに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I Fが投資家の最善の利益のために活動し、またはS I Fがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I Fの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I Fとして適格でないS I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I Fとして適格でないS I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書とその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルク会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、E U規則1286 / 2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(P R I I P S K I D)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が指令2014 / 65 / E Uの別紙 に定める専門投資家のみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S Fに提出されなければならない。)およびS I Fが2018年1月1日までにU C I T S - K I Iに類似する文書の発行を選択済みであった場合(その場合、当該S I Fは2019年1月31日までP R I I P S K I Dを発行する義務を免除される。)はこの限りでない。

3.5 S I Fの税制の特徴

以下はルクセンブルクにおける法律の一定の側面(ただし網羅的ではない)についての理解に基づくものである。

S I Fは、0.01%(2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税を免除している。

年次税の免除を受けるのは、

- (a) 他のU C Iが保有する受益証券/投資証券が表章する資産価値。ただしかかる受益証券がR A I Fに係る2007年法第68条、2010年法第174条またはR A I F法第46条によってすでに年次税を課されている場合

年次税をすでに課されている他のUCIにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するUCIは、登録税、不動産、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

(b) 以下のSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

(i) マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規制(EU) 2017/1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可されており、かつ、

() 公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。

(c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるSIF。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメントおよびSIF内または複数のコンパートメントを有するSIFのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。

(d) 主たる目的がマイクロ・ファイナンス機関への投資であるSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

(e) ELTIFに関する規則2015/760に定めるELTIFとして認可される、SIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

当該免除の適格性を有するために、SIFは、VAT当局に提出する定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を申告しなければならない。

SIFが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2007年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「RAIF」という。)を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な(直接的)健全性監督も受けない。

RAIF制度の重要な特徴は、以下のように要約することができる。

- 法的構造の柔軟性： ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約型法的形態が利用可能である。RAIFは変動資本構造を選択することもできる。さらに、RAIFは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立することもできる(すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する)。)。リスク分散の要件は、RAIFが適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、SIFに適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。RAIFは、採用できるファンド戦略に限定はなく、いかなる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。
- 適格投資家： RAIFは、情報に精通した投資家向けである。このカテゴリーには、機関投資家、指令2014/65/EUの別紙 に定めるプロフェッショナル投資家および最低金額(100,000ユーロ)以上を投資する投資家または情報に精通した投資家として適格な投資家が含まれる。
- RAIFは、CSSFの監督対象とならない。SIFまたはSICARと異なり、RAIFは、CSSFによる事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。RAIFは、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録されなければならない。

- 承認されたA I F Mを任命しなければならないこと： R A I Fは自動的にA I Fの資格を取得し、ルクセンブルク、他のE U加盟国または場合によっては第三国(ただしA I F M D運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合のみ)に設立されたA I F Mを任命しなければならない。
- 税制：R A I Fは、0.01%の税率での年次税(さまざまな免除規定に服する。)またはS I C A Rに適用される税制(すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。)に服する。A I F運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。
- 転換：既存のS I F、S I C A Rおよび規制されないA I Fは、投資家および(該当する場合)C S S Fから適切な承認を得ることを条件に、R A I F制度を選択することができる。

第2【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

第3【その他】

- (1) 日本語版目論見書の表紙に図案を採用する。
- (2) 交付目論見書の概要として、別紙Cを使用する。

別紙 A

定義

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

関連当事者とは、UBS（その子会社、関連会社、代表者または代理人を含む。）をいう。

本投資法人とは、マルチ・マネージャー・アクセスをいう。

ヘッジあり投資証券クラスとはその名称に「ヘッジ」を含み、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資証券のクラスをいう。

指令2013/34/EUとは、特定の種類の投資信託の年次財務諸表、連結財務諸表および関連する報告書に関する2013年6月26日付理事会指令2013/34/EUをいう。

EPM技法とは、効率的なポートフォリオ運用の技法（（リバース）レポ取引または証券貸付取引等）をいう。

FATCAとは、外国口座税務コンプライアンス法をいう。

一流金融機関とは、本投資法人が選定する一流の金融機関で、店頭派生商品取引に関して慎重な監督に服し、かつ、CSSFにより承認されたカテゴリーに属し、このような種類の取引を専門にしている機関をいう。

IGAとは、ルクセンブルグおよびアメリカ合衆国との間で締結された政府間協定をいう。

KIDとは、各サブ・ファンドまたは投資証券クラス（場合による。）の主要な情報文書をいう。

短期金融商品とは、金融市場で通常取引される商品で、流動性があり、かつ、常時正確に算定できる価額を有する商品をいう。

OECDとは、経済協力開発機構をいう。

OECD加盟国とは、OECDに加盟している国をいう。

店頭とは、店頭（over-the-counter）をいう。

店頭派生商品とは、店頭で取引される金融派生商品をいう。

プロスペクトスとは、本投資法人の設立地の目論見書をいう。

規制を受ける市場とは、金融商品における市場に関する2004年4月21日付理事会指令2004/39/EECで定義される規制を受ける市場、または規制を受け、定期的に運営され、認められ、かつ公開されている、EEA内に設立されたその他の市場をいう。

SFDRとは、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会の規則(EU)2019/2088をいう。

SFDR細則(RTS)とは、「著しい害を与えない」という原則に関連する情報の内容および提示の詳細を規定する細則に関して欧州議会および欧州理事会の規則(EU)2019/2088を補完する2022年4月6日の欧州委員会委任規則(EU)2022/1288をいい、サステナビリティ指標およびサステナビリティに対する悪影響に関する内容、メソロジーおよび提示ならびに契約前締結文書、ウェブサイトおよび定期報告書における環境的または社会的な特性の推進および持続可能な投資目的に関する情報の内容および提示について定めている。

タクソノミー規則とは、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する、規則(EU)2019/2088を改正する、2020年6月18日の欧州議会および欧州理事会の規則(EU)2020/852をいう。

譲渡性のある証券とは、株式その他株式同様の証券、債券その他の債務証券、2010年法第42条に記載された技法および手段以外の引受けまたは交換による譲渡性のある証券の取得権が付帯する他の流通証券をいう。

UBSとは、ユービーエス・スイス・エイ・ジー(その支店またはその関連会社、承継者もしくは権利承継者)をいう。

UCIとは、EU加盟国に所在しているか否かを問わず、UCITS指令第1条(2)a)およびb)の意味における投資信託をいう。ただし、かかるUCIが、EU法に規定されるものと同等であるとCSSFがみなす監督に服する旨および政府機関との間の協力が十分に保証される旨が定められた法律に基づき認可されていること、かかるUCIの受益者の保護水準が、UCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券と短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること、かかるUCIの業務が、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行うことができるように半期報告書および年次報告書で報告されることを条件とする。

UCITSとは、UCITS指令に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託をいう。

UCITS指令とは、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付の欧州議会および理事会の指令2009/65/EC(改正済)をいう。

別紙 B

SFDR関連情報

規則(EU)2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならびに
規則(EU)2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名: マルチ・マネージャー・アクセス・グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド
法人識別番号: 549300XTIT3N7BOFRE84

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EU タクソミーとは、規則(EU)2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい

いいえ

以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 65%の比率で以下の持続可能な投資を行う

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

社会目的を有する持続可能な投資

E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



サステナビリティ指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

当サブ・ファンドは、気候変動による影響の緩和、エネルギーの転換、不平等の是正、ならびに基本的生活のための必需品へのアクセスおよびその質の向上など、環境および／または社会および／または持続可能性に直接役立つプロジェクトのみに充当する資金用途を明確に指定している債券に主として投資する。サブ・ファンドの投資ユニバースには以下が含まれる。

- 1) グリーン・ソーシャル・サステナビリティ(以下「GSS」という。)債。すなわち、その発行手取金(または同等額)をGSS債を検証する業界基準(ICMA等)を満たす新規および／または既存の適格な環境および／または社会プロジェクト／活動の一部または全部のファイナンスまたはリファイナンスにのみ充当する債券。
- 2) サステナビリティ運動債等、持続可能性(サステナビリティ)と強く結びついている確定利付商品、すなわち、重要業績評価指標(KPIs)またはサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット等を揃えている債券。
- 3) 気候に関する活動のためのファイナンスもしくはリファイナンスを行う、および／または低炭素型経済を推進する気候変動運動債。
- 4) 科学的根拠に基づく目標イニシアチブ(SBTi)基準、すなわちパリ協定に適合している融資および投資活動を行うための科学的根拠に基づく目標を満たしている債券。
- 5) 気候問題のソリューション・プロバイダーに融資する確定利付商品。
- 6) 優良および／または主導的な環境および／または社会的な特性(国連の持続可能な開発目標、地方自治体(地方の事業体、政府系企業および機関、ならびに病院、大学および交通機関等の非営利団体および民間の地方団体)を有する企業および事業体が発行する確定利付商品や、上記の点に関連する有担保の証券化商品(例えば、手頃な価格の住宅関連、環境／エネルギーに配慮した商業用ビルへの融資、サービスが行き届いていない個人への貸付等)に関連付けられるものを含むがこれらに限られない)。ESGの分析は第三者による評価および独自の社内調査の両方に基づいて行うことができる。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

当サブ・ファンドの資産の70%以上をGSS債を検証する業界基準を満たすグリーン・ソーシャル・サステナビリティ(以下「GSS」という。)債に投資する。ここには以下が含まれる。

- (a) 発行手取金の用途: GSS債は、その発行手取金(または同等額)を環境および／または社会のために明確に役立つ新規および／または既存の適格なプロジェクト／活動の一部または全部のファイナンスまたはリファイナンスのためのみに充当する資金用途を明確に定めなければならない、発行体がそれらを検査し、かつ実現可能である場合には定量化する。
- (b) プロジェクトの評価および選別のためのプロセス: GSS債の発行体は、適格なプロジェクトのための環境および／または社会的な目標、当該プロジェクトが適格であると判断されたプロセスならびにプロジェクトに関して見込まれる社会および／または環境リスクを認識および管理するプロセスを明確に説明する。
- (c) 発行手取金の管理: GSS債の発行手取金の純額(または同等額)をサブ・アカウントに入金するか、サブ・ポートフォリオに移管するか、またはその他の場合において適切な方法により発行体が追跡し、発行体は適格な環境および／または社会プロジェクトのための発行体による貸付および投資業務に関する正式な内部プロセスを通じて証明する。
- (d) レポーティング: 発行手取金の資金用途に関する即座に入手可能な最新情報を毎年更新する(ここにはGSS債の発行手取金を充当したプロジェクトのリストならびにプロジェクトの概要、充当した金額およびそれらにより予想される影響が含まれる)。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、当サブ・ファンドが推進する一または複数の環境的および／または社会的な特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資について、ポートフォリオ・マネージャーは、サステナビリティ要因に対する主要な悪影響のための関連指標ならびにグローバル規範、すなわち国連グローバル・コンパクト(UNGC)原則、経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針、国連ビジネスと人権に関する指導原則(労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言ならびに国際人権章典において定める8つの基本条約に記載される原則および権利を含む。)の遵守を考慮する。

また、当サブ・ファンドはリサーチおよび投資意思決定プロセスを通じて、最も重大なマイナスの社会リスクおよび環境リスクの存在が明らかになる商品の製造または事業活動を行っている発行体またはセクターを除外する。当サブ・ファンドはタバコの製造に関わっているか、または、風俗産業もしくはギャンブルから売上げのかなりの部分を得ている発行体に直接的に投資しない。さらに、当サブ・ファンドは非人道的兵器および軍需資材に関わっている企業のエクスポージャーを除外するものとする。

当サブ・ファンドは、ESG リスクが高い発行体、またはサーマルコール、アークティックオイルもしくはオイルサンド等の議論を呼ぶ事業活動に携わる発行体に投資することがあるが、そのようなリスクに対処するための発行体の枠組みおよび方針、またはサステナビリティボンドを通じて調達した資金が持続可能ではない活動からのトランジションに寄与するかどうかに関するポートフォリオ・マネージャーの評価またはエンゲージメントを条件とする。

「主要な悪影響」(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止ならびに贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。ポートフォリオ・マネージャーはその意思決定プロセスに PAI 指標を統合している。

現在、以下の PAI 指標が投資ユニバースからの除外という手段を通じた検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業のエクスポージャー」

ハードコールおよび垂炭の探鉱、採掘、抽出、販売または精製から収益の1%超を得ている企業を除外する。

石油燃料の探鉱、抽出、販売または精製から収益の10%超を得ている企業を除外する。

ガス燃料の探鉱、抽出、製造または販売から収益の50%超を得ている企業を除外する。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

当サブ・ファンドは、ポートフォリオ運用の決定、株主としてのアクティブな活動および議論を呼ぶ行為または活動に関連する企業またはセクターの除外を組み合わせて、自らの投資対象が社会および環境に及ぼす悪影響を検討する。

当サブ・ファンドが重視するサステナビリティ要因に及ぼす悪影響のための指標には、非人道的兵器のエクスポージャーおよび国連グローバル・コンパクト原則への抵触等が含まれる(ただし、これらに限定されない)。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)

OECD多国籍企業行動指針ならびに国連ビジネスと人権に関する指導原則に違反し、信頼に値する是正措置を取らない発行体は、ポートフォリオにおける持続可能な投資対象としての適格性を有していない。

EUタクソミーは、タクソミー適合投資がEUタクソミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。「主要な悪影響」(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。ポートフォリオ・マネージャーはその意思決定プロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という手段を通じた検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業のエクスポージャー」

- － ハードコールおよび亜炭の探鉱、採掘、抽出、販売または精製から収益の1%超を得ている企業を除外する。
- － 石油燃料の探鉱、抽出、販売または精製から収益の10%超を得ている企業を除外する。
- － ガス燃料の探鉱、抽出、製造または販売から収益の50%超を得ている企業を除外する。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

- － 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則およびOECDガイドラインに重大に違反している企業を除外する。ただし、ESGデータ・プロバイダーが違反を記録した直後の正期間内、およびポートフォリオ・マネージャーがESGデータ・プロバイダーにより提供されたデータに対して異議を唱えている事例は例外とする。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- － 非人道的兵器を源泉とする売上げを得ている企業または当該企業においてかなりの所有権を有している企業を除外する。

非人道的兵器とは、対人地雷、核兵器、生物兵器、化学兵器、クラスター弾、劣化ウラン弾、失明レーザー兵器、焼夷弾および/または検出不可能な破片をいう。かなりの所有権とは、別段の記載がない限り、20%を超える所有権をいう。

考慮しない。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

投資ユニバース:

当サブ・ファンドの投資ユニバースは以下の商品に限定される。

- (1) グリーン・ソーシャル・サステナビリティ(以下「GSS」という。)債。すなわち、気候変動による影響の緩和、エネルギーの転換、不平等の是正、ならびに基本的生活のための必需品へのアクセスおよびその質の向上など、環境および/または社会および/または持続可能性に直接役立つプロジェクトのみに充当する資金用途を明確に指定している債券。
- (2) サステナビリティ運動債等、持続可能性(サステナビリティ)と強く結びついている確定利付商品。すなわち、重要業績評価指標(KPIs)またはサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット等を揃えている債券。
- (3) 気候に関する活動のためのファイナンスまたはリファイナンスを行い、および/または低炭素型経済を推進する気候変動運動債。
- (4) 科学的根拠に基づく目標イニシアチブ(SBTi)基準、すなわちパリ協定に適合している融資および投資活動を行うための科学的根拠に基づく目標を満たしている企業が発行する債券。
- (5) 気候問題のソリューション・プロバイダーに融資する確定利付商品。
- (6) 優良な環境および/または社会的な特性(国連の持続可能開発目標に関連付けられるものを含む。)を有する確定利付商品。

ESGインテグレーション: ポートフォリオ・マネージャーは投資プロセスの一環として各証券発行体の環境、社会およびガバナンス(ESG)の特性を検討し、力強いESG特性を有していると自身が確信し、かつその業務が環境および/または社会的な課題に貢献している企業か、またはグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよび/もしくはサステナブル・ボンドの発行を通じて時間の経過とともに事業を移行することを約束している企業または発行体に投資するよう努める。

除外事項(エクスクルージョン):

当サブ・ファンドは、EUパリ協定整合ベンチマークの除外基準(欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(g))に服する企業への投資(グリーン・ボンド規則(規則(EU)2023/2631)に基づき発行される欧州のグリーン・ボンドを除く。)ならびにその他の資金を調達するための商品(欧州グリーン・ボンド規則に基づき発行されるものではないグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナビリティ・ボンド)への投資を除外する。ルックスルー方式により、投資対象の商品が欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(g)が言及する一切の業務に資金を提供していないことを判断する。

EU気候移行ベンチマークの除外基準(欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(c))は、当サブ・ファンドのすべての企業発行体に適用される。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドの資産の少なくとも70%をグリーン・ソーシャル・サステナビリティ(「GSS」)債、すなわち発行手取金(または同等額)をGSS債を検証する業界基準を満たす新規および/または既存の適格な環境および/または社会プロジェクト/活動の一部または全部のファイナンスまたはリファイナンスのみに充当する債券に投資する。

特性、持続可能な投資対象の最低比率ならびに当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が、四半期末のすべての営業日における評価額の平均値を用いて同四半期末に算出される。

除外事項(エクスクルージョン):

当サブ・ファンドは、EUパリ協定整合ベンチマークの除外基準(欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(g))に服する企業への投資(グリーン・ボンド規則(規則(EU)2023/2631)に基づき発行される欧州のグリーン・ボンドを除く。)ならびにその他の資金を調達するための商品(欧州グリーン・ボンド規則に基づき発行されるものではないグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナビリティ・ボンド)への投資を除外する。ルックスルー方式により、投資対象の商品が欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(g)が言及する一切の業務に資金を提供していないことを判断する。

EU気候移行ベンチマークの除外基準(欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(c))は、当サブ・ファンドのすべての企業発行体に適用される。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はない。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なガバナンスの評価は法人にのみ適用され、健全な経営構成、従業員との関係、職員の報酬および税務コンプライアンスが含まれるが、これらに限定されない。良好なガバナンスの評価において、ポートフォリオ・マネージャーは統合された内部および/または外部のデータのインプットに依拠することがあります。

調査および投資決定プロセスにおいて、各発行体は、魅力的なリターン機会を提供すると同時に強力なガバナンス慣行を促進する発行体を特定するために外部のデータプロバイダーの評価およびポートフォリオ・マネージャーの社内調査を組み合わせ、優れたガバナンス基準に照らして系統的に評価される。ここには一般的に、発行体が持続可能な活動から得る収益(「何を実行するか」)の評価に加えて当該事業のサステナビリティおよびガバナンス(「どのように実行するか」)の評価の両方が含まれる。

● **この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？**

当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の比率の下限は80%である。当サブ・ファンドの持続可能な投資対象の比率の下限は65%である。



#1 E/S特性に適合には、当サブ・ファンドにより促進される環境的または社会的特性を実現するために利用される当サブ・ファンドの投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に適合せず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性を有していない当サブ・ファンドの他の投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に適合の区分は以下が含まれる。

- #1A 持続可能の細区分には、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象が含まれる。

- #1B その他のE/S特性の細区分には、持続可能な投資対象としての適格性を有していないが、環境的または社会的特性に適合している投資対象が含まれる。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。

デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高

- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)

- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条が定める一または複数の環境目的に関するデータならびに当サブ・ファンドが行う投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとしての適格性を有する経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか(以下「タクソミー適合投資」という。)に関するデータを収集できていない。これに基づき、当サブ・ファンドのタクソミー適合投資は0%である。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？

- 投資する。
- 化石燃料ガスに投資する。 原子力に投資する。
- 投資しない。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネープリング活動とは、環境目的に多大な貢献をすることが直接的に可能になる他の活動をいう。

トランジショナル活動とは、二酸化炭素の削減のための代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を線(本書に該当箇所はない。)で示している。ソプリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。




*これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソプリン・エクスポージャーで構成される。

**該当がない(タクソミー適合投資がない)ため、比率を表示していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合は確約されていない。

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関する活動は、気候変動の抑制(以下「気候変動の緩和」という。)に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる(左側の注記を参照のこと)。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214により定められている。

 は、EU タクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、EUタクソミーに適合していない環境的な目的を備えた持続可能な投資の最低比率の定めはない。当サブ・ファンドがタクソミーに適合していない環境的に持続可能な投資対象に実際に投資する場合は、タクソミー適合であることを決定付ける十分なデータが存在しないためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、持続可能な投資の最低比率の定めはない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

サブ・ファンドは、参照ベンチマーク指数であるICEグリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンズ・カスタマイズドUSDhインデックスに対するパフォーマンスを参照する。サブ・ファンドが保有する投資対象の少なくとも70%を参照ベンチマーク指数の銘柄で構成する。参照ベンチマーク指数は、ICMAのガイドラインおよび原則に基づき、環境および／または社会および／または持続可能性に直接役立つプロジェクトのみに充当する発行手取金の資金用途を明確に指定している、適格なグリーン、社会または持続可能な目的のために発行される債券の米ドルおよびユーロ建ての市場の指標を投資家に提供する。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？

参照ベンチマーク指数は、ICMAのガイドラインおよび原則に基づき、環境および／または社会および／または持続可能性に直接役立つプロジェクトのみに充当する発行手取金の資金用途を明確に指定している、適格なグリーン、社会または持続可能な目的のために発行される債券のみで構成される。

● 投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？

サブ・ファンドが保有する投資対象の少なくとも70%を参照ベンチマーク指数の銘柄で構成する。

● 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

参照ベンチマーク指数が適格性を有するグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドまたはサステナブル・ボンドのみをカバーしているのに対し、広範な市場指数は、その発行手取金の資金用途を明確に指定する必要がない、主要な国内市場およびユーロ債市場で公募される投資適格債を測定する。

● **指定指数の算出のために用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいか？**

参照ベンチマーク指数の算出のために用いられる方法は、ベンチマーク指数提供者のウェブサイト(www.theice.com)で参照することができる。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(<https://www.fundinfo.com/>)で参照することができる。

別紙 C

交付目論見書の概要

マルチ・マネージャー・アクセス
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券
投資方針 投資目的	サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、その投資目的は、気候変動の影響の緩和、不平等の是正、基本的生活必需品へのアクセスとその質の向上など、環境、社会および/または持続可能性に直接役立つプロジェクトに充当する資金用途が明確に指定されている債券に主として投資することにより、長期的な元本成長を追求することです。 また、サブ・ファンドは、その資産の30%を上限としてハイ・イールド債券に、50%を上限としてエマージング債に投資することができます。
リスク要因	価格変動リスク/金利変動リスク/信用リスク/カントリー・リスク/為替変動リスク/先物取引に関するリスク/派生商品の利用に伴うリスク/新興国市場への投資に関するリスク 等
お申込単位	原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けます。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合があります。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。
お申込受付日	原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日。ただし、営業日であってもお申込みいただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せ下さい。
お申込価格	各申込日の翌ファンド営業日に計算される投資証券1口当たりの純資産価格
お申込手数料	お申込手数料はございません。
お買戻価格	ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される投資証券1口当たりの純資産価格
受渡し	約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目
存続期間	無制限
報酬	グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド 純資産額の上限年率0.90%

<p>その他の費用・ 手数料</p>	<p>- ファンドは、あらゆる運用費用および管理事務費用、ならびに本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税（適用あるルクセンブルグの年次税を含みます。）を負担します。</p> <p>- 個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求されます。</p> <p>- コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に比例して、またはファンドもしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求されます。</p> <p>その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
<p>課税関係</p>	<p>ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。</p>
<p>日本における 販売会社</p>	<p>UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社</p>

投資主の皆様におかれましては、本交付目論見書をよくお読みいただき、商品の内容およびリスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

監査人報告書

マルチ・マネージャー・アクセスの投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、マルチ・マネージャー・アクセス(以下、本監査報告書において「SICAV」という。)および各サブ・ファンドの2025年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

SICAVの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2025年7月31日現在のSICAVの結合純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・ 2025年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表
- ・ 同日に終了した年度のSICAVの結合運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・ 同日に終了した年度のSICAVの結合純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」(以下「CSSF」という。)が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。ルクセンブルグのCSSFが採用した2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された、(国際独立基準を含む)職業会計士の国際倫理規程(以下「IESBA規定」という。)に従ってSICAVから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

SICAVの取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対するSICAVの取締役会の責任

SICAVの取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとSICAVの取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、SICAVの取締役会は、SICAVおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、SICAVの取締役会がSICAVの清算、いずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・SICAVの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびにSICAVの取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・SICAVの取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、SICAVまたはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、SICAVまたはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年11月27日

プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名

アラン・メークリング

Audit report

To the Shareholders of
Multi Manager Access

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Multi Manager Access (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 July 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 July 2025;
- the statement of investments in securities and other net assets as at 31 July 2025;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 27 November 2025

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative

Represented by

Alain Maechling

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査人報告書

マルチ・マネージャー・アクセスの投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、マルチ・マネージャー・アクセス(以下、本監査報告書において「SICAV」という。)および各サブ・ファンドの2024年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

SICAVの財務書類は、以下により構成される。

- ・2024年7月31日現在のSICAVの結合純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・2024年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表
- ・同日に終了した年度のSICAVの結合運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・同日に終了した年度のSICAVの結合純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」(以下「CSSF」という。)が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。ルクセンブルグのCSSFが採用した2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会により発行された、(国際独立基準を含む)職業会計士の国際倫理規程(以下「IESBA規定」という。)に従ってSICAVから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

SICAVの取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対するSICAVの取締役会の責任

SICAVの取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとSICAVの取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、SICAVの取締役会は、SICAVおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、SICAVの取締役会がSICAVの清算、いずれかのサブ・ファンドの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・SICAVの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびにSICAVの取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・SICAVの取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、SICAVまたはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、SICAVまたはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する当該倫理要件を遵守していることの表明を提供し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、また該当する場合、脅威を排除するための措置または適用される予防対策を報告する。

ルクセンブルグ、2024年11月26日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名

アラン・メークリング

Audit report

To the Shareholders of
Multi Manager Access

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Multi Manager Access (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 July 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 July 2024;
- the statement of investments in securities and other net assets as at 31 July 2024;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by
Alain Maechling

Luxembourg, 26 November 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。